

# 平成26年4月第2回人吉市議会臨時会会議録

平成26年4月15日 火曜日

---

## 1. 議事日程

平成26年4月15日 午前10時 開議

- 日程第1 会期の決定
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 議第50号 専決処分の承認を求めることについて（平成25年度人吉市一般会計補正予算（第11号））
- 日程第4 議第51号 専決処分の承認を求めることについて（平成25年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第5号））
- 日程第5 議第52号 専決処分の承認を求めることについて（人吉市税条例等の一部を改正する条例）
- 日程第6 議第53号 専決処分の承認を求めることについて（人吉市都市計画税条例の一部を改正する条例）
- 日程第7 議第54号 専決処分の承認を求めることについて（人吉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 日程第8 議第55号 市道路線の認定について
- 
- 

## 2. 本日の会議に付した事件

- ・議事日程のとおり
- 
- 

## 3. 出席議員（18名）

1番	宮崎	保君
2番	高瀬	堅一君
3番	村口	隆君
4番	大塚	則男君
5番	平田	清吉君
6番	犬童	利夫君
7番	松岡	隼人君
8番	井上	光浩君
9番	豊永	貞夫君
10番	川野	精一君

11番	笹山欣悟君
12番	西信八郎君
13番	村上恵一君
14番	田中哲君
15番	仲村勝治君
16番	三倉美千子君
17番	森口勝之君
18番	永山芳宏君

欠席議員 なし

---

4. 説明のため出席した者の職氏名

市長	田中信孝君
副市長	坂崎博憲君
監査委員	篠崎國博君
教育長	末次美代君
総務部長	中村則明君
市民部長	中村明公君
健康福祉部長	松岡誠也君
経済部長	松田知良君
建設部長	田中幸輔君
総務部次長	迫田浩二君
市民部次長	加賀邦保君
健康福祉部次長	中川一水君
経済部次長	大淵修君
経済部次長	廣田五浩君
建設部次長	山田巧君
建設部次長	木村秀敏君
総務課長	溝口尚也君
企画財政課長	告吉眞二郎君
自治振興課長	小澤洋之君
会計管理者	椎葉幹夫君
水道局長	東俊宏君
水道局次長	愛甲泰士君
上水道課長	那須義徳君

教 育 部 長	井 上 祐 太 君
教 育 部 次 長	今 村 修 君
教 育 部 次 長	東 和 人 君
農 業 委 員 会 長 事 務 局 長	舟 戸 幸 弘 君

---

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局 長	赤 池 謙 介 君
次 長	山 本 繁 美 君
庶 務 係 長	椎 葉 千 恵 君
書 記	白 坂 禎 敏 君

---

---

午前10時00分 開議

○議長（永山芳宏君） おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。よって、これより平成26年第2回人吉市議会臨時会を開会いたします。

会議を開きます。

本日の議事は、議席に配付の議事日程によって進めます。

---

---

### 発言の申し出

○議長（永山芳宏君） 議事に入ります前に、4月1日付で異動がありました部課長から、それぞれあいさつの申し出がっておりますので、これを許可いたします。

○市民部長（中村明公君）（登壇） 皆様、おはようございます。今回の異動によりまして市民部長を拝命いたしました中村明公でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○建設部長（田中幸輔君）（登壇） おはようございます。4月1日付の人事異動によりまして建設部長を拝命いたしました田中幸輔でございます。よろしくお願いいたします。

○水道局長（東 俊宏君）（登壇） おはようございます。4月1日の人事異動で水道局長を拝命いたしました東俊宏でございます。どうかよろしくお願いいたします。

○総務部次長（迫田浩二君）（登壇） おはようございます。4月1日の人事異動におきまして、総務部次長兼成長戦略室長を拝命いたしました迫田浩二です。よろしくお願いいたします。

○経済部次長（廣田五浩君）（登壇） おはようございます。4月1日付人事異動で経済部次長兼観光振興課長を拝命いたしました廣田五浩でございます。よろしくお願いいたします。

○水道局次長（愛甲泰士君）（登壇） おはようございます。このたび4月1日の異動によりまして水道局次長兼下水道課長を拝命いたしました愛甲泰士です。よろしくお願いいたします。

○会計管理者（椎葉幹夫君）（登壇） おはようございます。このたび4月1日の人事異動で会計管理者に兼ねて会計課長を命ぜられました椎葉幹夫でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○教育部次長（今村 修君）（登壇） おはようございます。教育部次長兼教育総務課長を命ぜられました今村修です。どうぞよろしくお願いいたします。

○教育部次長（東 和人君）（登壇） おはようございます。4月1日付で教育部次長兼歴史遺産課長兼人吉城歴史館長を拝命いたしました東和人でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○上水道課長（那須義徳君）（登壇） おはようございます。水道局参事兼上水道課長を拝命いたしました那須義徳です。どうぞよろしくお願いいたします。

- 企画財政課長（告吉眞二郎君）（登壇） おはようございます。4月1日付の人事異動で成長戦略室長兼務を解かれました企画財政課長の告吉眞二郎でございます。よろしくお願いいたします。
- 健康福祉課長（村口桂子君）（登壇） おはようございます。4月1日の異動で健康福祉部福祉課長兼臨時給付金対策室長を命ぜられました村口桂子でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 商工振興課長（渚上聖也君）（登壇） おはようございます。このたびの人事異動により経済部商工振興課長兼企業誘致推進室長を拝命いたしました渚上聖也でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 農林整備課長（村田潤次君）（登壇） おはようございます。このたびの人事異動で経済部農林整備課長を命ぜられました村田潤次と申します。どうぞよろしくお願いいたします。
- 道路河川課長（水野二郎君）（登壇） おはようございます。このたびの人事異動で建設部道路河川課長を命ぜられました水野二郎です。どうぞよろしくお願いいたします。
- 技術専門員（川辺裕二君）（登壇） おはようございます。建設部技術専門員兼街路公園係長を拝命しました川辺裕二です。よろしくお願いいたします。
- 社会教育課長（小林敏郎君）（登壇） おはようございます。前職中は大変お世話になりました。教育部社会教育課長兼青少年ホーム館長を拝命いたしました小林敏郎です。よろしくお願いいたします。
- 市民文化課長（中村光宏君）（登壇） おはようございます。教育部市民文化課長、カルチャーパレス館長を命ぜられました中村光宏と申します。どうぞよろしくお願いいたします。
- 文化振興専門員（和田好史君）（登壇） おはようございます。教育部文化振興専門員兼文化力推進係長兼カルチャーパレス副館長を命ぜられました和田好史と申します。よろしくお願いいたします。

---

## 日程第1 会期の決定

- 議長（永山芳宏君） それでは、これより議事に入ります。日程第1、会期の決定を議題といたします。

本件については、本日午前9時30分から議会運営委員会が開催され、会期日程等について協議がなされておりますので、これについて議会運営委員長の報告を求めます。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

10番。川野精一議員。

- 10番（川野精一君）（登壇） おはようございます。平成26年第2回人吉市議会臨時会に当たりまして、本日午前9時30分から議会運営委員会を開き、会期日程等について協議をいた

しておりますので御報告申し上げます。

会期は本日1日限りとし、審議の方法につきましては、委員会付託を省略し、本会議において採決することにいたしておりますので、よろしくお願いいたします。

以上、報告を終わります。

○議長（永山芳宏君） 会期については、ただいまの議会運営委員長報告どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永山芳宏君） 御異議なしと認めます。

よって、会期については議会運営委員長報告どおり決定いたしました。

---

---

## 日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（永山芳宏君） 次に、日程第2、会議録署名議員の指名をいたします。

署名議員に3番、村口隆議員、4番、大塚則男議員を指名いたします。

---

---

## 日程第3 議第50号から日程第8 議第55号

○議長（永山芳宏君） 次に、日程第3、議第50号から日程第8、議第55号までの6件を一括議題とし、直ちに執行部の説明を求めます。

○市長（田中信孝君）（登壇） 皆さん、おはようございます。本日は、第2回人吉市議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては大変お忙しい中御出席を賜り、まことにありがとうございます。

提案理由の御説明の前に、球磨郡多良木町で発生しました鳥インフルエンザにおける本市の対応につきまして、概要を御報告申し上げます。去る4月12日深夜、熊本県からの第一報を受け、翌13日に家畜伝染病防疫対策本部を設置し、防疫体制を整え、情報収集及び対応策の検討を行ったところでございます。現在の対応としましては、人吉球磨管内の被害を最小限に食いとめるため、熊本県管内町村と連携し、管内の主要道路13カ所において出入りする車両の消毒活動を実施しており、うち3カ所において本市で対応を行っております。また、鳥インフルエンザが発生した養鶏場においても、殺処分の対応がなされております。今後も引き続き熊本県管内町村との情報共有に努め、被害拡大防止に全力を尽くしてまいりますので、市民の皆様、並びに議員各位におかれましては御理解と御協力をいただきますようお願い申し上げます。

それでは、御提案いたしております議案につきまして御説明申し上げます。

議第50号平成25年度人吉市一般会計補正予算（第11号）は、3月28日に専決処分いたしました補正予算につきまして議会の承認を求めるものでございまして、地方譲与税及び特別交付税などの決定によるもののほか、補助事業や地方債の確定に伴う変更などを専決いたしました

ものでございます。歳入歳出にそれぞれ3,452万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ155億3,875万2,000円とするものでございます。繰越明許費の補正は、追加として地方道路等整備事業ほか3件を計上いたしております。また、人吉インターチェンジ交通結節点トイレ整備事業ほか1件につきましては、平成25年度内に竣工したことから、繰越明許費の廃止といたしております。さらに、老人福祉センター改修事業ほか12件は、繰越額の確定による変更を行っております。地方債の補正は事業費の確定などに伴い、2件の変更を行っております。

歳入の主なものは、市税につきましては最終見込みによるものでございまして、地方消費税交付金や地方交付税などは、3月交付分の決定によるものでございます。県支出金は、平成25年度交付額の決定等によるものでございます。繰入金につきましては、減債基金からの繰り入れをしなかったことによる減額でございます。

歳出の主なものは、農林水産業費が人吉市農業活性化対策事業補助金などの確定によるものでございます。土木費が社会資本整備総合交付金事業など、事業費の確定によるものでございます。消防費が防火水槽築造工事など、事業費の確定によるものでございます。教育費が小学校特別支援学級等改修工事など、事業費の確定によるものでございます。予備費を3,862万9,000円増額いたしております。

議第51号平成25年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第5号）は、介護報酬改定等に伴うシステム改修経費を専決処分いたしました補正予算につきまして、議会の承認を求めらるものでございまして、歳入歳出にそれぞれ24万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ42億6,051万7,000円とするものでございます。繰越明許費の補正は、追加として介護保険システム改修補助事業を計上いたしております。

議第52号から議第54号までの3件につきましては、3月31日に専決処分をいたしました人吉市税条例等の一部を改正する条例、人吉市都市計画税条例の一部を改正する条例及び人吉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、議会の承認を求めらるものでございます。

これは、地方税法等の一部を改正する法律が平成26年3月31日に公布され、同年4月1日から一部施行されたことに伴いまして、当該関係条例の一部改正を行ったものでございます。

改正の主な内容としましては、地方法人税の創設に伴う法人市民税法人税割の税率の引き下げ及び軽自動車税の税率の見直しなどがございます。固定資産税につきましては、ノンフロン製品の特例、公害防止用施設または設備についての特例に、条例で自主的に軽減割合を定めるわがまち特例が導入されたことに伴う改正を行ったものでございます。なお、都市計画税につきましては、地方税法に追従する改正を行っております。国民健康保険税につきましては、後期高齢者支援金分及び介護納付金分の課税限度額の引き上げ、中低所得者層の負担軽減を図るための軽減判定所得の基準の見直しを行ったものなどがございます。

議第55号市道路線の認定についての案件は、スマートインターチェンジ整備計画を推進するに当たり、国土交通大臣に連結許可の申請をするために、当該関係する道路3路線の市道認定をお願いするものでございます。

詳細につきましては、所管の責任者から御説明させていただきたいと存じます。

議員各位におかれましては、慎重御審議の上、御協賛賜りますようお願い申し上げます。

○総務部長（中村則明君）（登壇） おはようございます。それでは、私のほうから議第50号平成25年度人吉市一般会計補正予算（第11号）についての補足説明をさせていただきます。

それでは、お手元の専第2号予算書の1ページをお願いいたします。第1条の歳入歳出予算の補正につきましては、主なものを事項別明細書により御説明いたします。第2条の繰越明許費の補正につきましては、第2表繰越明許費補正により、第3条の地方債の補正につきましては、第3表地方債補正によりそれぞれ御説明いたします。

5ページをお願いいたします。第2表繰越明許費補正の追加でございますが、8款土木費、2項道路橋梁費、地方道路等整備事業（戸越永葉線）255万3,000円は、工事における安全対策としての交通誘導員の確保と資材の調達に時間を要し、工事期間が延びましたことにより追加をいたすものでございます。5項河川費、河川等整備事業（蟹作川）716万円は、川岸の崩落石積の復旧と代替工法の検討、調整に時間を要し、工事期間が延びましたことにより追加をいたすものでございます。10款教育費、2項小学校費、小学校特別支援教室等改修事業677万7,000円は、人吉東小学校の校舎階段に設置いたします昇降機が消費増税前の需要増の影響に加え、注文製品でありますことから、納品に時間を要し工事期間が延びましたこと等により追加をいたすものでございます。5項社会教育費、人吉城跡公衆トイレ整備事業1,213万6,000円は、全国的な建築工事の増加に伴い、建築資材の納品おくれや鉄筋工、型枠工、内装工などの技能士が不足する状況でございまして、工事の進捗がおくれ、工事期間が延びましたことにより追加するものでございます。

次に、廃止でございますが、2款総務費、1項総務管理費、人吉IC交通結節点トイレ整備事業及び8款土木費、2項道路橋梁費、社会資本整備総合交付金事業（下林南願成寺線）は、いずれも年度内に竣工いたしましたことから廃止するものでございます。

次に、変更でございますが、3款民生費、1項社会福祉費、老人福祉センター改修事業は、県の補助事業で設置いたします太陽光発電設備設置事業における事業費及び年度内に支払います前払金の確定による変更でございます。

6ページをお願いいたします。8款土木費、2項道路橋梁費、社会資本整備総合交付金事業（上林中神線）から4項都市計画費、村山公園施設改築事業までの10件は、事業費及び年度内に支払います前払金の確定による変更でございます。9款、1項消防費、防災行政無線整備事業も事業費及び年度内に支払います前払金の確定による変更でございます。11款災害復旧費、3項公共土木施設災害復旧費、現年発生補助道路橋梁災害復旧事業（大畑旧国道第



1号線道路災害復旧工事)は、事業費の確定による変更でございます。

7ページをお願いいたします。第3表の地方債補正の変更でございますが、防災対策事業債は、防火水槽築造工事費の確定に伴う変更でございます。また、現年発生補助災害復旧事業債は、事業費の確定に伴う変更でございます。

続きまして、歳入について御説明申し上げます。10ページをお願いいたします。1款市税、4項、1目市たばこ税554万5,000円の減額は、最終見込みによる補正でございます。2款地方譲与税、1項、1目、1節地方揮発油譲与税33万8,000円の減額から、少し飛びまして13ページの11款、1項、1目、1節交通安全対策特別交付金68万円の増額までは、交付額の確定による補正でございます。15款県支出金、1項県負担金、2目衛生費県負担金、1節保健衛生費負担金3万5,000円の増額は、平成23年4月に発生したMRワクチン予防接種副反応に係る給付金に対しまして、予防接種法に基づき交付される県負担金の決定に伴う補正でございます。2項県補助金、1目総務費県補助金、1節総務管理費補助金9,000円の増額は、くまもとふるさと寄附金交付金の確定に伴う補正でございます。2目民生費県補助金、2節児童福祉費補助金21万1,000円の増額は、子ども・子育て支援新制度システム構築等事業に対する補助金の交付決定などに伴う補正でございます。

14ページをお願いいたします。17款、1項寄附金、2目総務費寄附金、1節総務管理費寄附金17万6,000円の増額は、古都人吉応援団寄附金の確定に伴う補正でございます。18款繰入金、2項基金繰入金、4目、1節減債基金繰入金3,000万円の減額は、基金からの繰り入れを行わなかったことによる補正でございます。20款諸収入、4項、3目雑入、1節総務費雑入、住宅家賃本人負担金19万2,000円の減額は、国家公務員割愛職員退職後の後任が決定しなかったため減額するものでございます。3節衛生費雑入、全国市長会予防接種事故賠償補償保険金1万1,000円の増額は、ワクチン予防接種副反応に係る給付金のうち、県負担金を差し引いた残額が全国市長会から支払われるものでございます。5節農林水産業費雑入、分収林分配金605万円の増額は、木地屋町にございます国有林の分収契約に基づく分配金でございます。8節消防費雑入、消防団員公務災害補償金受入金144万5,000円の減額は、補償金の確定に伴う減額でございます。

15ページをお願いいたします。21款市債につきましては、第3表で御説明いたしましたので省略させていただきます。

次に、歳出でございます。16ページをお願いいたします。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費24万3,000円の増額は、介護保険特別会計の補正に伴う繰出金の増額でございます。6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費177万5,000円の減額は、人吉市農業活性化対策事業補助金及び人吉市クリセン定作業支援補助金の確定に伴う補正でございます。

17ページをお願いいたします。8款土木費、2項道路橋梁費、2目道路維持費394万3,000

円の増額は、社会資本整備総合交付金事業のうち、橋梁新設改良費から道路維持費への事業費組み替えに伴う補正でございます。5目橋梁新設改良費694万1,000円の減額は、社会資本整備総合交付金事業のうち、道路維持費への事業費組み替えや事業費の確定に伴う補正でございます。5項河川費、2目河川改良費100万円の増額は、蟹作川河川改修工事のうち、川岸の石積崩落復旧と代替工法採用により工事費を追加するものでございます。9款、1項消防費、2目非常備消防費144万4,000円の減額は、歳入でも御説明いたしました消防団員公務災害補償金の確定に伴う減額でございます。3目消防施設費131万3,000円の減額は、防火水槽築造工事費の確定に伴う減額でございます。

18ページをお願いいたします。10款教育費、2項小学校費、3目学校建設費103万2,000円の増額は、人吉東小学校の校舎階段に設置いたします昇降機に係る建築確認手数料や、特別支援教室前のトイレ設置工事費などの増額に伴うものでございます。5項社会教育費、5目文化財保護費75万7,000円の増額は、人吉城跡公衆トイレ建築工事につきまして、全国的な建築工事の増加に伴う建築資材の納品おくれなどによる工事費の増額でございます。11款災害復旧費、3項公共土木施設災害復旧費、1目道路橋梁災害復旧費21万1,000円の増額は、事業費の確定に伴う補正でございます。

19ページをお願いいたします。13款諸支出金、2項基金費、9目人吉応援団基金費「10万6,000円」の増額は、歳入のくまもとふるさと寄附金交付金及び古都人吉応援団寄附金を積み立てるものでございます。14款予備費を3,862万9,000円の増額をしております。

以上で、議第50号についての補足説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

済みません、訂正をお願いいたします。19ページの説明でございます。13款諸支出金、2項基金費、9目人吉応援団基金費18万6,000円の増額はと説明しないといけないところを「10万6,000円」と申し上げたそうです。大変申しわけございません、訂正方よろしく願いいたします。

○議長（永山芳宏君） ただいま説明がありました議第50号から議第55号までの6件について、質疑はありませんか。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

11番。笹山欣悟議員。

○11番（笹山欣悟君） おはようございます。議第55号の市道路線の認定についてなんですが、全員協議会の中で具体的な説明をいただきながら、ある程度理解はしたところなんですけれども、若干ちょっと理解できない部分がありましたので、お尋ねしておきたいと思っています。一つはその提案の中で、連結許可申請に必要なために市道路線の認定をするんだというふうなことで説明があったと思っています。ただ、今回のこの市道路線については、まだ全く計画の段階の中で、全員協議会の中で1案、2案を示されながらこの路線に決まったというようなことで説明ありましたけれども、具体的にはどういった経過を踏まえてどこの時点

でこれが認められたのか、その辺が具体的な説明がなかったと思っています。この路線をこういうふうに決められた課程というのはどの時点で決められたのか、まずは確認をしておきたいと思えますし、もう1点はこれまだ図面上の計画だけの路線になっています。この計画だけの路線を、例えば許可が下りて工事着手をされて用地交渉、工事着手をされた場合に、路線がきちっと決まると思っています。図面上で測量されながらですね。そういった場合に改めて市道のこの路線についての確定は改めてされるのかどうか、2点についてお尋ねをしておきたいと思えます。

○建設部長（田中幸輔君） 今2点御質問いただきました。まず市道認定につきまして市道認定の経過ということでお話がありました。まず、この市道認定をするのにまず事業計画をつくるわけですけれども、協議会が人吉・球磨スマートインターチェンジ整備促進協議会というのがございまして、そういう中で御検討していただいております。少し長くなりますけど説明いたしますと、平成21年3月に人吉・球磨スマートインターチェンジ整備促進協議会というのが設立されております。その後、スマートインターチェンジの実現に向けた実動組織としまして、昨年7月に人吉市にスマートインターチェンジ整備準備室が設置されました。昨年から今日まで15回の作業部会と促進協議会の本会議を4回開催し、協議を進めてまいったところでございます。その中で今回市道の認定につきまして提案させていただきます案件につきましては、関係市町村の説明を含めまして、それから協議会の下部組織として町村の関係課長で組織する運営委員会を設置してございまして、作業を進めてまいっております。その内容としましては、それぞれの町村に持ち帰って協議していただいております。そういう中で本会議の中で本年度の3月に、その認定につきましてその協議会の中では御同意をいただいております。今回全員協議会の中で御報告させていただいたというようなことでございまして、その路線につきまして今回の計画案を1案、2案という形で大体お示ししましたけれども、いろんな案を協議いたしましたけれども、その中で一番ベストな案ということでの検討をさせていただいたところでございまして、そういうことで御報告させていただきたいと思えます。

次に、実態のない道路上に市道ができるのかということでございまして、市道の認定につきましては、人吉市市道認定基準に基づき設定を行います。その中に市道認定基準というのがございまして、その第2条に市道に認定する道路は、法令に定めがあるものを除き、次の各号の1に該当するものを対象にするとなっております。その第1項に、人吉市が新設するものという項目がございまして、今回の市道認定はそれに基づいて、まずは形がなくてもまずつくるという中で市道を認定して行うということができるとなっておりますので、御報告いたします。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 11番。笹山欣悟議員。

○11番（笹山欣悟君） ある程度理解できましたけれども、最終的にその促進協議会の中で、先ほど1案、2案というふうな話をされましたけれども、その協議会の中でこの案に決まったからこの案で市道の認定をしていくんだというようなことで確認をしとってよろしいわけですかね。

それと、もう一つはその協議会の中では、これできちっと承認をされたのかどうか、まだただ1案じゃなくて違う案もあるんだというふうなことでなっているのか、もうこの案で承認をされて今回市道をきちっと認定をこういった形で議会に提案されているのかどうか、ここはもう1回確認をさせていただきたいと思っています。

それと、空論上の例えばそういった市道の認定についてはこういった新設ができるんだというようなことで理解しますけれども、その新設をする市道の認定について、その後正式に形状等が決まった中での面積の確定等についてはどうされるんですかというのを私一番最初にお尋ねしたつもりです。きちっと確定したあとの市道の認定のあり方は、また違った方法があるのか、もしくはその面積を公示されるのか、その辺をちょっと確認をしたいなと思ってお尋ねをしたところです。以上、お願いいたします。

○市長（田中信孝君） ささまざまな案がございまして、それをいわゆる国土交通省九州地方整備局、熊本県警本部、それからNEXCO西日本、そして協議会における幹事会、または協議会の親会等々で検討してきたところでございます。一番問題点というのは、いわゆるトールゲートから国道までの設置が、料金所から国道までの設置がスムーズな交通の流れが確保できるか、それから東間の交差点とのいわゆる交通流量がどのようになるのか、それからもう一つは、できる限り用地買収の対象が少ない案というところでさまざまに検討させていただいて、そして県警、それからNEXCO、そして国土交通省九州地方整備局の承認を得た上で協議会の親会で承認をさせていただいたと、そういう経緯でございまして。いわゆる我々がその専門家でない協議会の親会でもさまざまな案は検討させていただきましたけれども、やはりそこには交通規制であるとか、またはどれぐらいの角度で上っていく、その角度の割合であるとか、今度はその地域の何と言いますか、環境等々の配慮であるとか、またはあそこには、いわゆる何と申しますか、その文化財、埋蔵物等々の地域もございまして、そういうものをできるだけ通らないようにして、しかもできるだけ安価な経費でというさまざまな観点をこれまで協議をして、そして最終的に人吉・球磨スマートインターチェンジ整備促進協議会の親会で決定をしたところでございます。

以上、お答えいたします。

○建設部長（田中幸輔君） 市道の認定についてお答えいたします。

議案書の25ページにもありますけれども、今回の市道の認定につきましては、起点、終点ということで認定をさせていただいております。今後の予定でございましてけれども、今回の認定は路線の認定まででございまして、今後区域の確定というのが出てまいります。その折

には、法第18条の区域の決定によって確定するという事となっておりまして、今回は起点、終点の認定ということでございます。

以上、お答えいたします。

○11番（笹山欣悟君） 終わります。

○議長（永山芳宏君） ほかにありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、質疑を終了いたします。

それでは、採決いたします。採決は分割して行います。

まず、議第50号についてお諮りいたします。議第50号について、承認することに御意義ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永山芳宏君） 御異議なしと認めます。

よって、議第50号は承認することに決しました。

次に、議第51号についてお諮りいたします。議第51号について、承認することに御意義ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永山芳宏君） 御異議なしと認めます。

よって、議第51号は承認することに決しました。

次に、議第52号についてお諮りいたします。議第52号について、承認することに御意義ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永山芳宏君） 御異議なしと認めます。

よって、議第52号は承認することに決しました。

次に、議第53号についてお諮りいたします。議第53号について、承認することに御意義ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永山芳宏君） 御異議なしと認めます。

よって、議第53号は承認することに決しました。

次に、議第54号についてお諮りいたします。議第54号について、承認することに御意義ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永山芳宏君） 御異議なしと認めます。

よって、議第54号は承認することに決しました。

次に、議第55号についてお諮りいたします。議第55号について、原案のとおり決するに御意義ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永山芳宏君） 御異議なしと認めます。

よって、議第55号は原案可決確定いたしました。

---

---

○議長（永山芳宏君） 以上で、本日の議事は全部終了いたしました。

これをもって、平成26年第2回人吉市議会臨時会を閉会いたします。

午前10時44分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

人吉市議会議長 永 山 芳 宏

人吉市議会議員 村 口 隆

人吉市議会議員 大 塚 則 男

# 平成26年5月第3回人吉市議会臨時会会議録

平成26年5月16日 金曜日

---

## 1. 議事日程

平成26年5月16日 午前10時 開議

日程第1 会期の決定

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第3 議第56号 平成26年度人吉市一般会計補正予算（第1号）

---

---

## 2. 本日の会議に付した事件

- ・ 議事日程のとおり
- 
- 

## 3. 出席議員（18名）

1番	宮崎	保君
2番	高瀬	堅一君
3番	村口	隆君
4番	大塚	則男君
5番	平田	清吉君
6番	犬童	利夫君
7番	松岡	隼人君
8番	井上	光浩君
9番	豊永	貞夫君
10番	川野	精一君
11番	笹山	欣悟君
12番	西	信八郎君
13番	村上	恵一君
14番	田中	哲君
15番	仲村	勝治君
16番	三倉	美千子君
17番	森口	勝之君
18番	永山	芳宏君

欠席議員 なし

---



4. 説明のため出席した者の職氏名

市 長	田 中 信 孝 君
副 市 長	坂 崎 博 憲 君
監 査 委 員	篠 崎 國 博 君
教 育 長	末 次 美 代 君
総 務 部 長	中 村 則 明 君
市 民 部 長	中 村 明 公 君
健 康 福 祉 部 長	松 岡 誠 也 君
経 済 部 長	松 田 知 良 君
建 設 部 長	田 中 幸 輔 君
総 務 部 次 長	迫 田 浩 二 君
健 康 福 祉 部 次 長	中 川 一 水 君
経 済 部 次 長	大 渕 修 君
経 済 部 次 長	廣 田 五 浩 君
建 設 部 次 長	山 田 巧 君
建 設 部 次 長	木 村 秀 敏 君
総 務 課 長	溝 口 尚 也 君
企 画 財 政 課 長	告 吉 眞 二 郎 君
自 治 振 興 課 長	小 澤 洋 之 君
会 計 管 理 者	椎 葉 幹 夫 君
水 道 局 長	東 俊 宏 君
水 道 局 次 長	愛 甲 泰 士 君
上 水 道 課 長	那 須 義 徳 君
教 育 部 長	井 上 祐 太 君
教 育 部 次 長	今 村 修 君
教 育 部 次 長	東 和 人 君
農 業 委 員 会 長	舟 戸 幸 弘 君

5. 職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

局 長	赤 池 謙 介 君
次 長	山 本 繁 美 君
庶 務 係 長	椎 葉 千 恵 君
書 記	白 坂 禎 敏 君

午前10時00分 開議

○議長（永山芳宏君） おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。よって、これより平成26年第3回人吉市議会臨時会を開会いたします。

会議を開きます。

本日の議事は、議席に配付の議事日程によって進めます。

---

---

### 日程第1 会期の決定

○議長（永山芳宏君） それでは、これより議事に入ります。日程第1、会期の決定を議題といたします。

本件については、本日午前9時30分から議会運営委員会が開催され、会期日程等について協議がなされておりますので、これについて議会運営委員長の報告を求めます。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

10番。川野精一議員。

○10番（川野精一君）（登壇） おはようございます。平成26年第3回人吉市議会臨時会に当たりまして、本日午前9時30分から議会運営委員会を開き、会期日程等について協議をいたしておりますので御報告申し上げます。

会期は本日1日限りとし、審議の方法につきましては、委員会付託を省略し、本会議において採決することにいたしておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上、報告を終わります。

○議長（永山芳宏君） 会期については、ただいまの議会運営委員長報告どおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永山芳宏君） 御異議なしと認めます。

よって、会期については議会運営委員長報告どおり決定いたしました。

---

---

### 日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（永山芳宏君） 次に、日程第2、会議録署名議員の指名をいたします。

署名議員に5番、平田清吉議員、6番、犬童利夫議員を指名いたします。

---

---

### 日程第3 議第56号

○議長（永山芳宏君） 次に、日程第3、議第56号を議題とし、直ちに執行部の説明を求めます。

○市長（田中信孝君）（登壇） 皆さん、おはようございます。本日は、第3回人吉市議会臨

時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては大変お忙しい中御出席を賜り、まことにありがとうございます。

早速でございますが、御提案いたします議案につきまして御説明申し上げます。

議第56号平成26年度人吉市一般会計補正予算案（第1号）は、（仮称）鉄道ミュージアム建設に関する補正でございます。（仮称）鉄道ミュージアム建設につきましては、地域の元気臨時交付金や有利な起債を活用し、事業を推進することとしておりますが、地域の元気臨時交付金が平成26年度までの活用となっておりますことから、今回補正をお願いするものでございます。

歳入では、繰入金といたしまして地域の元気づくり基金からの繰り入れ及び市債といたしまして地域活性化事業債の追加を、また、歳出では、（仮称）鉄道ミュージアム建設に関する事業費などの追加補正をいたしております。

今回の補正は、歳入歳出にそれぞれ2億4,583万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ149億3,206万8,000円とするものでございます。

詳細につきましては、所管の責任者から御説明させていただきたいと存じます。

議員各位におかれましては、慎重御審議の上、御協賛賜りますようお願いいたします。

○総務部長（中村則明君）（登壇） 皆さん、おはようございます。それでは、議第56号平成26年度人吉市一般会計補正予算案（第1号）につきまして、補足説明をさせていただきます。

今回の補正予算につきましては、（仮称）鉄道ミュージアム建設整備事業関連の補正予算でございます。（仮称）鉄道ミュージアム整備につきましては、地域の元気臨時交付金や有利な起債を活用し、事業を推進していくこととしておりますが、地域の元気臨時交付金の活用が平成26年度限りとなっておりますことから、予算を6月定例会市議会へ提案予定の補正予算に計上いたしますと工期的に非常に厳しく、できるだけ早急に工事等を発注する必要がございます。今回の補正予算をお願いしたところでございます。

それでは、恐れ入りますが、お手元の予算書の1ページをお願いいたします。第1条の歳入歳出予算の補正につきましては、事項別明細書により、第2条の繰越明許費につきましては、第2表繰越明許費により、第3条の地方債の補正につきましては、第3表地方債補正によりそれぞれ御説明いたします。

4ページをお願いいたします。第2表の繰越明許費は、2款総務費、1項総務管理費、（仮称）鉄道ミュージアム整備事業7,760万円でございます。これは、（仮称）鉄道ミュージアム本体工事以外の屋外付帯工事や備品の購入などにおきまして、年度内竣工が困難なため繰り越すものでございます。

第3表の地方債補正でございますが、（仮称）鉄道ミュージアム整備事業に対する地方債の追加でございます。地方債の限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めております。

7ページをお願いいたします。歳入でございますが、18款繰入金、2項基金繰入金、5目、1節地域の元気づくり基金繰入金5,033万5,000円の増額補正は、歳出予算に計上しております（仮称）鉄道ミュージアム整備事業に対する基金からの繰入金でございます。19款、1項、1目繰越金、1節前年度繰越金を2,000万円増額補正いたしております。21款、1項市債、6目総務費、1節総務管理費1億7,550万円の増額補正は、（仮称）鉄道ミュージアム整備事業に対する起債を計上いたしております、地域活性化事業債を予定しております。

次に、歳出でございますが、8ページをお願いいたします。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費2億5,000万円の増額補正は、（仮称）鉄道ミュージアム整備に関する委託料、工事請負費、備品購入費などがございます。14款、1項、1目予備費を416万5,000円減額いたしております。

以上で、議第56号平成26年度人吉市一般会計補正予算案（第1号）についての補足説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○議長（永山芳宏君） ただいま説明がありました議第56号について、質疑はありませんか。

（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

7番。松岡隼人議員。

○7番（松岡隼人君） 質問2点させていただきます。

まず、年間目標入館者数とその根拠、また、次に運営に関して、どこの部分を、だれが、どのような手法で運営するのか、2点についてお尋ねいたします。

○総務部長（中村則明君） お答えいたします。

入館者数につきましては、年間5万人を想定しております。ただし、施設には無料部分と有料部分があることから、指定管理や部分委託の際に収入等の基礎として用いる数字ではなく、あくまでも来館者の目標ということで御理解いただきたいと存じます。この数字の算出に当たりまして参考としましたのは、市内の各施設の年間利用者数でございます。平成25年熊本県観光統計によりますと、人吉城歴史館が約1万6,000人、石野公園が5万6,000人、球磨川下りがラフティングや梅花の渡し等も含めまして約3万5,000人、青井阿蘇神社は約46万人となっております。また、SL人吉の利用者につきましては、新聞報道等を参考にいたしますと、年間約3万人強に御利用いただいている状況でございます。

施設のほうの運営に関するお尋ねでございますが、直営と申しますよりも、指定管理のほうを予定しておるところでございます。大きく全体の運営とカフェ等の運営ということに分かれてくるかと存じますが、そこにつきましては、部分委託あるいは全委託も含めまして、なるべく市の持ち出しが少なくなるように、収入がふえるようなところでの運営、企画を検討しているところでございます。現段階で明確にお答えできるものではございません。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 7番。松岡隼人議員。

○7番（松岡隼人君） この鉄道ミュージアムの最大の目標、目的として、情報発信や子供たちへの教育等があるというふうに理解しています。その中で私はそこの運営方法というのが一番肝心かなめ、最も重要な部分だというふうに思っています。そこが明らかになっていない、今の段階で決まってないというのは、ちょっと判断に苦しむのかなというふうに私自身思っておりますが、市の方針としてそのあたりはどのように思っていらっしゃるのかお尋ねします。

○総務部長（中村則明君） 繰り返しになるかと思えますけれども、運営につきましてですが、今議員のほうからおっしゃいましたとおりに、肥薩線のほうの鉄道遺産としての情報を発信するというところでの観点、また団体も含めまして子供たちを教育するとか、集めるの観点というところがございますので、そういったところに沿うような形での指定管理を考えております。ただ、市民の方がだれでも気軽に自由に使えるようなところも目指しております。例えばでございますけれども、カフェ等に有名なところが入っていただくとかするとまた利用のほうもたくさん来ていただけるのではないかなというふうに思っております。ただ、それが今具体的にどこというのはまだ検討段階でございますので、これからなるべく市の持ち出しが少なくなるようなところで検討してまいりたいと思います。少なくとも開館の半年前までにはそういった具体的なところをお示しをさせていただきたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○7番（松岡隼人君） 以上で終わります。

○議長（永山芳宏君） ほかにありませんか。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

3番。村口隆議員。

○3番（村口 隆君） 2点私も質問させていただきます。

まず、今回備品購入費に4,742万2,000円が計上してございますが、この中には備品として展示品の購入費も含まれているのか。含まれているとしたら、その展示品の更新はどれぐらいの周期で予定されているのか。また、逆に含まれていないとしたならば、今後新たに展示品の購入費としてまた幾らか予算が計上されるというのが試算されているのかが1点。

それと2点目が、鉄道ミュージアムをつくることによって起債の償還、そして年間にかかる施設の維持管理費、人件費、先ほど指定管理委託と言われましたので、指定管理委託料も含めてランニングコストが毎年どれだけかかるのか、試算されているのかをお尋ねします。

○総務部長（中村則明君） まず備品購入費についてのお尋ねでございますが、備品購入費4,742万2,000円の中には展示品の購入等は含めておりません。ミニトレインでありますとか、館内の備品、事務用品の備品といったものでございます。展示をします鉄道関係につきましては、今現在収集しておりますもののほか、今後寄贈いただけるもの、あるいは委託展示をさせていただけるものというところでの展示を考えているところでございます。

また、実際質問から少しそれるかもしれませんが、展示という部分で申しますと、なかなか他の鉄道博物館等見ましても、実際に鉄道業者が運営している所に比べますと、そういった展示するものというのは限られてくるわけございまして、大きく肥薩線のほうの全体像をわかってもらうためには映像で訴えるもの、プロジェクター等を含めまして、そういった映像で訴えて御理解いただくものというのが中心になってくるかと思えます。もちろん中の展示につきましても現在持っているものとか、あるいは貸していただくものにつきましても展示はしてまいります、今回の鉄道ミュージアムのほうの全体のコーディネートを手戸岡鋭治氏のほうにお願いしております、ただ予算が通らないと正式にお願いもできませんので、手戸岡鋭治氏の意向に沿う形での展示ということになってくるのではないかなと思えます。また、そうなったときが手戸岡鋭治氏が持っているものとか、あるいはデザイン画とかそういったものも展示できるようになるのではないかと期待しているところでございます。

あと、もう一つがランニングコストについてのお尋ねでございました。人件費につきましては、先ほどの繰り返しになるかもしれませんが、指定管理のやり方によって、そこが利益を得るところであるとまた額がかわってきますので、人件費等を除き建物に係る経費としましては、人吉城歴史館の今年度の予算費目要求額を参考に計算しましたところ、光熱水費などの需用費、通信運搬費などの役務費、清掃、警備、各種点検業務に係る委託料などの費目が考えられまして、およそ600万円ほどかかると存じます。また、その他に見込まれる木造としての特徴というところで、2階のウッドデッキの部分というのは、恐らく2年とか3年に1回は、床板の木材の保護塗装をしなければならないと思えます。それは1回当たり約71万円を見込んでいるところでございます。

以上、お答えいたします。

済みません、大事なのを忘れておりました。起債ということでございます。今後の起債等を含めた後年度の負担というところでお答えしたいと思えます。財政状況判断の一つの指標となりますのが、実質公債費比率でございまして。これは自治体の財政規模に占める借金の割合ということで御理解いただきたいと思えますが、本市におきましては、直近の3カ年の数値が8.1%でございまして。ちなみに県内の14市の平均が11.6、類似団体が11.9ということで、県内並びに類似団体から比べると本市は実質公債費比率は低いところでございまして。この数値が18%以上になりますと、新たな借金をするのに国・県の同意が必要となってくるというものでございまして。本市としましては、先ほど申しましたように現段階ではこの基準を大きく下回っているところでございまして、鉄道ミュージアム建設に対しての起債借り入れでの影響は0.2%程度というふうに見込んでおります。したがって、指摘を受ける数値とはならないところでございまして。しかしながら、年間の償還額が15年で返すところで見込んでおりますが、利息を含めて1年当たり約1,500万円程度でございまして、今後他の事業に

係る起債の借り入れに関しましては、予算における公債費の割合なども考慮しながら財政見通しを踏まえて判断をしていかなければならないと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 3番。村口隆議員。

○3番（村口 隆君） 展示品の購入費は、今後水戸岡氏との協議の進みぐあいによっては展示費が今後出てくるということで理解してよろしいのでしょうか。

○総務部長（中村則明君） お答えいたします。

当然出てくるものもあるかと思えますけれども、すべてが当然市のほうが主体となって行っていますので、水戸岡鋭治氏のほうからコーディネートが上がってきたときに、そこは市のほうで判断させていただきたいと思えます。答えとしては今後展示品を購入する可能性というのはあるかと存じます。

以上、お答えいたします。

○3番（村口 隆君） 終わります。

○議長（永山芳宏君） ほかにありませんか。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

8番。井上光浩議員。

○8番（井上光浩君） 私のほうからは、2点ほどお聞きしておきたいと思えますが、肥薩線の世界遺産登録に向けてのことであると思えます。その目指す拠点づくりということも含まれていると思えます。文化振興拠点、観光振興拠点、そして民間連携を図る拠点ということでコンセプトもございしますが、この中で私自身は経済建設委員会に所属をしておりますので、その点のほうからちょっとお聞きしておきたいと思えますが、本体工事完了が平成27年3月を予定されております。この点で昨今の状況で、期限つきでありますので非常に急がれることだと思えます。そこで、例えば部材の不足、説明があつてるかもしれませんが、また例えば先日は村上委員長のおかげで松島庁舎のほうにまいりました。総務部長も一緒でしたけれども、この建造物の構造として木造2階建てということでございました。その際に木材の供給等々につきましても質問を差し上げましたけれども、もちろん今回もこの規模でありますけれども、木材を納品していただく、地元産を使われると思えますけれども、そういったことについての部材の供給は確保できるのか。

また、総務部の提案でございしますが、この建築について明るいというか、技術者としての職員の配置はなされているのか、その点をお聞きしたいと思います。

○総務部長（中村則明君） お答えいたします。

木材の供給関係でございしますが、消費税が上がっておりますけれども、その直前にしましてかなり需要が集中していたということをお聞きしておりますけれども、現段階では需要の供給は間違いないものと考えております。

あと建築というところで専門の職員の配置でございしますが、現在、総務部自治振興課内に

建築士の免許を持った職員がおりますので、その職員のほうが担当を建築に関しましてはするところでございます。

以上、お答えいたします。

○8番（井上光浩君） 終わります。

○議長（永山芳宏君） ほかにありませんか。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

13番。村上恵一議員。

○13番（村上恵一君） 1点です。この鉄道ミュージアムでき上がってから成功のかぎは、やはりJR九州にあるんじゃないかなと思うんですよね。ということで、JR九州とはどのような話し合いがなされているのか。財政的な支援はないにしても、例えば肥薩線を世界遺産にというときに、やはりキーポイントになるのはその肥薩線の資料とか、北九州の鉄道ミュージアムがございまして、あちらのほうにも眠ってる資料等もあるかもしれません。そのような資料もいかにかき集められるかがやはり目玉になって大きく動き出すのではないかと思うんですが、そこら辺の話し合いはなされているのかどうかをお聞きしたいと思います。

○議長（永山芳宏君） 答弁できますか。

○総務部長（中村則明君） お答えいたします。お時間をちょうだいして大変申しわけありませんでした。

JR九州株式会社に対しましては、JR九州が保有、保存しております資料提供に関する協議を今行っているところでございます。今資料の確認につきましては、職員のほうが参りまして見させていただくとかしているところでございますけれども、今後とも資料の提供や調査の協力依頼等を引き続き行う必要があるかと思えます。粘り強くJRのほうとは協議を重ねてまいりたいと思えます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 13番。村上恵一議員。

○13番（村上恵一君） 個人でやはり資料をお持ちの方もたくさんおられるかもしれませんが、そこら辺を含めましてもっと幅広くお声かけをしていただくということと、やはり先ほど申しましたように成功のかぎはJR九州にあると思えますので、貴重な資料を預託していただくとかいう形で支援を強く願ってほしいというふうに思います。そのようなことで、ぜひせっかくなら成功していただきたいということで要望を伝えておきます。

以上です。

○議長（永山芳宏君） ほかにありませんか。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

5番。平田清吉議員。

○5番（平田清吉君） 工事請負費、これが1億8,000万円ほどありますけれども、この工事請負について、多分競争入札か指名競争入札かされるかと思うんですけれども、どういうふうな契約方法を考えておられるのかお聞かせください。



○総務部長（中村則明君） お答えいたします。

今回工事請負としまして、本体工事に関しましては、1億5,590万円予算を計上しております、その中には本体部分と電気設備、機械設備等が大きく分けられます。業者のほうに関しましては通常の入札を予定しております、最終的には指名審査会において決定されるものでありますけれども、内容、規模等から考えまして通常の入札、市内業者も可能な通常の入札と考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 5番。平田清吉議員。

○5番（平田清吉君） 部材については市内の業者から購入するということで答弁いただいておりますので、安心してはいるんですけども、競争入札につきましては、市内の業者が参加することはできるということですが、契約できる市内の業者さんがおられるのか、そこをちょっとお聞きしたいと思います。

○総務部長（中村則明君） 先ほどと同じ答弁になるかもしれませんが、今回の木造の建物ということで、建築本体と設備等、機械等ございますけれども、いずれにしても特殊な工法等ではございませんので、通常の名指競争の手順に従って行うものと存じます。その中には当然市内の業者も入りますし、ただ、工事の入札を指名するのは指名審査会になりますので、断定的に市内の業者が出来ますということはちょっとお答えができないところでございますけれども、通常のおりの入札を行うところでございます。

以上、お答えいたします。

○5番（平田清吉君） 以上です。

○議長（永山芳宏君） ほかにありませんか。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

11番。笹山欣悟議員。

○11番（笹山欣悟君） 私もちょうと二、三お尋ねしたいなと思っているんですが、実は設計委託料についても昨年の4月の臨時議会で承認をしているという状況がございます。今回も本体の建設工事についても臨時議会でという形になります。設計委託についても本体工事についても臨時議会で承認という形になりますので、私は今いろいろ質疑があつてますが、やはり委員会での十分な審査ができない状況の中で、こういったいろんな質疑があつているのかなとちょっと感じているところです。なかなか難しい部分があるんですが、一つはそういった臨時議会の中で提案理由の説明でありましたように、元気づくり交付金を活用する、それが26年度までしか使えないので、26年度完了しなければいけないから早めに発注したいのでというふうな状況で説明がありました。ただ、その計画性を持っておればまだ早く提案できたんじゃないかなと私は思っているわけなんです。4月にも臨時議会がありました。そういった26年度までしか使えない交付金を当初から計画的に検討されておったのであれば、4月の臨時議会でも提案できたんじゃないかなと私は思っているところです。その辺の計画

性が本当にきちっと計画を持って、この交付金活用をされているのかどうか理解できませんので、その辺のこの元気づくり交付金を活用することに至った経緯について、まずお尋ねをしておきたいと思っています。

それともう一つは、今の市が取り組むべき状況の中で、やっぱり一番大きな課題というのが私は市庁舎建設の問題ではないかなと考えています。ようやく3月議会で一定の移転場所が決定をしたような状況がありますので、今後一つ一つ条例改正をしたりとか、基本構想をきちっとつくっていく、もしくは周辺環境をどういうふうにしなければいけないというふうな庁舎にかかわる部分がやっぱり一番大きな課題になってくるんじゃないかなと思っています。そのような中で、今回また1億7,550万円起債を借り入れると。先ほど部長の答弁の中で実質公債費比率は8.1%だから、他市は11.6%、人吉は低いからそんなに影響はないんだというふうな答弁になっていますけれども、ただ、そこを見たときにきちっとした財政見通しがなされているのかという部分が非常に気になっています。やはり1億7,550万円で年の償還が1,500万円を超える、これが恐らく10年ぐらい続くんじゃないかなと思っています。そういった部分を考えてときに、それとあわせて25年度事業仕分けをされながら、庁内事業仕分けの中で約3,000万円ほどつくり出したというふうな状況がありますけれども、そういった形で庁舎建設の基金を少しでも積み立てようとしている状況の中で、こういった形でまたかなり多額の起債を使って建設をしなければならない。そういったところで庁舎建設の基金について、果たしてどれだけの計画性を考えていらっしゃるのか、これもやっぱり大きく関連してくると思っています。その辺についてどのようにお考えなのか、この2点お尋ねをしておきたいと思います。

○総務部長（中村則明君） お答えいたします。

まず、この臨時市議会になったことの経緯でございますけれども、当初予算の説明のときにも申し上げましたが、本来ならば議員御指摘のとおり当初予算で計上すべきものだったというふうに考えております。鉄道ミュージアム建設につきましては、平成26年度の当初予算における予算計上を目標に事務を進めてまいりましたが、建設工事の実施設計書の納品が3月下旬でございましたので、見込みよりも若干おくれたところでございまして、当初予算での予算計上が困難となったところでございます。その後、担当職員による人吉市での設計書の点検作業というのが必要でございまして、このタイミングになった次第でございます。

また、地域元氣臨時交付金5,033万5,000円をその財源に充てることといたしておりますのは、これも非常に有利だと申しますか、めったにない財源であるというところで、この元氣交付金が見込まれたからこそ鉄道ミュージアムの建設もということがあったのも間違いのないところでございます。繰り返しになりますけれども、この元氣臨時交付金が今年度限りということで、この臨時議会の開催をお願いしたところでございます。

庁舎のほうの関連でございまして、先ほど村口議員の御質問に対しましては、ミュージア

ムの部分が今後占める割合というところでお答えさせていただきましたけれども、議員御指摘のとおり、今かかっているものでも防災行政無線、あるいはカルチャーパレスの改修事業というのがございまして、起債の借入条件等が数値が異なっておりますので、今申し上げた重立ったものと仮の条件を設定した上で試算しますと、鉄道ミュージアム、防災行政無線、カルチャーパレスを合わせると実質公債費比率への影響が0.6%ぐらいになります。この数値でも特に指摘を受ける数値ではないものでございます。この三つの事業の年間の償還額は約1億1,000万円程度になります。ただ、起債でも普通交付税の中で担保してもらえるものもございまして、このうちの半分は普通交付税に算入されます。しかしながら、先ほども村口議員の御質問にお答えしましたとおりに、今後もしっかりと予算における公債費の割合などを考慮しながら、財政見通しを踏まえていきたいと存じます。

あと、庁舎のほうですけれども、今笹山議員の御質問の中でお示しされたとおりに、現在建設場所が決まっているというところで、これから基本構想、基本計画を策定してまいりますので、事業規模が明確なものではございません。ただ、ものすごく粗い計算と申しますか、仮の計算というところで御理解いただきたいと思っておりますけれども、事業規模を約40億円とすると、庁舎のをですね。財源が起債を30億円、10億円ほどが基金を建設までに積み立ててということでございますが、そうした場合に25年間で償還するとして、毎年約1億3,600万円の償還額になります。庁舎の部分での今の仮定の計算ですけれども、その部分での実質公債費比率への影響は1.8%ということでございます。今のはあくまでも粗い計算でございまして、今後庁舎のほうの基本構想や基本計画を策定する中では具体的にその数値のほうも見えてきますし、財政計画もしっかり立てないといけないというふうには、当然ですけれども存じております。

あと、なかなか今出るだけの話でしたので、見込みとしまして、県の観光の資料でございましてけれども、宿泊客と日帰り客がどれだけ1日当たり消費するかというのが出されておりますけれども、宿泊が1人当たり1万8,353円、日帰りが7,579円ということで、先ほど5万人の来館者を想定していると申しましたけれども、当然掛ける5万という話じゃないかと思っております、ほかの施設も見られたりしますので。ただ、鉄道ミュージアムができることによって人吉市で滞在している、滞留してもらっている時間が少しでも長くなって、いろいろ買っただけならばプラス効果でもございまして、あわせてまたふえることによって滞留時間がふえて、宿泊客の増になれば一番望ましい形だというふうに考えております。

あと、歳出を抑制する方法としまして、事業仕分けもやっておりますが、もう一つ定員適正化というのも今現在進めているところでございまして、目標年度は32年4月1日で職員数を316人にするということでございますが、平成23年この計画を策定したときには職員数が342名ですので、26名の職員の減を見ているところでございます。職員1人当たりの人件費というのでもかなりの額になりまして、共済の事業費負担金とかも含めると年間で1人

当たり約700万円ぐらいの額になりますので、職員を減らすのがいいということではありません。サービスの質の低下をしないようにしながら、なるべく市の予算を抑制していくところでの今定員適正化でございますけれども、そういったところでの予算も見ながら、健全な庁舎を建築し、まだ明確なものではございませんけれども、償還計画も歳出を抑えながら健全な予算編成というのを今後も進めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 11番。笹山欣悟議員。

○11番（笹山欣悟君） 当然やっぱり健全な財政計画を立てながら進めなければいけないと思っています。それをきちっと議会のほうがチェックをしなければならぬというふうに思っているわけなんです。そのような中でもう一つ気になったのが、今回の鉄道ミュージアムの建設については、資料を見てみましても基本的には肥薩線の世界遺産登録を目指すために建設をするんだと、その中でいろんな文化振興拠点の施設をつくったりとか、そういったことでやっているんだというふうな説明の中でこの建設の説明があっていると思っています。その中でちょっと私が気になっているのは、そういった世界遺産登録の状況がどうなっているのか、その辺の関連性は全く説明なく鉄道ミュージアムの建設だけで説明がなされているという部分があると思っています。本当にそれがどういったコンセプト、どういった関連づけで取り組んでいこうとしているのか、その辺の方向性が私はちょっと見えないんじゃないかなとちょっと気になってます。先ほどの答弁の中でもそういった部分については答弁がなかったと思っています。今の状況の中で行う、もしくは比較にしても市内の施設の中で比較をしてこれだけの数値だというふうに算出をされていますけれども、やはり肥薩線の世界遺産登録を目指す中で、ならば肥薩線の世界遺産登録は今こういう状況で進んでいると、それをこういった形で取り組んで鉄道ミュージアムをこういった形で建設をしていくんだというふうな説明が私は必要ではなかったかなというふうにちょっと思っています。その辺がちょっとわかれば説明いただきたいと思えますし、もう一つは庁舎建設については概算でというふうな形で話をされました。そういった概算の起債を30億円、基金を10億円というふうな概算を持っておられるのであれば、それだけの財政計画をやっぱりきちっと計画を立てながら、ならば年間幾らずつ基金を積み立てていくんだと、そうするためには今やってる年度の事業の中でこういった部分はやっぱり不必要な部分については削減をやって財源を生み出していくと、そういったことを常にしていかなければいけないんじゃないかなと思っています。ただ、こういった形で臨時議会の中で提案されてきたら、やはり私は十分な審査が本当にできるのかなというふうな部分もあります。ただ、設計委託を承認してきた以上は、やっぱりそこについては私たちも責任を持たなければいけませんので、あえてこれに反対するという立場で意見を言っているわけじゃありませんが、やはり市民にとってもいい方向にこれが向かっていかなければいけないと思えますし、やはりいろんな形の中でやっぱり有効利用につな

がるところで考えていかなければならないと思っています。ただその辺の中で本当に執行部の計画性がどれだけあるのか見えない部分が私あったのかなと思っています。質疑と若干違いますが、やっぱりそういった今からの一番の大きな課題は私は庁舎建設、これが一番の課題であると思っていますので、これをどういった形でクリアしていくのかというのをやっぱり十分に踏まえながら、もろもろの計画をきちっと長期の計画にのっとなって取り組んでいかないと、間違った方向に行く可能性も含んでいるんじゃないかなとは私に思っていますので、その辺は十分にやっぱり協議をしながら進めていただきたいと思います。そういうことで、答弁をお願いしたいと思います。最初のやつだけで結構です。

○総務部長（中村則明君） 世界遺産登録に向けた現在の状況及び今後の動きというところでお答えしたいと思います。

肥薩線の世界遺産登録に向けた現在の状況でございますが、世界遺産登録につきましては、肥薩線沿線の14市町村で構成いたします肥薩線を未来へつなぐ協議会を中心に進めているところでございます。現在、肥薩線の歴史的、文化的価値に関する学術調査につきまして、肥薩線に関する文献調査及び鉄道施設の現地確認調査を行うとともに、熊本県立大学及び株式会社文化財保存計画協会に調査委託、あるいは肥薩線の概要作成支援に関する業務委託を行いながら年次計画により進めているところでございます。また、昨年度は鹿児島県の湧水町におきまして日本イコモス国内委員会事務局の矢野和之氏をお招きしまして、世界遺産に関する講演会を行ったところでございます。先ほども村上議員のほうから御質問がありましたJR九州株式会社に対しましては、JR九州が保有、保存しております資料提供に関する協議を行い、また、国に対しましては産業遺産の世界遺産登録推進を行っております内閣官房地域活性化統合事務局と連携を取りながら、情報収集に努めるとともに、経済産業省の産業遺産等を活用した地域活性化に係る調査等への協力等を行っているところでございます。今後、肥薩線の世界遺産登録を推し進めるためには、沿線各自治体の住民の皆様方の御理解や御協力を一層深めるための情報発信や啓発活動がまだまだ足りないと考えておきまして、本市におきましては、今回御提案しておりますこの（仮称）鉄道ミュージアムがその一翼を担ってくれるものと考えておきますが、沿線各市町村におきましても協議会を通じた運動が必要であると考えておきます。また、JR九州株式会社につきましては、資料の提供や調査の協力等を引き続き行いながら協議を重ねてまいりたいと考えておきますが、世界遺産登録に向けましては県の協力なしには進めることができませんので、今後進めるに当たりましては、特に今申し上げたようなことは重要な部分だろうと思っております。いずれにいたしましても、肥薩線の世界遺産登録に向けましては、肥薩線沿線のそれぞれの自治体におきまして肥薩線の利用促進や肥薩線の魅力をいかに引き出し、地域振興につなげていくような施策が必要であるとともに、沿線市町村の住民の皆様方の御理解、御協力を得ながら全体で盛り上がっていかねばならないと思っております。今後も沿線各自治体の御協力を得なが

ら啓発活動やPRを進めていく所存でございます。

以上、お答えいたします。

○11番（笹山欣悟君） 終わります。

○議長（永山芳宏君） ほかにありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、質疑を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。

午前10時59分 休憩

---

午前11時26分 開議

○議長（永山芳宏君） 休憩前に引き続き再開いたします。

ここで、議第56号については討論の要求がっておりますので、これより討論を行います。

3番、村口隆議員の発言を許可します。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

3番。村口隆議員。

○3番（村口 隆君） 3番議員、村口でございます。鉄道ミュージアム建設について反対の立場から討論させていただきます。

市長も民間企業の経営をされていたからわかると思いますが、私も民間企業の経営者です。今民間企業では新たな事業を始める場合にはしっかりとした事業計画が求められます。手持ちの資金があれば別ですが、先を見越した事業計画がなければなかなか融資を受けることはできないのが世の中の現状だと思います。また、民間人の方などが行政から補助金を受けて事業を始める場合も同様に、非常にきっちりとした事業計画が求められ、それをクリアして議会で認めて初めて補助金を得られるのが現状ではないでしょうか。審査においては、行政の職員の方もしっかりとしたチェックをされていると思います。それはなぜか、私はそれは税金だからだと思います。基金の活用に関係で後ろが決まっているので急ぐというのは百歩譲ってそれはわかります。しかし、有利な基金があったから基金ありきということは、かつて日本において施設の建設をすることが目的になり、事業計画や運用や十分な議論がされず、将来の財政負担を与えたいいわゆる箱ものと言われる施設があるのも事実でございます。先ほど質疑の中で今後の展示物に関しては、また予算が上がるという可能性もあるということが質疑でわかりました。指定管理など事業計画がよく示されておらず、今回はあまりにも判断の材料がなさすぎると思います。だからたくさんの今回質疑が出たんだと思っております。先ほども申しましたように、しっかりとした事業計画が示されて、そこで初めて議論ができるのではないかと思います。そして、それを決めるのが私たちの役目、議会だと思っております。私事で恐縮ですが、私の兄も鉄道おたくでございまして、私は小さいころからNゲージに囲まれて育った人間です。七つ星等を手がけられた水戸岡氏の監修ということで、私も非常に楽しみにしている一人ではございます。しかし、議員の立場としては、市民の付託を

受けた私の議員の立場としては、今回議論をするにはあまりにも材料が示されていない、十分な議論ができていないのに臨時議会ということで質疑も2回しかできないと、このような状況でどんなにいいとわかっているにもかかわらず賛成する立場にはなれません。先ほどの質疑の中でも出ましたが、今後市庁舎建設という大きな事業も抱えております。将来に無駄な負担を残さないためにもしっかりとした議論を行い、そして、しっかりとした鉄道ミュージアムを建設するべきだと考えますので、今回に関しましては反対をさせていただきます。

以上です。

○議長（永山芳宏君） 以上で討論を終了いたします。

それでは、議第56号について採決いたします。採決は起立採決といたします。

議第56号について、原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者 起立]

○議長（永山芳宏君） 起立多数。

よって、議第56号は原案可決確定いたしました。

---

---

○議長（永山芳宏君） 以上で、本日の議事は全部終了いたしました。

これをもって、平成26年第3回人吉市議会臨時会を閉会いたします。

午前11時31分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

人吉市議会議長 永 山 芳 宏

人吉市議会議員 平 田 清 吉

人吉市議会議員 犬 童 利 夫



# 平成26年6月第4回人吉市議会定例会会議録（第1号）

平成26年6月2日 月曜日

---

## 1. 議事日程第1号

平成26年6月2日 午前10時 開議

- 日程第1 会期の決定
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 議第57号 平成26年度人吉市一般会計補正予算（第2号）
- 日程第4 議第58号 平成26年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第5 議第59号 平成26年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第6 議第60号 平成26年度人吉市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第7 議第61号 平成26年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第8 議第62号 人吉市議会の議決に付すべき事件に関する条例の制定について
- 日程第9 議第63号 人吉市職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について
- 日程第10 議第64号 人吉市公民館条例及び人吉市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議第65号 損害の賠償について
- 日程第12 報第1号 平成25年度人吉市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第13 報第2号 平成25年度人吉市介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第14 報第3号 平成25年度人吉市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第15 報第4号 くま川下り株式会社の経営状況について（第52期決算報告書及び第53期事業計画書）
- 
- 

## 2. 本日の会議に付した事件

- ・ 議事日程のとおり
- ・ 追加日程

議案の訂正について（議第41号ひとよしから、米を原料とする球磨焼酎の地域文化を紡ぎ広める条例の制定について）

---

---

## 3. 出席議員（18名）

1 番 宮 崎 保 君  
2 番 高 瀬 堅 一 君

3番	村口隆君
4番	大塚則男君
5番	平田清吉君
6番	犬童利夫君
7番	松岡隼人君
8番	井上光浩君
9番	豊永貞夫君
10番	川野精一君
11番	笹山欣悟君
12番	西信八郎君
13番	村上恵一君
14番	田中哲君
15番	仲村勝治君
16番	三倉美千子君
17番	森口勝之君
18番	永山芳宏君

欠席議員 なし

---

4. 説明のため出席した者の職氏名

市 長	田中 信孝君
副 市 長	坂崎 博憲君
監 査 委 員	篠崎 國博君
教 育 長	末次 美代君
総 務 部 長	中村 則明君
市 民 部 長	中村 明公君
健康福祉部長	松岡 誠也君
経 済 部 長	松田 知良君
建 設 部 長	田中 幸輔君
総 務 部 次 長	迫田 浩二君
市 民 部 次 長	加賀 邦保君
健康福祉部次長	中川 一水君
経 済 部 次 長	大 淵 修君
経 済 部 次 長	廣 田 五浩君
建 設 部 次 長	山 田 巧君

建設部次長	木村秀敏君
総務課長	溝口尚也君
企画財政課長	告吉眞二郎君
自治振興課長	小澤洋之君
会計管理者	椎葉幹夫君
水道局長	東俊宏君
水道局次長	愛甲泰士君
上水道課長	那須義徳君
教育部長	井上祐太君
教育部次長	今村修君
教育部次長	東和人君
農業委員会 事務局次長	舟戸幸弘君

---

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長	赤池謙介君
次長	山本繁美君
庶務係長	椎葉千恵君
書記	白坂禎敏君

---

午前10時 開会

○議長（永山芳宏君） おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。よって、これより平成26年第4回人吉市議会定例会を開会いたします。

直ちに会議を開きます。

本日の議事は、議席に配付の議事日程によって進めます。

議事に入ります前に、お手元に配付しております議長会の報告、その他の報告事項につきましては、口頭報告を省略し、書類報告にかえさせていただきます。

関係書類につきましては、それぞれ議会事務局に備えてありますので、御一覽いただきますようお願いいたします。

---

---

### 表彰状の伝達

○議長（永山芳宏君） ここで、さきに開催されました第90回全国市議会議長会定期総会の席上、村上恵一議員の議員10年表彰がございましたので、この場をおかりいたしましてただいまから表彰状の伝達をいたします。

村上恵一議員は前のほうへお願いいたします。

[表彰状伝達]

○議長（永山芳宏君） 村上恵一議員におかれましては、今後も市政発展のため御活躍されますよう御祈念申し上げます。

---

---

### 日程第1 会期の決定

○議長（永山芳宏君） それでは、これより議事に入ります。

日程第1、会期の決定についてを議題といたします。本件については、去る5月26日議会運営委員会が開催され、会期日程等について協議がなされておりますので、これについて議会運営委員長の報告を求めます。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

10番。川野精一議員。

○10番（川野精一君）（登壇） おはようございます。平成26年第4回人吉市議会定例会に当たりまして、去る5月26日に議会運営委員会を開催し、会期日程等について協議をいたしておりますので、その結果を御報告申し上げます。

まず、会期につきましては、本日6月2日開会、3日午前、市庁舎建設に関する特別委員会、午後、治水・防災に関する特別委員会、4日から9日まで休会、10日、11日一般質問、12日一般質問及び委員会付託、13日予算委員会、14日、15日休会、16日、17日総務文教委員会、厚生委員会、経済建設委員会、18日の午前、総務文教委員会、厚生委員会、経済建設委員会、午後、予算委員会、19日から22日まで休会、23日委員長報告、採決、閉会ということ

にいたしております。

なお、今定例会は、全国市長会の開催に伴い、通常より1日早めまして2日月曜の開会といたしております。

次に、一般質問でございますが、一般質問につきましては質疑を含めた一般質問とし、一般質問の通告は6月6日金曜日午前11時に締め切りまして、登壇順番は抽せんにて決定することにいたしております。一般質問は一問一答制による一般質問で、質問回数につきましては制限なしとし、登壇1回、2回目から質問席にて行い、質問時間は従来どおり50分以内としております。

以上、報告を終わります。

○議長（永山芳宏君） 会期については、ただいまの委員長報告どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永山芳宏君） 御異議なしと認めます。よって、会期については委員長報告どおり決定いたしました。

---

---

## 日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（永山芳宏君） 次に、日程第2、会議録署名議員の指名をいたします。

署名議員に7番、松岡隼人議員、8番、井上光浩議員を指名いたします。

---

---

## 日程第3 議第57号から日程第15 報第4号まで

○議長（永山芳宏君） 次に、日程第3、議第57号から日程第15、報第4号までの13件を一括して議題とし、直ちに執行部の説明を求めます。

○市長（田中信孝君）（登壇） 皆さん、おはようございます。平成26年第4回人吉市議会定例会の初めに当たりまして、市政に対する所信を申し述べる機会を与えていただき、まことにありがとうございます。

さきの全国市議会議長会において表彰されました村上恵一議員におかれましては、まことにおめでたく心からお祝いを申し上げます。今後もなお一層、市政発展のために御尽力賜りますよう祈念申し上げます。

去る4月13日に熊本県中央家畜保健衛生所の遺伝子検査で疑似患畜確定がされました球磨郡多良木町農場での鳥インフルエンザ発生につきまして、本市の対応と概要を御報告させていただきます。

4月12日午後11時過ぎ、城南家畜保健衛生所から防疫対策に係る準備の第一報を受け、翌日午前6時に養鶏の殺処分などの支援として職員2人を派遣、午前9時には防疫活動として市内4カ所の車両消毒ポイントでの物資搬送及び消毒活動に4人の職員が従事しました。ま

た、午前10時に人吉市家畜伝染病防疫対策本部を設置し対応を協議するとともに、関係農家への連絡と消毒の徹底、防災行政無線を活用した市民の皆様への防疫活動に対する協力と冷静な対応など情報提供を行いました。殺処分につきましては、熊本県からさらなる動員依頼を受けまして、緊急動員を行うこととし、午後9時に多良木町と相良村の関連農場での殺処分活動に職員69人を派遣いたしました。殺処分作業には、自衛隊、熊本県、九州農政局、人吉球磨市町村、農業関係団体などの職員が従事し、昼夜を問わず作業を続け、15日午後7時に多良木町農場が、翌16日午前7時30分には相良村農場が防疫措置を完了いたしました。

一方、防疫活動につきましては、人吉球磨管内の被害を最小限に食い止めるとともに感染拡大防止に向けた封じ込めを徹底するため、管内主要道路17カ所に車両消毒ポイントが設置されました。本市におきましても4月13日から19日までの間、市役所別館に下球磨地域の消毒薬保管中継所を設け、延べ132人の職員が24時間体制で市内の消毒ポイントでの防疫活動に従事したところでございます。この間、殺処分と防疫活動に延べ207人の職員が従事いたしました。また、本市と県境に位置する鹿児島県伊佐市から防疫活動に対する支援の申し出があり、4月16日から3日間車両消毒に職員派遣をいただいたところでございます。御協力に対し、この場をおかりいたしまして厚くお礼を申し上げます。

その後の経過としましては、防疫措置完了後、10日が経過し新たな発生がなかったことにより清浄性確認検査を行い、5月1日陰性を確認したことから、鶏や卵の搬出制限区域を解除、さらに、21日を経過した5月8日に移動制限区域を解除し、熊本県鳥インフルエンザ防疫対策本部会議におきまして、蒲島熊本県知事が終息を宣言されました。これを受けまして、本市も同日付をもって人吉市家畜伝染病防疫対策本部を解散いたしました。

この間、養鶏農家におかれましては、搬出、移動制限という厳しい環境に耐え、鶏舎などの農場の消毒に努めていただきました。また、地域住民の皆様も日常生活において人と物が移動する中、防疫活動に御理解をいただき、風評被害に惑わされることなく冷静に対応いただきました。このような皆様の御理解と御協力、熊本県の養鶏の殺処分と埋却、消毒などの適切な初動防疫対応、そしてそれを支えた人吉球磨市町村、関係団体の一致した防疫活動により、今回、感染が拡大することもなく最短で終息を迎えることができたものと存じます。防疫活動に従事いただいた関係者の皆様を初め養鶏農家の皆様、防疫活動に御協力いただきました市民の皆様に対し、心から感謝申し上げる次第でございます。しかしながら、終息宣言は出されましたが、発生の感染ルートはいまだ解明できておりません。養鶏農家におかれましては、今後も引き続き農場の消毒を徹底し感染防止に努めるなどの対応をお願いしたいと存じます。

庁舎建設関係でございますが、現在の市庁舎の問題点や新市庁舎に求める機能などについて、市民の皆様のお意見を幅広く聞き、新市庁舎建設に係る基本構想と基本計画に反映させるため、このたび、「新市庁舎建設に係る市民アンケート調査」を実施いたしました。調査

は、市内在住18歳以上の3,000人の方を年齢層ごとに無作為抽出し実施したところ、1,148人の方々から回答をいただきました。調査に御協力いただきました皆様には、厚くお礼申し上げます。今後は、アンケート調査の分析結果をもとに、市民の安全性と利便性を最大限に考慮した新市庁舎建設の「基本構想」の早急な策定に向けて、議会と執行部が車の両輪となり、新市庁舎に求めるコンセプトに重点を置き、引き続き議論を交わしてまいりたいと存じます。

成長戦略関係についてでございますが、今般、国の成長戦略の改訂に向け、これまでのアベノミクスを初めとする施策の成果が実感できない地方において、新たな活力ある地域づくりと地域産業の成長のためのビジョンを提供し、その具体化を図ることを目的とする地域活性化施策の一環として、「超高齢化・人口減少社会における持続可能な都市・地域の形成」及び「地域産業の成長・雇用の維持創出」の二つのテーマについて、モデルケースの提案公募があったところでございます。本市としましては、高齢化、人口減少の進む地域としての実情を踏まえ、産業の担い手の育成、確保、産業育成のための地域活性化を図る観点から、「人吉ハラル促進区をコアとした地域産直・広域ネットワーク及びツーリズム構築事業」をテーマとして、熊本県、鹿児島県及び宮崎県をまたぐ南九州に広域に存在する農林資源、観光資源を活用する複合的な活性化策を提案いたしました。公募の結果、去る5月29日、全国135件の提案の中から、本市のテーマについて選定の通知をいただいたところでございます。今後の具体的なスケジュールや税財政上の支援策等については、現時点では明確に判断しておりませんが、本市のモデルケースを通じ、全国に向けた成功事例の創出のために関係各省が連携し、政府一体となった取り組みを推進していくとのことですので、随時情報を共有してまいりたいと存じます。

次に、地理空間情報を活用した地域づくりにおきましては、地理空間情報とICTを活用した地域づくりと地域経営を九州において先駆的に実践し、その結果を全国各地に展開、普及することにより、持続的な社会・経済の発展と健全な国土の維持・保全の推進並びにこれらの国際的な展開に貢献することを目的として、「九州G空間情報実践協議会」を設立することとし、去る4月28日、中小企業大学校人吉校において、設立総会を開催いたしました。設立総会には、九州大学や鹿児島大学を初め国土交通省九州地方整備局、国土地理院九州地方測量部、農林水産省九州農政局、熊本県、企業関係者など賛同をいただいた多くの団体に御参加いただきました。協議会では、本年の事業としまして、総務省など関係各省が公募する実証事業に積極的に名乗りを上げ、県域をまたぐ形で複数の自治体と連携し、主に災害関連の新成長領域開拓のための事業を展開することなどが承認されたところでございます。この成長戦略における取り組みは、本地域の浮揚につながる重要な施策であり、今後、鹿児島県伊佐市、湧水町、さらには協議会を構成する大学や関連団体と産学官連携を図りながら、事業推進に向けて積極的に活動してまいりたいと存じます。

先般、国に申請しておりました地域再生計画についてでございますが、本年3月28日付で

正式に認定をいただきました。地域再生計画とは、地域再生法に基づき、地域がみずから考え地域経済の活性化と地域雇用の創出を実現しようとする取り組みに対し、国が積極的に支援を行う制度でございます。今回、認定を受けた計画は、「地域資源を活かした人吉ハラル促進区を実現するための地域再生計画」でありまして、外国人旅行者の受け入れなどいわゆるインバウンド施策やハラルフードを通じた新たな市場開拓などを推進することで、本市の地域経済の再生と雇用の創出につなげることを目的とし、あわせて、安倍政権が掲げる日本再興戦略に沿ったプロジェクトを地方から力強く推進するものでございます。事業内容としましては、本市全域を範囲として、16億人といわれる東南アジアを中心としたハラル市場をターゲットに、日本を訪れる旅行者や既に国内に居住するイスラム圏からの留学生などに対するハラルツーリズムの推進や、おもてなしの拠点化などを進めてまいりたいと存じます。

治水関係でございますが、球磨川水系の治水対策を国、熊本県及び流域市町村で協議する「ダムによらない治水を検討する場」の第10回会議が、去る4月24日に2年7カ月ぶりに熊本県庁で開催されました。国、熊本県からは、これまで実務者による幹事会でやってきた議論の経緯や幹事会で積み上げてきた治水対策案、それによって得られる治水安全度についての説明が行われ、昭和40年7月及び昭和57年7月洪水時の降雨に基づくシミュレーションによるはんらん想定区域が提示されました。また、追加遊水地などの新たな提案に対する検討結果や、球磨川水系における防災・減災へのソフト対策に対する熊本県の財政支援についても説明があったところでございます。会議では、流域市町村から治水安全度に関する意見や河川改修事業の継続的な実施などの要望が出されておまして、本市としましては、今後も引き続き国・県、流域市町村と議論を重ね、協力、連携を図りながら、治水安全度、地域防災力を向上させるため、努力してまいりたいと存じます。

(仮称)鉄道ミュージアム関係でございますが、先の5月市議会臨時会において建設関係の予算をお認めいただきました。議員の皆様からはさまざまな御質問をいただきましたが、真摯に受けとめ、対応してまいる所存です。今後は平成27年5月の開館を目指して、多くの皆様に御利用いただける施設となりますよう運営方法も含めてさらに検討を重ねてまいりたいと存じますので、議員各位を初め市民の皆様にも御協力を賜りますようお願い申し上げる次第でございます。

防災関係でございますが、このたび、人吉市消防団に大規模災害時の住民の避難活動を支援する組織として防災サポーター制度を導入いたしました。隊の名称を「市民の命を守り隊」としまして、去る5月21日に発足式を行い、防災の知識と経験が豊富な消防団の幹部経験者を中心とした68人の方々に、防災サポーターの辞令を交付いたしました。活動としましては、それぞれお住いの地域の防災リーダーとして、防災に関する啓発活動や訓練を実施し、地元消防団や町内会と連携を図りながら、地域住民の避難体制の確立に取り組んでまいりた



いと存じます。また、「市民の命を守り隊」につきましては、引き続き組織の拡充に向けて、隊員の確保に努めてまいります。

消防関係でございますが、来る8月3日、人吉スポーツパレスを会場として、第30回熊本県消防操法大会が開催されます。本市での開催は、平成18年以来、8年ぶりとなります。この大会は、県内各地から2,000人以上の消防団員が集い、消防操法の技術を競い合うとともに、消防団相互の友好の輪を広げることを目的として開催されるもので、現在、熊本県や熊本県消防協会と協力し、大会開催に向けて準備を進めているところでございます。本市からは、昨年、市の消防操法大会で優勝した第6分団第1部が、小型ポンプの部に出場しますが、人吉市の代表として、訓練に一層精進され、好成績を収められることを心から祈念いたしております。大会まで2カ月となりましたが、団員の御家族を初め地元町内会や後援会の皆様、団員の所属事業所の皆様、そして御指導いただく人吉下球磨消防組合におかれましては、引き続き御支援を賜りますようお願い申し上げます。

高齢者福祉関係でございますが、老人福祉センターにつきましては、昨年11月から大規模改修工事のため休館し、利用者の皆様には御不便と御迷惑をおかけしたところですが、去る4月1日施設をリニューアルオープンすることができました。今回の大規模改修工事では、耐震性や環境に配慮した施設とするため、老朽化した施設の改修とともに、基礎の強化による耐震化対策、太陽光発電設備、省エネ空調設備などを行ったところでございます。この改修により、利用者の皆様の安全性の確保、利便性並びに快適性の向上を図ることができ、今後は、質の高いサービスを提供してまいりたいと存じます。また、市民の皆様にごセンターを身近で親しみを持って利用いただくことを目的に、愛称を募集いたしました。温泉にかかって、ゆっくりとくつろげる施設という意味を込めまして「湯るりんセンター」と命名させていただいたところでございます。なお、本年度から利用料金の改定を行っておりまして、利用者の皆様には御負担をおかけし、まことに恐縮に存じますが、今後も引き続き「笑顔があふれ、幸せいっぱい健康福祉都市ひとよし」の実現に向け、高齢者福祉の充実を強力に推進してまいりますので、皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

地産他商関係でございますが、去る5月15日から18日までの4日間、熊本県がイオン九州株式会社と共同で企画した「熊本うまいものフェア」がイオン九州各店舗で開催され、本市も出店いたしました。イオンモール福津店に設けられた特設販売コーナーでは、メロン、ベリーリーフなどの農産物や鮎の加工品など人吉を代表するうまかもの数々を展示販売したところ、お客様から大変好評をいただきました。17日にはステージイベントが開催され、本市も熊本県、JA熊本経済連とともに出席し、農産物などの特産品から観光の魅力まで本市の特色をPRしたところでございます。また、イベントに先立ち、九州各県の特産品などを積極的に販売されているイオン九州株式会社とも、本市の地産他商の取り組みなどについて情報交換を行いました。今後も、このようなイベントに積極的に参加し、本市のPRに努め、

農産物や物産品の販路拡大につなげてまいりたいと存じます。

商工関係でございますが、「人吉ふれあい100円商店街」が、去る5月17日、九日町、紺屋町、鍛冶屋町など中心市街地一帯で開催されました。この事業は、きじ馬スタンプ会が地元町内会や商店街振興組合と実行委員会を組織し、平成24年度から実施されており、今回で8回目の開催となります。回を重ねるごとに各店舗の取り組みも充実し、中心市街地に人を呼び込む事業として定着してきておりますが、本年度はさらにイベントの質を高めるため、個々の役割を明確にし、運営全般に分科会方式を取り入れ、各店舗が参画するなど実施体制の整備にも取り組んでおられます。次回は10月開催を計画されており、本市といたしましても、中心市街地の皆様と連携を図り、町なかのにぎわい創出を推進してまいりたいと存じます。

観光関係でございますが、去る4月26日、JR人吉駅において、おもてなし歓迎イベント「4・25SL記念日」が開催されました。このイベントは、人吉温泉観光協会がSL人吉の復活運行から6年目の節目に開催したもので、SL人吉到着時には、お出迎えにあわせ乗客の皆様へ紅白もちのプレゼントを行い、またからくり時計前の広場では、つきたてもちと新茶の振る舞い、舎人隊との記念撮影や鉄道関係パネル展示とさまざまなおもてなしが行われ、多くの家族連れや鉄道ファンでにぎわいました。

5月3日、4日に開催いたしました日本百名城人吉お城まつりでございますが、両日とも好天に恵まれ、心配されました鳥インフルエンザの影響もなく、多くの観光客、市民の皆様にご来場いただくことができました。祭りでは、鉦叩き少年隊を先頭とした武者行列で開会を告げた後、球磨川沿岸での流鏝舟、祭り広場での流鏝馬といった荘厳な時代絵巻が次々と実演され、多くの観客を魅了いたしました。また、夕方からは、中心市街地での俵担ぎレースや城下町を彩る夜の大パレード、そして翌4日の六調子大会へと、多彩な催しを市民総参加で盛大に開催することができました。今回は、例年実施しております市内小学生による鉦叩き少年隊、人吉高校と球磨工業高校による鏝流舟及び球磨商業高校によるスタンプ・クイズラリーに加えて、新たに南稜高校によるポニー乗馬体験と球磨工業高校によるロボット体験コーナーを設けたところでございます。

市民の皆様と一緒に企画運営してきたお城まつりも、ゴールデンウィークに開催するようになり、本年で7回目となりました。毎回、多くの方々が事業所や所属団体などで夜の城下町大パレード参加やまつり会場への出店とお客をおもてなしいただいております。こうした市民の皆様の御協力により、人吉お城まつりも定着し、同時に多くのお客がゴールデンウィークに本市を訪れ、楽しんでいただいているところでございます。まつり開催に当たりまして、御理解と御協力いただきました関係各団体の皆様並びに御協賛いただきました各町内会、事業所、各団体の皆様方に、心から深く感謝申し上げる次第でございます。

「おどんな日本一武道大会」でございますが、4月27日にお城まつりに先行して開催され

ました第6回高校生弓道大会は、全国レベルの競技会として定着し、本年も400人を超える高校生の参加がありました。試合は、個人戦、団体戦に分かれ、それぞれが学校の榮譽をかけ、見ごたえのある試合を繰り広げていました。また、同日、人吉相撲場では第6回人吉・球磨小学生相撲大会が開催され、豆力士たちの熱戦、奮闘ぶりに会場も一体となり、大いに盛り上がった大会となりました。お城まつり当日の開催が恒例となった全国少年剣道大会には、本年も430人の少年剣士たちによって、陣幕やのぼり旗がはためく新緑もまぶしい人吉城跡を会場として、野試合が行われました。今回で7回目の開催を迎え、人吉らしさにあふれたお城まつりの風物詩として、着実に新たな歴史を刻んでおります。

また、5月5日こどもの日には、石野公園こどもまつりを開催いたしました。あいにくの小雨まじりの天候ではありましたが、たくさんの鯉のぼりが舞う公園に朝から多くの家族連れに御来場いただきました。会場では、子供たちがなりきり甲冑体験や昔遊びコーナーなど多彩なゲームを楽しみ、また、皮細工やガラス、鍛冶、陶芸などのさまざまなクラフト工芸を親子で体験いただくなど、終日、子供から大人まで明るい歓声が公園に響いていました。

球磨川下り関係でございますが、第三セクターのくま川下り株式会社では、創業以来、最大の経営危機に直面する中、管理部門では昨年度から不転の決意のもと、職員、船頭の給与カット、船頭の乗船手当の見直し及び人員削減といった抜本的な経営改善に取り組んでこられました。また、本年度は、確固たる経営戦略により社員一丸となって邁進するため「くま川下り事業再生計画」を策定されたところでございます。新たな事業投資が伴う再生計画につきましては、現在、本市行財政経営検討委員会において、その具体的な内容について審議を行うこととしております。その結果を受けまして、会社再生に向けた事業推進を図るため、市といたしましても協力体制を構築し、スピード感を持って連携、支援に努めてまいりたいと存じます。

(仮称)人吉・球磨スマートインターチェンジ整備促進関係でございますが、去る4月12日、東間コミュニティセンターにおいて地元住民説明会を開催し、スマートインターチェンジの設置箇所及び構造などについて説明を行い、御理解をいただいたところでございます。また、さきの4月市議会臨時会で、連結許可申請時の条件であります連結道路の市道認定につきまして御承認いただきましたが、今後、国において新制度要綱が示され次第、申請手続を進めてまいりたいと存じます。

学校施設関係でございますが、国の学校施設環境改善交付金事業により実施します第一中学校のプール改築工事につきましては、現在、実施設計に着手しており、プール使用が終了します9月以降を着工予定としております。また、人吉東小学校と中原小学校の給水設備改修工事も新たに事業採択されましたので、老朽化した給水設備の改修を行うなど、児童の学校内生活環境の整備に努めてまいります。

学校教育関係でございますが、今月9日、第一中学校におきまして、中学生を対象とした

講演会を計画いたしております。講師には九州大学元総長で、現在は福岡女子大学理事長・学長の梶山千里先生をお迎えし、「志の教育」として御講演をいただきます。中学生といたしますと、心と身体が子供から大人へと成長する時期であり、勉強や部活動に一生懸命に取り組む一方で、自分の進路や将来について真剣に悩み考える多感な年齢でございます。しかしながら、人間形成のため多くの知識を吸収できるときでもあり、そのような時期に、梶山先生のお話を聞けることは、大変意義深いことであると存じます。梶山先生は、工学博士でありながら九州大学の移転、大学法人化などを成し遂げられており、経験に裏づけされた獨創性、創造性に富んだお話は、必ずや中学生の心に響き、自分自身を真剣に見つめ、自己の可能性を広げるよい機会になるものと大いに期待しているところでございます。

なお、梶山先生には、本市のまちづくり親善大使に就任いただくこととしておりまして、今後、本市の教育、文化振興を初めさまざまな分野に対し、御助言、御協力をいただけるものと存じます。

社会教育関係でございますが、本市とも御縁がある花まる学習会が野外活動の中で展開されているメソッド、いわゆる野外体験を通した教育プログラムを本市ならではの豊かな自然環境を活用し、人吉市草木山川学校と銘打って実施いたします。事業としましては、夏休みの期間、市内小学校低学年の児童を対象として、経験豊富な派遣指導者を中心に、山川での外遊びなど自然体験を計画しております。日ごろ体験することのない自然環境の中で伸び伸びと過ごすことで、子供たちがみずから考え行動し、また子供同士が協力し合うことで得られる達成感などさまざまな経験を重視し、最終的には「生きる力」をはぐくむことを目的とした人吉型サマースクールを目指してまいりたいと存じます。

長崎がんばらんば国体関係でございますが、去る4月26日、27日の2日間、球磨川特設カヌー競技場を会場に、第69回国民体育大会カヌースラローム・カヌーワイルドウォーター競技会リハーサル大会が開催されました。当日は、長崎県からの運営ボランティアの皆様や、本市の各団体の皆様がボランティア協力団体として大会運営に御協力いただき、大会実行委員会におかれましても、9月の本大会に向けた大会運営全般に係る検証を行うことができたものと存じます。本市におきましても、本大会の開催に向け市民の皆様とともに支援を行ってまいりたいと存じます。

また、5月24日、25日の両日には、平成26年度国民体育大会第34回九州ブロック大会カヌー競技も本市で開催されたところですが、8月には同じく九州ブロック大会として、柔道競技とバレー競技の2種目が人吉スポーツパレスで開催される予定となっており、国民体育大会の出場権をかけた熱戦が繰り上げられるものと存じます。

文化振興関係でございますが、来る9月20日、箏奏者として人間国宝の認定を受けておられる六代・山勢松韻先生をお迎えして、平成24年に引き続き人吉公演を開催する予定でございます。今回の公演は、山勢先生自身も楽しい公演にしたいという意向で、前回の演奏会と

構成を変更いただくこととしており、市民の皆様にとりましては、箏曲が持つ音楽的な幅広さと歴史に裏打ちされた奥行き深い演奏を堪能していただけるものと存じます。今回の公演を通じて、市民の皆様の伝統芸能への関心が今後さらに高まるものと期待しております。

図書館関係でございますが、去る5月5日、こどもの読書週間にあわせたイベントとして、子ども読書フェスタを開催しました。イベントでは、子供たちが本の貸し出しや保管などを体験し本に親しみを持つよう一日司書体験を実施したほか、折り紙教室や読み聞かせなども行い、多くの子供たちに楽しんでもらいました。また、子供たちの読書意欲を高めるため、平成25年度に本の貸し出しが多かった子供10人の表彰も行ったところでございます。子供の成長を願うとき、読書の持つ力ははかり知れないものがございます。今後も子供たちが多くの本に出会い、読書を通じて読解力や表現力、想像力などさまざまな力を身につけることができるよう、蔵書の充実と読書のすばらしさを体感できる取り組みを進めてまいります。

文化財関係でございますが、去る5月24日に日本を代表する作庭家、野村勘治氏を講師にお迎えし、第4回となるお庭御覧を開催いたしました。今回は、人吉城御館跡庭園と稲留家庭園の見方を野村氏から解説していただき、名勝にふさわしい庭園となるよう臨地講習の監修を受けた後、日本庭園を題材とした講演をいただきました。翌日は、本年新たに加えた人吉高校名古屋の滝跡写を初め市内7カ所の名園を野村氏の解説で訪ねる庭園めぐりを実施しましたが、今回も多くのお庭園愛好者に御参加いただき、歴史性豊かで奥深い人吉の庭園文化を満喫いただいたものと存じます。また、庭園所有者の御協力により、昨年10月から本市に点在する庭園をめぐる三つの周遊コースを設定しておりまして、今後多くの皆様に人吉の庭園文化を散策いただけるものと期待をいたしております。これからも、「人吉の宝物を探し出す」というコンセプトのもと、人吉の日本庭園を楽しむお庭御覧の充実に向けてまいりたいと存じます。

引き続き、御提案申し上げます予算案、条例案、案件議案につきまして、概要を御説明申し上げます。

議第57号平成26年度人吉市一般会計補正予算案（第2号）は、歳入では、国県支出金及び繰越金などの追加を、歳出では緊急性を勘案し、補助事業及び単独事業などの追加補正を行うものでございます。歳入歳出にそれぞれ4億126万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ153億3,333万2,000円とするものでございます。

議第58号平成26年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算案（第1号）は、非常勤職員に対する通勤手当相当額の費用弁償支給開始に伴う補正でございまして、歳出におきまして13万5,000円を増額いたしております。なお、予備費を同額減額いたしておりますので、歳入歳出予算総額に変更はございません。

議第59号平成26年度人吉市介護保険特別会計補正予算案（第1号）は、非常勤職員に対する通勤手当相当額の費用弁償支給開始等に伴う補正でございまして、歳出におきまして51万

円を増額いたしております。なお、予備費を同額減額いたしておりますので、歳入歳出予算総額に変更はございません。

議第60号平成26年度人吉市介護サービス事業特別会計補正予算案（第1号）は、非常勤職員に対する通勤手当相当額の費用弁償支給開始に伴う補正でございます。歳入歳出にそれぞれ11万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,925万4,000円とするものでございます。

議第61号平成26年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算案（第1号）は、西部地区汚水枝線設計業務委託料及び中青井地区汚水枝線築造工事の追加に伴う補正でございます。歳入歳出にそれぞれ1,520万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億7,239万9,000円とするものでございます。

議第62号人吉市議会の議決に付すべき事件に関する条例案は、定住自立圏形成協定の締結、変更、廃止する旨の通告については議会の議決が必要なため、地方自治法第96条第2項の規定に基づき、議会の議決に付すべき事件を定めるため、新たに条例を制定するものでございます。

議第63号人吉市職員の配偶者同行休業に関する条例案は、地方公務員法第26条の6の規定に基づき、職員の配偶者が外国での勤務や大学修学等で外国に滞在する際に、職員が同行する場合、3年間を限度に休業を認める配偶者同行休業について必要な事項を定めるため、新たに条例を制定するものでございます。

議第64号人吉市公民館条例及び人吉市コミュニティセンター条例の一部改正案は、人吉市西瀬公民館鹿目分館及び人吉市西瀬コミュニティセンター鹿目分館の使用料を定めるため、条例の一部を改正するものでございます。

議第65号損害の賠償についての案件は、平成26年5月1日午前8時35分ごろ、市公用車が市道井ノ口地内第5号線を走行中、民家敷地内から出てきた相手方車両と接触し、双方の車両が損傷した事故に関し、双方の過失割合に応じて、相手方と人吉市との間で損害賠償の額を決定し、和解するものでございます。

以上、御提案申し上げます予算案、条例案、案件議案につきまして、概要を御説明申し上げましたが、詳細につきましては、所管の責任者から御説明させていただきたいと存じます。

議員各位におかれましては、慎重御審議の上、御協賛賜りますようお願い申し上げます。

○総務部長（中村則明君）（登壇） おはようございます。それでは議第57号の補足説明及び報第1号の報告をさせていただきます。

まず、議第57号平成26年度人吉市一般会計補正予算案（第2号）についての補足説明でございます。

お手元の予算書の1ページをお願いいたします。第1条の歳入歳出予算の補正につきまし

ては、事項別明細書により、第2条の債務負担行為の補正につきましては、第2表債務負担行為補正により、第3条の地方債の補正につきましては、第3表地方債補正によりそれぞれ御説明いたします。

4ページをお願いいたします。第2表の債務負担行為補正の追加につきましては、第3次戸籍電算システム機器使用料でございますが、平成22年度から稼働しております第2次戸籍電算システムのシステムサポートが平成27年度に終了いたしますことから、新しい戸籍電算システムへの更新に向けて機器使用料の債務負担行為をお願いするものでございまして、債務負担行為の期間、限度額を設定するものでございます。第3表地方債補正の追加につきましては、保育所等緊急整備事業債のほか1件でございます。保育所等緊急整備事業債は、中原保育園改築事業に対する補助金のうち市費分に対する起債でございまして、充当率80%の4,080万円を計上いたしております。学校施設環境改善交付金事業債は、人吉東小学校及び中原小学校の給水設備改修工事に対する起債でございまして、充当率75%の3,920万円を計上いたしております。次に、地方債補正の変更でございますが、社会資本整備総合交付金事業債は、人吉・球磨スマートIC測量設計等委託料に対する起債を追加し、限度額を変更するものでございます。公営住宅建設事業債は、平成27年度に予定をしております鶴田団地の4号棟から7号棟の外壁改修工事等の設計委託料に対する起債を追加し、限度額を変更するものでございます。

7ページをお願いいたします。次に、歳入でございます。14款国庫支出金、2項国庫補助金、1目民生費国庫補助金、1節社会福祉費補助金、社会資本整備総合交付金7万5,000円の増額は、老人福祉センター屋内のアスベスト分析調査委託料に対するものでございます。3節生活保護費補助金、セーフティネット支援対策等事業費補助金5万4,000円の増額は、レセプト点検員2名分の通勤手当相当分に対するものでございます。2目衛生費国庫補助金、1節保健衛生費補助金、地域生活支援事業費補助金4万円の増額は、保育園等への巡回支援専門員3名分の通勤手当相当分に対するものでございます。4目土木費国庫補助金、2節道路橋梁費補助金、社会資本整備総合交付金4,335万円の増額は、人吉・球磨スマートIC測量設計等委託料に対するものでございます。5目教育費国庫補助金、1節小学校費補助金、学校施設環境改善交付金2,619万2,000円の増額は、人吉東小学校及び中原小学校の給水設備改修事業の内示に伴うものでございます。3項委託金、2目民生費委託金、1節社会福祉費委託金、国民年金事務費委託金37万8,000円の増額は、国民年金保険料の免除、遡及期間見直しに伴う国民年金システム改修に対するものでございます。4目土木費委託金、1節河川費委託金、河川管理費委託金189万1,000円の増額は、球磨川の環境美化を図るための国土交通省からの委託金の増額でございます。

8ページをお願いいたします。15款県支出金、2項県補助金、2目民生費県補助金、2節児童福祉費補助金、保育所等緊急整備事業費補助金1億209万9,000円は、中原保育園改築事

業に対するものでございます。3節生活保護費補助金、緊急雇用創出市町村補助金132万9,000円は、就労促進指導員2名分の報酬額改定等に伴う増額でございます。3目衛生費県補助金、1節保健衛生費補助金、地域生活支援事業費補助金2万円の増額は、国庫補助金と同じく保育園等への巡回支援専門員の通勤手当相当分に対するものでございます。4目農林水産業費県補助金、1節農業費補助金、機構集積支援事業費補助金119万4,000円の増額は、事業費の増額に伴うものでございます。同じく、農業参入企業支援事業費補助金547万2,000円の増額は、ベビーリーフの生産、販売をされている法人の施設整備に対するものでございます。3項委託金、4目農林水産業費委託金、1節農業費委託金、農地中間管理機構事務費委託金357万円の増額は、優良農地の確保、有効利用を推進する事業に対する委託金でございます。

9ページをお願いいたします。20款諸収入、4項、3目雑入、9節教育費雑入、カルチャーパレス自主文化事業入場料70万円の増額は、カルチャーパレスの自主文化事業として実施予定の箏奏者、人間国宝、六代山勢松韻様による人吉公演の入場料でございます。21款市債につきましては、第3表地方債補正で御説明いたしましたので、省略させていただきます。

10ページをお願いいたします。次に、歳出でございます。各款、項、目の中の9節旅費の非常勤職員通勤手当相当分につきましては、来月7月から支給予定の非常勤職員に対する通勤手当相当分でございます。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費63万4,000円の増額は、19節補助金の下戸越町公民館の内装改修工事などに対する地区公民館施設整備費補助金などでございます。2目人事管理費292万円の増額は、育児休業職員の代替に伴う事務補助員の賃金などでございます。6目財産管理費550万9,000円の増額は、市役所別館建物耐震診断委託料や別館地一帯予備地質調査委託料、本庁舎1階の空調設備改修工事費でございます。

11ページをお願いいたします。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費88万9,000円の増額は、女性福祉相談員の報酬改定に伴う報酬等の増額や非常勤職員に対する通勤手当相当分に対する介護サービス事業特別会計への繰出金が主なものでございます。3目老人福祉費17万7,000円の増額は、創立50周年を迎えられる人吉市老人クラブ連合会の記念式典開催経費に対する補助金などでございます。4目老人福祉施設費106万6,000円の増額は、老人福祉センター屋内のアスベスト分析調査委託料や温泉冷却塔のレジオネラ菌繁殖防止のための改修工事費でございます。

12ページをお願いいたします。2項児童福祉費、1目児童福祉総務費1億5,453万2,000円の増額は、子ども・子育て相談員の報酬改定に伴う報酬等の増額や中原保育園改修事業に対する保育所等緊急整備事業補助金などでございます。3項生活保護費、1目生活保護総務費138万3,000円の増額は、就労促進指導員の報酬改定に伴う報酬等の増額が主なものでございます。



13ページをお願いいたします。6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費859万2,000円の増額補正は、優良農地の確保、有効利用を促進する農地中間管理機構事業に要する経費や、14ページの19節補助金のベビーリーフの生産、販売をされている法人の施設整備に対する農業参入企業支援補助金が主なものでございます。7款、1項商工費、3目観光費150万円の増額は、じゅぐりっと博覧会実行委員会への補助金でございます。

15ページをお願いいたします。8款土木費、2項道路橋梁費、3目道路新設改良費7,885万2,000円の増額は、人吉・球磨スマートインターチェンジ整備事業に係る測量設計等委託料でございます。3項住宅費、2目住宅建設費965万4,000円の増額は、平成27年度に施工予定の市営住宅米山団地の給水設備と浄化槽改修工事設計委託料及び鶴田団地の4号棟から7号棟までの外壁改修工事調査設計委託料でございます。4項都市計画費、4目街路事業費、都市計画道路下林願成寺線予算を組み替えるものでございます。

16ページをお願いいたします。9款、1項消防費、5目災害対策費100万3,000円の増額は、本年8月31日に予定をしております防災実動訓練に要する経費でございます。

17ページをお願いいたします。10款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費5万3,000円の増額は、新任の教育委員任命に伴い、新旧委員の任期が重複するため報酬を増額するものでございます。2目事務局費119万4,000円の増額は、子ども・子育て相談員の報酬改定に伴う報酬等の増額などでございます。2項小学校費、3目学校建設費7,857万6,000円の増額は、人吉東小学校及び中原小学校の給水設備改修工事でございます。

18ページをお願いいたします。5項社会教育費、1目社会教育総務費275万円の増額は、第43回熊本県人権教育研究大会が本年度は球磨郡市において開催されることになりましたので、研究大会開催経費に対する人吉市人権教育推進連絡協議会への補助金や人吉市青少年育成市民会議への補助金などでございます。2目公民館費45万6,000円の増額は、来月7月から開館予定の西瀬コミュニティセンター鹿目分館の備品購入費などでございます。5目文化財保護費44万8,000円の増額は、本市指定文化財でございます観蓮寺観音堂の自動火災報知設備整備事業への補助金が主なものでございます。6目カルチャーパレス費304万9,000円の増額は、カルチャーパレスの自主文化事業として開催予定の箏奏者で人間国宝、六代山勢松韻様による人吉公演に要する経費が主なものでございます。

19ページをお願いいたします。14款、1項、1目予備費を4,098万4,000円増額いたしております。

以上で、議第57号について補足説明を終わります。

続きまして、報第1号平成25年度人吉市一般会計繰越明許費繰越計算書について、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき御報告いたします。議案書の10ページから13ページまででございます。

まず、議案書の11ページをお願いいたします。3款民生費、1項社会福祉費が介護療養型

医療施設転換整備事業と老人福祉センター改修事業の2件、2項児童福祉費が子ども・子育て支援新制度電子システム構築委託料の1件、6款農林水産業費、1項農業費が団体営農業農村整備事業の1件、8款土木費、2項道路橋梁費が次の12ページにかけてございますが、社会資本整備総合交付金事業や地方道路等整備事業で取り組んでおります道路維持補修工事や橋梁補修工事など21件。同じく、3項住宅費が12ページの中ほどの市営住宅改修事業の1件、4項都市計画費が人吉・球磨スマートインターチェンジ整備事業、社会資本整備総合交付金事業、村山公園施設改築事業など3件。同じく、5項河川費が河川等整備事業（蟹作川）の1件。9款、1項消防費が防災行政無線整備事業の1件。10款教育費、2項小学校費が小学校汚水処理操作盤改修事業と小学校特別支援教室等改修事業の2件。

13ページをお願いいたします。3項中学校費が中学校電気設備改修事業と中学校プール改築事業の2件。5項社会教育費が人吉城跡公衆トイレ整備事業の1件。11款災害復旧費、3項公共土木施設災害復旧費が道路橋梁災害復旧事業や河川災害復旧事業など4件となっております。合計40件の繰越計算書でございます。

また、翌年度繰越額の合計は、7億1,725万139円でございます。なお、繰越件数40件のうち2件が、国の平成25年度第1次補正予算、好循環実現のための経済対策に対応した補正予算に係る分でございます。11ページの6款農林水産業費、1項農業費、5目農地費の団体営農業農村整備事業と13ページの10款教育費、3項中学校費、3目学校建設費の中学校プール改築事業でございます。

次に、その財源内訳でございますが、既収入特定財源は、12ページの中ほどの人吉・球磨スマートインターチェンジ整備事業に対する人吉・球磨スマートインターチェンジ整備促進事業負担金1,700万円でございます。

次に、国庫支出金でございますが、11ページにお戻りいただきまして、3款民生費、1項社会福祉費、3目老人福祉費、介護療養型医療施設転換整備事業の地域介護福祉空間整備等施設整備交付金4,930万円、8款土木費は、2項道路橋梁費、2目道路維持費、12ページの5目橋梁新設改良費、4項都市計画費の3目公園整備費、4目街路事業費の社会資本整備総合交付金の14事業でございますが、計1億4,576万7,000円となっております。

次に、13ページの10款教育費、3項中学校費、中学校プール改築事業の学校施設環境改善交付金2,228万円、11款災害復旧費は、3項公共土木施設災害復旧費、1目道路橋梁災害復旧費と5目河川災害復旧費の現年発生補助事業の2事業でございますが、現年債公共土木施設災害復旧費負担金716万7,000円の合計2億2,451万4,000円となっております。

次に、県支出金でございますが、11ページにお戻りいただきまして、3款民生費、1項社会福祉費、4目老人福祉施設費、老人福祉センター改築事業の再生可能エネルギー等導入促進事業費補助金649万6,000円、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、子ども・子育て支援新制度電子システム構築委託料の子ども・子育て支援新制度電子システム構築事業費補助金

378万円、6款農林水産業費、1項農業費、5目農地費、団体営農業農村整備事業の農業農村整備推進交付金990万円の合計2,017万6,000円となっております。

次に、地方債が6款農林水産業費の農業農村整備事業債900万円、8款土木費は12ページにかけてでございますが、社会資本整備総合交付金事業債が14事業の9,130万円、地方道路等整備事業債が9事業の3,310万円、5項河川費、2目河川改良費の河川等整備事業債560万円、9款消防費の防災行政無線整備事業債1億4,890万円、10款教育費、2項小学校費の小学校校舎改築事業債500万円、13ページの3項中学校費の学校施設環境改善交付金事業債9,270万円、5項社会教育費の人吉城跡公衆トイレ新築事業債1,010万円、11款災害復旧費、道路橋梁費及び河川の現年発生補助公共土木施設災害復旧事業債2事業、計350万円の合計3億9,920万円となっております

最後に一般財源が5,636万139円でございます。

以上で補足説明を終わらせていただきます。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○議長（永山芳宏君） ここで暫時休憩いたします。

午前11時11分 休憩

---

午前11時27分 開議

○議長（永山芳宏君） 休憩前に引き続き再開いたします。

○経済部長（松田知良君）（登壇） 皆様、こんにちは。それでは、私のほうから報第4号くま川下り株式会社の経営状況につきまして御報告させていただきます。

くま川下り株式会社は、御承知のとおり本市を代表する複合観光会社でございます。国民宿舎くまがわ荘の管理運営につきましても同社が行っており、地方自治法改正に伴う指定管理者制度へ移行いたしまして8年が経過したところでございます。

それでは、お手元の資料によりまして要点を中心に御説明させていただきます。

1ページをお願いいたします。第52期決算報告書でございます。事業期間は平成25年3月1日から平成26年2月28日まででございます。

2ページをお願いいたします。事業概況でございますが、くま川下り株式会社は川下りの遊覧船事業、国民宿舎くまがわ荘の宿泊事業、ラフティングや売店等のその他事業の3部門を柱に事業を推進しております。第52期決算につきましては、総事業収入2億2,726万7,000円（対前年比105.7%）で前年度の実績を上回ることができましたが、経常損失1,179万7,000円となりました。

まず、遊覧船事業でございますが、第51期の清流・急流コースにおける乗客実績2万8,021人を踏まえ、乗船客目標を5万人と定め、機会をとらえてさまざまな誘致宣伝活動を展開したところでございます。実績といたしましては、総乗船客数3万2,917人（対前年比

112.6%)にとどまりましたが、船賃収入9,505万7,000円(対前年比111.3%)で、前期より総乗船客数で3,671人の増、船賃収入で965万6,000円の増収となっておりますが、引き続き球磨川下り事業再生に向けた早急な取り組みが社内課題となっております。

次に、宿泊事業でございます。3ページをお願いいたします。くまがわ荘につきましては、宿泊人数の目標を8,000人、休憩・宴会人数の目標を2万4,000人と設定し、営業活動を行いました。宿泊客は6,765人(対前年比108.0%)と増加し、休憩客は2万3,032人(対前年比109.8%)と増加しており、総売上7,348万5,000円(対前年比110.1%)と前年を上回りました。

4ページをお願いいたします。その他事業についてでございますが、くま川下り売店並びにくまがわ荘売店の物品販売事業収入の合計は、1,219万1,000円(対前年比95.7%)でございました。ラフティング事業につきましては、目標を4,700人と設定してございましたが、利用者、利用客3,598人(対前年比82.8%)、収入2,021万6,000円(対前年比81.7%)と減少いたしました。この要因といたしましては、台風接近による8月末の一般団体、10月中ごろの修学旅行のキャンセルが大きく影響したものでございます。請負事業につきましては、昨年並みの受注でございました。その他部門の総収入では、5,334万3,000円(対前年比91.9%)となっております。

5ページをお願いいたします。くま川下り株式会社の貸借対照表でございます。資産合計、負債、純資産合計ともに1億3,120万2,704円となっております。

6ページをお願いいたします。損益計算書でございます。まず、営業損益につきましては、純売上高合計2億1,635万4,995円で、売上原価と販売費及び一般管理費を差し引いた営業損失が「1,493万8,930円」でございます。これに営業外損益を含めた経常損失が1,179万7,992円となっております。

7ページをお願いいたします。第53期事業計画書でございまして、事業期間は平成26年3月1日から平成27年2月28日まででございます。

8ページをお願いいたします。事業計画でございますが、大変厳しい経営状況が続いておりまして、昨年度から会社再生に向け不退転の決意を持って改革を断行しておりますが、今期も会社一丸となった経営改善を展開する計画でございます。数値目標といたしましては、第52期の実績を踏まえた上で、川下り乗船客を2万6,000人に設定し、ラフティングにつきましては6,000人、国民宿舎くまがわ荘につきましては宿泊人数7,500人、休憩・宴会人数2万5,200人と設定いたしております。球磨川下りにつきましては、今までの旧態依然とした考え方から完全に脱却し、伝統や文化を基調とした情緒や優雅さを強調することでラフティングとの差別化を図り、さらにお客様のニーズに沿ったサービスを加えながら船旅本来の魅力をも十分にアピールして販売促進につなげていきたいと存じます。あわせて人的サービスとして、船頭並びに職員の接客対応の向上を常に考え、お客様目線の運営に努めてまいりま

す。国民宿舎くまがわ荘につきましては、くま川鉄道の新車両田園シンフォニーを利用した日帰り及び宿泊プランの造成、球磨川下りパック商品の強化、温泉入浴客の利用促進、現在空き地となっている敷地西側を夏場のビアガーデン、グラウンドゴルフ、各種イベント等へ活用するといった取り組みを行い、あわせて実際のセールス活動を積極的に行い、売り上げ増加に努力いたします。ラフティングにつきましては、他社と比較して修学旅行を初めとする団体対応に重点を置いてまいりましたが、昨年のように台風接近などによるキャンセルが出た場合、挽回することが難しいことから、個人、グループの利用者の取り込みとしてくまがわ荘との連携をさらに強化し、パック商品をさらに充実させて販売してまいります。

9ページをお願いいたします。くま川下り事業再生に向けてということでございますが、昨年度船賃に対する人件費率を是正するため、全従業員、全船頭に対し説明会と交渉を重ね、同意の上で賃下げを行いました。さらにことしの1月から2月の再雇用契約の際に、会社側から船頭に対し、賃金の中で最も多く占める乗船手当の減額を含む新賃金を提示いたしました。残念ながら大多数の船頭の理解が得られなかったため、25年度には35名在籍していた船頭、艫張が最終的に26年度は15名での再スタートとなりました。残りしました船頭たちみんながこれからも誇りを持って日本三急流球磨川下りの船頭を続けられるよう1日に下れる回数をふやすなどして魅力ある職場にかえていく必要があると存じます。そのためにはハード、ソフト両面を再検討した上で、会社本来の使命である利益を出せる構造を構築し、文字どおり会社一丸となってさらなる改革を進めていく必要がございます。また、旅行形態の変化に伴い、団体旅行から個人、グループ旅行への移行が進む中、今後は外国人観光客をも視野に入れた中で新たな商品開発ときめ細かなサービス提供はもちろんのこと、特にお客様への接遇と下船後の送迎につきましては、早急に改善を図ることとしております。

10ページをお願いいたします。以上を踏まえまして、今回会社再生に向けた新たな経営理念と企業方針を持って、1、超高齢化社会への対応、2、川下りコース・区間の見直し、3、人吉発船場の立地、ロケーションの最大限活用、4、拠点の一本化、5、その他事業の拡充といった五つを柱とする事業計画を策定いたしました。費用や運用面などでさまざまな課題もございますが、抜本的な改革を断行し、ゆるぎない経営基盤を確立した上で、再び人吉球磨の観光の礎として確固たる地位を築いてまいりたいと存じます。

新たな経営理念と企業方針を11ページに掲げております。経営理念は、お客様、取引先、従業員、そしてくま川下り株式会社自体の満足をもって社会に奉仕し、企業の永遠の発展を目指し一日一日の事業活動に精励してまいります。そのための企業方針といたしまして利益の追求はもちろんでございますが、チャレンジ精神を持って知恵を出すこと、企業人としてお客様目線であること、明るいあいさつをすること、常に感謝の気持ちを忘れないことを従業員一同が日々の業務の中で実践してまいります。今後とも議員各位を初め、市執行部、株主、市民の皆様、そしてお客様の御指導、御鞭撻のほどよろしくをお願いいたします。

12ページをお願いいたします。53期の損益計算書でございます。船賃収入や国民宿舎収入を含めました純売上高2億2,990万円、営業損益は186万3,000円で、営業外損益を含めた経常利益を257万1,000円と見込んでいるところでございます。

以上、簡単ではございますが、くま川下り株式会社の経営状況につきまして御報告いたします。

済みません、訂正をお願いしたいと思います。損益計算書のところで営業損失が「1,493万8,980円」と言わなければならないところを「1,493万8,930円」と申したようでございます。訂正をお願いいたします。

---

---

### 日程の追加について

○議長（永山芳宏君） ここで、日程の追加についてお諮りいたします。

議第41号ひとよしから、米を原料とする球磨焼酎の地域文化を紡ぎ広める条例の制定についての議案の訂正について、日程に追加することに御意義ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永山芳宏君） 御異議なしと認めます。よって、議第41号の議案の訂正についてを日程に追加し、直ちに議題とし執行部の説明を求めます。

---

---

### 追加日程 議案の訂正について

○市長（田中信孝君）（登壇） お疲れのところ申しわけございません。平成26年3月第1回人吉市議会定例会で継続審査となっております議第41号ひとよしから、米を原料とする球磨焼酎の地域文化を紡ぎ広める条例案につきまして、経済建設委員会の審査結果を踏まえ、再度詳細に検討しました結果、条例の訂正をお願いいたしたいと存じます。

詳細につきましては、所管の責任者から御説明を申し上げます。何とぞ御了承賜りますようお願いいたします。

○経済部長（松田知良君）（登壇） それでは、議案の訂正につきまして補足説明をさせていただきます。

3月定例議会に御提案申し上げ、継続審査となっております議第41号ひとよしから、米を原料とする球磨焼酎の地域文化を紡ぎ広める条例案につきまして、ただいま市長が申し上げましたように経済建設委員会の審査結果を踏まえて訂正するものでございます。

それでは、お配りいたしております議案の訂正についてにより御説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。前文でございますが、「戦国時代に、大陸から人吉へと伝わった焼酎とその製法。以来500年、最も古い由緒と伝統を誇り、その味と香りは杜氏たちの焼酎造りに懸ける情熱によって、今も磨かれ続けている。」を追加いたしております。

2ページをお願いいたします。第3条の基本理念でございますが、「推進することを基本

としなければならない。」を「推進するよう努めるものとする。」に改めております。第6条の市民の役割でございますが、「、また、個人の意思を尊重し、節度ある飲酒を心掛けながら」を追加いたしております。

以上で、議案の訂正につきまして補足説明を終わらせていただきます。大変お手数をおかけいたしましてまことに申しわけございませんが、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（永山芳宏君） 以上で、議第41号の議案の訂正についての説明は終了いたしました。

ただいま説明がありました議第41号の議案の訂正についての質疑及び採決につきましては、12日木曜日の一般質問終了後に行いますので、よろしく願いいたします。

---

---

○議長（永山芳宏君） 以上で本日の議事は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午前11時45分 散会

# 平成26年6月第4回人吉市議会定例会会議録（第2号）

平成26年6月10日 火曜日

---

## 1. 議事日程第2号

平成26年6月10日 午前10時 開議

- 日程第1 議第57号 平成26年度人吉市一般会計補正予算（第2号）
- 日程第2 議第58号 平成26年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第3 議第59号 平成26年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第4 議第60号 平成26年度人吉市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第5 議第61号 平成26年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第6 議第62号 人吉市議会の議決に付すべき事件に関する条例の制定について
- 日程第7 議第63号 人吉市職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について
- 日程第8 議第64号 人吉市公民館条例及び人吉市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議第65号 損害の賠償について
- 日程第10 報第1号 平成25年度人吉市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第11 報第2号 平成25年度人吉市介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第12 報第3号 平成25年度人吉市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第13 報第4号 くま川下り株式会社の経営状況について（第52期決算報告書及び第53期事業計画書）
- 日程第14 一般質問

1. 村 上 恵 一 君
  2. 平 田 清 吉 君
  3. 宮 崎 保 君
  4. 田 中 哲 君
  5. 大 塚 則 男 君
- 

## 2. 本日の会議に付した事件

### ・追加日程

議第66号 平成26年度人吉市一般会計補正予算（第3号）

議第67号 人吉市第三セクター経営基盤強化資金貸付条例の制定について

### ・議事日程のとおり



---

---

3. 出席議員（18名）

1番	宮崎	保君
2番	高瀬	堅一君
3番	村口	隆君
4番	大塚	則男君
5番	平田	清吉君
6番	犬童	利夫君
7番	松岡	隼人君
8番	井上	光浩君
9番	豊永	貞夫君
10番	川野	精一君
11番	笹山	欣悟君
12番	西	信八郎君
13番	村上	恵一君
14番	田中	哲君
15番	仲村	勝治君
16番	三倉	美千子君
17番	森口	勝之君
18番	永山	芳宏君

欠席議員 なし

---

4. 説明のため出席した者の職氏名

市	長	田中	信孝	君		
副市	長	坂崎	博憲	君		
監査	委員	篠崎	國博	君		
教	育	長	末次	美代	君	
総務	部	長	中村	則明	君	
市民	部	長	中村	明公	君	
健康福祉	部	長	松岡	誠也	君	
経	済	部	長	松田	知良	君
建	設	部	長	田中	幸輔	君
総務	部	次	長	迫田	浩二	君
市民	部	次	長	加賀	邦保	君

健康福祉部次長	中 川 一 水 君
経 済 部 次 長	大 淵 修 君
経 済 部 次 長	廣 田 五 浩 君
建 設 部 次 長	山 田 巧 君
建 設 部 次 長	木 村 秀 敏 君
総 務 課 長	溝 口 尚 也 君
企画財政課長	告 吉 眞二郎 君
自治振興課長	小 澤 洋 之 君
会 計 管 理 者	椎 葉 幹 夫 君
水 道 局 長	東 俊 宏 君
水 道 局 次 長	愛 甲 泰 士 君
上 水 道 課 長	那 須 義 徳 君
教 育 部 長	井 上 祐 太 君
教 育 部 次 長	今 村 修 君
教 育 部 次 長	東 和 人 君
農 業 委 員 会 長	舟 戸 幸 弘 君
農 事 務 局 長	

---

5. 職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

局 長	赤 池 謙 介 君
次 長	山 本 繁 美 君
庶 務 係 長	椎 葉 千 恵 君
書 記	白 坂 禎 敏 君

---

○議長（永山芳宏君） おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。よって、これより会議を開きます。

議事に入ります。

本日は、さきに決定されましたとおり質疑を含めた一般質問を行います。

議事日程は、お手元に配付してあるとおりでございます。

---

---

### 日程の追加について

○議長（永山芳宏君） ここで、日程の追加についてお諮りいたします。

議第66号平成26年度人吉市一般会計補正予算（第3号）及び議第67号人吉市第三セクター経営基盤強化資金貸付条例の制定についての2件につきまして、日程に追加することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永山芳宏君） 御異議なしと認めます。よって、議第66号及び議第67号の2件を日程に追加し、直ちに一括議題といたします。

---

---

### 追加日程 議第66号及び議第67号

○議長（永山芳宏君） 執行部より提案理由の説明を求めます。

○市長（田中信孝君）（登壇） 皆さん、おはようございます。ただいま追加提案いたしました議案につきまして、御説明申し上げます。

かねてより御報告申し上げておりましたとおり、くま川下り株式会社から提出された事業再生計画につきましては、計画内容を精査してまいりましたが、くま川下り株式会社の存続には、この事業再生計画は不可欠と考えられ、経営基盤強化のための資金調達は必須であると考えているところでございます。しかしながら現在の経営状況では、増資や民間からの資金借入れが厳しい状況にあり、この状況を打破するためには、筆頭株主としての市の役割は大変大きいものと認識いたしております。

以上のことから、市からの資金貸し付けが必要との結論に達したものでございます。この件につきましては、昨日行われました人吉市行財政経営検討委員会におきまして、資金貸し付けは妥当であるとの提言をいただいております。つきましては、資金貸し付けを行うための予算案、条例案について追加で御提案するものでございます。

議第66号平成26年度人吉市一般会計補正予算案（第3号）は、第三セクターくま川下り株式会社において策定されましたくま川下り事業再生計画に基づく新たな事業投資に対し、市として貸し付けを行うものでございます。

歳出におきましては、7款商工費に貸付金3,500万円を増額いたしております。なお、予

備費を同額減額いたしておりますので、歳入歳出予算総額に変更はございません。

議第67号人吉市第三セクター経営基盤強化資金貸付条例案は、ただいま御説明いたしましたとおり、くま川下り株式会社に対し、市として貸し付けを行うことについて必要な事項を定めるため新たに条例を制定するものでございます。

議員各位におかれましては、慎重御審議の上、御協賛賜りますようお願いいたします。

○議長（永山芳宏君） ただいま説明がありました議第66号及び議第67号の2件に対しての質疑は、あさって12日の一般質問終了後に行いますので、よろしく願いいたします。

---

---

### 質疑を含めた一般質問

○議長（永山芳宏君） それでは、直ちに質疑を含めた一般質問を行います。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

13番。村上恵一議員。

○13番（村上恵一君）（登壇） おはようございます。13番議員の村上恵一でございます。

5月の連休後に本市の県立高校の女子生徒が不明であること知り、ずっと心配しておりました。しかし、今月7日土曜日のマスコミの発表を見て、まさかこんな状況になるとはまことに残念であり、まだ夢であってほしいという気持ちでいっぱいでございます。御家族の心痛はいかばかりかとお察し申し上げます。今後、国策も含め若年層のネット利用に関して、真剣に対策を考えなければならないときが来ているのではないのでしょうか。

それでは、通告に従いまして一般質問を行います。今回は三つの項目を通告しております。最初にスマートインターチェンジ計画について、国道445号の空中ブリッジ計画について、分煙支援制度についてでございます。

それでは、最初にスマートインターチェンジ計画について質問させていただきます。ETCを搭載した車両に限定しているインターチェンジで、従来のインターチェンジに比べて低コストで導入できるなどのメリットで、今現在全国で70カ所、最近県内では宇城氷川スマートインターチェンジが開通したばかりでございます。本市に予定されている方式は、本線直結型、人吉インターチェンジ周辺の渋滞緩和、そしてまた中球磨から上球磨にとっては利便性の向上という点で人吉球磨地域にとって長年の課題でございました。この人吉のスマートインターチェンジ、予想される総事業費を最初にお聞きします。

○建設部長（田中幸輔君） おはようございます。お答えいたします。

お尋ねのスマートインターチェンジの総事業費につきましては、申請の条件でございます費用対効果、B/C（ビー・バイ・シー）と申しますけれども、が1.0を切らない目安の概算事業費といたしまして約36億円と試算しております。ただ、以前から申し上げておりますように、これまでのスマートインターチェンジ高速道路利便増進事業が平成25年度で廃止され、現在新しい整備計画制度が国会で審議されているところでございまして、その新制度の

要綱に基づき、連結許可申請を行わなければなりません。その連結許可後に用地測量、地質調査、橋梁等の詳細設計となります。その調査設計等が終わらないと正確な事業費が出てこないということを御理解いただきたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 13番。村上恵一議員。

○13番（村上恵一君） 今おおよそ36億円程度ではないかということで申し上げられました。新制度ができなければということなのですが、恐らくそんなに大差はないんじゃないかなというふうに思います。問題は費用対効果ということで。

それでは、地元自治体の負担割合、総事業費に対して地元自治体がどのくらい負担するのか。そして、人吉市の負担額はどのくらいになるのかをお聞きしたいと思います。

○建設部長（田中幸輔君） 地元自治体の負担割合についての御質問でございますけれども、先ほども申し上げましたように、現在は平成25年度で事業終了となりました制度の実施要綱に基づき進めてきたところでございます。新要綱が決まらなると事業負担がどうなるかはつきりとはしないところでございますけれども、前要綱の事業区分の中では、西日本高速道路株式会社と地元自治体の負担割合はおおよそ8対2、2が地元負担でございますけれども、8対2ぐらいになるのではないかと見込んでおります。

次に、人吉市の負担ということでございますけれども、総事業費が固まっていませんので、この時点では人吉市の負担額が幾らになるかという段階にはまだ至っていないという状況でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 13番。村上恵一議員。

○13番（村上恵一君） 今までの要綱でいくと8対2ぐらいではないかということで、簡単に計算すると7億円前後かなというふうに思います。負担割合についてはこれからということなのですが、人吉市に設置されるということで、人吉市が一番、応分の負担をしなければならなくなってしまうのかなと思いますけれども、利便性を考えると近隣の町村が一番利便性は高まるわけで、その辺の負担割合、もめないように進めていただければと思っております。

気になるのは、今回の計画で人吉南バス停、蟹作にありますこのバス停が移設が予定されておりますけれども、この高速バス人吉南バス停に停車するバスの本数と利用客数の実績はいかがなものかをお聞きしたいと思います。

○建設部長（田中幸輔君） 人吉南に停車する車両は、九州産交バス株式会社と宮崎交通株式会社が共同で運行されておりますなんぼう号が、宮崎駅と熊本駅間を運行しております。このなんぼう号は、人吉インターには1日上下それぞれ14便が停車しております。そのうち、人吉南のバス停には上り下りそれぞれ4便が停車しております。時間帯の運行としましては、人吉インターは約1時間に1便の間隔で運行されておりますが、人吉南は午前2便、午後

2便の運行となっております。

また、利用客数の実績でございますけれども、平成25年3月から平成26年2月までの1年間の利用者数を2業者から提供いただいておりますので、このデータを取りまとめてお答えさせていただきます。年間の人吉南の乗車数は213人、降車数は198人利用されておられます。月平均で申しますと、乗車数は17.8人、降車数は16.5人という状況になるようでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 13番。村上恵一議員。

○13番（村上恵一君） なんぷう号だけが利用していると、そのうち上下4本ずつということですね。1年間の実績では、今述べられた数字なんですけれども、月平均でいくと乗車が17.8人、降車が16.5人。これを日平均に換算しますと、乗車が0.58、降車が0.54ということで、2日に1人程度ということですかね。ゼロの日もあるという結果なんですけれども、それでもこのバス停は私はなくしてはならないというふうには思っております。しかし、事業費の中でどのようにしてローコスト化ができるのかと、また利用頻度を上げることができるのかということが非常に課題になってくるのではないかなというふうに思うわけでございます。

それで、今回の計画でバス停を移設するようになっておりますけれども、その移設にかかわる事業費は幾らくらいになるのかお聞きしたいと思います。

○建設部長（田中幸輔君） お答えいたします。

本計画案に伴いまして、本線既設のバス停留所は移設をしなければならないというのが、減速線とか加速線が近くなりますので、そのあたりについては移動しなければなりません。私どもはまず第1案としまして、本線での移設について検討いたしました。その結果、本線上で移設するには、現在の停留所を南側、宮崎側で約230メートル程度移動しなければなりません。この第1案を試算しましたところ、約1億円の事業費がかかるということになります。一方、第2案としまして、バス停留所をスマートインターチェンジの料金所付近に移設しますと、バス停留所の施設費、バス利用者駐車場の舗装費、土工費などで移設費の合計が約1,000万円と試算いたしましたところでございます。なぜこのような概算事業費に差が出てくるかと申しますと、今回のスマートインターの計画では、NEXCOがETC料金所に一時的に事務所を設置する計画になっております。その事務所へ入るために国道219号から約200メートルの通路が必要になってきます、側道でございますけれども。その料金所職員の駐車場も必要になってまいりますし、またバス停留所の移設に関係なく、その通路としまして側道と駐車場は計画をしなければなりません。したがって、バス停留所自体のコストというのは低コストで移設ができるものというふうに考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 13番。村上恵一議員。

○13番（村上恵一君） 現在のバス停留所はそのまま残せないということなんです。ただ、その移動する事業費、費用は原因者が負担するのか、あるいはそのNEXCOが負担するのかということで、若干負担額は変わってくるのかなと、若干どころか相当変わってくるかなというふうに思うわけなんですけれどもね。

また、今答弁がありましたように、無人が売りのスマートインターチェンジに、最初のうちはいろいろトラブルがあるかもしれないからということなんでしょうね、NEXCOの職員さんが常駐すると、そういう場所が必要であると、そういうことであれば理解ができるわけでございます。しかし、最終的にそのバス停をつくった後のランニングコストというのがありますので、ある程度それも視野に入れて計画してほしいというふうに思います。このバス停のことも含めまして、費用対効果についてはどのようなお考えをお持ちなのかをお聞きしたいと思います。

○建設部長（田中幸輔君） 費用対効果ということでございますけれども、現在の人吉南バス停留所は、下り線の待合所まで行くのには階段を約80段上らないといけません。上りの待合所まで行くのにも階段を中段まで上り、本線の地下を横断するコンクリートボックスの通路を約20メートルほど進みまして、さらに階段を上がらないといけません。このような構造なので、高齢者とか小さい子供連れの方、あるいは障がい者の方などは非常に使いづらいことが利用が低い原因の一つではないかと分析しているところでございます。

今回、スマートインター内に移設することで、新人吉南の停留所がバリアフリー化され、駐車場が直結し利便性が抜群に向上いたします。この計画が実現できれば、今まで使いづらいという理由で人吉インターから乗降されていた方が、国道219号沿線の人たちも含めまして人吉南を利用していただき、さらに利用者がふえることが期待できると考えております。

なお、現在あるバス停留所を撤去しますと、再度設置するということが不可能でございます。前にも述べましたように、低コストで移設できるということですので、費用対効果は利便性が向上するということにより、施設設置費用を上回るというふうに考えております。よって十分に費用対効果はあると考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 13番。村上恵一議員。

○13番（村上恵一君） 最初この計画について説明をお聞きしたときに、人吉南バス停は本線に残したままのほうが事業費を減らせるのではないかなというふうに思ったわけなんですよね。しかし、詳しく聞くにしたがってむしろ移設したほうがコストが少なくて済むということがわかったわけでございます。その時点でこの一般質問をするに当たって、意味があるのかなというふうに思ったわけなんですけれども、市民の方に御紹介という部分でも、利便性を上げるためにもこの南バス停を利用してくださいというアピールにもなりますので、そのまま進めさせていただいたわけなんですけれども、建設と管理コストの削減が可能なこのス

マートインターチェンジ、その原点に立って、バス運行に関しましても利用促進につながるように運行形態も含めて再度検討して、バス業者と協議を進めていただきたい。つまり、もっと本数をふやしていただくとかそういう形で、ぜひ利用促進に努めていただきたいというふうに思っております。また、でき上がる、完成間近のときには市民にもっと、郡市民にアピールをしていただきたいというふうに思います。ということで、この質問は終わります。

続きまして2番目ですが、まちづくりの観点から、国道445号の空中ブリッジ計画についてでございます。私がこの計画を耳にしたのは、昨年11月ごろだったと思います。何かの会議の前で雑談の中でその計画を知ったわけでございます。数人でこの計画を雑談で聞いたんですが、全員が国道上だから無理でしょうというのが共通の意見でございました。その後、2月初めにこの計画が着々と進められているということと、許可が下りるのではないかという話をお聞きしました。しかし、今現在動き出すということで質問させていただきます。

まず、この計画の概要と建築許可の基準はどのようになっているのかをお聞きしたいと思います。

○建設部長（田中幸輔君） お答えいたします。

まず、計画の概要ということでございますけれども、市内の医療機関が上青井町の国道445号の上空に計画されております空中ブリッジ、いわゆる道路上の通路でございますけれども、その概要でございますが、通路計画としましては、国道445号を挟んで建てております医療機関同士の3階をつなぐものでございます。通路の延長は16.79メートル、その中で道路上の延長は14メートル。通路の外幅が4メートル、高さが5メートル、通路の幅は3メートル、高さは2.6メートルでございます。国道445号の道路から通路の下端、道路空間でございまして、約8.7メートルでございます。

次に、建築許可基準でございますけれども、道路内の建築許可につきましては、建築基準法第44条第1項第4号に、「公共用歩廊その他政令で定める建築物で特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上他の建築物の利便を妨げ、その他周囲の環境を害するおそれがないと認めて許可したもの」と定められております。道路内に建築することができる建築物に関する基準等につきましては、建築基準法施行令第145条第2項に、「学校、病院、老人ホームその他これらに類する用途に供する建築物に設けられるもので、生徒、患者、老人等の通行の危険を防止するために必要なもの」と定められております。建築許可の流れとしましては、まず県との事前協議があり、その後許可申請書の提出により道路管理者、建築主事、警察署長、消防署長との連絡協議会を開催し、それぞれの許可、同意を得る必要があります。その後、法律、都市計画等の有識者7名により建築審査会の同意を得て建築許可がなされます。次に、建築確認申請書の提出がありまして、建築確認済証の交付後、工事着手ということになります。



以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 13番。村上恵一議員。

○13番（村上恵一君） 二つの建物ツインビルですよね、の3階部分をつなぐ、約16.8メートルの上空通路、国道上は14メートルということなんです、4メートル×5メートルの四角柱が横にどーんと3階部分につながるといことになるんでしょう。通常なら到底許可の下りないものなんでしょうが、学校、病院、老人ホーム、その他これらに類するもの、生徒、患者、老人等の通行の危険を防止するために必要ならばということで、おっしゃったわけなんですけれどもね。それと、協議から始まって流れも今お聞きしました。建築審査会、まだ今は全然そこまで至ってないと思うんですけれども、現在計画とされているこの建物の間の空中ブリッジ、これもその対象になるということなんだろうけれども、じゃあ現在までその経緯と状況はどのようになっているのかをお聞きしたいと思います。

○建設部長（田中幸輔君） 現在までの経緯と状況でございますけれども、経緯としましては、平成25年1月に県庁建築課から国道445号に道路上空通路の計画についての説明を受けております。医療機関側は事前打ち合わせを行った後、10月に建築許可申請書を提出されておられます。その提出を受けまして、平成25年10月4日に県球磨地域振興局におきまして、任意の道路上空通路連絡協議会が開催されております。県庁建築課、球磨地域振興局技術管理課、道路管理者である維持管理課、人吉警察署、人吉下球磨消防組合、医療機関、コンサル、人吉市からは都市計画課が出席して医療機関側の説明を受けまして意見交換を行い、市としましては地元への説明会をお願いしたところでございます。医療機関側は本協議会の後、関係機関と事前協議を行い、県庁建築課へ建築許可申請書の提出がありましたけれども、書類の不備によりまして受理されず差し戻しがあったと伺っております。差し戻し後の再申請につきましては、現在のところなされていないと伺っております。その後も医療機関や県などとの協議を数回行ってございまして、医療機関側からも上青井町、九日町、それぞれの町内会長への説明を行っていただいております。さらに、その後の状況の推移から人吉市としましては、ことしの4月11日でございますけれども、医療機関と協議の中におきまして、九日町、紺屋町、上青井町、中青井町、下青井町、関係する5町内に対しまして、説明会を開催していただくようお願いをしているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 13番。村上恵一議員。

○13番（村上恵一君） 私が聞きたいことを先に先に何か答えられているような感じがして、一つずれているんじゃないかなと今思ったんですけど。今るる説明をいただいたわけなんですけれども、びっくりしたのが去年の1月からもうこの計画は動いといったことですよ。もうだから約1年半近くになるということなんですよ。現在は書類の不備で差し戻しになっていると、どのような不備なのか先に聞いておけばよかったかなというふうに思う次

第でございますけれども、4月10日の全員協議会の際にこの計画の説明を受けたわけなんです。が、熊本県内においては、その国道上の空中ブリッジは実績がないというふうにあのときお聞きしました。

それでは、国内の国道上での空中ブリッジ、国道上ですよ、の空中ブリッジの設置実績はどうかをお聞きしたいと思います。

○建設部長（田中幸輔君） 国内での国道上での空中ブリッジの設置状況でございますけれども、まず県内の特定行政庁であります熊本県、熊本市、八代市、天草市にお尋ねをいたしましたところ、道路上空の連絡通路の許可の事例につきましては、これまで熊本県が3件、熊本市が10件の計13件ございまして、八代、天草においてはございません。内容としましては、店舗とか病院、学校、駅で、いずれも国道上に設置されたものではございません。また、国土交通省にもお尋ねをいたしましたところ、国土交通省では毎年政令都市及び都道府県別に建築基準法第44条に規定される道路内建築制限許可件数につきまして調査をされております。その中で道路上空に設けられている渡廊下等について、直近の平成21年、22年、23年度についてお尋ねしましたところ平成21年度は全体で25件、九州管内では長崎、大分、福岡でそれぞれ1件ずつ、平成22年度は全体で36件、九州管内では大分県、福岡市でそれぞれ1件ずつ、平成23年度では全体で29件、九州管内では福岡市で1件となっております。ただし、これが国道上に設置されたものかどうかにつきましては、把握されていないということでございました。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 13番。村上恵一議員。

○13番（村上恵一君） 国土交通省が国道上のデータを持っていないというのは、何かどうも不思議な感じがするんですよね。それくらいのデータは所持しとってほしいなというふうには思う次第なんですけどね。どちらにしても今の話の中では熊本県ではないと、21年に長崎、大分、福岡で1件ずつと、22年が大分、福岡、そして23年が福岡県ということで数少ないですよ。実は私なりに直接この三つの県の土木部に電話をして調べてみたんですよ。そしたら福岡県の場合、政令都市福岡市にも電話したらよかったんでしょうけど、県のほうにまずは電話しました。そしたら久留米市に聖マリア病院、質問の資料としてお手元に配付させていただきましたけれども、聖マリア病院、これは国道209号に設置されたものであるということです。いつ建設されたかというのはちょっと調べませんでした。それと大分市にオアシスタワーホテル、これは国道197号に設置されているものだということです。現在ももう1本美術館との通路を建設中ということで説明を受けました。このお手元の資料はグーグルのストリートビューで検索しまして、そしてキャプチャーして資料をつくったわけなんですけれども、見ていただいたらわかると思いますが、この2件の資料、この通路幅がすごく長いんですよ。久留米市の場合は上下に4車線ですよ。大分市の場合は上下6車線です。

同様に両方とも時間帯によるんでしょうけど、これ恐らく久留米市のほうは時間がちょっと早朝なのかどうかわかりませんが、恐らく夕方とか通勤時間帯は相当混雑する道路ではないかなと思います。大分市の事例も恐らく中心部でございますので、かなり渋滞する道路であるというふうに思っております。道路幅を比較しても人吉市の計画とはかなり事情が違うんですよね。それこそB/Cですよ、費用対効果に今現在計画されている病院も合うのかなというふうに思った次第です。

ところで、国内でも数少ないこの計画について、周辺町内住民への説明は既になされているのかどうかをお聞きしたいと思います。

○建設部長（田中幸輔君） お答えいたします。

周辺住民への説明につきましては、先ほどもちょっとお答えいたしましたけれども、市から医療機関側に対しましては、先ほどの関係する5町内の住民の皆様への説明会開催の要望をしておるところでございます。現在、医療機関側におかれましては、各町内会長と日程調整を行っていただいているところでございますけれども、具体的な日程は現在のところ決まっていないということでございます。日程が決まりましたら市も同席させていただき、住民の皆様のお意見等を伺いたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 13番。村上恵一議員。

○13番（村上恵一君） 実際に九日町でも4月17日に総会を行ったんですけれども、この総会の場でその他の議案ということで、この説明会を求めるかどうかということで全会一致で求めようということに決まったわけなんですけど、しかしまだいまだに開催されていないというのが現状なんです。ですから、再度ほかの近隣町内にも説明会を行っていただくように、市からも強く働きかけていただきたいというふうに思います。それと、周辺の市民の皆さんは全く知らないんですよ。施設と隣接した方々にこの計画を知っておられますかということでお聞きしました。近隣のホテルのオーナー、それと商店のオーナーにお聞きしましたがけれども、「いや、それは初めて聞きました」という言葉が返ってくるわけなんです。だから早めに、もっと早く周知しないとちょっと問題あるかなと私は思いますよ。

最後に市長にお聞きしたいんですけれども、景観上、そしてまちづくり、そして観光都市への影響ということに関しまして、市長はどのような感想をお持ちなのかお聞きしたいと思います。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

今回上青井町の国道445号上空に設置が予定されています空中ブリッジ（渡廊下）が及ぼすまちづくりと観光立市への影響について、どういうふうなことが考えられるかとの御質問でございます。

まず、まちづくりといった観点で申し上げますと、建物、道路、自然との調和などさまざま

まございますが、景観的な要素が絡んでくるのではないかと考えております。景観に限って申しますと、今回建設が予定されております空中ブリッジにつきましては、これまでの周辺の景観からいたしますと、何もなかったところにあるわけでございますので、当然景色が変わるといったことになるわけでございます。果たしてそれが、どれだけ町全体の景観に影響があるかとなりますと、不安は感じるところでござりますが、一概に悪くなるということも言えない、非常に不確定な部分もあるのではないかと考えているところでございます。

また、観光立市としての影響でござりますが、市民の皆様も御存じのとおり、この通りはおくんち祭の際の神幸行列のルートでもございますので、神幸行列がルート上空にある渡廊下の下を通ることにつきましては、いかがなものかということでルート変更等への懸念をお持ちという御意見も伺っているところでございます。

そのほか、本道路は県指定の災害時の緊急輸送道路でもございますので、想定外の地震等の発生時の崩落による通路確保等も懸念されるところでございます。しかし、想定外の地震の場合は、他の建築物等も倒壊する可能性がございますので、難しいところではございませぬ。ただ、建築される側につきましても施設を利用される方の交通安全上の問題や業務の効率化、防災上の点などから判断され、計画されているということも伺っておりますので、こうした部分は考慮すべきところではないかとも考えております。

いずれにしても、非常に難しい問題ではござりますが、このように現状と比較した場合の地域住民の皆様への不安な部分もあります。建築される側のお考えもございますので、市といたしましては事業主に対して、地元住民の皆様への説明会を開催していただきたいと要望しているわけでございます。先ほど建設部長が申しあげましたとおり、今後説明会の日程が決まりましたら市も同席させていただき、市民の皆様への意見を伺い、許可権者は県でござりますが、市として対応できる部分につきましては、関係者と協議してまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 13番。村上恵一議員。

○13番（村上恵一君） 本当に悩ましい問題なんですよ。市長からおっしゃったから私も言いますが、おくんち祭の神幸行列も本当懸念されます。ルート変更ということになる可能性が非常に高いというふうに聞いております。そして、先ほど述べましたけれども、人吉市の場合、同じ国道でも大分市、久留米市のケースと全然状況が違うんですよ。危険度が違います。中心市街地とはいえ、道路幅と交通量が違いすぎると思います。よって、計画地点の交通量も調査すべきではないかというふうに思います。現在の状況が患者の通行を防止するために本当に危険なのか、今横断歩道が病院の前にありますけど、その横断歩道を渡るのに本当に危険なのか。そんなに車がどんどんどんどん来て、スピードを上げて来るのか。あそこは30キロ制限だったと思いますけど。だからその速度を守るとすれば、そんなに危険で

はないと私は思います。1日に何人の患者が移動するのか、そういうことも含めてもっと調査すべきであるというふうに思っております。そして、もしつくったとしたら占用料が発生するんですよ。この占用料、調べましたけど、上空につくるよりも地下につくったほうが安いんですよ。さまざまな観点からして地下につくるという手法もあると思いますので、その辺も含めて私は検討すべきであるというふうに思います。そして、国宝青井阿蘇神社から200メートルしかないんですよ。神社から人吉城址に向かう観光客にとってはエントランスに当たる場所なんですよ。ということで、景観的にも非常に違和感があります。よって市としまして、将来に悔いを残さないために慎重に対応していただきたいと。反対反対というのではなくて、施設側と対話の場を設けてソフトランディングできるような道を探るべきだと私は思っておりますので、ぜひ慎重に対応していただきたいというふうに思います。

以上で、この質問は終わります。

続きまして、分煙支援制度について質問させていただきます。それぞれの自治体がたばこの取引業者が納税義務者であるというたばこ税、税率が60%以上という高税率なんですけれども、内訳は国たばこ税、都道府県たばこ税、市町村たばこ税、たばこ特別税、そして消費税、税金盛りだくさんの特別税でございます。私も過去8年前までは喫煙者でございました。周りへの気遣いなど、やめてからわかることも多々ありますし、喫煙場所の激減などで肩身の狭い喫煙者のストレスも理解できております。物質課税ということから健康目的の懲罰税への変化への批判というものもあるようでございます。

そこで最初の質問なんですけど、過去10年間の市のたばこ税の推移をお聞きしたいと思います。

○総務部長（中村則明君） お答えいたします。

市たばこ税の過去10年間の推移でございますが、平成16年度、2億4,182万6,000円、平成17年度、2億2,672万5,000円、平成18年度、2億2,631万7,000円、平成19年度、2億1,958万4,000円、平成20年度、2億1,164万7,000円、平成21年度、2億390万円、それから平成22年度、2億886万5,000円、平成23年度、2億6,418万6,000円、平成24年度、2億6,679万1,000円、平成25年度が3億246万3,000円となっております。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 13番。村上恵一議員。

○13番（村上恵一君） 平成16年から21年まではずっと下降気味なんですよ。23年度に20%ふえたんですが、これはある業者さんが購入の拠点を人吉市に移したということが要因だったと思います。25年度が上昇したのは消費税アップ前の買いだめが原因であるというふうに思いますが、久しぶりに3億円を記録したように思うわけでございます。逆に本年度26年度の前年度の買いだめの影響からの落ち込みが心配でございます。ずっと2億円から3億円で推移しておりますが、このたばこ税というもの先ほども申し上げましたように、65%近い税率

で国、県、市町村に振り分けられてのことですから、もともとの税源というのは相当な金額になるんじゃないかなというふうに思っております。

ところで、国民の健康づくり、疾病予防をさらに積極的に推進するため医療制度改革の一環として平成14年に施行された健康増進法施行以来、受動喫煙の防止について、市のほうはどのような取り組みをしてきているのかをお聞きしたいと思います。

○健康福祉部長（松岡誠也君） おはようございます。それでは、お答えいたします。

受動喫煙防止対策に関する市の取り組みについてでございますが、国際機関等の公的な報告におきまして、受動喫煙の煙の中にはニコチンやタールのほか、ヒ素やカドミウムなど200種類以上の有害化学物質が含まれていると言われております。受動喫煙による健康への悪影響といたしまして、頭痛や呼吸抑制、心拍数の増加や血管収縮が見られるとともに、肺がんを初めとした各種のがんや心臓病などのリスクが上昇するという調査がございます。また、乳幼児突然死症候群、低出生体重児の増加、子供の呼吸器感染症やぜんそく発作の誘発、呼吸機能の発達に悪影響が及ぶなどさまざまな報告がなされております。

このようなことから、市としましても受動喫煙防止に対するさまざまな取り組みを実施しているところでございます。妊婦さんに対しては、両親学級の中でたばこの害について、また学校教育の中では、小中学校それぞれに薬物とたばこについて、カリキュラムの中で啓発を実施しているところでございます。一般市民の皆様には、広報ひとよしでの広報や健康教室、健康相談などの機会をとらえて禁煙、分煙の啓発を行っているところでございます。また、公共施設での受動喫煙防止の取り組みとして、施設内禁煙として屋外に喫煙コーナーを設けて対応しているところでございます。

今後につきましては、喫煙の健康に与える問題がますます重要となってまいりますので、市民の健康づくり対策として、引き続き啓発等に取り組んでまいり所存でございます。

以上、お答えします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 13番。村上恵一議員。

○13番（村上恵一君） たばこを吸わない妊婦が周りの人のたばこで、受動喫煙で未熟児や脳障がい、そして心臓病、流産、死産などのことがあらわれる、結果があるということも明らかになっております。これは非常に多く吸った場合のことなんでしょうけれども。また、健康増進法には受動喫煙の防止がうたわれておりますよね。例えば施設でも学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店、その他の多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならない、じゃあどこで吸ったらいのということになるわけなんですけれども、今回、人吉市の場合も市内小中学校での喫煙、構内全面禁止から少し柔らかくなって、分煙という考え方に基づいて場所を設置するということになりましたので、今回この質問をしようと思ったわけなんですけれども。ところで、市のほう

としてはこの喫煙者人口の推移を調査したことはあるのかどうかをお聞きしたいと思います。

○健康福祉部長（松岡誠也君） お答えいたします。

御質問の喫煙者人口調査については実施しておりませんが、市民健診の問診項目の中に喫煙についての質問項目があります。それによりますと、平成21年度と平成24年度の喫煙の状況を比較しますと、男性は26.5%から19.5%へ、女性は6.1%から4.7%へといずれも減少しております。全国と比べても男女ともに低い数値となっているところです。

以上、お答えします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 13番。村上恵一議員。

○13番（村上恵一君） 市民健診の問診項目で調査したということで、21年と24年の調査結果を今申し上げられましたけれども、サンプル数がどのくらいなのかというふうに思うと、そのアンケート結果が本当の数値を反映しているかどうかはちょっと疑問かなと思いますけれどもね。私も統計学を勉強したことあるんですけど、大体大数の法則というのがあります、1,000を超えたら大体データとしてはいいデータが出てくるというふうに聞いておりますので、そこまでいってるのかどうかわかりませんが、一応参考としてお聞きしておきます。どちらにしても減っているということですね。JTですね、たばこ産業、これが平成25年度全国たばこ喫煙者率調査をやっております。成人男性の平均喫煙率は32.2%。昭和40年以降のピーク時、昭和41年がピークになるんですけど83.7%、8割以上が喫煙者だったということです。ですから昔の映画見たらほとんどたばこ吸ってますよね、もくもくと。45年間で51ポイントも減少したと、ということは約半分以下になったということです。年代別に見ますと、急激な喫煙率の減少傾向が見られるのは60歳以上、やっぱり健康に気遣って、あるいはいろんな病気を持ってそれを機にたばこをやめたというようなことで23.8%ということらしいですね。成人女性の平均喫煙率は10.5%ということです。ピーク時がやはり41年ということなんですけれども、少し減ってるらしいんですが、ほぼ女性の場合は過去からすると横ばいであるというふうなことらしいですね。健康増進法の考えに反するかもしれませんが、税源確保ということから考えますと、やはり喫煙者のほうも必要ではないかなというふうに思うんですが、この喫煙者の保護についての考え方をお聞きしたいと思います。

○健康福祉部長（松岡誠也君） お答えいたします。

喫煙者保護ということにつきましては、現在のところ特に取り組みは行っておりません。健康福祉部といたしましては、あくまでも市民の健康増進、保持ということを目的として、市民の健康を守るという立場で受動喫煙防止について市民の皆様へ啓発を行ってまいりたいというふうに考えております。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 13番。村上恵一議員。

○13番（村上恵一君） 特に考えていないと、健康福祉部からしますと至極当然の答えなんですよね。市民部、税務課からするとちょっと困るなというところで折り合いがつかないところ

ろなんでしょうけれども、しかし貴重な税財源という観点からしますと、健康面に留意しながらも喫煙者の立場も守らなければならないと、当然の権利ですから、と私は思います。

ということで、分煙支援制度の推進を行うべきではないかと思うんですが、これに関してはいかがでしょうか。

○健康福祉部長（松岡誠也君） お答えいたします。

市としての分煙支援制度はございませんが、厚生労働省が実施する事業といたしまして、受動喫煙防止対策助成金というのがございます。この助成金は、職場の受動喫煙を防止するために、喫煙室の設置を行う際にその費用の一部を助成するものです。助成の内容でございますが、喫煙室に係る経費の2分の1を助成するものです。上限額が200万円で、労働局が窓口となっております。そのほかに国の制度として、受動喫煙防止対策の技術的な相談や測定機器の貸し出しなどのサービスがあるようでございます。

以上、お答えします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 13番。村上恵一議員。

○13番（村上恵一君） そうなんですよ、厚労省の制度があるんですよ。受動喫煙防止対策助成金制度というのが、私もネットで調べたらまずぽんと上に出てきましたので、調べてみたわけなんですけれども、あるのであればこういう国の制度があるということアピールして、民間企業にもっと分煙の改善を行えるようにしていただきたいと思うわけなんですよ。しかし、これ制度を見ますと、非常に縛りが多すぎて利用しづらい制度だなというふうに私は思いました。例えば条件が、労働者災害補償保険の適用事業主、あるいは中小企業事業主、小売業におきましては、常時雇用する労働者の数が50人以下、またはその資本金が5,000万円以下、ほとんど小さいところはこれに当たるんでしょうけれども、ちょっと大きめの中小企業は対象外ということになりますよね。

そのようなことから、私は市として独自の分煙支援制度をつくってはどうかというふうに思うわけなんです。例えば税源の1%、目的税という考え方を多少採用いたしまして、3億円のうちの1%、300万円ですよ。300万円を原資として分煙の補助金制度をつくると。例えば補助率を50%、上限は20万円とか30万円とかそういう金額で、結構社内でも仕切りをつくって、あるいは換気扇をつけるとか、そういうような形でいろいろ支援ができるんじゃないかなと思うわけなんです。全国に調べましたけどないんですよ。ですから、全国に先駆けて分煙支援制度をつくってはいかがかなというふうに思います。喫煙者の権利も守りつつ分煙を促進すると、喫煙者が肩身の狭い思いをしないでいいように私は制度をつくるべきじゃないかなと思います。そのことによって、税財源が毎年下降気味なのを食いとめることができるんじゃないかなというふうに思います。毎年300万円減っていくんだったら300万円の補助金で維持したほうがいいんじゃないかと私は思っております。ということで、ぜひ御検討をお願いしたいということで、この質問を終わります。



これで、私の一般質問はすべて終わります。ありがとうございました。

○議長（永山芳宏君） ここで暫時休憩いたします。

午前11時01分 休憩

午前11時14分 開議

○議長（永山芳宏君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）  
5番。平田清吉議員。

○5番（平田清吉君） 皆さん、おはようございます。本日2番目の質問者の5番議員平田清吉でございます。お昼までのしばらくの時間おつき合い願いたいと思います。

皆様既に周知のこととは思いますが、人吉市の自治体職員及び学校関係者並びに議会議員、そして市民の皆様全員が安心・安全で住みよいまちづくりを目指し、日夜研さん、努力を積み重ね、また希求してきたものと思っておりましたが、先月4日に発生しました事件によりとうとい命が犠牲となってしまいました。私自身市民の皆様へのこれまでの安心・安全なまちづくりを希求してきた思いは何だったのか、現在改めて問い直しているところです。ここに被害に遭われた方への御冥福を深くお祈りしたいと思います。

ところで、6月に入りまして、気象庁では人吉地方の梅雨入り宣言をしましたが、この季節になりますと毎年、これから梅雨明けまでの期間いつも集中豪雨やゲリラ豪雨による洪水被害や、土砂災害等による人命被害の心配の種が尽きません。ただただ被害がないことを祈るばかりです。

少し前置きが長くなりましたが、通告に従いましてこれから一般質問を行います。本日の私の通告項目は2点です。1点は、平成24年度から開始され本年で3年目となりました本市のまちづくりの羅針盤と目されている第5次人吉市総合計画における、「母なる清流球磨川が輝く自然安全都市ひとよし」の災害に強いまちづくりについてと、もう1点は学校教育、その教育環境について質問いたします。

まず第1点目、第5次人吉市総合計画の「母なる清流球磨川が輝く自然安全都市ひとよし」における政策・戦略3の自然環境・安全における（1）消防・防災体制の充実において、市民の生命と身体、財産を災害から守るための防災体制の充実の面について質問してみたいと思います。先般、平成24年度から平成25年度にかけて、同報系並びに移動系デジタル防災行政無線設備が防災行政無線整備事業により一新され、既に運用が開始されていますが、昨今行われました災害対策支部防災会議におきまして、特に今年度新たに委嘱されました町内会長さんの中で、同報系防災行政無線機の管理を委託されているものがあるのかなのか。また、設備の管理を委託されたであろう町内会長さんの中で、無線設備の設置場所や管理方法並びに運用方法がまだ確実に申し継ぎがなされておらず、周知徹底がなされていない場面が見受けられましたが、これまで新任の嘱託員に対してどのような周知対策を図ってこられ

たのか。また、降雨時における防災行政無線放送設備であるスピーカーからの音声の到達度の確認は確実になされているのかお尋ねいたします。

○総務部長（中村則明君） おはようございます。それでは、お答えいたします。

防災行政無線の運用につきましては、昨年度町内嘱託員連合会の校区の支部総会や災害対策支部会議におきまして、防災行政無線運用マニュアルを配付し、利用に関する注意点や操作の方法について説明を行っております。また、町内会ごとに御要望がありましたところは説明に伺っております、16町内ほど昨年職員のほうが伺っているところでございます。降雨時の雨音が大きいときには特に聞こえにくい状況であります、気温や湿度、風向きにも聞こえ方が左右されてしまいますので、特定の降雨時だけの到達度の確認は行っておりませんが、今後も引き続き聞こえにくいという御意見をいただいた地区などを中心に、現地での確認、調査を進めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 5番。平田清吉議員。

○5番（平田清吉君） ただいま総務部長から防災行政無線の運用については、町内嘱託員連合会の校区の支部総会や災害対策支部会議において、防災行政無線運用マニュアルを配付し、利用に関する注意点や操作の方法について説明しているとの答弁がありましたが、では、なぜ新任の町内会長さんの中で防災行政無線運用マニュアルを見たことがない、装置の運用かぎは預かっていないし設置場所も知らない、装置の操作方法も知らないという声が聞こえたのでしょうか。新任の嘱託町内会長さんへの防災行政無線の運用方法等の周知徹底は、今後どのように図られていくつもりかお尋ねいたします。

○総務部長（中村則明君） お答えいたします。

防災行政無線の操作方法や注意点につきましては、先ほど申しましたように昨年度の会長の皆様へ防災行政無線運用マニュアルと操作のためのかぎを配付しているところでございます。しかし、交代により新しく会長になられた方につきましては、今年度18名いらっしゃいますが、その引き継ぎを今議員の御質問の中で、本来は確実に行っていただかなければいけないんですけども、そうになってないところがあるという御指摘がございましたので、新しい会長の皆様の引き継ぎが新任嘱託員の研修会というのがございますので、そういった場におきまして引き継ぎが円滑に行われますよう、また防災行政無線の説明を行ってまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 5番。平田清吉議員。

○5番（平田清吉君） 新任の町内会長さんへの説明よろしくお願ひいたします。

続きまして第3回目、現在運用中の防災行政無線機について、防災安全課では、大規模な災害時に市内全戸電源喪失状態になったときの状況を想定されたことはあるのでしょうか。

近年人吉市では、電力会社から電気が供給されなくなった、停電になった、しかも長期停電になったという状況を経験したことがなく、何事も電気の供給は常に異常なく供給され、大規模災害時にも常に電気ありきですべての災害を想定されているのではないのでしょうか。このように長期電源喪失状態を考えること自体が異常なんではないでしょうか。

そこで、完全長期電源喪失の状況、場面を想定していただいて、防災行政無線設備の運用方法と対応策についてお尋ねいたします。

○総務部長（中村則明君） お答えいたします。

初めに現在の防災行政無線の電源喪失時の状況につきまして、どういう体制になっているかというのをお答えいたします。まず、防災行政無線、親局でございますが、こちらのほうは24時間の対応ができておりまして、ただ、そのときにまた燃料を補給すればその分親局は対応できる状態でございます。中継局に関しましては、72時間電気を供給できる発電機を設置しております。また、子局につきましては24時間分の蓄電池が備えてございます。議員が御質問で想定されております長期という部分では対応いたしかねている部分もございますが、そのほかに屋外の無線機に加えまして、ハンディ型の無線機や車載型の無線機を組みあわせて活用することによりまして、長期時の電源滅失、喪失に対応するところでございます。大規模な災害が発生した場合には、電源の復旧や自衛隊員等の応援に時間を要することが考えられますので、電気供給時間が短い子局につきましては、可搬式の移動ができる小型発電機、これは消防団が持っておりますし、ガス式の発電機もございますので、そういうのを現場に配備しまして電気を供給するように計画しております。今後は、災害時の通信手段確保のためのマニュアル等を整備し、大規模災害、議員が想定されておりますような長期にわたる災害に備えてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 5番。平田清吉議員。

○5番（平田清吉君） 人吉地方では大規模洪水災害、これが非常に発生する可能性がある。神戸の大震災、また東北の大震災、何日で復旧しましたでしょうか。一日二日では当然電気の復旧はなかったというふうに思っております。それに対応できるような想定をしておかなければ、常にこれは想定外だったという状況に陥りかねないと思います。よろしく検討のほどをお願いいたします。

続きまして第4回目、いまだに指定緊急避難所の指定及び指定避難所の指定並びに自主避難所の指定、あげくの果てには過去に浸水した経緯がある、しかもわざわざ大規模洪水災害時に予想浸水区域として指定してあるにもかかわらず、予想浸水区域内にいまだに防災対策支部が設置されている現状にあります。避難勧告によりまたは自主避難した場合の避難所での避難者への食事等の対応は、どのような支援体制が計画されているのかお尋ねいたします。

○総務部長（中村則明君） お答えいたします。

災害時の指定避難所の運営に関しましては、災害対策本部の救護部が担当することになっておりまして、避難勧告や避難指示により避難された方々への食事の提供につきましては、小規模な災害時における対応として救護部の避難所運営マニュアルで定めているところがございます。避難所における1食目の食事に関しましては、原則として市内の店舗からパンやおにぎり、飲み物などを購入いたしまして提供することとしております。なお、状況によりましては、市で備蓄しております乾パンや飲料水で対応する場合もあるかと存じます。その後の食事につきましては、給食センターで一括して炊き出しを行い、避難所まで配送いたしまして、避難されている皆様に提供をすることとしております。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 5番。平田清吉議員。

○5番（平田清吉君） 避難時の食事につきましては、給食センターで一括して炊き出ししますということでお答えいただきましたけれども、先ほど言いましたように電源が喪失した、水も供給されない、こういったときに炊き出しができるのでしょうか。よくよく考えて想定しておいていただきたいと思います。

続きまして、（2）の交通安全・防犯体制の充実において、市では地域の安全のためには市民一人一人の自衛策はもちろん、事故や犯罪の発生しにくい環境の整備が必要であり、そのためには道路、公園等の整備や交通安全施設の整備、防犯灯の設置などハード面の整備に加え、地域が一体となって推進する防犯活動や交通安全対策などソフト面の充実を図ることが重要であるとされていますが、交通安全面における市道及び農道の安全管理、整備について、特に草木の安全管理、整備は本来どこが担うべきか、その責任の所在についてお尋ねいたします。

○建設部長（田中幸輔君） お答えいたします。

道路も市道、農道ということがありますので、市道、農道の草木の管理についてということでございますけれども、それぞれ所管が違いますので、私のほうからは市道についてお答えさせていただきます。

市道におきましては、通常市で管理すべきところがございますけれども、限られた予算の中で市内全域すべての市道の草木の管理を行うというのは不可能でございます。住宅地の市道につきましては、各町内の一斉美化清掃作業の折に、草払いや除草をしていただいております。市といたしましては深く感謝しているところがございます。その他の市道の草木の管理につきましては、道路河川課で日ごろから道路パトロールを実施し、通行に支障になる草木などを含め点検を行っているところがございます。その中で特に車や歩行者への危険性など通行に支障があると判断された場合には、通行の安全確保が第一でございますので、管理者である市道路河川課が草刈り、樹木の伐採などを行っているところがございます。

以上、お答え申し上げます。

○**経済部長（松田知良君）** 皆様、こんにちは。それでは、続きまして農道についてお答えいたします。

農道につきましては、農作業に使用する道路として位置づけられており、農作物の積みおろしなどに農耕車をとめて作業する農作業優先の道路でございます。農道の草刈りなどにつきましては、農地管理の一貫として、農家の皆様による受益者としての自主的な活動に支えられているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○**議長（永山芳宏君）** 5番。平田清吉議員。

○**5番（平田清吉君）** ただいま建設部長から市道の安全管理、整備の責任の所在について、また、経済部長からは農道の安全管理、整備の責任の所在について回答を得ましたが、それぞれに本来の責任の所在は市にあるということをお伺いしまして、やっと了解することができました。しかし、市道や農道に隣接した民有地や受益地においては、土地所有者あるいは地権者の責務において、安全管理、整備に徹しなければならないということは言うまでもありませんが、高齢化社会に突入しているせいか、安全管理、整備がおぼつかない方もおられることも御推察いただきたいと思います。また、よく受益者受益者と言われますが、後継者もいない、また後継者も育たない農家において、いったい幾らの受益が生まれるとお思いでしょうか。たとえ兼業農家であったとしても、農業における受益は皆無と断言しても過言ではないと思います。しかし、さりとて受益を受けておられる農家も一部にはおられることは事実です。また、市道や農道における安全管理、整備において、特に歩道や車道を歩行者や車が歩いたり通行したりする場合、歩行や通行に支障があり危険性がなければ安全管理の対象とならない、また、しないというのはいかがなものか。歩道や車道、橋の上などの路肩部分をよく観察してみてください。それは確かに通行には支障はないでしょう。また、自宅庭の雑草のことは見て考えてみてください。雑草が通行に支障がないからといって伸び放題に放置されている人がおられるのでしょうか。中には秋の枯れ草となる日まで放置され、対処されていない方もおられるかもしれませんが、たいていの地権者あるいは所有者は、自分自身の手で除草されておられるのではないのでしょうか。もし市での対応はできかねると言われるのであれば、何らかの対応策を発案するなり、市民の一斉美化運動またはクリーン作戦日を年1回の6月のみに実施するのではなく、雑草が繁茂するこの時期には、毎月1回クリーン作戦を実施する、またお願いする等の対応策を発案されればいかがでしょうか。執行部の皆様は本来それだけの能力を持った優秀な方たちの集団ではないかと思っているんですが。しかも人吉市のまちづくりへの対応は、常に市民とともにあって、市民と一緒にまちづくりを進めるべきであり、そのためには市民のまちづくりへの積極的な協力をお願いして、人吉市の安心・安全なまちづくりに参加してくれるようお願いして市内を回るのもよいの

ではないでしょうか。

続きまして、防犯体制の充実における防犯灯（LED灯）の設置について、LED型防犯灯の設置はどのように実施されているのか。また、これまでのLED型防犯灯設置の経過と今後の計画について、特に新任の囑託町内会長さんへの要望書の提出要領と周知徹底策についてお尋ねいたします。

○総務部長（中村則明君） お答えいたします。

まず、防犯灯について御説明いたしますが、九州電力やNTTの電柱などに設置して夜間に点灯するライトのことでございまして、本市におきましては市が防犯灯の設置を行い、地元の町内会がその後の維持管理と電気料金の負担を行っていただいているところでございます。防犯灯の整備は、町内会からの要望書をもとに予算の範囲内で行っております。新たにLEDの防犯灯を設置するものと、既存の防犯灯をLEDへ取りかえる2種類の整備がございまして、防災安全課で要望書の受け付けを行っております。LEDは同じ20ワット蛍光灯と比較しますと、電気料金が約66%減少する上、寿命も長くなるとされておりますので、電気料金や交換に係る町内会の御負担の軽減に貢献できるものと考えております。

新しく設置する防犯灯につきましては、平成23年度からLEDを導入し、21基を設置しております。既存の防犯灯からLEDへの取りかえにつきましては、平成24年度から実施しております。平成24年度は電球型や水銀灯を中心に20基のLED取りかえを行っております。平成25年度にはすべての町内会に対して、LEDへの取りかえ要望の調査を行い、調査の結果343基の要望がございました。要望のあった箇所のうち、平成25年度に148基について取りかえを行い、今年度は137基について取りかえを進める予定でございます。平成24年度に実施いたしました防犯灯の現況調査におきましては、市内に約2,000基の防犯灯があることが確認されておりますので、今後も予算を確保しながらLEDへの取りかえを進めてまいりたいと考えております。また、新任の町内会長様におきましては、先ほど申し上げましたとおり、この後研修会が予定されておりますので、そういった場で防犯灯の要望についての御説明のほうも行ってまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 5番。平田清吉議員。

○5番（平田清吉君） 今後も防犯体制の充実のため、また各町内会の経費削減のため省エネタイプのLED防犯灯への取りかえと、さらなるLED型防犯灯の設置並びに防犯カメラの増設も含めて進めていただきたいと思います。

続きまして、（4）環境保全・自然との共生において、市民の環境に関する意識、特に清流球磨川に代表される豊かな自然環境に対する関心は非常に高いと評価され、しかもこの豊かな自然も一たび環境汚染、公害、災害に見舞われると、その回復には多くの時間と労力が必要になることは、市民の皆さんも多くの新聞報道やテレビニュース等の報道で見聞されて

おり、既に周知のことであるとされていますが、ここでは再度不法投棄について、法律等どのように定義されているのかお尋ねいたします。

○市民部長（中村明公君） お答えいたします。

先に廃棄物につきまして御説明させていただきます。廃棄物とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物または不要物であつて、固形状または液状のものをいいます。いわゆる占有者がみずから利用し、または他人に有償で売却できないために不要になった物をいいます。

御質問の不法投棄の定義につきましては、廃棄物及び清掃に関する法律第16条に、「何人もみだりに廃棄物を捨ててはならない」とありまして、別条項には罰則規定もございます。このみだりにとは、正当な理由なくということと同義語でありまして、また捨てるとは、処分基準違反の程度が甚だしく、もはや埋め立てとは言えないような処分の形態をいうものでございます。不法投棄として甚だしい処分基準違反については、廃棄物処理法を中心とする関係法令の体系や精神、一般の社会通念から見て許容されるか否かで決することとされております。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 5番。平田清吉議員。

○5番（平田清吉君） それでは、次の事例が不法投棄に該当するか否か質問してみたいと思います。

まず1点目、個人所有の空き地や山林等の中に、個人が不用とした家庭内の不用品を隠すように、また目立たないように置いた場合は不法投棄に該当するのか。次に2点目、個人所有の山林等が繁茂し、生活道路等に覆いかぶさり、大型車両等の道路通行の妨げとなり、かつ道路上の地上権をおびやかす状態となったため、その山林所有者に安全管理を依頼するも高齢化等を理由に聞き入れてもらえず、逆に安全管理上の処置を依頼されたため、繁茂した支障木、竹、草等を伐採し伐採現場に放置した場合、その行為は不法投棄に該当するのか。さらに3点目、河川敷内外等の法面等に繁茂している草木を、環境上並びに通行上支障を来しているため刈り払いをし、その刈り取った支障草木を現場に放置した場合、その行為は不法投棄に該当するのかお尋ねいたします。

○市民部長（中村明公君） お答えいたします。

先に結論から申し上げますと、御質問のいずれの事案も不法投棄には該当いたしません。

最初の事案は、みずからが行ったものであれば投棄、いわゆる捨てたことには該当しませんので不法投棄ではございません。良く言えば保管、悪く言えば放置でございます。これが経年で生活環境上及び美観上支障を来すなどの住民からの苦情等がございましたら、所有者に適正な処分をお願いすることになります。

次の事案は、所有者の許諾を得た上でなされることで、一般的には伐採しその場に留置す

る手法もありますことから不法投棄には当たりません。

最後の河川敷の件は、除草後に減量化のために一定の期間乾燥させるといった一連の作業上の途中過程でございますので、不法投棄には当たりません。

なお、本市における不法投棄の認知につきましては、昨年度は12件の通報があり、衛生員や保健所職員と現場立会や調査、指導を行いました。また、地域の環境保全では、人吉市衛生員連合会の不法投棄対策事業におきまして、6校区で各4回の合計24回の調査、回収で約3.1トンの不法投棄による廃棄物を処分いたしております。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 5番。平田清吉議員。

○5番（平田清吉君） たばこの吸い殻等の路上等へのポイ捨てや飲んだジュースの空き缶、ペットボトル等のポイ捨て等もまだまだ多く散見され、不法投棄に該当すると思われませんが、これら常識を疑う行為はいまだに改まる気配は感じられません。これからも見えない所への不法投棄の排除と不法投棄情報の連絡をさらに密にしていきたいと考えております。

続きまして、環境保全・自然との共生において、耕作放棄地や空き地の荒れた草地など、現に生活環境上及び景観上支障を来している箇所の指導については、だれがするのかお尋ねいたします。

○市民部長（中村明公君） お答えいたします。

平成26年3月議会でお認めいただきました人吉市生活環境保全美化条例では、第6条において、「所有者等は、当該土地及び建造物等内において、生活環境上及び美観上支障を来すことのないよう、適切な管理のもと生活環境保全及び環境美化に努めるものとする。2、所有者等は、当該土地及び建造物等内が不良な状態にならないように努めるものとする」と所有者の責務を定めております。第2項の不良な状態とは、廃棄物または繁茂した雑草、もしくは樹木が放置されていることにより、人の健康を害し、生活環境に著しい障がい及ぼし、またはそのおそれがある状態でございます。土地や建造物等の不良な状態により市民の方々から相談がありました場合には、生活環境保全の観点から環境課が現地確認、聞き取り、土地所有者への御連絡、対応のお願い等を行っているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 5番。平田清吉議員。

○5番（平田清吉君） 平成26年3月議会におきまして承認しました人吉市生活環境保全美化条例は、本年10月からでしたよね、施行されますが、土地所有者の高齢化と生活環境を考察すると大きな問題点が浮かんできます。それら問題点の一つ一つを解決し、市民の皆様の生活環境保全のために私自身努めていきたいと考えております。

続きまして第2点目、学校教育及び教育環境についての第1回目、学校教育において放課後パワーアップ教室や学力充実タイム等における学習サポーターの減少が見られます。その



減少の原因究明と対応策についてお尋ねいたします。

○教育部長（井上祐太君） よろしくお願ひします。御質問にお答えいたします。

学習サポーターの数でございますけれども、これは平成23年度が71名、それから平成24年度が90名、それから平成25年度が84名、本年度は登録は88名でございますので、増減を繰り返してはおりますが、毎年の登録者が大幅に落ち込んでいるわけではございません。これをまずもって申し上げておきたいと思ひます。要は登録者数はそれなりに多いのでございますけれども、全員がコンスタントに対応できるわけではございませんので、これは1学期から始めますので、学期が進むにつれて仕事の都合などで参加できない方がふえ、学期の後半にはその運営に少し困っていると、苦慮しているというのが現状でございます。

御質問の学習サポーターの減少の中で要因ということでお尋ねがありましたけれども、原因でございます。教育委員会は次のように分析をしております。まず、第1に学習サポーターの主軸となつていただいております退職校長会の先生方を初めとする地域にお住まいの教員OBの方々が、少しずつではございますけれども減つてきているというような現状でございます。これは、主に健康上の理由で勇退されるというようなケースが多いようでございます。それから、第2に保護者の登録が減つてきていることが挙げられます。児童が放課後パワーアップ教室に参加している場合は、その保護者が学習サポーターとして参加されるケース、そういうケースはどこの学校にもよく見受けられますけれども、事業開始当初と比べますとこれも少しずつ減つてきております。その原因でございますけれども、児童の小学校卒業と同時に保護者も学習サポーターを卒業されることがほとんどということで考えております。また、家庭によりましては、共働き世帯が多いものですから日中に参加することはなかなか難しいという声もございます。それから、学習サポーターの登録を最初のころから始められる、1年目にサポーターとして参加したけれども、参加できた回数が少なかったことで迷惑をあまりかけたくないということで、2年目以降に遠慮された保護者もいらっしゃるのもまた事実でございます。

学習サポーターが減少していることへの対応策でございますけれども、本年度はサポーターの全体数が減らないような対策を講じているところでございます。まず、具体的には各学校に配置しております現在15人の特別支援教育支援員という先生方がいらっしゃいます。この先生方を今年度から放課後のサポーターとして充てているような状況でございます。これによりまして、各学校で2名ないし3名のサポーターの安定的な確保ができてきているということで、最近すべての学校で開講しましたけれども、ある程度スムーズに今入り込んだというような状況でございます。一方で保護者への協力依頼も欠かせませんので、これ市P連はもちろん、それから各学校単位のPTAにも学習サポーターの登録の協力、お願ひをいたしているところでございます。各PTAのほうからは、組織活動の一環として少しでも協力したいとのありがたいお言葉をいただいておりますので、これは期待をしているところでござ

います。

なお、サポーターの募集につきましては、年度初めだけではございません。学期ごとに行っておりますので、状況を見ながらまた応募をかけていきたいというふうに思っております。さらに今年度は、各学校、各学年ともクラスに定員を設けております。このことによりまして、学習サポーター1人当たりの児童の数を少し減らしまして、よりきめ細やかな指導につなげていきたいと考えているところでございます。これは全員協議会でもお話をさせていただきました。今後も児童の学習習慣の確立と基礎学力向上のため、学習サポーターの確保に力を入れ、放課後パワーアップ教室の円滑な運営に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 5番。平田清吉議員。

○5番（平田清吉君） このような質問に至ったのは、私も時々なんですけれども参加させていただいて、子供たちと交流するのが非常に好きなものですから、本当に時々なんですけれども、ある学校で放課後パワーアップ教室の支援員の方がちょっと少なかったというのを見て、減少しているのではないかということで質問させていただきました。

続きまして第2回目、水難事故教育について。先日2日の全員協議会の席上、人吉市花まる学習教室において小学2年生を対象に、人吉の自然豊かな環境を生かした人吉市草木山川学校を開設されるとのことで、その中において近隣の川、万江川と胸川を使った川遊びが計画されている趣旨に賛同を覚えました。なぜなら、これからさらに気温が高くなり、水遊びがしたくなる季節がやってきます。どんなに子供たちに川に近づかないように注意しても、また川に釣りに行ったり、川遊びに隠れて行ったりすることが予想されます。そのときの服装を考えるに、多分普段着で遊び回ると思います。決して普段着の下に水着を着用して出かける子供はないと思います。したがって、安全管理が行き届いた状態が確保されているであろうこの草木山川学校において、本当の川の流れを活用した自然の状態において、普段着用時の水難訓練も体験させるべきと考えております。そのような計画があるのかどうかお尋ねします。また、プール使用開始時の普段着着用状態での水難訓練は実施されているか否かについてもお尋ねいたします。

○教育部長（井上祐太君） 御質問にお答えいたします。

草木山川学校の授業への御理解をいただきまして感謝申し上げたいと思います。6月2日の全員協議会で御説明をいたしました。草木山川学校、これは本年度初めての取り組みでございます。対象も現在花まる学習教室に通っております低学年の2年生を予定しているところでございます。これは水泳というよりも水遊びに近いものでございますので、何よりも低学年児童の安全確保の観点から活動場所、それから活動内容、活動時間、これは監視体制を現在組み立てているところでございます。また、希望者による参加形態であり、対象者も一部に限られておりますことから、これは非常に今平田議員の着衣泳法、意義のある提案

であると思いますけれども、これはまた別の機会に検討させていただきたいというふうに思っておりますし、学校でそれやっているのかと、プールの時間で着衣泳法をやっているのかということですが、きのう教育長とも少し意見交換をしましたが、過去にやったことはあるけれども、今現在の授業の中でやっている、着衣泳法で授業をやっているということは伺っていないところでございます。

以上、お答えいたします。

**○教育長（末次美代君）** こんにちは。今平田議員のほうから学校現場での着衣泳法、水泳指導ということが御質問の中にごさいました。これは、各学校で例年授業の中で取り組んでいることが多いと思います。実際に服装はそのまま学校に来ているスタイルで、そして着がえを持ってきてというような授業の一環でやるところは多分多いと思いますが、私も現場にいるときは各学年で取り組んでおりました。ただ全学校それをやっているかということの確認が取れておりませんので、早急にまたその部分については対応してまいりたいと思います。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

**○議長（永山芳宏君）** 5番。平田清吉議員。

**○5番（平田清吉君）** 私が提案しているのは、何も着衣泳法を教えなさいということではありません。遊びの中で川に近づくであろうその服装は、水着姿じゃないというふうに断言してもいいんじゃないかなと、川遊びに行く場合には普段着のまま遊びに行くはずですね。そのときに水難事故に遭ったときの対処方法を身につけさせる、これが私の提案理由です。御推察のほどをよろしくお願いいたします。

続きまして3回目、学校教育環境における学校周辺の教育環境について。特に名指しで申しわけありませんけれども、第二中学校の林地区からの登校坂の安全整備において、桜の木につた等が絡みつき、これによって夏の西日をさえぎり、暑さをやわらいでくれるかもしれませんが、見通しがきかず、登下校時の安全を脅かす状態になっているというふうに私は見ております。また、西校においては球磨工業高校の境にフェンスがなく、子供たちの一部遊び場ともなっており、子供たちの安全が保てない状態にあるのではないかとこのように思っております。そこで、教育委員会として確認はできているのか、また対策はどのように考えておられるのかお尋ねいたします。

**○教育部長（井上祐太君）** 御質問にお答えします。

ちょっと具体的なものが今出ましたので、具体的なものの前に、基本的な考え方、登校道路に関しまして、それについてちょっと御答弁させていただきたいと思っております。道路に覆いかぶさる草木につきましては、基本的に道路の種別により管理する官庁、これは先ほど建設部長も経済部長も申されましたけれども、例えば国県道は県、市道は市が管理するというのが原則論でございます。御質問の道路が市道の場合、現在建設部をお願いしておりますが、その道路が児童・生徒が通る通学用の道路であれば、これは教育委員会が対応するケースも

ございますし、場合によっては物が大きい場合は、建設部のほうにもお願いしているところでございます。要するに今後も状況に合わせた対応を建設部と教育委員会のほうでやらせていただきたいというふうに考えております。

具体的な事例で申されました中原小学校横の市道、上林中神線の桜の木が道路におおいかぶさっていた件では、これは建設部のほうで対応をしていただきました。済みません、答弁の訂正をお願いしたいと思います。林の市道のほうの桜の木ですかね、これの道路上にかぶさっていた件では建設部で対応をしていただいております。また、これは……。済みません、建設部で対応していただきましたと申し上げましたけれども、まだ現地の確認ができてないということで、状況に合わせたところで対応をさせていただきたいというふうに考えております。

それから、小学校でしたかね、これは照明の件、フェンス。済みません、答弁の中でこれ少し順番が違っていまして申しわけありません。これは西小のグラウンドの北側のフェンスの件ですかね。これにつきましては、30メートルほどのフェンスが設置されていると、これは同校の動物小屋に設置されていたフェンスを動物小屋の撤去の際に移設したものでございます。これは状況を確認しましたときに、動物小屋のものを移設したものですので長さが少し不足しております、要するにフェンスとしての機能が低下しているということで、それは状況的に否めませんので、これは状況に応じて私たちのほうでも協議、検討をさせていただきたいと思っております。

少し答弁が前後しましたので、申しわけございません。以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 5番。平田清吉議員。

○5番（平田清吉君） 続きまして、4回目なんですけれども、学校構内周辺の教育環境についてお尋ねいたします。平成25年度におきまして西小学校、東間小学校、中原小学校の3校のプールが新設されましたが、特に西小学校プールの外壁フェンス側のプール外壁下部には、子供たちが進入して頭をもたげたとき、頭をぶつける状態が存在しております。また、中原小学校プール周辺では、遊具もプール建設と同時に移設されましたが、昨日でした、少し真砂土を入れてもらって改善はされておりましたけれども、プール周辺及び遊具周辺には工事用のバラスがむき出し状態となっており、遊具で安全に遊べる状態とはなっておりませんでした。また、プールサイドには幾つかの石ころが存在しておりました。東間小学校のプールにおきましては、特に問題は見られませんでした。プールサイドにはグラウンドの真砂土が少し投げ込まれたような状態が見られました。また、グラウンド側のプールサイド下部には運動会のために使う杉門ですね、保管庫がつくられておりましたが、扉がなく安全上いかななものかなと見てとれました。3校のプール完成検査のとき、検査官はプール自体の設備だけの検査にとらわれ、プール周辺や工事車両の通行あとの処置状況についても検査すべき

ではなかったかというふうに思っております。完成検査時の検査確認状況についてお尋ねいたします。

○**教育部長（井上祐太君）** 御質問にお答えいたします。

昨年度は小学校3校のプールを改築いたしました。いずれの工事でも資材が入手しにくい状況での施工となりましたが、いずれも年度内に無事に竣工することができました。また、竣工検査も滞りなく終了しております。設計どおりの施工はなされたというふうに確認しております。

平田議員御質問の改修工事周辺の整地につきましては、これは工事のときに出了た発生土による埋め戻し、これが原則としまして設計したところでございます。いずれにしましても工事が竣工したばかりですので、今後状況を見ながら、雨期に入りますので、対応を検討させていただきたいと存じております。先ほど議員からもおっしゃっていただきましたけれども、中原小学校のほうはちょっと石が目につくような状況でございましたので、おっしゃったとおり施工業者をお願いしまして真砂土を入れていただいたところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○**議長（永山芳宏君）** 5番。平田清吉議員。

○**5番（平田清吉君）** 最後の質問になりますけれども、各小中学校におきましては、自分たちの学びやは自分たちの手できれいに管理するとの意味合いから、構内の石ころ拾いやグラウンドの草刈りをする時間はないのか。また、花壇等の構内の至る所に石ころが放置されておりますが、どのように今後対応される予定かお尋ねいたします。

○**教育長（末次美代君）** 御質問にお答えいたします。

市内の各小学校では運動会や体育大会前に、またグラウンドを使う学校行事の際にグラウンド内の石拾いをすることもありますし、清掃時間、掃除の時間等に子供たちが草取りもしております。平田議員がおっしゃったとおり、自分たちの学びやは自分たちの手で美しく整えるということが第一と考えておりますが、場合によっては保護者や地域の方に御援助をお願いすることもございますし、PTA事業の一環としても保護者が環境美化に取り組んでおられます。学びやを大切にする心を醸成していくことは、学校生活において何よりもとうとういことでございますので、学校教育の中で機会をとらえて今後とも子供たちはしっかりと指導してまいりたいと思います。積み重ねられた石ころ等につきましても早急に対応してまいりたいと思います。

終わります。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○**議長（永山芳宏君）** 5番。平田清吉議員。

○**5番（平田清吉君）** これは一般質問にはあまり関係ないんですけども、本年4月1日にコンシェルジュの配置が廃止になった以降、庁舎内で受付案内等について改善された事項が3件私目につきましたので、本当に協力どうもありがとうございました。これは庁舎を利用

してみないとわからない部分がありますので、多分職員の方には気づかなかった点があったかと思うんですけれども、何か役所の業務を利用される場合には市民への対応、これがもう少しスムーズにいくようなそういう提案をしていくというのも役所、これを育てる意味あいでも非常にいいのかなというふうに思っております。

時間になりましたので、以上で私の一般質問を終了いたします。

○議長（永山芳宏君） ここで暫時休憩いたします。

午後0時14分 休憩

午後1時20分 開議

○議長（永山芳宏君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）  
1番。宮崎保議員。

○1番（宮崎 保君）（登壇） こんにちは。1番議員の宮崎保です。よろしくお願いします。

梅雨に入り関西、関東地方では、ことしは予想外の豪雨による土砂災害等が発生している  
と報じられております。また、平年の降雨も6月の5日間で1年間を更新したというふう  
に言われています。また、一昨年7月12日に発生しました九州北部豪雨災害も復旧がおく  
れていることだというふうに報じられております。1日も早い復旧、復興を心より願っ  
ております。そうした中において、5月17日に大阪市内で開催されましたプロボク  
シングのWBC女子世界ミニフライ級タイトルマッチで、父親につきましては人吉市出身  
であります現在福岡在住の黒木優子さんが初の世界王者となられました。私たちに夢  
と感動を与えてもらっております。今後の活躍を期待しておきたいと思えます。ま  
た、人吉球磨を含む九州北部地方も6月2日には梅雨入りをしましたが、前半の降  
雨はかなり少なく、田植等農作業をされる方などは心配されているのではないでし  
ょうか。しかし、いつゲリラ豪雨などによる災害の発生しやすい時期となり、防  
災・減災には心がけ、皆だれひとりとして被害に遭わないよう心がけなければ  
ならないと思えます。当たり前を過ぎせることが当たり前だと思っておりますが、  
当たり前を過ぎせることを再認識することも大事なことでないでしょうか。

それでは、通告に従いまして、1項目めとしまして豚伝染病（豚流行性下痢）につ  
いて、2項目めとしまして乗合タクシーについて、3項目めといたしまして市道  
拡張についてを一般質問させていただきます。

まず、豚伝染病（豚流行性下痢）についてですが、確かことしの1月だったとい  
うふうに思いますが、豚流行性下痢が人吉市内においても発生しましたが、国内  
発生から九州、人吉市内の発生までの状況についてお尋ねをしておきたいと思  
います。これで1回目の質問を終わります。

○経済部長（松田知良君） お答えいたします。

PED（豚流行性下痢）といいますけれども、の発生状況につきましてもの御質  
問でございます。

ます。農林水産省の情報によりますと、平成25年10月1日に沖縄県にて国内で7年ぶりの豚流行性下痢の発生が確認され、その後11月18日に茨城県、12月11日に鹿児島県、12月13日に宮崎県にて発生が確認されております。また、近隣地域におきましては、平成26年1月4日にえびの市にて発生が確認されました。人吉市においては平成26年1月24日に熊本県城南家畜保健衛生所より、大野地区養豚農家にてPED疑似症例があるとの報告を受け、1月28日に発生が確定いたしました。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 1番。宮崎保議員。

○1番（宮崎 保君） ただいまの答弁の中で、人吉市はことし1月28日に発生が確認されたとの答弁でありました。また、それと伴って新聞報道等によりますと、国内でも多くの県で発生しているという報道もあっております。

では、国内、熊本県、人吉市での発症頭数、被害額についてお尋ねしておきたいと思えます。

○経済部長（松田知良君） お答えいたします。

国内、県内及び市内での発症頭数と被害額の御質問でございますが、国内において平成26年6月1日時点で38道県、735農場にて発症頭数82万8,118頭、死亡頭数22万3,317頭となっております。また、被害額については公表されておられません。

次に、熊本県内における発生状況は、県振興局管内別の公表となっており、平成26年6月4日時点での集計で、菊池管内（9農場）、発症頭数1万7,503頭、死亡頭数2,852頭、芦北管内（2農場）、発症頭数1,535頭、死亡頭数100頭、玉名管内（1農場）、発症頭数5,179頭、死亡頭数332頭、天草管内（2農場）、発症頭数1,016頭、死亡頭数54頭、鹿本管内（1農場）、発症頭数1,420頭、死亡頭数240頭、阿蘇管内（3農場）、発症頭数729頭、死亡頭数251頭、熊本市（9農場）、発症頭数9,458頭、死亡頭数1,781頭となっており、球磨管内を合わせて計七つの振興局別地域と熊本市において、トータルの32農場、発症頭数3万7,900頭、死亡頭数5,860頭が確認されております。また、直近の発生は5月31日に熊本市での発生が確認されております。人吉市内におきましては、5農場で発生し、発症頭数1,060頭、死亡頭数250頭となっており、平成26年、ことしの2月7日以降新たな発生はなく、5農場とも沈静化いたしております。また、被害額については同様に公表されておられません。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 1番。宮崎保議員。

○1番（宮崎 保君） ただいまの中で、全国では38道県で発生し、発症頭数については約82万8,100頭のうちに約22万3,300頭が死亡しているという答弁でありましたが、そうした中で全国的な発生を受け、豚肉価格が上昇しているという報道もあっておりますが、今後豚流行性下痢が発生した場合の自治体、農家の対応策を明記した手引き、いわゆる防疫マニュアル

等は作成してあるのか、また作成していなければ今後作成する予定はあるのかお伺いしたいと思います。

○**経済部長（松田知良君）** お答えいたします。

豚流行性下痢が発生した場合に、人吉市として対応マニュアルはあるのかという御質問でございますけれども、市としてはこのマニュアルは現段階作成しておりません。この豚流行性下痢は、家畜伝染病予防法において届け出伝染病に分類されており、殺処分等の処置が必要となる口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザなどの法定伝染病とは異なります。届け出伝染病は、県の地域管轄家畜保健衛生所が病性鑑定マニュアルにより検査を実施し、陽性の場合に国へ届け出るシステムになっております。また、届け出伝染病が発生した場合も、沈静化までの対応の多くが家畜保健衛生所と農家間で実施する機会が多く、即時またはすべての発生状況について、市町村への情報提供がない場合もございます。豚流行性下痢等の届け出伝染病については、当市としてマニュアルを作成しておりませんが、今後、国・県の動向を見ながら検討してまいりたいと考えております。また、発生が確認された場合は、熊本県城南家畜保健衛生所や球磨地域振興局と連携を取り、ことし1月にこのPEDが発生したときと同様に、石灰や消毒薬の配布など、迅速かつ適切な対応を行ってまいります。また、日ごろより畜産農家へ飼養衛生管理の徹底と防疫意識の向上について啓発、周知を実施してまいります。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○**議長（永山芳宏君）** 1番。宮崎保議員。

○**1番（宮崎 保君）** 私としましては、マニュアルについては必要だというふうに考えております。農林水産省も6月6日に豚流行性下痢の発生時に、国や都道府県市町村や農家による役割分担を明記した防疫マニュアルを9月ごろまでには作成し、万全を期して対策に取り組んでいくことを表明しておりますので、この防疫マニュアルにつきましては、今後検討をしてもらいまして、国・県とか出た場合につきましては、そのときにきちんとしたマニュアル等の作成方については、示してもらいたいというふうをお願いしておきたいと思っております。

そういうもし豚流行性下痢にかかった中、被害に遭った場合におきまして支援策等はあるのか、また支援について今後どのようにしていきたいのかということについてお伺いしておきたいというふうに思います。

○**経済部長（松田知良君）** お答えいたします。

国・県での補償やワクチンなどの支援というのは、そういう制度はということなんですけれども、法定伝染病でなくこれが届け出伝染病である豚流行性下痢に関する直接的な、死亡した豚への補償というのはございません。また、ワクチンの代金の支援もございません。

熊本県では、国の消費安全対策交付金を活用した豚流行性下痢緊急対策事業にて、農場入り口の消毒ゲートや動噴などの消毒設備の防疫対策強化に必要な資材などの補助や貸し付



けを検討し、現在各農家へ希望調査を実施いたしております。また、国においては、円滑なワクチン供給を図るためワクチンメーカーへの増産要請を行い、県にて各養豚農家での必要な数量の算定を行っております。

当市におきましては、市または近隣市町村にて発生した場合には、適宜石灰や消毒薬などの配布を実施してまいります。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 1番。宮崎保議員。

○1番（宮崎 保君） 新聞報道によりますと、国のほうでもいろいろな面で財政支援をしていきたいというふうな新聞報道もあっております。こういう財政支援等も活用しながら、今後とも、もしも発生した場合にその出た農家については支援のほうをよろしく願いをしておきたいと思っております。

では、次の質問にまいります。次はまず乗り合いタクシーについてですが、発足して1年8カ月がたちましたが、昨年1年間の乗り合いタクシー及びまめバスの利用実績及び経費、補助金等はどうだったのかお尋ねします。

○総務部長（中村則明君） お答えいたします。

一昨年10月から導入いたしました人吉市予約型乗合タクシー、以下長くなりますので乗り合いタクシーと略させていただきます。この乗り合いタクシーの利用実績につきましては、平成25年度の実績をお答えさせていただきます。運行路線は、人吉市内のタクシー会社3社にて鹿目方面、田野方面、下田代方面、山江方面の4系統、5路線を運行していただいております。まず、鹿目線でございますが、年間3,696名の利用がございます。また、西間經由田野線では2,576名、東間經由田野線では7,204名、下田代線では3,484名、山江線では1,590名の利用となっております。全体で1万8,550名、月平均で1,546名の御利用をいただいているところです。昨年の同時期と比較しますと、月当たりの平均は1,271名でしたので、275名増加しております。

次に、経費実績でございますが、鹿目線が198万300円、西間經由田野線が444万8,270円、東間經由田野線が554万950円、下田代線が373万960円、山江線が130万6,090円という結果になっております。経費に関しましては、このほかにも予約を処理するための経費等が18万5,743円生じておりまして、補助金としましては合計で1,719万5,313円、月平均にしますと143万2,943円を支出しているところでございます。

次に、まめバスの利用実績についてお答えいたします。市内のまめバスにつきましては、産交バス株式会社様のほうで中神・大柿方面、下原田・上原田方面、矢黒・小柿方面、七地方面の4路線を現在運行していただいております。いずれの路線も曜日は異なりますが、週2日、1日3往復の運行となっております。過去1年間の利用状況につきまして、産交バス株式会社人吉営業所様からの提供資料によりますと、中神・大柿方面で500名、下原田・上

原田方面で648名、矢黒・小柿方面で304名、七地方面で156名となっておりまして、全体で1,608名、平均で月134名の利用状況となっております。運行回数は年間2,013便、片道を1便としてですが2,013便でございます、利用者数が年間1,608名という現状から1便当たりの利用者数を計算しますと0.79名という現状でございます。また、まめバス運行に係る人吉市地方バス運行等特別対策補助金の額でございますが、まず、補助の対象となる期間が平成24年10月1日から平成25年9月30日までの1年間でございます、4方面あわせて382万7,000円でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 1番。宮崎保議員。

○1番（宮崎 保君） 今の答弁の中で5路線での乗り合いタクシーの利用は全体で1万8,550名、月平均1,546名で、昨年に比べて月275名の増加であったと。また、補助金につきましては、総額1,719万5,313円を支出しているとのことではありますが、5路線での乗り合いタクシーの経費はいったいどのくらい削減できたのかお伺いしたいと思います。

○総務部長（中村則明君） お答えいたします。

まずもって、昨年の6月議会、宮崎議員の一般質問に対する答弁では、人吉市内の公共交通網の再編という形で廃止しました10路線の路線バスにかかっていた費用と、新設した5路線の乗り合いタクシーにかかる費用を全体的に比較して御説明しておりますので、まずは公共交通の再編に伴う費用の削減効果を御説明した後、それから路線ごとの削減効果について御説明いたします。また、比較のため平成24年度人吉市地方バス運行等特別対策補助金として、産交バス株式会社様に支払った額を基礎数値として比較しております。

まずは、公共交通網再編に係る全体の削減効果ですが、乗り合いタクシーの運行経費につきましては、導入後1年間の補助金を約1,600万円程度と見込んでおりましたが、実績は先ほども申しましたが約1,700万円でございます、廃止したバス路線が約2,600万円ございましたので、約900万円の減ということになります。全体額が約6,000万円でしたのでおおむね15%の削減効果でございました。

次に、路線ごとに比較した削減効果について御説明いたします。廃止した路線、コースの関係で単純な比較はできない部分もあるところですが、まずは鹿目線ですが、バス路線と比較しまして275万3,700円の減額、西間経由田野線で12万4,270円の増額、東間経由田野線で295万2,950円の増額、下田代線で194万2,040円の減額、山江線で41万2,910円の減額、合計203万1,430円の減額となっております。なお、東間経由田野線では突出して補助金額がふえておりますが、これはスクールバスの代替としまして乗り合いタクシーを利用していることで、乗客数が大幅に増加していることが原因と考えられます。また、先ほど乗り合いタクシーの効果として、全体で約900万円の減、今5路線で約200万円の減ということで、あと約700万円の減はということになりますが、これは廃止した残りの5路線分となります。廃止

と申しましても、乗り合いタクシーの路線、西間経由田野線と東間経由田野線と重なるものでございまして、廃止前の人吉インターチェンジ発合戦峰東間経由古仏頂行き、東大塚発東間合戦峰経由人吉インターチェンジ行き、古仏頂公民館入口発東間合戦峰経由人吉インターチェンジ行き、古仏頂公民館入口発西間経由人吉インターチェンジ行き、人吉インターチェンジ発西間経由古仏頂行きということで、乗り合いタクシー西間経由田野線と東間経由田野線と重なる部分が多いところではございますが、廃止した路線につきましては、重なる部分プラス町なかからインターチェンジという部分がございまして、乗り合いタクシーの特定路線分の減額分とは振り分けにくいものでございまして、その他で700万円ということでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 1番。宮崎保議員。

○1番（宮崎 保君） ただいまの中で約700万円から900万円ぐらい削減ができたということと言われておりますが、ただいままめバスの4路線の運行回数、年間一昨年と同様で2,013便でありまして、利用者がことしが1,608名、月平均1,340名で1便当たりが0.79ということでしたが、一昨年は同じく年間確か2,013便で月平均121名、1便当たり0.7人でしたので若干はふえてきているというふうに思いますが、やはり乗り合いタクシーの利用者数の1万8,550人の約10分の1程度の利用者数でしかありません。そういった中で、確かに比較は難しいんですけど、運行も週2回、1日3往復ということで難しいと思うんですけど、単純には比較はできないと思っておりますが、しかし、そのまめバスについてもなくてはならない交通手段であるとは考えております。

そこで3回目の質問なんですけど、先ほども言いましたが単純には比較できないとは思いますが、乗り合いタクシーとまめバスとを比較した場合、どちらのほうが利用的によいというふうに考えておられるのかお尋ねしたいと思います。

○総務部長（中村則明君） お答えいたします。

まず、まめバスについて補足させていただきます。まめバスにつきましては、人吉市が主導して産交バス様と協議の上、路線を決定してございまして主に道路が狭い地域、利用者数が少ないであろう地域を運行する路線ということで小型車両、通称まめバスで運行しております。ただ、補助金上は車両を小型にしたからといたしまして経費が安くなるわけではございません。キロ単価は他の路線バスと変わりません。あとは運行回数、運行キロ、利用者数などによってそれぞれの路線で費用を算出いたしております。考え方につきましては、通常の路線バスと同じでございます。以上を踏まえた上で御説明いたします。

まず、まめバスについてでございますが、こちらは定時定路線と申しまして、同じ時刻に同じ路線を運行するバスでございます。メリットとしましては、定時に運行しているため予約等を行う必要がなく、利便性は高いと考えられます。ただし、利用者がいなくても運行す

るため、利用者が少ない路線では費用対効果を検討する必要がございます。

次に、乗り合いタクシーでございますが、こちらは不定時定路線と申しまして、路線の考え方はバスと同じですが、運行につきましては前日までに予約が必要でございます、使い勝手の面で申しますと利便性が少々悪くなってまいります。ただ利用者がいない場合は、その時刻の便を運休しますのでより経済的となりますが、一定の利用者が見込まれる場合は、逆に費用負担が高くなるおそれがあります。また、車両の大きさによりまして一度に乗れる乗客数もまめバスと比較しますと少なくなってしまう。

以上のことから、乗り合いタクシーとまめバスのそれぞれの特性を踏まえ、議員が質問の中でおっしゃいましたように、一概にどちらがよいかという判断は非常に難しいものでございます。各地域の特徴や利用者数、路線を踏まえ、主に利便性と費用の二つの項目について検討する必要があるかと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 1番。宮崎保議員。

○1番（宮崎 保君） ただいまの答弁で、乗り合いタクシーは不定時、まめバスについては定時ということと、いろんなその特性があるので一概に判断は難しいという部分と、やっぱり費用等についての部分があるのでかなり難しいというふうに答弁がありました。しかし利用する側といたしましては、やはり乗り合いタクシーのほうが利用しやすいというふうに私は考えております。

ここで市長に伺いますが、昨年も質問させてもらいましたが、この1年間、現在の交通空白地帯の解消に向けた取り組みはどのように行われたのか、また公共交通政策についてどのように考えておられるのかお尋ねしたいと思います。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

地域公共交通における交通空白地帯の解消につきましては、マニフェストに掲げておりますドア・トゥー・ドアの実現とともに、重要な案件であると認識をいたしております。本市におきましては、交通空白地帯の解消に向けて、まめバスの運行や乗り合いタクシーの導入を図ってきたところでございますが、市内には依然として交通空白地帯が存在している状況でございます。昨年6月議会におきまして、宮崎議員から御質問をいただいてから現在までの間も、九州運輸局熊本運輸支局への御相談、協議を行いながら引き続き検討を行ってきておりますが、これら交通空白地帯の解消のためには、やはり現行の法制度における許認可の問題、産交バスやタクシー事業者との民間事業者との競合の問題、赤字運行といった採算性や導入に係る経費、予算の問題など超えなければならない幾つもの壁があるのも事実でございます。このような中、国におきましては昨年交通政策基本法が制定され、この法律に基づき許認可の手續等の改正を行う個別法の改正や、個別の課題解決への取り組みに対して国が支援を行う予算措置等の施策に取り組むこととされております。この交通政策基本法の制定

により、地域公共交通の活性化や再生という課題は、新しい局面に入ったととらまえておりまして、市といたしましてもこの機会を逃すことなく、交通空白地帯の解消を含む地域公共交通ネットワークの再編に向けて、引き続き努力してまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 1番。宮崎保議員。

○1番（宮崎 保君） ただいま市長から答弁もらいましたように、地域公共交通の確立、空白地帯の交通施策の実現についてもスピード感のある取り組みをお願いしておきたいと思っております。先ほど言われましたように、交通政策基本法の制定というのがあるそうですので、これも有効な活用の一つだと思いますので、そういうことも活用しながらよろしく願いをしておきたいと思っております。

では、最後の質問に入ります。市道の拡張についてですが、市道戸越永葉線について23年9月議会の中で一般質問させていただきましたが、そのときに道路改良の道路計画案を作成するとの答弁があっておりましたが、現在どのようになっているのかお尋ねしたいと思っております。

○建設部長（田中幸輔君） お答えいたします。

本路線は戸越町県道人吉水俣線の西瀬小学校手前交差点を起点に、黒坂橋、永野町内を通り高塚山に向かう延長2,544メートルの市道でございます。議員御指摘のとおり幅員が狭い箇所が多く、離合もままならない状況であることは、本市としましても十分認識しているところでございます。この路線全線を拡幅改良いたしますには、長期の事業期間、多くの事業費がかかり、財政困難な昨今といたしましては、予算の確保が大変厳しいと考えられます。本路線の改良計画としましては、多額の事業費と時間を要する全線改良は行わず、離合箇所の設置や道路側溝の整備、社会資本整備総合交付金事業などを活用した舗装修繕に重点を置いた基本的方針に基づき、整備に取り組んでいるところでございます。平成23年度は、下永野公民館前の道路側溝敷設工事や舗装修繕工事を行ったところでございます。また、平成24年度と25年度におきましては、前年度に引き続き下永野公民館先の道路側溝敷設工事及び西瀬小学校付近から矢黒下戸越線との交差点までの舗装修繕工事も行ったところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 1番。宮崎保議員。

○1番（宮崎 保君） ただいまの答弁で幅員の狭い箇所が多く、離合もままならないという状況であるということは認識しているということであり、財政的に困難で予算確保が難しいので部分的な改良工事を行っているとのことでしたが、やはりこの永野町の道路は人吉市内で一番狭いとどこからも言われているのが現状であります。生活道路でもありますし、また通勤、通学路でもあります。また、木材等をいろいろ出すために大型車両が多く走っていま

すので、まずは市道戸越永葉線の黒坂橋から一ツ橋区間の改良について、どのような改良計画を考えておられるのかをお伺いしたいと思います。

○建設部長（田中幸輔君） お答えいたします。

市道戸越永葉線の黒坂橋から一ツ橋までの区間は、延長約440メートルございまして、黒坂橋から永野町に向け延長195メートルの区間につきましては、平成14年に道路改良が完了しております。議員御指摘の道路改良済終点より一ツ橋までの区間でございますけれども、約240メートルございまして、平成14年度以降、一部法面保護の工事は行っておりますけれども、拡幅等の工事は行っていないところでございます。この区間につきましては、離合箇所の設置、道路側溝の改修などを含め、今後も地元との協議を交えながら、地元との合意形成が整いましたところで具体的な計画を立てていきたいと存じております。また、一ツ橋におきましては、橋梁点検の結果を踏まえ、修繕工事で対応していきたいというふうに考えております。

以上でございます。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 1番。宮崎保議員。

○1番（宮崎 保君） ただいまの答弁の中で、今後とも地元との協議を交え、地元との合意形成が整ったら具体的な計画を立てていきたいとの答弁だったというふうに思います。これについてやはりもういつときしたらできるのかという、楽観的じゃないんですけどそういう考えも持っているところです。早急にその分のところの解消方については、具体的に取り組みをお願いしておきたいと思います。

それでは最後の質問になりますが、永野に先ほど言われましたように、一ツ橋から右と左に二つの市道が走っております。この中には市有地の中で法面等を活用したらかなり道路が広がる箇所がかなりあると思いますので、そういう法面などを活用した道路の整備はできるのではないかとこのように考えておりますが、その点についてはいかがでしょうか。

○建設部長（田中幸輔君） お答えいたします。

地元町内からも生活道路及び通学路でもあるため、道路拡幅の要望があっているのは私たちも承知しているところでございます。議員御指摘のありますように、市道敷の土端とかあるいは法面部を利用いたしまして、L型擁壁等の構造物で道路が拡幅できる区間があれば、地元町内の方々と協議をさせていただきながら、これも合意形成が整ったところで具体的な計画を立てて整備をしてみたいと存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 1番。宮崎保議員。

○1番（宮崎 保君） この件につきまして道路整備につきましても、地元町内と協議して合意形成ができたところで具体的な計画を立てて行っていきたいということで安心をしたところであります。私も本市において財政状況が厳しいことは十分わかっておりますが、必要な

ところには財政は投入すべきというふうに思っております。他市においても厳しい財政状況の中、取り組みが行われているのが現状だと思います。先ほども述べましたが、本市においても厳しい状況にあると思いますが、スピード感を持ったさらなる取り組み、検討をお願いして、これで私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（永山芳宏君） ここで暫時休憩いたします。

午後2時02分 休憩

午後2時17分 開議

○議長（永山芳宏君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）  
14番。田中哲議員。

○14番（田中 哲君）（登壇） 皆さん、こんにちは。14番議員の田中哲でございます。今回は2点ほど通告しています。通告に従って質問いたします。

今月の2日にことしも梅雨入りしたそうでございます。例年より少し早めの梅雨入りかなと思いますが、今後、梅雨時期の大雨や集中豪雨等による災害、それに台風による災害が発生しなければよいがなと思っているところでございます。幸いなことに人吉市においては、近年大きな水害も出ていませんし、昨年は避難勧告も出ませんでした。ことしも水害等による災害が出ませんように願っているところでございます。それに2点目に質問いたしますくま川下り株式会社の運航に影響を及ぼすような長雨の影響も出なければいいがなと思っております。

ところで、先月27日に市役所において防災会議及び水防協議会が開催されたと新聞等に報道がございました。今後その防災会議及び水防協議会を受けまして、随時地区の災害対策会議が開催されると思います。また、6月2日の全員協議会においては、人吉市防災会議において災害対策基本法の一部改正及び気象業務法の一部改正に基づいて、人吉市地域防災計画書及び人吉市水防計画書の修正がなされたとの報告を受けたところでございます。

そこで1番目は、修正された主な内容で、指定緊急避難場所と指定避難所の違い、それに自主避難所とは、それに人吉市地域防災計画書には記載されるでしょうが、実際住民のその違いを周知する方法はどうされるのか、また従来の災害時要援護者から避難行動要支援者へなぜ名称が変わったのか、その背景とその違いは何かということでお尋ねします。それと名簿の作成はどこが作成し、その名簿の取り扱いについてはどうなっているのかもお尋ねいたします。それと特別警報の新設とはどういう警報なのかについてお尋ねいたします。1回目を終了します。

○総務部長（中村則明君） お答えいたします。

平成25年6月に改正されました災害対策基本法におきまして、避難所の指定についての基準等が示され、災害の種類ごとに避難場所と避難所を市町村長が指定し、住民に周知するこ

とが定められました。まず、指定緊急避難場所でございますが、切迫した災害の危機から逃れるために、真っ先に避難する場所といたしまして、市内の学校やグラウンドを初めとして29カ所を指定しております。次に、指定避難所でございますが、避難された方々を一時的に滞在させるための施設といたしまして、人吉スポーツパレスを初めとして20カ所を指定しております。また、避難勧告や避難指示の前に、自主的に早期の避難が可能な施設といたしまして、町内ごとに一時的に避難していただく自主避難所を定めているところでございます。

今回の見直しの結果、洪水による浸水の危険がある区域や土砂災害の危険区域にある避難所に関しましては、大雨の際の避難所としては使用に適さないことが明確になったところでございます。これらの避難場所や避難所につきましては、広報ひとよしを初めとして、さまざまな手段で市民の皆様への周知を図っていくことといたしておりますが、特に緊急避難場所に関しましては、避難所との違いをしっかりと周知することが必要でありますので、緊急避難場所の標識の設置につきましても今後検討してまいります。

次に、避難行動要支援者でございますが、東日本大震災では65歳以上の高齢者の死者数が約6割を占め、障がい者の方の死亡率は、全体の死亡率の約2倍であったという教訓を踏まえて、昨年の災害対策基本法の改正におきまして、市町村における名簿の作成が改めて義務づけられ、実効性のある避難支援が求められているところでございます。これまで使用しておりました災害時要援護者という名称にかわりまして、高齢者や障がい者、乳幼児などについては、配慮が必要な要配慮者と呼ぶことになりました。この要配慮者のうち、災害時にみずから避難することが困難で支援が必要な方を、避難行動要支援者と呼ぶことに変更されたものでございます。また、避難行動要支援者名簿につきましては、現在のところこれまでの災害時要援護者名簿をそのまま使用することにいたしておりますが、福祉課を中心として関係各課により対象者の抽出を行いまして、本年度において新たな名簿の作成を行うことといたしております。名簿につきましては、町内会長や民生委員様を初め市内の防災機関等に提供いたしますが、名簿の提供を受けた者には、名簿の適正な管理と秘密保持の義務が課せられることとなっております。

次に、特別警報でございますが、気象庁で平成25年8月30日から運用が開始された新しい気象情報でございます。気象庁からは警報の発表基準をはるかに超える豪雨や大津波等が予想される場合に特別警報が発表されます。例を挙げますと、東日本大震災の大津波や伊勢湾台風の高潮、紀伊半島に甚大な被害をもたらしました平成23年台風第12号の豪雨等がこの特別警報に該当いたします。特別警報が発表された場合、数十年に一度しかないような非常に危険な状況下にありますので、市町村には特別警報の発表を速やかに住民の方に周知する義務が課せられており、最大限の警戒が求められることとなります。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 14番。田中哲議員。



○14番（田中 哲君） ただいま指定緊急避難場所と指定避難所等の違い等の答弁をいただきましたが、なかなかわかりにくいところがございます。わかりにくい例を挙げますと、災害対策戸越支部の会議でも申し上げましたが、西瀬コミセンが指定緊急避難場所に、そして西瀬小学校が指定避難所に指定されております。西瀬コミセンは大水で洪水のおそれがあるときは避難できません。一方、西瀬小学校は土砂災害のおそれのあるときは、体育館の使用ができませんということになっておりまして、どちらも大雨がもたらす災害であります。大雨時に避難する場合に、住民に混乱を来すのではなかろうかと思いますが、こういうケースに対して執行部の考え方についてお尋ねいたします。

○総務部長（中村則明君） お答えいたします。

今回の見直しにおきましては、避難場所と避難所について浸水の危険がある区域にある施設や土砂災害の危険がある区域にある施設について、明確に区分を行いました。このことにより災害の種類に応じて、より安全な避難所の設置が可能となった反面、御指摘のとおり住民の皆様にとっては災害の種類ごとに区分されたことにより、これまでと比較しますと複雑なものになっております。このような状況を改善するためには、それぞれの避難場所や避難所に標識を設置して、災害時の避難所であることを常にお知らせするとともに、浸水や土砂災害の危険がある施設については、そのことも標識に明記することにより、普段から施設を利用する方々にお知らせしていくことが必要であると考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 14番。田中哲議員。

○14番（田中 哲君） 次に、人吉市防災会議条例及び人吉市水防協議会条例の問題点ということでお尋ねいたします。人吉市防災会議条例は、私が調べてみましたところ、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、昭和38年に条例第8号として人吉市防災会議、以下、防災会議と言わせていただきますが、の所掌事務及び組織を定めることを目的とするということで制定されております。その後、平成24年に第2条の所掌事務の一部改正を行い、条例第14号ということで施行されております。また、人吉市水防協議会条例は、水防法（昭和24年法律第193号）第33条の規定に基づき、水防計画その他水防について重要な事項を調査審議するため、人吉市水防協議会、以下、協議会と言わせていただきます、を昭和56年に条例第15号として施行し、その後、平成18年に第2条の組織についての一部改正が行われ、現在まで施行されているようでございます。

そこで、まず5月27日に行われました人吉市の防災会議と協議会について、それぞれ直面する問題とか、それぞれの委員からどういう提言や意見が出たのかをお尋ねいたします。

○総務部長（中村則明君） お答えいたします。

去る5月27日に開催いたしました平成26年度人吉市防災会議及び人吉市水防協議会におきまして、先ほど御説明いたしました人吉市地域防災計画書、人吉市水防計画書の修正につい

て内容を確認いただいたところでございます。防災会議の委員は、主に官公庁や電気、通信、運輸関係の企業の職員でございますので、人事異動等により委員の交代がございます。防災会議におきましては、熊本地方気象台から気象について、国土交通省人吉出張所から球磨川の管理について、熊本県市房ダム管理所からダムの洪水調整についてそれぞれ説明していただき、梅雨時期を迎えるに当たって本市が備えるべき災害の特性について確認を行いました。会議におきましては、委員からの特別な提言等はございませんでしたが、各団体からは地域防災計画書の修正に関しまして、事前に御意見をいただいております、国土交通省の重要水防箇所の見直しや気象庁の気象警報の変更点など、その内容を計画書の修正に反映させているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 14番。田中哲議員。

○14番（田中 哲君） ただいまの答弁では、人吉市地域防災計画書、人吉市水防計画書の修正についての内容の確認が主で、委員からは新たな意見等はなかったという答弁でございました。

次に、防災会議の第2条と第3条についてお尋ねいたします。第2条の所掌事務の中に、重要事項を審議するとなっておりますが、重要事項の議決方法はどのようなのでしょうかお尋ねいたします。それに防災会議メンバーの人数、また人吉市では、梅雨を前にして年に1回防災会議及び協議会が開催されておりますが、この防災会議また協議会の開催についての規程がないのはなぜなのかをお尋ねいたします。

○総務部長（中村則明君） お答えいたします。

市町村の防災会議の組織につきましては、災害対策基本法第16条において、都道府県の防災会議の例に準じて市町村の条例で定めることと規定されておりますが、委員の人数に関しましては特段の定めはございません。本市の防災会議の委員の人数につきましては、人吉市防災会議条例第3条第5項において、合計35名以内とすることと規定しております。また、防災会議の所掌事務に関しましては、地域防災計画を作成しその実施を推進すること、市町村長の諮問に応じて防災に関する重要事項を審議することとされており、同じく市町村の条例で定めることと法に規定されております。御質問のとおり、人吉市防災会議条例には、会議の開催や議決の方法についての規定はございません。県内他市の条例を確認いたしましたところ、同じく会議や議決の規程はなく、人吉市防災会議条例第5条と同じく、議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定めると規定されているところでございます。重要事項の審議におきまして、議決が必要となるような案件に関しましては、人吉市防災会議条例第5条の規定により、会長である市長が議決の方法も含めて会議に諮ることとなっております。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 14番。田中哲議員。

○14番（田中 哲君） 防災会議の重要事項の議決方法及び防災会議メンバーの人数、また開催の規定も含めまして、第5条の規定内に含まれるとの判断であるという答弁であったらうと思います。

次でございますが、防災会議の構成する委員のメンバー構成についてでございますが、第2条所掌事務において、この防災会議が防災計画の作成と実施の推進、それに市長の諮問に応じて、市の地域に係る防災に関する重要事項を審議することとなっております。また、現在想定外の災害も発生しております。それに少子高齢化等の社会情勢も変化してきております。そこで、人吉市の地域特性に照らし合わせると、もう少し人数と構成メンバーの見直しがあってもよいのではなかろうかと思っておりますがいかがでしょうか、お尋ねいたします。例えば、地域住民の現状を把握した関係団体や、大規模災害時や広域的災害のノウハウを持った自衛隊の参加など必要と考えられますがいかがでしょうか。私は自衛隊の参加は大変重要と思いますが、ほかの自治体で自衛隊の参加をうたっているところがあるのでしょうか、お尋ねいたします。次に、協議会のメンバーについて、人吉市の特性を考慮して樋門操作員の代表を協議会のメンバーに参加してもらったほうがベターと思いますがいかがでしょうか、お尋ねいたします。

○総務部長（中村則明君） お答えいたします。

都道府県の防災会議の委員につきましては、災害対策基本法に定められておりまして、都道府県を警備区域とする陸上自衛隊の方面総監、またはその指名する部隊、もしくは機関の長を委員とすることとされております。本市の防災会議の委員につきましては、人吉市防災会議条例の規定に基づいて委嘱しておりますが、御質問のとおり自衛隊への委員の委嘱は行っておらず、会議にも出席していただけていない状況でございます。他の自治体に対する詳細な調査は実施しておりませんが、市町村の防災会議に自衛隊の方が参加している事例もあることは確認しております。本市におきましても自衛隊に限らず、災害時協定を締結していただいている団体の皆様や常日ごろ水防活動に従事されている方々に会議に出席していただけて、情報共有や情報交換を図っていただくことは大変有意義であると考えておりますので、今後の会議のあり方につきまして十分に検討してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 14番。田中哲議員。

○14番（田中 哲君） では、次に田中市長にお尋ねいたします。私は国や県の管轄を除けば人吉市独自の防災についての取り組みは、ハード面では災害時の指令塔及び防災拠点としての市庁舎建設、本格的な防災倉庫及び備蓄倉庫などの問題もございまして、ソフト面では人吉市地域防災計画書及び人吉市水防計画書も整備されておりますし、ある程度充実してきているのではなかろうかなとも思っております。それに毎年防災会議も水防協議会も開催され、

またそれぞれの支部会議も開催されております。町内会で組織された自主防災組織も100%の組織率となっておりますし、ハザードマップも整備され、防災無線もほとんど完了いたしました。それに毎年のように防災訓練も開催されます。また、田中市長もよく言われますように、近年の想定外の災害にはどうしてもこのハード面の整備ばかりでなく、ソフト面の充実が大切と言われております。しかしながら、毎年防災会議や水防協議会、それに支部会議の趣旨が本当に市民まで浸透しているか、組織率100%の自主防災組織が災害時に有効に機能するか、それにハザードマップがいざというときに利用されるかなど、また防災訓練に参加しているかなど行政のいろいろな働きかけが、住民サイドで本当にうまく機能しているかという疑問視せざるを得ないと思っております。防災会議や水防協議会にしろ、やはり法律をバックにした行政サイド主導の条例でありますので、必要性は十分わかってはなかなか住民を取り込んだところの取り組みがうまく機能しない、住民の理解と協力が得られないといった感じがございます。そこで、地域住民が主体的に活動するシステムをつくり、言いかえれば災害に対しては自分の身は自分で守る、自助の努力が大切ですよとか、地域の安全は地域住民が互いに助け合って守りましょうという共助し合うことが大切ですよと、またそれで足りないところを行政の補完による公助のもとに協働して防災対策を行う、そういうシステムをつくるが大変重要になってくるのではなかろうかなと思っております。

そこで、提案でございますが、行政の基本的役割、事業者の基本的役割、住民の基本的役割を明確に、行政と地域住民が互いに連携、協働してこそ防災の効果が期待できるというシステム、いわゆる防災に関する人吉市独自の条例を制定する必要があるのではなかろうかなと思っております。先月5月26日、県庁で行われました川辺川ダムにかわる球磨川の治水対策を話しあう国・県、流域12市町村のダムによらない治水を検討する場の第10回会合で、河川管理者の国土交通省は、事務レベルで積み上げた代替案をすべて実施しても、治水安全度は人吉市で5年から10年に一度規模の洪水に対応できるレベルで、多くの国直轄河川が目標とする20年から70年に一度の水準を下回ると説明したと報道等にございました。球磨川の安全度が国の基準を上回るか、同じくらいの安全度になるまでは相当時間を要するのではなかろうかなと思っております。そういう観点からも人吉市は、ほかのどこよりも住民と地域が防災の意識を持ち、行政をして防災に真正面から取り組まなければいけないのではなかろうかなと思っております。私も今までいろいろ条例の制定等を提案していますが、議会審議という民主主義のプロセスを得て、法的根拠を有することになるわけでございますので、条例化するということは大変重要なことであろうと思っております。そこで、こういう防災に関する人吉市独自の条例、名称は仮称「防災基本条例」、もしくは「防災推進条例」でもよいわけでございますが、そういう人吉市独自の条例を制定する考えはないのか田中市長にお尋ねいたします。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

御提案の趣旨には賛同するものでございます。本市におきましては、人吉市防災会議条例

に基づいて防災会議を開催し、人吉市地域防災計画の改定を行いながら災害に備えた体制を構築しているところでございます。人吉市防災会議は国や県を初めとする行政機関の職員が主なメンバーとなっておりまして、これらの行政機関が行う災害対応活動が自助・共助・公助のうちの公助と呼ばれるものでございます。東日本大震災を契機といたしまして、行政による公助のみでは、大規模な災害への対応は不可能であることが改めて確認をされたところでございます。みずからのことはみずからで守る自助、地域で支えあう共助の考えを基本として、災害に強いまちづくりを推進するために市町村と住民、事業者等の責務や役割を明らかにし、防災対策のあり方を定めた独自の防災に関する条例を制定する自治体が近年ふえてきているところでございます。幸いにしまして、本市におきましては近年大規模な災害は発生しておりませんが、東日本大震災を初めとする大規模災害の被害に遭われた方々の経験をみずからの教訓として、いつ発生するかわからない大規模災害に備えて、災害に強い人吉市づくりを進めていくことは極めて重要なことでございます。人吉市独自の防災基本条例につきましては、熊本県も未整備でございますので、県や他の市町村と情報を交換しながら、本市も研究を進めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 14番。田中哲議員。

○14番（田中 哲君） 次に、中村総務部長にお尋ねでございますが、こういう市町村独自の防災に関する条例を制定している市町村がありましたらお尋ねいたします。それと制定に至った経緯等がわかればお尋ねいたします。

○総務部長（中村則明君） お答えいたします。

市町村独自の防災基本条例の事例につきまして幾つか調査いたしましたところ、宮城県石巻市では、東日本大震災を契機として平成26年4月に石巻市防災基本条例が制定されております。また、平成21年の中国・九州北部豪雨の被害を受けた山口県宇部市では、平成24年3月に宇部市防災基本条例が制定されております。また、東南海・南海地震防災対策推進地域に指定されております三重県いなべ市では、平成25年6月にいなべ市みんなで支え合う災害対策基本条例が制定されております。その他の自治体におきましても東日本大震災を大きな契機としまして、防災基本条例の整備を行っている状況でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 14番。田中哲議員。

○14番（田中 哲君） ただいま田中市長の答弁で検討してまいりたいとの答弁でございましたが、いろいろな災害に対しまして行政側が防災対策を整備する、防災組織を整備しましても、基本は住民が地域がいかに減災・防災の意識を向上させるかが基本であろうと思います。そこで、先ほど申しましたように自分の身は自分で守る自助の精神、地域の安全は地域住民が互いに助けあって守りましょうという共助、それで足りないところは行政の補完による公

助の役割を規定した人吉市独自の条例は必要と思われるので、どうぞ前向きに検討していただきますように要望しておきます。

次に、ダムによらない治水を検討する場の第10回会合で熊本県の蒲島知事は、防災情報提供や避難体制強化といったソフト対策への財政支援を提示されています。総額10億円の基金を創設し、市町村に補助金をおおむね10年間交付する考えを示したと報道にございました。この財政支援の内容についての説明は、市町村に説明があったのでしょうか。また、防災倉庫及び災害備蓄倉庫の充実のために、この予算を充当することはできるのでしょうか。また、人吉市としては、この財政支援をもとにした何か防災対策の考えがあればお尋ねいたします。

○総務部長（中村則明君） お答えいたします。

平成26年4月24日に開催されました第10回ダムによらない治水を検討する場におきまして、熊本県から球磨川水系における防災・減災ソフト対策に対する県の財政支援案といたしまして、事業費の3分の2を補助する補助金制度の概要が説明されたところでございます。ハザードマップの作成や地域防災計画の見直し、避難誘導看板の設置など補助対象となる事業はソフト事業が中心となっておりますが、御質問の備蓄倉庫の整備につきましても補助対象事業の一つとして資料に明記されておりますので、補助制度の利用は可能となっております。今後、熊本県におきましてこの制度が予算化され、補助対象となる事業がより明確になりましたら、本市におきましてもこの制度を十分に活用した防災対策を推進してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 14番。田中哲議員。

○14番（田中 哲君） 今まででなかったよい制度と思いますので、防災対策を進める中で、ぜひこの制度を利用し、防災倉庫、または備蓄倉庫等の充実を図っていただきますように要望しておきます。

2点目のくま川下り株式会社問題でございます。さきの3月議会におきまして新聞報道等の運航存続の危機、または船頭組合との給与交渉決裂、市民からは心配の声を受け、それに全員協議会でのくま川下り株式会社の現状説明を受けまして、人吉観光の看板でございます球磨川下りの存続に向けた一般質問を行ったところでございます。今回、5月20日にくま川下り株式会社の定時株主総会が開催されたとの新聞報道がございまして、新しい事業再生計画が提示、承認され、人事面でも初の社外取締役を選任したとありました。また、議会向けには、今議会の開会日に報第4号くま川下り株式会社の経営状況ということで、第52期の決算報告書及び第53期事業計画書の報告がございました。また、当日の全員協議会でくま川下り事業再生計画についてということで超高齢化社会への対応、コースと区間の見直し、人吉発船場の最大限活用、拠点の一本化、その他の事業の拡充の五つの新しい事業再生計画と、約3,500万円の設備投資金額についての説明がなされております。3月議会の私の一般質問

で、どのくらいで会社の再生と黒字化を考えているかの質問に、田中市長は、なかなか答えは難しいと、再生計画、返済計画、それにもろもろの環境整備が整ったときではなかろうかと思うと、当然のことながら1日も早く黒字化を目指すと答弁されておりましたが、今回不転の決意を持って改革を断行すると、天気次第だが今期にも黒字が見通せる、4コースは7月下旬ころから運航を開始する予定とも語っておられます。私たちも早く黒字が出るくま川下り株式会社になってもらいたいと、そして早く再生してもらいたいと欲しているところでございます。

そこで、今回示されました五つの新しい事業再生計画の中で、なかなか見えてこない部分と関連する部分について質問をいたします。1番目に今回示されましたコース、区間の見直しで、現在の3コースのうち清流、急流コースを廃止し、人吉発船場から国民宿舎くまがわ荘のショートと人吉発船場から翠嵐楼のミドル、翠嵐楼から球泉洞の対岸の鎌瀬のロング貸し切り、一勝地から鎌瀬の激流の4コースに変更、新たな着船場の翠嵐楼には浮き棧橋を設置して運用するとなっております。そこで、コース変更や新たな着船場の翠嵐楼に浮き棧橋を設置する案については、河川管理者の国土交通省、それに球磨川漁協といった関係各機関の協議は終了しているのかどうか。それと一勝地の発船場とは、具体的にどの場所かをお尋ねいたします。また、以前よりショートコースとして要望のあった七地町から人吉発船場ないし国民宿舎くまがわ荘までのコースについての検討、もしくは可否の論議はなかったのか。このコースこそ超高齢化社会の対応にあったコースと思われるので、その採用されなかった理由についてお尋ねいたします。それと今回の新しい事業再生計画での四つのコースの発船場の回送方法については、どのように考えておられるのかをお尋ねいたします。

○経済部長（松田知良君） 御質問にお答えいたします。

まず、国土交通省や漁協との協議状況についてでございますが、コース変更や浮き棧橋を含む着船場の設置に関しまして、国土交通省へ事前協議は行っておりますが、くま川下り事業再生計画が株主総会で了承されましたので、資金のめどが立った段階で正式に協議をお願いすると伺っております。漁協に対しましても資金のめどが立った段階で協議を行うと伺っております。

次に、一勝地発船場の具体的な場所はどこかとの御質問でございますが、JR一勝地駅そばの球磨橋下流に予定されております。

次に、七地町花立から人吉発船場、国民宿舎までのコースの検討の有無でございますが、七地町花立からのコースにつきましては、航路上の土砂の堆積、河床の変化があっており、増水時は運航可能とのことでございますが、通常時は河床がかなり浅くなっており、大がかりな掘削工事をしなければ運航が困難ということでございます。また、コースとして使用するに当たりましては、漁協との交渉も必要であるとのことで、検討はされましたが採用は難しかったとのことでございました。

次に、新しい4コースの着船場の回送方法はどのように考えているのかという御質問でございますが、まず船につきましては、自社で移動式クレーン2台、4トントラック1台、2トントラック1台を保有されており、一度に6そうが運搬可能ということでございます。7そう以上の運搬時には外注されるとのことでございます。また、お客様については、くま川下りで29人乗りマイクロバス2台、別にくまがわ荘でも2台のマイクロバスを所有されており、今回の計画でも完全送迎を予定されております。現在、これらを効率的に使用する予定でダイヤを練っておられます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 14番。田中哲議員。

○14番（田中 哲君） ただいま松田部長の答弁で、国土交通省との協議はまだなされていないということと、それに球磨川漁協との協議は、国土交通省との協議を受けてということでございます。球磨川漁協との協議も今までのいろいろな事例、最近では長崎国体のカヌーコースで競技用コースとして申請したコースが認められなかった事例を見ても、なかなか難しい問題があるのではなかろうかなと思っております。新聞報道によりますと、田中市長は7月下旬ごろには新しいコースでスタートできるだろうと述べられておりましたが、時期は別として、スタートするに当たり一番の問題は何かと、どう解決のめどを立てておられるのかをお尋ねいたします。

○経済部長（松田知良君） お答えいたします。

スタートに当たっての一番の問題点と解決方法でございますが、国土交通省や球磨川漁協との協議開始がまずは必要であろうと存じております。協議開始に当たっては、今回の事業再生計画に掲げております五つの柱の実効性を担保する必要がございますが、現段階で会社は設備投資への資金確保に苦慮されております。市では会社から市への支援要望を受け、事業再生計画の内容や支援の方法を行財政経営検討委員会に審議いただいておりますが、昨日、この委員会から最終的な提言をいただき、本日、人吉市第三セクター経営基盤強化資金貸付条例案と貸付金に係る予算案を追加提案させていただきました。この条例案と予算案をお認めいただいた段階で、会社の設備投資の裏づけが整いますので、会社からは国土交通省や球磨川漁協との協議に入り、取り組めると伺っております。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 14番。田中哲議員。

○14番（田中 哲君） では、次に人吉発船場の最大限活用ということで、人吉発船場の1階フロアを改装し、カフェを営業するなどとなっておりますが、その営業経営の形態は自社で営業を行う直営なのか、それとも外部委託形式の公募によるものか、もしくは随意契約で指名するのかをお尋ねいたします。もちろんねらいは、くま川下り株式会社の売りに貢献する施設の一つであろうと思いますが、そこで川下り客ばかりでなく市民も楽しめる、そ



して呼び込めるような何か魅力のあるもの、特色のあるものを考えておられるのかお尋ねいたします。

○経済部長（松田知良君） お答えいたします。

カフェについての御質問でございますが、営業形態は当面は直営で計画されております。開業当初は、軽食、ドリンク、ランチメニュー等から始められ、以後状況を見ながら球磨川や郷土にちなんだメニュー、また話題性のあるメニューを追加されていくとのことでございました。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 14番。田中哲議員。

○14番（田中 哲君） 次に、拠点の一本化ということでお尋ねいたします。コースの見直しで老朽化した渡営業所施設は解体し、廃止されるとのことでございますが、この廃止後の跡地利用については考えがあるのかどうかお尋ねいたします。それと同時に、この同敷地はそもそもくま川下り株式会社の所有物件かどうかもお尋ねいたします。それにその他の事業拡充になるのでしょうか、ラフティングボートを新しく購入されるとのことでございますが、新旧あわせて購入した場合何艇になるのか、1艇どのくらいの購入金額になるのか。ボートの規格的に乗れる定員数は何人か。それに1艇のインストラクターは何人を考えておられるのか。コースはどのようなコースを考えておられるのか。それに現在の船頭と艫張の16人でしょうか、この人数でラフティングボートのインストラクターを賄えるのかお尋ねいたします。

○経済部長（松田知良君） お答えいたします。

渡発船場についてでございますが、渡発船場の土地はすべて借地とのことでございます。渡発船場の維持経費は、平成25年度土地代を含め年間約200万円支出されており、今後はできるだけ経費の圧縮に努めたいとのことでございます。

次に、ラフティングボートの新旧の総数と1艇当たりの価格、規格、定員数でございますが、ボートは今回の計画では10艇購入予定で、既存の3艇と合わせ13艇となるようでございます。定員数については、10人乗りと8人乗りがあり、10人乗りの規格が長さ420センチ、幅210センチ、高さ52センチで1艇当たりの価格は税込み34万5,600円、8人乗りの規格が長さ380センチ、幅193センチ、高さ48センチで1艇当たりの価格は税込み32万4,000円とのことでございます。

インストラクターについてでございますが、現在会社ではリバーガイドという名称を使っておられます。コースは従来どおり、渡と一勝地からそれぞれ球泉洞までのコースを予定されておりますが、新コースも検討されているようでございます。基本的に1艇に1名のガイドが乗船されます。船頭、艫張は5月末に1名増員され、現在は16名在籍しておられます。そのうちリバーガイド経験者は12名とのことでございます。川下りとブッキングした場合は、川下り優先とのことで、現在は2名の会社専属のガイドに加え、場合によってはOBのガイ

ドにも協力をお願いされているようでございます。なお、修学旅行等大型団体の場合は、数社の協力会社に応援を頼まれ営業されているようでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 14番。田中哲議員。

○14番（田中 哲君） 次に、くま川下り株式会社の新しい事業再生計画関連の問題点ということでお尋ねいたします。一勝地から鎌瀬の激流コースについて、現在8名の船頭の中で、本当にこの激流コースを任せられる船頭は何人いるのかをお尋ねいたします。また、船頭の後継者についての計画はあるのかもお尋ねいたします。それと肝心の川下り船は現在何隻保有されているのか、それらの船はどこに保管されているのか。また、新造船については会社独自で技術の継承を行い、新造されていたようでございますが、今後は川船の新造船についての計画、それと現在においての新造船の価格、それに船の保守、管理はどのように行っていくのかをお尋ねいたします。

○経済部長（松田知良君） お答えいたします。

まず、激流コースを任せることのできる船頭の数と船頭の後継者の計画はあるのかという御質問でございますが、船頭8名すべてが対応可能とのことでございます。また、後継者の育成につきましては、事業再生計画を推進していく中で、人材育成に関しても計画的に取り組んでいかれるとのことでございます。

次に、川下り船の保有数と保管場所についてでございますが、船は17そう保有しておられ、人吉発船場水面と駐車場、渡発船場水面と駐車場で保管されております。また、戸越の船修理用施設に一時的に保管中のものもあるということでございます。

新造船についての今後の計画、価格、保守、管理方法についてでございますが、新造船については、通常船の実耐用年数が8年から10年ということで、1そう当たり100万円前後費用がかかるとのことでございます。今後も現職船頭とあわせ、OBの協力を得ながら技術の継承を行い、新造を続けていかれるとのことでございます。なお、シーズン中の船のメンテナンスや修繕は、その都度現職の船頭が行っておられるということでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 14番。田中哲議員。

○14番（田中 哲君） ただいま答弁にございました戸越の船修理用施設の一時的保管につきましては、あれは船の保管の状態というより放置されている状態に近い状態でございます。場所も雑草等が繁茂している所で、そういう場所でございますので、保管場所としても適当と思われません。ああいう状態を見ますと、田中市長もちょっと考えられるのではなかろうかなとこのように思います。本当にくま川下り株式会社の経営体質そのものが疑われるような場所でございます。

そこで、今後この戸越の船修理用施設とそこでの保管についてどう考えておられるのかお

尋ねいたします。

○経済部長（松田知良君） お答えいたします。

戸越の修理用施設ではシーズンオフの間、船頭が直営で船体の修理を行っておられます。現在は、議員御指摘のとおり露天での仮置きとなっており、適切な管理とは言えない状況でございます。会社に確認しましたところ、従来ならば2月中にハウスの骨組み以外はすべて撤去されているとのことでございますが、ことしは船頭の人数が急激に減少してしまったこともあり、修理作業が4月まで持ち越してしまったことと、予備船が増加したことにより現在まで移動が延び延びになってしまったとのことでございます。会社としても深く反省されており、早急に船を搬出し敷地整備を行って景観美化に努めたいとのことでございます。この施設の土地は借地でございますが、今後も引き続き船のメンテナンス作業の場として活用し、必要な施設管理を行うものと伺っております。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 14番。田中哲議員。

○14番（田中 哲君） 次に、くま川下り株式会社の安全面についてお尋ねいたします。私は安全運航なくして球磨川下りはないと思っております。3月議会でも申しましたが、球磨川下りも昭和37年9月に大きな死亡事故を起こしたこともあります。また、球磨川下りとともに有名でございましたあの天竜川の船下りも死亡事故で廃止になりました。最近では韓国で4月14日でしたか、多くの犠牲者を出したフェリー転覆事故が発生しております。再建途上のくま川下り株式会社にとりまして、やはり安全面が第一であろうと思っておりますが、新しい事業再生計画において再生を急ぐあまり安全面がおろそかになっては、これは本末転倒であろうと思えますし、計画の中にも安全面があまり見えてきません。3月議会におきまして私の船頭と艀張の人数についての質問に、前期33名の船頭と艀張が当時14名の船頭と艀張になり、船頭が8名、艀張が6名という答弁がなされております。その後2名ふえたのでしょうか新聞報道等では16名となっているようでございますが、また質問の趣旨は、船頭と艀張の大量の離職による技量の低下による安全面の不安はないかと、こういう質問をしたところでございますが、当時松田経済部長の答弁では、なるべく急流コースから清流コースへ、あるいはショートコースに主軸を移し、船頭たちの負担を軽減して安全な川下りを目指すという答弁でございました。

そこで、今回は川下りについて会社の安全面の体制、それに安全教育、安全点検についてお尋ねいたします。最初に川下り会社の安全面での体制ということで、安全責任者及び指揮系統並びに船頭と艀張の責任についてお尋ねします。それに船頭と艀張の安全教育はどうなっているのか。それと川下りの船と備品の安全点検について、どこの機関がいつ行っているのか、また日々の点検はどうなっているのかをお尋ねいたします。それから、今回新しいこの事業再生計画で、翠嵐楼の着船場には浮き棧橋を設置し運用するとのことでございますが、

この浮き棧橋の構造と、国民宿舎くまがわ荘と一勝地発船場における乗船客の乗下船はどういうふうに考えておられるのか。どちらも安全対策については問題がないのかをお尋ねいたします。

○経済部長（松田知良君） お答えいたします。

まず、安全面での体制と責任関係、安全教育の状況についてでございますが、会社としての最高安全責任者は社長でございます。また、指揮命令系統による緊急連絡体制としてすべての船頭、艀張を安全管理推進委員会に置き、緊急時対応も警察、消防、病院との連携はもちろんでございますが、すべてマニュアル化されております。また、川下りの安全教育につきましては、会社から国土交通省九州運輸局へ提出されております球磨川下り安全対策ガイドラインに沿って行っておられ、安全運航上、必要に応じて会社から船頭、艀張に指導されております。あわせて船上での技術的な部分や安全面等は、日常的に船頭が艀張に指導されております。なお、年に1回は救命講習を行うようにしておられ、現在は九州運輸局と河川での救助訓練の実施についても協議中とのことでございます。

川下り船と備品の安全点検状況並びに日常点検状況についてでございますが、船舶安全法において、船舶の設計、製造段階から廃船に至るまでの間、船舶が航行するために必要な構造、設備などが技術基準に適合しているかを国などが確認することとされております。総トン数20トン未満の船舶を小型船舶といい、小型船舶の検査と登録は、日本小型船舶検査機構が国の代行機関として実施しているそうです。その中で総トン数5トン未満の旅客船、定員13名以上の船舶につきましては、5年ごとに定期検査が、その中間の時期に中間検査があるとのことでございます。また、議員御指摘の天竜川事故以降、九州運輸局から会社の全体的な調査が年に1回以上実施されているとのことでございます。なお、日常的な点検は使用前に必ず行っておられ、改装の際、クレーンでつり下げたときに船底の点検も常時行っておられると伺っております。また、救命胴衣等備品につきましても毎日点検されているとのことでございます。

次に、浮き棧橋の構造についてでございますが、浮き棧橋については一つの方法論とのことで、今後国土交通省との協議の中で、階段状の堤防設備が可能であればそれが一番よいとのことでございます。しかしながら資金のこともございますので、協議を十分重ねながら結論を出したいとのことでございます。

くまがわ荘、一勝地着船場での乗下船方法と安全対策上の問題点の有無についてでございますが、こちらも今後国土交通省との協議の中で安全面の確保を第一に進めて結論を出していきたいとのことでございました。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 14番。田中哲議員。

○14番（田中 哲君） ただいまの答弁で、浮き棧橋の構造についても、浮き棧橋でいくのか

階段でいくのかその方法も決まっていないと、国土交通省とも協議がなされていないということがわかったところでございます。

では、次に、あつてはならないこととありますが、不慮の事故、災害に対する賠償、補償等はどうなっているのかお尋ねいたします。

○経済部長（松田知良君） お答えいたします。

不慮の事故や災害に対する賠償、補償についてでございますが、会社にて賠償責任保険に全船加入しておられ、1名最高1億円の補償がなされるとのこととございました。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 14番。田中哲議員。

○14番（田中 哲君） 最後でございますが、田中市長にお尋ねいたします。新しいこの四つの新コースも国土交通省や球磨川漁協とも協議がなされていないと、浮き栈橋の件についてもまだどの方法でいくのか国土交通省とも協議ができていない中で、今度の新しい事業再生計画のスタートのめどをどのように思っておられるのか、そのあたりをお尋ねいたします。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

国土交通省や漁協との協議でございますが、くま川下り株式会社におきましては、先ほど経済部長が答弁いたしましたように、事業再生計画の資金のめどが立った段階で正式に協議をスタートするとの報告がっております。現在のところ、11月まで従来のコースに約4,000名の予約が入っておりまして、正式には新たなコースの同時運航は困難な状況にあるとただいま判断しているところでございます。私といたしまして、来月7月下旬の新コースの運航シフト変更は、よって現実的には大変厳しいことになってしまったと思っておりますが、早急なる協議を進めていただき、7月下旬をめどに一定の方向性として国土交通省や漁協を初め、県などの関係各団体の御理解をいただくことが事業再生の大きな一歩であると認識をいたしておるところでございます。そのような状況で、今シーズンは現在のコース運航で営業しておりますが、新たなコース運航につきましては、今後不定期にテスト運航を行い、航路の確保、発着船場の形態、船からの乗りおりに際しての安全性など、議員御指摘の安全対策にも十分配慮した対応をくま川下り株式会社におきまして検討されているところでもございます。新たなコースによる商品企画につきましては、おそくとも9月から10月中には確定しなければ、来年の旅行企画への売り込み、情報発信ができないわけでございます。私たちは球磨川下りの火を消さないことが人吉市に課せられた使命であり、責務であることを深く心に受けとめ、他の四つの事業再生計画につきましても、スピード感を持って取り組んでいくことが不可欠であると強く感じているところでございます。くま川下り株式会社の船頭、艫張、社員が一丸となった事業推進に、市もまた全力を傾注して連携、支援してまいりたいと存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 14番。田中哲議員。

○14番（田中 哲君） ただいま田中市長に答弁いただきました。新しいこの事業再生計画のスタートまでまだまだあるようでございます。ただいま田中市長はスピード感を持って進めたいというような発言でございました。どうぞぜひ慎重の上にも慎重に、そして安全にスタートしていただきますように要望しておきたいと思っております。

それから、本日議第66号と67号ということで、関連予算と資金貸付条例の制定ということで提案されました。私にすればこういう大事な予算を伴う議案は、本来なら定例会冒頭で提案するべきで、こういう追加提案として提案するのはどうかと思っておりますし、先ほどの松田部長の答弁によりますと、関係機関との協議もまだ済んでないと、それに浮き棧橋の件も協議ができていない中での問題はどうかと私は思っているところでございます。また、この議案が私は冒頭に提案されていたら、この議案の内容について質問を通告していたところでございます。質問の通告も終わっていたしましたので議事進行でも質問を考えましたが、後日質疑で行いたいとこのように思っております。

最後に、どうぞくれぐれも安全にスタートしていただきたいと、このように要望いたしまして一般質問を終了いたします。以上でございます。

○議長（永山芳宏君） ここで暫時休憩いたします。

午後 3 時32分 休憩

午後 3 時46分 開議

○議長（永山芳宏君） 休憩前に引き続き再開いたします。ここで会議時間を延長いたします。

（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君）（登壇） 皆様、こんにちは。4番議員の大塚則男です。一般質問1日目の5番目ということで、皆様大変お疲れのことと存じますが、しばらくお付き合いのほどよろしく願います。また、田中建設部長様にとりましては、本日13回答弁されてますが、私で最後ですのでどうぞよろしく願います。

5月3日、4日に開催されました人吉お城まつりもたくさんの方にお越しいただき、最高に盛り上がりました。また、球磨焼酎織月まつりも28回目の開催を迎え、県内外からたくさんの方にお越しいただいたようです。冒頭の話題としてこの祭りを考えてみましたが、起きてはならない大変悲惨な事件が起きてしまいました。これからの人生に夢と希望を持った将来あるお子様が1カ月以上たった今でも安否がつかめず、保護者のお気持ちは計り知れない心配と不安の中で、無事に帰ってきてくれることを念じておられることと存じます。現在、報道されている事件が関係しているとするならば、加害者に対する怒りとネット犯罪の怖さを改めて痛感するところです。教育現場におかれても、ネット犯罪について講演あるいは指

導等はなされていますが、いま一度、保護者を交えてのインターネット等の正しい利用の仕方について研修、講演などを通し、携帯電話等を与える保護者の責任、それを求め利用する児童・生徒のルールの徹底など、それぞれの立場で改めて考え、取り組んでいただきたいと思います。

さて、今回通告させていただきました質問1点目、井ノ口急傾斜地崩壊対策事業、2点目、御溝川河川改修事業計画、御溝川第三放水路事業計画、3点目、球磨川治水対策についてお尋ねします。いずれも事業主体は国・県であることは承知しています。特に2点目の御溝川河川改修事業計画については、これまで私を含め幾度となく市議会において先輩議員からもお尋ねがなされており、そのたびに早期着工あるいは計画実現に向け、熊本県、人吉市が一体となり事業を進めてまいりたいと回答をされておられます。23年9月、私の一般質問に対しても、田中市長みずから県、市、そして地域住民の皆様方が一体となり、この問題を解決すべく真剣なる協議の場、解決の場として、まずは行政が本気にならなければならないと御理解をいただいています。事業主体が熊本県であることから、市としても事業が進まない中、大変苦慮されておられることは十分理解しますが、今回は地域住民のお気持ちを察していただき、生命、財産を守り、安心・安全な生活に期待が持てる答弁をお願いしたいと思います。事業計画が示されましたら該当地域住民の皆様は安心と期待を持たれ、工事着工、完成を心待ちにされておられます。しかしながら、いずれの事業も進まない中、住民の皆様は逆に不安と不信感を持たれ、ひいては行政に対して不満の要因になっていくものと考えます。この梅雨時など毎年被災されます皆様、いつ急傾斜地崩壊が起こるのか心配で夜も眠れない皆様のさまざまな悩み、危険性を考え、工事着工、早期実現に向けて改めて質問いたします。

1点目の井ノ口急傾斜地崩壊対策事業についてですが、23年3月議会において当時の山下議員の質問に対して答弁されておりますので、事業内容については承知しております。事業年度は平成21年度から平成26年度完成予定になっており、経済建設委員会で現地視察もさせていただき説明をお聞きしました。そこでお尋ねしますが、1点目、現在の進捗状況はどうなっているのか。2点目、総事業費、市の負担は幾らなのか。3点目、ことしの3月、25年度補正予算で負担金が削減されているのはなぜか。4点目、今後の事業計画、予算、工事の見通しはどうなっているのかお尋ねします。

○建設部長（田中幸輔君） 御質問にお答えいたします。

井ノ口町急傾斜地崩壊対策事業につきましては、先ほども大塚議員も言われましたように、事業主体が熊本県でございますので、熊本県球磨地域振興局にお尋ねした範囲でお答えさせていただきたいと存じます。

まず、第1点目の御質問で現在の進捗状況についてでございますが、全体区間延長が270メートルの区間で擁壁工、落石防止さく、簡易吹付法枠等の整備により11戸の人家の保全を計画しておりまして、平成23年度におきましては、延長74メートルの工事が完了しています。

進捗率は約27%となっております。

2点目の総事業費、市の負担は幾らかという件につきましては、総事業費が約2億5,000万円、市の負担は総事業費の10%となりますので、約2,500万円となる予定でございます。

3点目のことし3月、25年度補正予算で負担金が削減されているのはなぜかという御質問でございますけれども、県におきましては、平成25年度に工事予定をしておりました箇所において複数の地権者の方がおられまして、全員の寄附同意をいただくことができなかったため工事ができず、工事予算2,000万円を減額補正されております。それに伴いまして市の負担金200万円も減額されたということでございます。

次に、4点目の今後の事業計画、予算、工事の見通しはどうなっているのかという御質問でございますけれども、現在、寄附同意をいただく交渉を続けている状況でございますが、本年度の工事費といたしまして1,800万円を確保しているということでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） 進捗率が全体の27%ということですか、先ほど言いましたように26年度完成予定の中で、進捗率27%というのが果たしていかなものかなという気も持っております。また、この原因として地権者の同意が得られないということもあります。もちろんそのことによって減額補正されということなんですけど、今後の見通しとして工事費が1,800万円ですか確保されているということなんですけど、23年度に完了した延長74メートルが仮に1期工事としてとらえるなら、今後2期、3期として取り組むための予算としてとらえていいのか、残り196メートルあるわけなんですけど、その中のどの部分をするための1,800万円なのかお尋ねします。

○建設部長（田中幸輔君） お答えいたします。

どの部分をかということでございますけれども、部分的には具体的にはまだ決まっておられませんけれども、地権者の方からの寄附同意が整いませんと工事に着手できません。その寄附同意が整いましたところから着手していきたいということでございますので、特に工事箇所とか工事区域は決めていないということございました。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） ただいまの答弁で寄附同意が得られたところからやっていくというふうに受けとめていいのかなと思います。この井ノ口急傾斜地崩壊対策事業は、事業目的として急傾斜地であり、避難路に市道が含まれており、今後も集中豪雨により斜面の崩壊など危険性が懸念されるため、早急に崩壊防止対策を実施する必要があるとされています。

そこでお尋ねしますが、平成24年4月2日、振興局より電話で共有林について井ノ口町内会長にお尋ねされています。4月9日には共有林代表者に用地交渉の件で面会されています。



さらに4月22日には共有林株主16名が参加された事業説明会が開催されています。この開催の結果はどうであったのか、またその後平成26年まで、今日まで開催されていないのはなぜかお尋ねします。また、事業が進まない状況にあるのは、その後安全性が保たれ崩壊防止対策を実施する必要がなくなったのか、共有林が存在していることは事前に把握されておられたと思いますが、地権者の皆様への説明は十分なされたのか、県、市、地元町内会と一緒に、説明、協力依頼などされたのかお尋ねします。

○建設部長（田中幸輔君） お答えいたします。

まず、地元の説明会というのはかなり頻繁にやっておられるということでございましたけれども、なかなか事業が進まないという状況でございます。そういう中で今進まないのはなぜかということと、それから安全性が保たれ事業を実施する必要がなくなったのかということでございますけれども、24年4月につきましては、共有林の地権者への説明であったということでございますけれども、その後も個別に当たられておられるということでございます。しかしながら安全性が保たれ、崩壊防止策を実施する必要がなくなったということではございませんで、私たちも県もそういう認識は持っていないというところでございます。

次に、事前に地権者の皆様への説明というのが、共有林のですね、説明はなされたのかということでございますけれども、共有林が存在していることは事前にやっぱり承知しておりました。それらの地権者の方にも通知等をされておりますけれども、共有林の所有者が21名ということで県外にもおられたということでございますことから、寄附同意取得に日数を要しているところということでございます。今後とも地権者の方に対して個別に説明させていただき、御同意を得たいということでございました。

次に、説明、協力依頼などはされたのかということでございますけれども、県より依頼され本市職員も事前説明会とか同意取得のための地権者への交渉、町内代表の方への説明に随行し、事業への御理解をいただけるよう努力をしているところでございます。県におかれましても、今後も本市及び地元町内会の皆様の御協力をいただきながら、事業が少しでも早く進むよう努力してまいりたいということでございました。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） 熊本県の砂防課資料を見ますと、急傾斜地崩壊危険箇所ランク1位になっています。答弁にありましたように、大変危険な崩壊防止箇所なものですから、防止対策は必要なんですよね。現在寄附同意取得に日数がかかっているということですが、25年度まで寄附同意に向けて何回説明あるいはお願いをされたのか、ちょっと私も疑問に思うところです。事業に対する理解をいただくためには、やはり県単独で説明されるのではなく、市、町内会、地域の皆様一緒になり共有者に協力をお願いしていくことが最善の方法を考えます。例えば、これは私も耳にした話ですけど、はがきで了解をとるとか、電話してお願いすると、

そういうことでは誠意は伝わらないと思います。まずは直接面会して、説明できる場を設けることが大事だと思います。現に町内会長さんも地域振興局のほうに何回か行かれまして、今遠方から帰って来てらっしゃるからぜひ会ってほしいということをおっしゃっているんですけど、実現できなかったということもあります。やはりそういったことを考えますと、会えるときに会っていただくということは非常に大切じゃないかなと思いますので、ぜひ県のほうには御理解をいただくようお願いしたいと思います。

保全対象家屋は人家11戸ですが、1点目、事業計画では人家を対象にしてありますので、部分的にできるところから、特に事業区域の南側の山つきの人家3戸に対して崩壊防止対策は行えないのか。2点目、23年3月議会において当時の山下議員から、砂防工事についての確認がなされていますが、砂防工事は計画にないとの答弁があつています。しかし、砂利まじりの土砂や濁水が流れ込み非常に危険なことから、県の回答として井ノ口急傾斜地崩壊対策事業と同時に、県単独事業として排水設備対策の側溝敷設工事を行い、下流域の家屋の安全を図りたいとの回答があつています。この事業は現在どうなっているのか。3点目、市道井ノ口地内第5号線の御溝川に排水する側溝の工事は、県の側溝敷設工事が行われなくてできないのか。4点目、急傾斜地崩壊地域は県指定だと思いますが、あつてはならないことですが、仮に土砂災害あるいは崩壊が発生し、甚大な被害が発生した場合、補償あるいは責任などについては、どのようにとらえておられるのかお尋ねします。

○建設部長（田中幸輔君） お答えいたします。

まず、1点目の南側の部分的にできるところから砂防防止対策を行えないかということでございますけれども、議員御指摘の場所は、当事業箇所南側約120メートルの区間でございます。同箇所につきましても同意が未取得でございますので、着工できない状況でございます。引き続き同意取得を急ぎたいという県の回答でございました。

次に、2点目の県単独事業の排水砂防工事ですけれども、どうなっているのかということでございますけれども、県にお尋ねしたところ急傾斜地崩壊対策の計画区域にある里道内の水路の整備に係る事項で、出水時の排水等に対応する工事ですので、急傾斜地崩壊対策工事着手までには、維持管理等を含めて本市と協議を済ませて工事をしたいということでございます。本市といたしましても排水処理対策につきましては、積極的に県と協議を進めてまいりたいというふうに考えております。

次に、3点目の市道井ノ口地内第5号線の側溝敷設工事は、県の側溝敷設工事を行わないとできないのかということでございますけれども、流末は県管理の御溝川に流入いたします。水の流量、土砂の混入、県の施設との接合も含め、県と工法を検討しながらそして協議させていただき、本市が先行して側溝敷設ができる場合は、側溝敷設計画を検討していきたいと存じます。

4点目の件につきましては、総務部のほうから回答いたします。

○総務部長（中村則明君） 4点目の補償等につきましては、総務部のほうからお答えいたします。まず、その前に土砂災害の危険に関する対応というところで述べさせていただきます。土砂災害の危険に対しましては、まずは気象庁から大雨警報が発表され、さらに大雨による土砂災害の危険度が高まった市町村には、県と気象台から土砂災害警戒情報が発表されます。本市におきましては、避難準備情報や避難勧告を適切に発令して、危険な区域にお住まいの皆様には早め早めに避難していただくことを最大の課題としております。当該地域におきましても土砂災害に対する最大限の警戒が必要な区域として、積極的に避難情報の発信を行っていかねばならないと考えているところでございます。

あつてはならないことですが、もし甚大な被害、家がなくなりますとか人の命が奪われるといったような被害があった場合の補償等でございますが、現在のところ災害弔慰金の支給等に関する法律で定められております災害弔慰金等と、被災者生活再建支援法で定められております被災者生活再建支援金等の救済制度がございます。ただし、これらの救済制度につきましては、すべての災害に対して適用されるものではなく、一定規模以上の災害、一市町村におきまして、例えばですけれども住宅が5世帯以上滅失、制度によっては10世帯以上というそういった条件がつくものでございますが、甚大な被害があった場合には、そういった救済制度が適用されるものでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） ただいま答弁いただきましたが、事業箇所南側約120メートルの区間も同意が未取得で着工できないとのことですが、お住まいの方にお聞きしました。中でも山つきに住居されておられます方は、この梅雨時になると雨が激しい場合、夜は不安で眠れないし、時には山の上まで崩壊の危険性が起きていないか見に行かれるそうです。年々年老いて大変な御苦勞をされておられ、周りの方からはとにかく山つきの住居に対しての崩壊防止対策を行ってほしいとの声があります。同意が得られないからと現状のままで放置していいはずはないと思います。そこに居住されている方の不安を解消するためにも、1日も早く誠心誠意、同意が得られるよう県も市も一体となり取り組んでいただくことを強くお願いしておきます。また、排水溝の事業については、県も積極的に取り組んでいただけるものと受けとめ、市が行う側溝敷設工事に関しても前向きに受けとめていただきましたので、工事着工実現に期待しておきたいと思っております。補償、責任については法律で災害弔慰金と被災者生活再建支援金の救済制度があるとのことですが、これがすべての災害に適用されるものではなく、一定規模以上の災害となっていることから、だからこそやっぱり早く災害防止対策をしてほしいんです。そういったことを本当に県に強く訴えていただきたいと思っております。この地域におられる方、この時期になりますと山からの土砂が流れ込んで毎回毎回掃除も大変ですし、水だけじゃないんですね、赤濁りしたのが出てまいります。何とかそういった現場

実情も把握してもらってと思うんですけど、やはり一刻も早く取りかかっていただいて、住まわれている方に安心というものをぜひ届けていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

次に、御溝川河川改修事業計画についてお尋ねします。今回、御溝川に監視カメラが設置されました。大変ありがたいことであり、御溝川のはんらんの状況などいち早く情報が取れ、水害対策に向けての対応に活用が期待されることと思います。御溝川防災対策に取り組んでいただいていることに改めてお礼申し上げたいと思います。新聞報道によりますと、5月27日に開かれた球磨地方防災会議、球磨水防区連絡会においても、御溝川は県管理河川の重要水防区間Aランク（最重要）になっています。御溝川の水害問題は昭和50年から記録され、ほぼ毎年のように被災されておられます。平成8年7月には多くの住宅が床上、床下浸水に見舞われておられます。そのようなことから、平成9年7月に第1回御溝川河川懇談会が行われたわけですが、私の知り得た情報では、御溝川河川懇談会はこれまでに5回ほど開催されているように伺いました。

そこで1点目、これまで実際何回開催されたのか。2点目、該当地域への事業説明会は何回されたのか。平成11年以降、御溝川河川懇談会が一度も実施されていないのはなぜか。3点目、御溝川河川懇談会委員のメンバーは現在どんな構成になっているのか。4点目、現在土地改良区の代表理事様がかかわられておられますが、二次放水路事業の経緯と今後の取り組みなどについて説明されておられるのか。5点目、御溝川河川懇談会5回までの中で放水路の具体的案、概算事業費まで示されています。15年たった現在、どのようになっているのか。6点目、二次放水路計画は継続になっていると思いますが、それに伴う予算も継続になっているのか、以上、お尋ねします。

○建設部長（田中幸輔君） お答えいたします。

今言われましたこの御溝川河川改修事業計画といいますのも事業主体が熊本県でございますので、県にお聞きした範囲でお答えさせていただきます。

まず、第1点目の御溝川河川懇談会は何回開催されたのかということでございますけれども、御溝川河川懇談会は平成9年7月に設立されまして、平成10年2月までに、先ほど議員が言われました5回開催されております。

次に、2点目の当該地区への事業説明は何回されたのかということでございますけれども、それから平成11年度以降御溝川河川懇談会が一度も開催されていないのはなぜかということでございますが、河川懇談会というのは、御溝川河川改修計画の策定に向け、地元町内会長や当時の婦人会、土地改良区理事などを委員として、河川管理者である熊本県へ提言や助言を行うことを趣旨として設立されております。したがって、平成10年2月までに助言がとりまとめられましたために、それ以降は開催されていないということでございました。

3点目の御溝川河川懇談会のメンバーは現在どうなっているのかという質問でございます

けれども、設立当時は地元8町内代表、婦人会代表、土地改良区、本市などを含め16名の構成でございました。なお、11年以降は開催されておりません。

4点目の土地改良区の代表理事がかわっているけれども、二次放水路の説明をしたのかということでございますけれども、平成26年1月に土地改良区へ経緯と現状説明を行ったとのことでございます。二次放水路の整備は頻発する浸水被害の軽減に対して、効果の大きい治水対策でありますので、引き続き御協力いただけるよう交渉を重ねていくということでした。

次に、5点目の御溝川河川懇談会5回までの中で、放水路の具体的案、概算事業費まで示されているけれども、それから現在までどのようになっているかということでございますけれども、河川懇談会で提言を受けた二次放水路におきましては、平成14年度から測量の説明会を行い、事業着手をしておられます。現在は二次放水路の整備に先行して、同じくそのときに提言を受けておりました山田川への放水路、いわゆる三次放水路の整備に着手しておりますとの県の回答をいただいております。

次に、6点目の二次放水路計画は継続になっていると思うが、それに伴う予算も継続になっているかの御質問でございますけれども、二次放水路計画は、熊本県の全体計画の中に三次放水路とともに位置づけられております。予算につきましても、その全体事業費の中に含まれているということでございます。整備の条件が整いましたら、市としましても改めて県に要望してまいりたいと存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） 河川懇談会、平成9年から5回開催され、平成10年に提言がまとめられそれ以降は開催されていないということですが、11年以降されていないと。これは必要なくなったのか、河川懇談会そのものがですね。あるいはもう継続することはないのか。私としては非常に不透明に思えてなりません。私のいただいた資料を見ますと、メンバーはもうかなり古い方、もちろんそうなんですけど11年になるもんですから、もう前の方の名前になっているんですね。これ見ますともう既に他界された方、町内会長にいたってはもうほとんどかわられていると、そういった名簿しかないわけなんですけど。そんなにもうこの提言が出たから必要ないのかなというふうに受けとめなくてはいけないのか、私はちょっと納得しきれない部分があります。事業説明会については、平成15年まで18回ほど実施されているようですが、しかし16年からこの10年間二次放水路について全く進展が見られないのはなぜか、私は疑問を持ってしまいます。二次放水路計画及び予算については、熊本県の全体事業費に含まれているということですが、放水路の具体案の取り扱い、以前申しました放水路具体案というのが出ているんですが、これの取り扱い、それと直ちに二次放水路の事業費として予算は確保できるのか改めてお尋ねします。

○建設部長（田中幸輔君） お答えいたします。

先ほども申しましたように、二次放水路の予算は全体事業費の中には入っておりますので、直ちにとということではございませんけれども、御同意いただければ実施するということが可能でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） 次に、平成21年9月議会において田中哲議員の質問に対して、当時の建設部長は、平成11年度から二次放水路について、地元及びひとよし土地改良区に対して事業説明を行いながら、測量、調査、設計、用地幅ぐいの設置同意など、事業化に向けて取り組みが行われたとあります。平成16年、17年度には地元の地権者の同意が得られず、幅ぐい設置に至っていない状況で、21年9月現在まで具体的な用地交渉は行っていないとの答弁が 있습니다。

1点目として、その後今日まで事業実現に向けて具体的にどのような取り組みをされたのか。2点目、平成20年に御溝川二次放水路検討会を設置されておられますが、検討会は何回開催されたのか。3点目として、代替案も含め事業実施に向け取り組んでいるとありますが、どんな取り組みをされているのかお尋ねします。

○建設部長（田中幸輔君） お答えいたします。

1点目の今日まで事業実現に向けてどのような取り組みをされたのかという御質問でございますけれども、はっきり申しまして具体的な用地交渉は行っていないということでございます。ただ、二次放水路への協力をいただくため、まずは土地改良区へ経緯と現状説明を行ったということで伺っております。

次に、2点目の平成20年度に御溝川二次放水路検討会を設置されているけれども、検討会は何回開催されたのかということでございますけれども、御溝川二次放水路検討会は、平成20年9月から22年7月までに5回開催されております。

3点目の検討会では代替案も含め事業実施に取り組んでいるとあるがどんな取り組みをされたのかという御質問でございますけれども、平成10年2月の先ほど申しました御溝川河川懇談会の提言を受けまして、二次放水路の計画を保持しつつも先ほども申し上げましたけれども、三次放水路の整備を検討し、その事業着手に取り組んでいくとのことございました。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） 私も上林地区とか合ノ原あたりちょっと聞いて回ったんですが、町内会長さんとか辞められた町内会長さん、いやもうここ最近全く話は聞いてないと、新しい町内会長さんに至っては、全然知りませんというお話なんです。また、御溝川検討会のメンバーの方に聞きましたら、ここ四、五年何もあってないというようなことをおっしゃいまし

た。やはり最初の河川懇談会にしても平成9年からですか、コンスタントにされてたんです、懇談会ですね。これが提言が終わったからと、終わったかもしれませんが、その後の検討会がじゃあ順調にきたのかなと言ったら、それさえも今ストップしている状態なんですね。これで果たして本当に二次放水路に向けて努力していただいているのかなというのは、私はどうしても疑問を持ってしまいます。結果的にどんな取り組みかとなりますと、今おっしゃっていただいたように、三次放水路を検討していると。確かに私も三次放水路はわかりますけど、やはり二次放水路のほうをもう少し、こちらが主と思いますので取り組んでいただきたいなというふうに思いますし、やはりこれも県のほうにももっと理解をしていただきたいなと思っております。

次に、平成15年の田中哲議員の質問で、二次放水路はおくれても平成19年完成予定との説明がっております。平成26年になっても完成どころか工事着工さえできていない上、現在では先ほど言いましたように、御溝川二次放水路検討会も開催されていません。平成21年9月議会においては、早期に計画が進みますよう協議を重ねてきているとの答弁がっております。

1点目のお尋ねとして、河川懇談会が始まった平成9年から17年経過している中、どのくらいの期間が早期という言葉が当てはまるのか。過去10年の間に担当者は何人かわっておられるのか。また、今後何年ほど費やしたら確固たる方向性をお示しいただけるのか。2点目、大型ポンプで圧送できないかという質問に対して、下流放水路への圧送における技法、手法については物理的なことも含め検討すべき課題があり、市としてどんな方法があるのか技術的な専門家の意見をお聞きし、県とも協議し鋭意検討したいと答弁されています。検討すべき課題とはどのようなものか、そしてどのような検討結果になったのかお尋ねします。3点目、田中哲議員の質問で、浸水被害で実害をこうむった分の補償はできないのかに対して、床上浸水のみで1世帯につき5,000円であり、救済措置については何もない状況であることから、水害の常習地帯へ対する特別な補償、支援について参考になる他市の状況、実例など調査したいと答弁されています。調査結果はどうであったのか、改善できるものがあつたのか。4点目、御溝川のしゅんせつができないのかの質問に対して、状況を把握ししゅんせつ可能な箇所については対応していきたいとの県の回答がおります。過去3年の間に具体的にどことどこで、何カ所、何回実施されたのかお尋ねします。

○建設部長（田中幸輔君） お答えいたします。

まず、1点目の御溝川二次放水路計画から17年たって、何年たったら確固たる方向性を示していただけるのか、どれくらいが早期ということかということでの御質問でございますけれども、二次放水路につきましては、熊本県、本市、土地改良区により検討会を立ち上げ、事業実施に向けて検討してまいりました。早期という言葉がどういう形で当てはまるかわかりませんが、早期着工、完了を目指して河川懇談会や関係者との調整、協議を行って

こられました。しかし、現在実施には至っていないところでございます。今後も二次放水路整備実現に向けて鋭意交渉を重ね、早い時期にお示ししたいということでございました。

次に、この二次放水路にかかわられた県の職員はということでございますけれども、これも県のほうにお尋ねしましたところ、振興局の担当者は過去10年におきまして4名ほどかわられているということでございます。

それから、御溝川のしゅんせつにつきましてでございますけれども、過去3年間におきまして昨年度駅前のしゅんせつを1回実施したと、1カ所実施したということでございます。

あとの件につきましては、総務部のほうから回答いたします。

**○総務部長（中村則明君）** 2点目のポンプ圧送と3点目の補償につきましては、総務部のほうからお答えいたします。

御溝川のはんらんに対しましては災害対策西支部が対応しておりまして、大雨の際には本部水防班とともに迅速に対応できるよう常に警戒を行っているところでございます。御質問の大型ポンプによる圧送につきましては、県の担当課や専門の技術者の方と協議してまいりましたが、具体的な課題としまして排水しなければならない水量、また御溝川から排水先山田川までの距離、およそ250メートルでございます。また、御溝川の断面が浅いために大型ポンプを設置する場所、そういった課題がございまして、現在のところは困難であると考えているところでございます。

次に、水害の常習地帯での補償ということでございますが、本市におきましては、先ほど議員御紹介いただきましたように、小規模災害見舞金等支給規則によります被災状況に応じたお見舞金を支給する制度がございます。平成15年7月に土石流災害が発生しました水俣市と平成24年7月に九州北部豪雨により被害を受けられました阿蘇市の状況を調査いたしましたところ、本市とほぼ同様の制度でございました。水俣市におきましては、水俣市小規模災害弔慰金及び災害見舞金支給要綱により、また阿蘇市におきましては、阿蘇市災害見舞金支給条例施行規則によりまして、被災状況に応じてお見舞金を支給されているようでございます。水害に伴う見舞金につきましては、両市とも本市と同じく床上浸水が対象となっております。具体的な金額で申しますと、本市は先ほど議員のほうの質問にもありまして、床上浸水の場合、1世帯につき5,000円でございます。水俣市におかれましては、同じく床上浸水につきまして4,000円以内で市長が定める額となっております。阿蘇市におきましては、同じく床上浸水で世帯単位につき1万円、世帯1人につき2,000円という制度でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

**○議長（永山芳宏君）** 4番。大塚則男議員。

**○4番（大塚則男君）** 結果的には大型ポンプの圧送は困難だということですね。それから、補償についても他市と比べてもうちの場合は5,000円ということで、これもそう変わりはない



ということなんですけど、現地の方にお尋ねしますと毎回床下浸水されているんですね。もちろん御溝川の改修は望んでおられますが、毎回床下浸水で上に上がらないからこの方は補償もないんですが、結局床下腐っていくんですね、そういったことも非常に困っていると。根本的に水が上がらないといいんですけど、しかしこれだけ長年、毎回毎回浸かっていると正直言って私が尋ねてもあきらめといいますか、何で今ごろというようなそんな受けとめ方をされまして、非常に心苦しかった思いがあります。県のほうも今お聞きしましたら、10年間で4名の方がかわられたということですね。大体3年半ぐらいでかわられるんですか。これ聞いたとき、私自分が子供のころ遊んでたすごろくですかね、スタートがありましてさいころを転がして、三つ行ったらうまくいけば四つ進むとか、下手したらスタートに戻るとかというのがあったんですね。何かそれに似てるんじゃないかなと思ってですね、県の方も3年間来てもらってますけど、しかしまたかわられてまた最初からスタートかなという思いがするんですね。だから引き継ぎはもちろんしていただいていると思うんですけど、なかなか進まない状況を見ますと、つい私は自分が昔遊んでたすごろく、行っては返り行っては返りというのがあってるのかというふうにそういった思いがしました。また、しゅんせつにしましても県のほうはできるところを行いたいということなんですけど、過去3年間で駅前1カ所だけなんです、御溝川しゅんせつ工事。確かにいろんな話聞きました。しゅんせつすると横が崩れるからとか、住宅が密集しているからということも聞きましたけど、それにしても御溝川をしゅんせつするというのをうたってあるんですが、この3年間で駅前1カ所。これをどうとらえるかは、私はそこしかできなかったのかなという複雑な思いがします。できたらもう1回御溝川を見ていただいて、もっともっとしゅんせつ可能な場所あると思います。ぜひ県のほうにもしゅんせつのほうを進めていただくようにぜひ強く要望しておきたいと思います。よろしくお願いいたします。

次に、平成16年5月の人吉都市計画、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の中で、主要な施設の整備目標では、おおむね10年以内に整備または事業着手を予定する主要な施設に、御溝川の放水路整備が掲げてありますが、まさに今が平成26年ちょうど10年なんです。そこで、私は辞書を開いてみました。おおむねとは、大体とかおおよそとかあらましかで表記してありました。予定とは、前もって決めること、または決めたものとありました。俗に言う予定は未定であって決定ではない。では、決定とは、はっきりと決めることとあり、言葉の使い方、解釈の仕方でもどのようにも受けとめられるものと改めて感じたところです。23年度の熊本県公共事業再評価監視委員会においても、事業概要の中で、密集市街地を流下しているが、流下能力不足により道路冠水や家屋浸水が多発する浸水常習地帯になっているので、二次放水路の整備と河道改修により市街地を浸水被害から守り、治水安全度の向上を図ることを目的に平成14年度から二次放水路に着手しているが、用地交渉に難航し未着手になっている。しかしながら、近年も浸水被害は多発し、早期事業推進への地元要望も強いこ

とから、地権者を交えた二次放水路検討会を通じ、地権者への事業説明が鋭意続けられている。さらに付帯意見として、頻繁に起こる浸水地区の被害軽減のために、地元への説明を通じて疑問点の解消に努め事業の推進を図るとともに、御溝川河道改修の着手も含めた事業実施工程見直しについても再度検討することが必要であるとの報告があつています。また、平成23年3月には、人吉市議会より御溝川をはじめ熊本県管理河川における治水対策の早期実現を求める意見書も熊本県知事あてに提出されています。

お尋ねしますが、23年度の熊本県公共事業再評価監視委員会にて、地権者を交えた二次放水路検討会を通じ、地権者への事業説明が鋭意続けられているとありますが、現在まで何回実施されておられるのか。また、御溝川河道改修の着手も含めた事業実施工程見直しについて、再度検討することが必要であると付帯意見がありますが、新たな事業の取り組みが検討されたのかお尋ねします。

○建設部長（田中幸輔君） お答えいたします。

1点目の現在まで何回説明会が実施されているのかということでございますけれども、御溝川河川懇談会後に二次放水路地区の地権者の方を対象とした説明会は、10回ほど開催されているとのことでした。

2点目の付帯意見について、新たな事業の取り組みが検討されたのかとの御質問でございますけれども、懇談会の提言を受け、新たな取り組みとして三次放水路の整備に着手しているということでした。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） 10回ほど実施されたら、この10回が回数にして多いのか少ないのか私もちょっと理解しがたいところです。結果的に三次放水路になっていくわけですけど、しかしどうしてもできるところからという考えで三次放水路になったと思うんですけど、二次放水路がこのまま忘れられたら困るということを思いますので、やはり最初の河川懇談会を含め二次放水路に向けてされたと思うんですよ。ですから、できないから三次放水路をまず先行してやるということもわからないじゃないんですけど、前に議会で言いましたように、二次放水路がやはり根本でできないと三次放水路があんまり意味がないと思うんです。そういったことも強く県のほうには伝えてほしいと思います。

そこで、御溝川三次放水路についてお尋ねします。先ほどから述べさせていただいてますように、延々と進まない御溝川二次放水路事業に対して、新たな対策の一つとして提案された事業計画だと受けとめ、私も24年6月の議会において御溝川河川問題について一つの前進であると述べています。23年から進められている調査、測量については、当時の建設部長の答弁の中で、測量については23年12月下旬より1月中旬までに実施され、複数案のルートが検討され現在最終的なルート案を検討中であると答弁されています。また、事業着手まで

の計画として、ルート計画案が決定しますと地元説明会の開催、地元並びに地権者の方への承諾、その後詳細な測量設計、建物の調査、用地などの測量の運びとなり用地などの買収のお願いなど、すべて事業予定地の用地補償の契約完了後工事着手になると説明いただきました。

お尋ねしますが、1点目、この事業計画は23年からだと思いますが、完成年度は何年を予定されておられるのか。2点目、先ほど述べました事業着手までの取り組みを説明いただいています。現在までの進捗状況はどうなっているのか。3点目、該当地域住民の皆様への対応、説明はどんな状況なのかお尋ねします。

○建設部長（田中幸輔君） お答えいたします。

この件につきましても熊本県が主体でございますので、県に確認した範囲でお答えさせていただきます。まず、1点目の完成年度何年に予定されているのかということでございますけれども、23年度から一部用地測量とかは着手しております。平成24年12月には地元説明会を開催し、25年1月からは地権者の方に個別訪問による事業説明を行っておりまして、現在も地権者の方への交渉を続けているところでございます。事業期間は地権者の同意を得て用地取得ができましたから工事完了までは、おおむね5年の期間を見込んでいるということでございました。

次に、2点目の現在の進捗状況はということでございますけれども、この三次放水路整備事業は、すべての地権者の御同意をいただかなければ事業着手ができません。現在、用地買収に御協力いただけるよう交渉を重ねているとのことでございました。

次に、3点目の当該住民への対応、説明はどんな状況かということでございますけれども、地域住民の方には郵便、電話などでの連絡を取り、さらには直接訪問等を行い説明をされておられるとのことでございます。昨年12月には可能な限りの訪問をされておりまして、すべての地権者から同意をいただけるよう鋭意努力交渉中であるということでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） 現在交渉中であるということですけど、実は地域の数名の方にお話を伺ったんですが、ある方は協力しますよということで返事しましたと、ところがその後何の連絡もないと、私自身が体が弱って台所とかあるいはお手洗いとか修理したいんですけど、修理してよかもんじゃろかというお尋ねがありました。一体どうなるんですかということなんです。もし、のこなくちゃいけないならばそういったこと早く進めてほしいんですけど、1回来られたっきりで後は何も連絡がないと、私は体が弱ってるんですよということで、はっきりしてほしいというお家が1件ありました。もう1件は、確かに去年来られました。田んぼを通りますということだったです。そのときは田んぼをつくっていいですよということだったんですが、それもそれっきりで来られてないということなんです。ですからことし

もわからんからつくりましたという返事なんです。どうしていいかわからんからつくりましたと。もう1件の方は、お宅の庭を通りますよと、具体的にどう通るかわからないと、そういうことで話があつて、それっきりということなんです。ですから、確かに説明はされていると思うんですけど、説明の仕方はそれでいいのかなと、もう少し親切がほしいと思うんですよ、親切説明が。どうなっているのかですね。せっかく気持ちよく言ってもらってるんですけど、あと何もないもんだから段々気持ちが逆になってしまって、もうどうでもいいという返事が返ってくるわけなんです。

ちょっと話元に戻って申しわけないんですけど、例えば先ほど言いました井ノ口の急傾斜地も、事業を始めますよという話は行かれました、説明に。ところが何年かかってもなかなかできない、そういった状況を該当地域の方に説明されているかということないんですよ。地域の方はずっと期待して待ってらっしゃる。そういったのを思った場合に、やはり途中経過といいますか、その流れというのは私はある程度お伝えしていくのが親切であつて、それが親切説明じゃないかと思imasので、そのこともぜひ県のほうに伝えていただきたいと思imas。

今回述べさせていただいていますように、事業主体は熊本県であるところの井ノ口急傾斜地崩壊対策事業、御溝川二次放水路計画、そして御溝川三次放水路と事業計画は提案されています。御溝川三次放水路については、現在取り組んでいただいておりますので、今後注目していく事業ととらえていますが、井ノ口急傾斜地崩壊対策事業、御溝川二次放水路計画と同様になかなか先に進まない状況になってしまうのではないかと危惧するところです。地域の方は事業計画が示されますと、早期実現に向けての期待を持たれます。しかしながら事業計画、場所は違うといえども再三事業が足踏みしているようでは、落胆とあきらめ、不信感が募るばかりと思imas。やはり県と市と親密な連携、そして地域住民への親切なる説明、地域住民の理解なくして事業は進んでいかないと思imas。

そこでお尋ねしますが、これまで本議会において答弁として、県、市、地域住民の皆様一体となり早期実現、問題解決に取り組んでまいりたいと述べていただいています。行政は本気で取り組んでいただいていると思imasが、これまでの経緯を見たとき、現在の取り組み方で問題はないのか、今後の取り組み方についてどのようにお考えかお尋ねします。

○建設部長（田中幸輔君） お答えいたします。

先ほど何回も大塚議員のほうから県の取り組み方、市の体制ということでお話あつておりますけれども、市も県の事業に対しては一生懸命協力をしたいというふうに考えておりますし、県ももっと真摯に頑張っただけであればというのも私たちの本当の気持ちでございます。ただ、河川事業につきましても強制収用ができるような事業ではないものですから、路線が少し変わっただけでも用地が変わったりするものですから、なかなか皆さん方にここを通りますよというのがなかなか言えないところがありまして、慎重に対応されて、そういう中で

皆さんの同意を得た中でここにはっきり通りますということでの説明をした上で事業に入るということで、慎重になられている部分もあるかと思えます。そういう中で、市も県も本気でやっぱり取り組まなければいけないということを思っておりまして、今後も地元の協力を得られるように、実現に向けて取り組んでいきたいということで、さらに県と協力をしながら、少しでもこの事業が早く進むように努力してまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） ただいま答弁いただきまして、確かに慎重に慎重を期しなくてはいけないと思うんですけど、慎重に慎重にやって3年、4年もしますとまた担当がかわってしまいますので、また慎重に慎重になってしまいますので慎重慎重が。だからやはりできましたら担当がえになる前に、3年あるいは4年である程度の方向性を出して、次の方に引き継ぐということをやっぱり考えてもらいたいと思います。慎重にはしなくちゃいけないんですけど、先ほど言いましたように担当の方が3年でかわっていかれる、3年、4年慎重に慎重にしてかわられるんだったら、全然進まないと思うんですよ。そういったこともぜひ考えていただきたいと思います。

今回、3点の熊本県の事業についてお尋ねしました。それぞれの事業の実施計画は、実施年度、完成年度、事業内容に違いはありますが、私が述べさせていただいたことにより何か変わるのかということと残念ながらまずあり得ないし、今後も事業自体進むことは悲しいかな非常に厳しいととらえざるを得ません。なぜなら、これまで何人の議員が何回、何年かけて質問、要望されたか。しかしながら事業進展はなく、なかなか受けとめてもらえていない状況にあるからです。そこで、この事業が進まない最大の要因というか、原因は何なのか。原因がはっきりしていれば、その解消のためにこれまでどう働きかけをされたのか、問題解決のために何が、どのような対応が必要なのか、ぜひ県と市もお考えいただきたいと思います。梅雨時、台風シーズンになると恒例として質問に上がり、秋、冬にはお休みをさせていただき、年が明け6月近くになると登場してくるのが御溝川問題で、毎年この繰り返しです。できることなら一般質問の年中行事にならないようにしたいと思っています。

最後に市長にお尋ねします。今回施政方針で述べておられましたが、ダムによらない治水を検討する場が4月24日に2年7カ月ぶりに開かれたようです。今回開かれたダムによらない治水を検討する場には、具体的な治水対策が示されるものと思っておりましたが、新聞報道を見ますと、前途多難なとらえ方になっていました。中でも国が示す事務レベルでのシミュレーションに対して流域首長からは懸念の声が上がり、安全度がこれほど低いのでは住民に対して説明ができないなど、流域自治体の考え方にはそれぞれに県との隔たりがあると記されています。また、気になる報道の一つに、国土交通省のとらえ方として、検討する場は法令上の根拠がない任意の機関と受けとめておられ、球磨川水系河川整備基本方針にはダムを

含む洪水調節施設の必要性が今も明記されているとのことから、国土交通省の微妙な立場が気になるところです。田中市長も2年7カ月ぶりだったが、何も決められず煮え切らない。活発に議論ができる雰囲気もなく、不完全燃焼だったと述べておられる中、今後の治水対策がどのような方向に向かっていくのか危惧するところです。幸いにもここ数年、球磨川がはんらんすることもなく、大きな被害は起きていないところです。もちろん災害があったら大変なことです。ダムによらない治水対策も実現できる対策事業として進展が見えない中、今後も引き続き国・県、流域市町村と議論を重ね、協力、連携を図り、治水安全度、地域防災力を向上させるため努力してまいりたいと述べておられます。現在、球磨村渡地区において改修工事が行われていますが、工事自体、河川整備計画は策定されなくても今できる対策を球磨川上流においても実行することはできないのか。市民の皆様は毎年、特にこの時期になりますと期待と不安を抱えた生活が続き、1日でも早く安心・安全な生活を待ち望んでおられます。今後について市長のお考えをお聞かせください。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

ダムによらない治水を検討する場についてでございますが、去る4月24日に熊本県庁で2年7カ月ぶりに開催されました。国、熊本県から、これまで本会議と幹事会で検討してきました治水対策案及び対策実施後の治水安全度等について、昭和40年7月及び昭和57年7月降雨によるはんらんシミュレーションによるはんらん想定区域が提示されたところでございます。また、追加遊水地などの新たな提案に対する検討結果や、球磨川水系における防災・減災へのソフト対策に対する熊本県からの財政支援について説明があったところでございます。国は直ちに実施する対策として、下流に位置する球磨村渡地区の対策、あるいはさらに下流の宅地かさ上げ事業を進められております。本市におきましては、追加して実施する対策案として、小柿から西瀬地区及び中川原公園付近の引堤、掘削を計画されておりますが、この対策は洪水を流れやすくするもので、下流の改修が進まなければ着手できないとの説明でございました。また、これまで検討してきた対策をすべて実施したと仮定した場合、八代市等下流、中流地域では既往第1位の洪水までカバーできますが、上流の球磨村渡、本市の薩摩瀬、九日町、その上流においては既往第4位相当の洪水まではカバーできるが、第1位から第3位まではカバーできないとの説明がございました。遊水地を含む追加して実施する対策案実施後の治水安全度についても、国直轄河川の目標水準を下回るとの説明でございました。ただし、国のはんらんシミュレーションによる試算は、最悪の状態である堤防の破堤が前提になっておりますが、破堤をしなければ風浪、うねりによる多少の越水はあったとしても、流下していくことが言えるのではないかと考えております、破堤しなければ。よって、洗掘やひび割れ等老朽化の年次点検を強化し、破堤をさせない施策が必要であると考えているところでございます。また、何よりも大事なことは、ハード整備に頼らないソフト対策、住民の防災に対する意識の高さ、この意識の高さも包含した早期の避難体制の確立と、流域

住民の災害安全度を求めていかなければならないと考えているところでございます。このような状況を踏まえ、直ちに実施する対策や引堤、掘削等追加して実施する対策を、できることから直ちに実施していただきますよう要望し、今後も引き続き国、熊本県、流域市町村と協力、連携を図りながら治水安全度、治水防災力を向上させるため努力してまいりたいと考えているところでございます。また、国におかれましては、今回の8月の概算要求では、いわゆる治水対策というのはもう下流からすべてやってきていただいているところでございますが、事実上のダムによらない治水対策は、八代から芦北、そして球磨村と進んできておりまして、いよいよ人吉市の番になってきているということでございます。8月の概算要求には載せるというふうに関のほうからの回答もいただいたところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） ただいま田中市長から答弁いただきました。8月の概算要求には載るということで、非常に楽しみにしておきたいと思っております。

長い年月をかけ幾多の問題に対して検討、協議などを行い、示された方向性がダムによらない治水対策だと思っております。2009年から5年の間議論を重ねてこられたわけですが、いまだ確固たる方向性が見えず、流域住民の方は梅雨時、台風シーズンなど毎年のように心配が絶えません。蒲島熊本県知事も川辺川ダムの白紙撤回を表明され、ダムによらない治水対策が最善の方法として結論を出されたわけですから、そのことにより流域住民の皆様は生命、財産が守られ、安心・安全な生活が営まれるものと確信し、早急な対策を望んでおられます。例えば、今回市内全域に整備されています防災行政無線は、いち早く情報の伝達、防災に対する情報、対策、避難など、さまざまなことに対して早め早めの対策が取れますのでありがたいと考えます。しかし、昭和40年のような大災害になりますと、生命は守れても家屋、財産の保持どころか、その後の家庭生活や商店、会社の経営、雇用対策、家屋の修復など、さまざまな苦難に長年耐えていかななくてはならない状況になることは明らかです。田中市長におかれましては、重たい対策事業と思っておりますが、今後も議論の場において実行できる事業が1日でも早く実現できるように、さらに要望していただくことをお願いしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（永山芳宏君） 以上で本日の議事は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後4時57分 散会

# 平成26年6月第4回人吉市議会定例会会議録（第3号）

平成26年6月11日 水曜日

---

## 1. 議事日程第3号

平成26年6月11日 午前10時 開議

### 日程第1 一般質問

1. 豊 永 貞 夫 君
  2. 松 岡 隼 人 君
  3. 村 口 隆 君
  4. 川 野 精 一 君
  5. 西 信八郎 君
- 
- 

## 2. 本日の会議に付した事件

- ・ 議事日程のとおり
- 
- 

## 3. 出席議員（18名）

- |     |     |       |
|-----|-----|-------|
| 1番  | 宮 崎 | 保 君   |
| 2番  | 高 瀬 | 堅 一 君 |
| 3番  | 村 口 | 隆 君   |
| 4番  | 大 塚 | 則 男 君 |
| 5番  | 平 田 | 清 吉 君 |
| 6番  | 犬 童 | 利 夫 君 |
| 7番  | 松 岡 | 隼 人 君 |
| 8番  | 井 上 | 光 浩 君 |
| 9番  | 豊 永 | 貞 夫 君 |
| 10番 | 川 野 | 精 一 君 |
| 11番 | 笹 山 | 欣 悟 君 |
| 12番 | 西   | 信八郎 君 |
| 13番 | 村 上 | 恵 一 君 |
| 14番 | 田 中 | 哲 君   |
| 15番 | 仲 村 | 勝 治 君 |
| 16番 | 三 倉 | 美千子 君 |
| 17番 | 森 口 | 勝 之 君 |
| 18番 | 永 山 | 芳 宏 君 |



欠席議員 なし

---

4. 説明のため出席した者の職氏名

市 長	田 中 信 孝 君
副 市 長	坂 崎 博 憲 君
監 査 委 員	篠 崎 國 博 君
教 育 長	末 次 美 代 君
総 務 部 長	中 村 則 明 君
市 民 部 長	中 村 明 公 君
健康福祉部長	松 岡 誠 也 君
経 済 部 長	松 田 知 良 君
建 設 部 長	田 中 幸 輔 君
総 務 部 次 長	迫 田 浩 二 君
市 民 部 次 長	加 賀 邦 保 君
健康福祉部次長	中 川 一 水 君
経 済 部 次 長	大 淵 修 君
経 済 部 次 長	廣 田 五 浩 君
建 設 部 次 長	山 田 巧 君
建 設 部 次 長	木 村 秀 敏 君
総 務 課 長	溝 口 尚 也 君
企画財政課長	告 吉 眞 二 郎 君
自治振興課長	小 澤 洋 之 君
会 計 管 理 者	椎 葉 幹 夫 君
水 道 局 長	東 俊 宏 君
水 道 局 次 長	愛 甲 泰 士 君
上 水 道 課 長	那 須 義 徳 君
教 育 部 長	井 上 祐 太 君
教 育 部 次 長	今 村 修 君
教 育 部 次 長	東 和 人 君
農 業 委 員 会 長	舟 戸 幸 弘 君
事 務 局 長	

---

5. 職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

局 長	赤 池 謙 介 君
-----	-----------

次 長 山 本 繁 美 君  
庶 務 係 長 椎 葉 千 恵 君  
書 記 白 坂 禎 敏 君

---

---

○議長（永山芳宏君） おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。よって、これより会議を開きます。

議事に入ります。

本日は昨日に引き続き、質疑を含めた一般質問を行います。

議事日程はお手元に配付してあるとおりでございます。

---

## 日程第1 一般質問

○議長（永山芳宏君） それでは、直ちに質疑を含めた一般質問を行います。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君）（登壇） 皆さんおはようございます。9番議員の豊永貞夫です。

大変心の痛む悲しい事件が発生してしまいました。市内の県立高校3年の女子生徒が5月上旬から行方不明となった事件で、身元不明の遺体が昨日行方不明の女子生徒本人であると確認がされました。一縷の望みも絶たれたわけですが、先週末からの連日の報道は悲しいものがあり、また逮捕されている容疑者に対して怒りを覚えるのは私だけではないと思います。被害に遭われました女子生徒の御冥福を心よりお祈りいたします。女子生徒と容疑者の接点がインターネットのサイトや携帯電話のメールなどであったとの報道がされ、最近の犯罪の陰には必ずと言っていいほどインターネットの関係がついて回っているのが現実です。今回私の質問項目がネット依存を取り上げていますが、無関係ではありません。本気で対策に取り組まなければならないと痛感した次第であります。

今回2項目通告しておりますが、1点目、ネット依存について、2点目はがん検診についてであります。

まず冒頭に、昨日人吉市内の山中で見つかった遺体が、その女子生徒本人であるとの確認がされました件で、人吉市の安全・安心を守る市長としての見解をお尋ねいたします。

○市長（田中信孝君） 皆さんおはようございます。

昨日夜8時頃テレビのニュース速報で荒川真侑子さんであるという確認がDNA鑑定の結果できたという報道が流されたところであります。これまで私も5月中旬ぐらいからこの話は伺っておりましたので、どこかに元気でいてくれたらいいと、そういう思いで今日まで過ごしてきたところであります。がしかし、昨日高塚山の山中で発見された御遺体が荒川真侑子さん御本人であるという確認ができたという知らせを受けまして、私も豊永議員と同じように、また人吉市民と同じようにまことに残念無念の一言に尽きるのではなかろうかと思っておるところでございます。けさは高塚山に向かって合掌をさせていただいたところございました。

御本人も命というものを心の真ん中に置いて、その思いを語っておられる報道もありましたし、夢も希望もさまざまな思いも持っておられた17歳でありますから、ここにおられる全員が、その17歳当時を振り返ってみれば、その彼女の心が推しはかれるものと思います。

また、御家族の皆様方の御心中は察するに余りあるものがあると、私も3人の子の父でありますので、その御落胆、絶望、はかり知れないもののおありになると推察いたしております。市長の席からは、高塚山がいつも晴れの日はっきりと見ることができます。きょうは大変つらい高塚山の風景でございます。

最近、ネット依存がさまざまに話題になり、ことしの4月から教育委員会の皆様方ともこのテーマに関して意見を交換させていただきまし、PTA連絡協議会、その役員の皆様方とも、このテーマを共有しようではないかと呼び掛けもしてきたところでございました。そういう中で、ネット被害に遭って命を落としてしまった高校生がいるということは、市民の安全・安心、命を守る市長として、まことに申しわけなく心からおわびを申し上げたいと思います。

今後、断固たる決意をもってこの課題には取り組んでまいり、荒川真侑子さんの命を決して無駄にしてはならないと思っているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君） 田中市長の見解を今お聞きしまして、私も2人の娘の親として、ネット依存に関して、また子育てに関して考えさせられるものがございました。私の家の窓を開けますと、高塚山が毎日のように見えます。学問の神様が祭られていると言われておりますこの高塚山で、こういう事件が起きたことが本当に残念でなりません。そういった意味で、今回取り上げておりますネット依存、これについては真剣に取り組んでいくことが必要であるとの思いの中で質問をさせていただきます。よろしく願いいたします。

まず初めに断っておきますけれども、このインターネットやパソコン、携帯電話やスマートフォン、スマホです。これを否定するものではございません。逆にインターネットは自分が欲しい情報をすぐに調べることができ、適度なインターネットやゲームは高齢者の脳の神経系を活性化し、脳機能を高める効果があるなど、使い方次第では大変便利で、これからも大いに期待できるものでございます。しかし、今回のような事件に巻き込まれるような危険性も大きいと言わざるを得ません。ネット依存の問題点は昼夜逆転などによる欠席や不登校、成績低下、引きこもりなどばかりではなく、睡眠障害やうつ症状になるなど、精神面でトラブルも引き起こすほか、視力の低下や長時間動かないことで十代でも筋力低下や骨粗しょう症といった身体症状の悪化を招くおそれもあると言われております。

今回、子供の現状について主に質問いたしますけれども、実は私たち大人もあてはまる問題で、携帯やスマホを片時も離せない人が相当数ふえています。昔では考えられない光景で

あろうと思います。そう言っている私もその一人に入っていることに最近気づきました。なかなか自分では気づくことができませんけれども、妻から指摘されまして気づいた次第でございます。皆様もぜひ御確認いただきたいと思います。健康面など、さまざまな問題を予防し、大切な子供たちの命、そして市民の皆様をお守りできればとの思いからの質問ですので、よろしく願いいたします。

厚生労働省の研究班は、中高生によるインターネット依存に関する調査を全国の中高生を対象に、2012年10月から2013年3月の期間実施し、中学生約3万9,000人、高校生約6万2,000人から回答を得、2013年8月に調査結果を発表しました。調査では、ネットに夢中になっていると感じるか、使用時間を減らしたり、やめようとしたがうまくいかなかったことがあったか、いやな気持ちや不安、落ち込みから逃げるために使うか、など8項目を質問し、5項目以上に該当すると、依存の疑いが強いと分類。その割合は中学生が6%、高校生9%で、中高生全体では8%となり、全国の中高生数で計算すると、約51万8,000人と推計されています。また、男女別では、女子10%、男子6%で、女子の高い理由はチャットやメールを多く使うため、としています。日常生活や健康への影響は睡眠の質が悪い59%、依存がない人の2倍近くとなり、午前中に調子が悪いは24%、依存がない人の3倍近くとなっています。3月議会で同僚議員である高瀬議員の一般質問の中で、ネットいじめに関する質問がありました。市内小中学校に対しまして昨年実施した心のアンケートで、インターネットの小中学生の使用状況の結果があったと思います。今回ネット依存の質問で使用状況について改めてお尋ねします。その実施の使用状況とゲーム依存を含め、ネット依存に対する現状として、本市教育委員会がゲーム依存やネット依存についての調査はされているのか。また、その内容や事例について、お尋ねいたします。

**○教育部長（井上祐太君）** 議員の皆様、おはようございます。それでは、御質問にお答えさせていただきます。

内容は、ゲーム依存、インターネット依存に対する調査、これは、議員も申し上げられましたが、ことしの3月定例市議会におきまして、高瀬堅一議員の御質問にお答えをしておりますが、内容はそのときのものとほぼ同様でございますので、それを中心にお話をさせていただきます。

ゲーム依存やインターネット依存についての調査といたしましては、これは昨年12月から本年1月にかけて、県下一斉に実施されました平成25年度公立小中学校の心のアンケート、これが一番表に出ている調査結果でございますので、これに関しましての市の現状をお話をさせていただきます。

調査の内容でございますが、まず自由に使える携帯電話やスマートフォン、それからインターネットに接続できるパソコンの所持者数、それから二つ目が1日当たりの携帯電話の使用時間数、それから三つ目が自由に使える携帯電話の所持者数、そういうものが主でござい

ます。このアンケート調査によりますと、本市の場合、自由に使える携帯電話、それからスマートフォン、それからインターネットに接続できるパソコンを持っている小学生は、市内全小学生1,790人のうち805人、これは全体のおよそ45%でございます。それから中学生につきましては975人のうち762人、これは全体のおよそ78%でございます。また携帯電話の使用時間については、これは調査そのものが、小学校では5、6年生のみの調査になっておりますので、1日平均3時間以上使っていると答えた小学5、6年生は、これは市内で616名おりますけれども、その中で16名回答した子供たちが、これは全体の2.6%に当たります。それから、中学生の場合は全体975名のうち82名、これは全体の8.4%になっております。合わせますと、全小中学生2,765名から割り出しますと、およそ3.5%の児童生徒たちが1日平均3時間以上、そういう形で使っているという結果を今回お話、御答弁させていただきたいと思えます。

以上でございます。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君） 小学生が45%、中学生が78%、3時間以上使用できるのが小学校5、6年生が16名、中学生で82名と、かなり多いように思います。先ほども述べましたけれども、インターネットや携帯などの使用に反対しているわけではありませんけれども、子供が使用するにあたっては、家庭内で一定のルールをつくる必要がやはり重要であると考えます。新聞報道で、8日の熊日新聞に掲載されておりましたけれども、13年度の県教育委員会の調査で県立高校でネット接続ができるスマホの所持率は前年度の62.6%から85.5%に急増したとの報道もあっております。高校生に至っては所持していないほうが少ない状況であります。ネット依存の弊害としてはさまざまありますけれども、さきに述べましたように、睡眠不足や昼夜逆転生活による集中力低下や不登校そして書き込みなどによりますいじめ、ドライアイ、視力低下や腰痛、キーボード腱鞘炎といった長時間端末を操作することによる健康的異常、ネットゲームや会員制有料チャット等のサービス利用料金から来る経済的圧迫、実際家族の方が払っていらっしゃる人が多いようであります。などが挙げられますが、最近では無料ゲームやLINEによる無料メール、無料通話など、ついついのめり込んでしまうようなアプリケーションがたくさんある状況で、子供たちの生活環境にも大きな影響を及ぼし始めているのではないのでしょうか。そういった問題がある中で、人吉っ子アドバイザーに対しまして、ネット依存やインターネットの使い方に関しましての相談はあっているのか、お尋ねいたします。その事例等がございましたら一緒にお願いたします。

○教育部長（井上祐太君） 御質問にお答えいたします。

ネット依存や携帯電話の使い方などについて、人吉っ子アドバイザーに保護者から相談があったのは、昨年度が6件、本年度になって1件あっております。人吉っ子アドバイザーが相談を受けた具体的な内容につきましては、相談者に対する個人情報保護の面がございま

すので、具体的なことはちょっとお話しできませんけれども、可能な範囲でお答えをさせていただきたいと思います。

内容は、携帯電話を所有していない児童生徒が保護者名義の携帯電話を使用することがあり、御相談の中では、最初に決めた決まりを守ることができずに、要は長い時間使用してしまうので困ると、困っていると、そういう御相談が本年は1件あつているところでございます。昨年の6件につきましてはそれぞれでございますので、恐らく具体的なことは先ほど申し上げられないと申し上げましたけれども、こういうものが相談の内容の主なものでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君） 件数的には、昨年が6件、ことしが1件、数的には少ないようでございますけれども、これは氷山の一角であると感じました。悩まれている保護者は相当数いらっしゃるんじゃないでしょうか。ついつい、やはり保護者の携帯とかスマホを借りて、多分ゲームだと思いますけれども、ゲームにのめり込みますとやはり時間を忘れて、もう本当に長時間になってしまうと、そういったケースが多いような感じでございます。本当にゲームをするのが、大人も一緒ですけども、多いように感じております。私たち大人でもある保護者や先生も、最近のインターネット、携帯電話、スマホ、タブレット、ゲーム機など新機能を備えた製品が次々販売され、実際それについていけないところが正直なところではないでしょうか。その新機能や操作など、興味があるものに対しての子供たちの吸収力は目を見張るものがあります。それゆえにネット依存度も増していくと考えます。

これまでのネット依存に関連した教職員に対しての研修等は行われているのか、お尋ねいたします。

○教育部長（井上祐太君） 御質問にお答えいたします。

市内各小中学校におきましては、年間2回以上の情報教育関係の研修を実施しているところでございます。一例を挙げますと、毎年7月に熊本県教育委員会が主催いたします情報教育校内リーダー研修が行われまして、各小中学校の情報教育担当者が校内リーダーとして1日の研修を受講しております。研修を終えた校内リーダーは、自校の全教職員を対象に研修した内容を伝えるための、今度は校内研修を行っているところでございます。その内容は、ICT機器の授業での活用それから児童生徒への情報モラル教育、そういったものでございます。児童生徒への情報モラル教育の中には、個人情報の保護、それからネットいじめの防止、インターネットの適切な使用など、ネット依存に関する内容も含まれているところでございます。変化の激しいネット環境や情報教育に関する教職員の研修につきましては、今後も校内研修をはじめ、さまざまな機会をとらまえて研修の機会を生かすなどして、その研修の充実に努めていきたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君） 研修は行われているようではございますけれども、回数的にはちょっと少ないような感じもいたします。さまざまな機器に対する新機能、いろんな先ほども申しましたように、スマホ、そういった機器の中の特性とか、そういうのがございますので、その辺についても特化したものをやはり研修する必要があると思いますので、その辺についても今後よろしくお願いたします。

総務省の平成25年度版の情報通信白書によりますと、平成24年末のインターネット利用者数は平成23年末より42万人増加して9,652万人。また端末別インターネット利用状況を見ますと、自宅のパソコンが59.5%と最も多く、次いで携帯電話42.8%、自宅以外のパソコン34.1%となっており、スマートフォンは31.4%となっております。このように生活に不可欠になったインターネットの利用も過度になると、健康や暮らしに悪影響が出ることは、さきに述べたとおりであります。このほど国際的な診断基準として知られ、世界保健機構WHOの国際疾病分類が2015年に改訂され、その中にネット依存症が初めて盛り込まれる予定になっていますが、現在は病気とは定まっておらず、依存かどうかの診断基準も世界的には定まったものがない状態です。世界的にも問題視されている中、社会問題となっているのは、日本でも欧米でもネットに没頭するあまり実生活を顧みないとされる人が多く、特に日本では引きこもりと呼ばれる対人恐怖症やパニック障害等を示す人がネットに依存した生活を送っている人に多く見られるとする識者も多いようです。また増加傾向であると言われております。

国立病院機構久里浜医療センターでは、全国で初めてネット依存の専門外来を設置しました。2011年7月に専門外来を開設して以来、診療したのは約160人、このうち半数が中高生で、大学生を含めると全体の7割に及んでいるそうです。また、日本より先にネット依存問題に対策を講じた韓国では、2009年からすべての小学4年生、2010年から中学1年生、2011年から高校1年生を対象にK-スケール、韓国独自のネット依存チェック表を使った調査を実施しております。そして、ネット依存が見られる子供に対しましては、親と一緒にカウンセリングを実施されているようであります。子供だけではなく、大人でもある保護者も大なり小なりネット依存になっている場合があると思いますけれども、子供だけに使用制限を加えても反発するのは目に見えています。家庭内での話し合い、使用に関するルールづくり、有害サイトへつながらないように、フィルタリングをかけるなどが必要になると考えます。保護者と学校が連携していくことが重要になってくると考えますけれども、教育長の見解をお尋ねいたします。

○教育長（末次美代君） おはようございます。

御質問にお答えいたします前に、今回の痛ましい事件に申し上げる言葉もございません。



私も子供を持つ親の一人として断腸の思いでございます。ただ、今は心から哀悼の意を捧げ、荒川真侑子さんの御冥福をお祈りいたします。

それでは、御質問にお答えさせていただきます。

自分の意思でインターネットや携帯電話、ゲームなどをやめることができない、日常生活に支障をきたすようになる、インターネットをしていないと不安になる、いらいらするなどの症状をインターネット依存症、ゲーム依存症と言うようでございます。医学的には児童生徒が長時間にわたってインターネットやゲームを利用することには、先ほど議員のほうからもお話がございましたように、睡眠時間の減少や生活リズムの乱れにつながり、日常生活にも影響があらわれてくるものと言われております。私自身このようなネット依存症を打破するためには、学校と家庭が強く連携協力して取り組んでいかなければならないと意を強くしているところでございます。

現時点における具体的な取り組みでございますが、現在、人吉市PTA連絡協議会と人吉市児童生徒生活指導連盟が連携して、市内の小中学生のインターネットやスマートフォンを含む携帯電話の利用について、来月の早い時期に調査を実施することとして、調査項目の精査等準備しているところでございます。この調査は、インターネット利用の際の家庭でのルールや決まり事、使用時間、メールのやり取りの有無、その他その相手などについて、児童生徒と保護者を対象として行うものでございます。この調査の結果をもとに各小中学校の児童生徒に対し、携帯電話やインターネット利用についての指導を、学校、家庭そして行政が団結し、それぞれの役割を果たしながら、指導を徹底的に行っていくこととしております。また、保護者におかれましても児童生徒の生活の一部となっている携帯電話やインターネット利用について、これを機に十分に考えていただくよい機会になるものと考えております。今回の痛ましい事件もまだ捜査の段階であり、軽々しいことは申し上げられませんが、インターネットが関係していることが報道されております。これまでもこの議場においてインターネットの光と闇、その便利さ、その怖さを議論してきたつもりでございましたが、今回の事件を通しまして私自身何の手立ても講じてこなかった、その無力さを痛いほど感じたところでございます。私だけでなく、多くの皆様がえも言われぬ思い、断腸の思いをされているものと存じます。この人吉の地から、二度と今回のような痛ましい事件が起きないように、教育現場を預かる責任者として強い信念をもって、また毅然とした態度でこの問題に時をおかずして取り組んでいくことをお約束したいと存じます。

人吉市の教育界は、いや地域全体がインターネット社会における大問題を突きつけられ、断崖絶壁に追い込まれております。私ども行政である教育委員会、学校、保護者、関係機関が一丸となってこの社会を支えてきた利便性とすら対峙する覚悟を求められております。全力で人吉の子供たちを守りたい、そのために何をすべきか、全市民の皆様の知恵を、そして力の結集を心からお願い申し上げます。

昨年夏、何かと話題になりました宮崎駿監督の「風立ちぬ」という映画の批評の中に、インターネットが普及して地球の裏側にもSMSでつながってられる時代にあって、この人とはもう会えないかもしれないということを感じることは少なくなった。この映画のように、別れの瞬間に永遠を感じるなんてこともなくなったように思う、というものがありません。今回の事件を通して、将来を生きる子供たちに対し、情報化のツールと命の尊さについて向き合うことを伝えていかなければならないと強く感じているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君） 教育長のお考え、気持ち、よく伝わってきました。また来月調査をされる予定とされておりますので、調査項目を詳細に詳しく聞けるような形でお願いしたいと思います。また、学校、家庭が団結して、このネット問題に当たるということでございますので、その点もよろしくお願いたします。

内閣府が昨年7月に子供の安全に関する世論調査をしております。3,000人に対しまして実施しておりますけれども、子供がスマホを利用することに不安を感じるとした大人が71.9%、その理由としましては、インターネット上のウェブサイトやアプリを使用することにより、他社とのトラブルや犯罪被害に巻き込まれるおそれが高くなることを挙げた人が72.4%という結果でございました。ただ、子供にスマホを与えることへの不安や悪影響を心配している、その保護者がその子供にスマホを与えているという現状がございます。持たせることで子供が本当に幸せになるのか、危険なおもちゃを与えてしまうのではないかと、本当に考える時期に来ているのではないかと思います。

そんな中、2014年3月に愛知県刈谷市は全小中学生に対しまして、小中学校と保護者が連携して児童生徒に午後9時以降スマートフォンや携帯電話を使わせない試みを4月から始められております。刈谷市教育委員会や市内の小中高校、警察などをつくる刈谷市児童生徒愛護会が発案されて実施されておりますけれども、3項目ございます。1番に、必要のないスマホや携帯電話は持たせない。2番目に、契約時には親子で使用に関する約束を決め、有害サイトの閲覧や制限をするフィルタリングのサービスを受ける。三つ目としまして、午後9時以降は親が預かる、の3点を学校とPTAの連名で各家庭に要請する、というものでございます。これも一つの試みだと思いますので、こういった試みもやはり必要ではないかと、この事件を見まして思った次第でございます。やはり基本は家庭でのルールづくりが基本であると思いますので、この件につきまして、本市の少子化と人口減少が進行する中、インターネット依存傾向は青少年の健全な育成の妨げとなるとも考えられます。未来を担う若年層に対しまして適切な対策は必要になってくると考えますが、最後に田中市長の考えをお尋ねいたします。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

刈谷市立中学3年の女子生徒14歳は午後9時を過ぎるとスマホの無料通信アプリLINEでメッセージのやりとりをしていた友達に「時間だから切るね」と、そう呼びかけて電話を切った。ルールが周知された3月、女子生徒は両親と話し合い、4月から9時以降は使わないと約束した。この記事は去る5月2日の産経新聞の記事の一部でございますけれども、愛知県刈谷市では全国に先がけ、市内全公立の小中学校において、ことし4月から子供のスマートホンの夜間使用を制限する試みを始めたという画期的な報道があったところでございます。この取り組みの狙いは、子供の過剰な携帯、スマホ使用を防ぐための独自ルール、刈谷方式をつくることであり、刈谷市の小中高校、警察署、民生・児童委員などをつくる刈谷市児童生徒愛護会などが2月に発案し、各校のPTA総会で4月から実施するよう、保護者へ呼びかけて始まったと伺っております。

また、今回の刈谷市の取り組みの評価も分かれているようでございまして、賛成派は刈谷市の動きはスマホないしLINEへの悲鳴であり、子供にとってスマホは危ないおもちゃだと、大人は自覚しなければならないと評し、一方、反対派は大人が汗をかかずに要請を出したら問題が解決するという考えは甘い。買い与えるときにルールを決めて違反したら契約解除を確約させるべきと評しているようでございます。それでも、両者の批評内容は適切なものであり、私自身がこのことにとやかく感想を述べる気は毛頭ございません。ただ、ルールを決めるとか、そういう悠長なことではいいのだろうかと自問自答し、悶々とした日々を送っているのも事実でございますし、今回の痛ましい事件に際しても市民の尊い命を預かる市長としてこの問題に有効策を見いだせなかったことに無力さを感じているのもまた事実でございます。

刈谷方式につきましては、私は4月早々に教育委員会へ御協議いただきたいと申し上げ、5月には教育委員の先生方とも意見交換をしましてまいりました。その結果が、先ほど教育長が申し上げました7月の学校、市P合同の実態調査であると思うのですが、もうその時期はすでに終わっているのではと、これまた自問自答していたところでもございます。そして、それは最悪の事態になってしまった先週末、昨日の痛ましい報道を目の当たりにし、ただいま現在、確固たる信念・決意になったのでございます。

携帯電話への子供への影響を調査しているNPO法人青少年メディア研究協会の下田太一理事長は、刈谷方式によるルールづくりは評価できる。課題は全員に浸透できるか、ルールを守れない子供の家庭状況を把握することが重要。自治体を含めた地域が根本的な問題解決に乗り出すことが重要と話しておられます。やはり、ここは市、市教委、学校、PTA、保護者が連携というよりも結束団結して解決していただきたいと思っております。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君） 御答弁いただきました。刈谷市のメインと言いますと、その発案者の

中での委員長が、「親子がそれぞれの使い方を見直すきっかけになれば」ということで発言をされておりますので、やはり基本は家庭内での決め事、これが第一であろうと、私も思っております。行政、学校関係からのプリント1枚でお願いという形で出されたとしても、なかなか保護者はそれを本当にそのとおりにするかというと、なかなか実際は動かない場合もあるかと思えます。そういった意味では、やはり家庭内でのルールづくりが一番でございますけれども、やはり行政は行政としまして一定の方向性は示していく必要があるかと思えますので、今回の、来月行われます7月の調査結果を踏まえまして、今後の方向性というのはやはり定めていかなければならないんじゃないかと思っておりますので、その点については、よろしく願いをしておきたいと思えます。この件につきましては、終わります。

次に、2点目でございます、がん検診の質問でございます。これにつきましては、平成24年9月議会でも行っています。本市では、平成23年度までの検診方法を変更しまして、受診率向上を目的とした市民健診を24年度からスタートしております。その後のがん検診の状況について、お尋ねをしていきたいと思えます。

現在、国民2人に1人ががんを発症し、3人に1人が死亡すると言われて久しいわけですが、平成25年人口動態統計月報年計の概況によりますと、昨年全死亡数は126万8,432人で、前年より1万2,073人増加しています。死因順位別に見ますと、第1位は悪性新生物、つまりがんで36万4,721人、前年より3,758人ふえております。第2位が心疾患19万6,547人、前年より2,289人減っております。第3位、肺炎12万2,880人、前年より1,045人減っております。第4位、脳血管疾患で11万8,286人、前年より3,316人減っております。これを見ますと、一貫してこのがんの死亡は、昭和56年以降第1位でありまして、全死亡者数の平成25年で28.8%となっています。およそ3.5人に1人はがんで死亡したことになります。これまでの研究によって肺がん、胃がん、乳がん、子宮頸がん、大腸がんの5つのがんは、それぞれの方法で行う検診を受け、早期発見、早期治療を行うことで、死亡率を低下させることができると科学的にも証明されております。本市でのがん検診の状況について、がん検診の受診率で平成24年度から実施されている市民健診との比較として、平成23年度のがん検診の受診率と、昨年、直近です、昨年の平成25年度の受診率についてお尋ねします。あわせて受診者の反応についてもお尋ねします。

○健康福祉部長（松岡誠也君） おはようございます。お答えいたします。

市民健診に代わる前の年の平成23年度と、直近の実績がございまして平成25年度のがん検診受診率を項目ごとに順次申し上げます。まず、大腸がん検診でございまして、平成23年度が31.9%、平成25年度が36.1%で、4.2%の増でございまして。次に、胸部レントゲン検診でございまして、平成23年度が30.3%、平成25年度が37.5%で、7.2%の増でございまして。次に、胃がん検診でございまして、平成23年度が16.1%、平成25年度が26.5%で、10.4%の増でございまして。次に、腹部超音波検診でございまして。平成23年度が31.9%、平成25年度が39.6%

で、7.7%の増でございます。次に、前立腺がん検診でございます。平成23年度が23.9%、平成25年度が33.6%で、9.7%の増でございます。次に、受診率が伸びた理由といたしましては、平成23年度までは、申し込み方法や検診実施の時期が複合検診や各種検診など検診の種類により異なっていたことで、わかりにくいところございました。また、申し込み人数も受診枠を設定して制限しておりました。現在の市民健診におきましては、これらを改善し、かかりつけ医のある方などをはじめ、希望する医療機関等で健診を受けることができるようになっております。また、特定健診などの基本健診と各種がん検診を1日で同時に受診可能となったことや、健診の期間を長く延ばしたことなど、市民にとってより受けやすい体制が整ったことが受診率が伸びた要因に挙げられると考えております。

受診者の反応といたしましては、受診人数の制限がなくなり、健診申し込みに早朝から並ばなくてもよくなったことや、1日でほとんどすべての健診を済ませることができること。健診の期間が長くなり、都合のいいときに受診できるようになったことなどが喜ばれております。

また、健診を受けた方へはお一人お一人に、その方の健診結果を、保健センターの保健師や管理栄養士が説明をしてお返しをしております。健診結果が詳しくわかりやすく聞けることも喜ばれており、今後の継続受診へつなげるものと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君） 受診率は、比較しますとかなり伸びているのがわかりました。増加した要因としましては、答弁にもありましたとおり、やはり1日でほとんどの健診を済ませることができることや、健診結果を個別で説明していただくといったきめ細かな対応が大きいのではないかと考えます。全体的には反応は好評であったという感じでございます。

国が定めたがん対策推進基本計画では、がんによる死亡率を10年間で20%減らすことを目的に、がんの早期発見、治療を目指し、肺がん、胃がんなど、すべての検診受診率を平成19年度から23年度までの5年間50%以上にするという目標が設定されてきました。しかし、本市においてもがん検診の受診率増加はしておりますけれども、国の目標である50%の壁はなかなか厳しいようであります。平成24年度から28年度までの新たな5年間でも受診率50%を目標に掲げています。死因第1位の発症の部位別では肺がん、胃がん、大腸がんがトップ3になっておりますけれども、平成24年9月議会の一般質問の際に胃がん撲滅のためにピロリ菌の感染の有無、胃の粘膜の萎縮度などの程度による胃がんリスクABC検診を制度として導入できないか提案をしておりました。御承知のとおり、ピロリ菌が引き起こす病気には慢性胃炎、胃・十二指腸潰瘍、胃ポリープ、萎縮性胃炎そして胃がんなどがあり、感染している場合は、除菌は早ければ早いほどよいと言われております。現在胃がんを発症する人は毎年約11万人で、毎年約5万人が亡くなっております。胃がんには特徴がありまして、世界で亡

くなる人の56%が日本、韓国、中国に集中していると言われております。東アジアの地方病とも言われており、国際がん研究機関 I A R C が1993年胃がんの原因の一つはピロリ菌だと結論を出しました。胃がんリスク検診の検査方法は、採血による血液検査法であり、胃がんそのものを診断するものではなく、ピロリ菌の有無と胃の粘膜の萎縮の状態がわかるペプシノゲンの2つの血液検査をすることで、胃がんになりやすいかどうかを診断するものです。前回提案しました胃がんリスク A B C 検診の導入について、その後検討されているのでしょうか、お尋ねいたします。

○健康福祉部長（松岡誠也君） お答えいたします。

胃がんリスク A B C 検診につきましては、議員から御提案をいただきました後、検討を重ねているところでございます。A B C 検診とは、先ほど議員からも御紹介がありましたように、ピロリ菌感染の有無と胃粘膜萎縮の程度を測定し、胃がんになりやすい状態かどうかを分類する血液検査でございます。市の検診として行う以上、十分な科学的根拠が必要となりますことから、検診をお願いしている人吉市医師会の先生方の御意見を伺っているところでございます。先生方の中でも A B C 検診について、その受診のしやすさ、検診コストの安さなどから、積極的に推奨される先生もいらっしゃれば、逆に検出できないタイプのがんもあるという点から、慎重な立場の先生もいらっしゃいます。県内はじめ全国でも導入事例が少ないことから、まだ実施するだけの十分な状況には至っていないところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君） 医師会の先生の御意見も推奨される方と慎重な方がいらっしゃるようでございます。ピロリ菌の検査、治療は2013年2月22日からヘリコバクター・ピロリ感染胃炎も保険適用となりました。ピロリ菌に感染している人はほぼ全員に胃炎が認められるので、保険治療の対象となります。ただし、上部内視鏡検査による胃炎の診断が必須とされています。つまり除菌前に内視鏡検査を受ける必要があります。このピロリ菌の除菌については保険適用がされましたけれども、ピロリ菌の感染検査に関しては従来のみであります。国内でもピロリ菌の感染検査に助成制度を導入する自治体もふえてきております。群馬県高崎市では、平成18年から医師会主導でピロリ菌リスク検診に取り組み、平成23年からは行政が実施主体となって実施されております。また静岡県藤枝市では平成24年から簡単な血液検査によりピロリ菌胃がんリスク判定を導入し、従来のバリウム検査による胃がん検診を段階的に廃止していくことを決めました。そのほか、青森県つがる市では、平成24年度から28年度までの5年間、年度内に20歳から39歳になられる方を対象に全額助成を実施されております。バリウム検査よりも身体的、経済的負担が少なく、受診率の大幅向上が期待されており、検査でピロリ菌感染が確認されれば、医療機関でピロリ菌の除菌や内視鏡検査を受けることで、がんの予防や早期発見につながると期待されております。胃がんリスク A B C 検診の導入を

してほしいという要望でございますけれども、導入する考えはございますでしょうか、お尋ねいたします。

○健康福祉部長（松岡誠也君） お答えいたします。

現在の胃がん検診はバリウムを飲み、エックス線放射により撮影する胃透視検査と、それから胃カメラで直接胃の内部を見る内視鏡検査を行っておりますが、ほかの検診と比較するとどちらも受診者には身体的あるいは経済的な負担感のある検査であるのは、議員の申されたとおりでございます。ABC検査は血液検査でございますので、受診者の負担感はかなり軽減されるメリットがあり、受診率をふやす効果もあると考えております。その一方で、市の検診として実施するためには、十分な科学的根拠に基づく説明責任を問われますし、国の示すがん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針にない検診を実施する以上、医師会の先生方との十分な合意に基づき行っていく必要がございます。

今後も国の検討状況、医師会や検診機関との意見交換を重ねながら、さらに検討をさせていただきたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君） 御答弁いただきました。国の指針も示されていない現状では導入は厳しいようでございます。がん死亡率のトップは胃がんから肺がんになりましたけれども、日本人が一番多くかかるのは胃がんであります。罹患する割合も死亡率も若年層ではピロリ菌の感染率は低く減っているものの、逆に高齢者ではふえ続けています。特に人口の多い団塊世代のピロリ菌感染率は80%以上、そのため今後20年間で胃がん患者はますますふえるんじゃないかと心配しております。これを防ぐためにはがん検診の受診率をさらに高める必要があるわけであります。こうした状況を把握した上で、40歳以上の方に集中的にピロリ菌検査を実施し、保菌者の徹底的な除菌を行うべきだと考えております。

佐賀県嬉野市では、平成26年度、ことしです、昭和40年から60年に生まれた方を対象にピロリ菌感染検査費用の一部助成を始められました。検診料金から5,000円を差し引いた額を医療機関に自己負担するだけで、検診されるようであります。導入する自治体も徐々にふえてきておりますが、当然市にとってもピロリ菌検査の補助には負担が発生すると思います。しかし、ぜひ本市のがん検診の項目に追加していただいて、公費助成をして、早期発見、早期治療につなげて、笑顔で暮らせる人吉市を目指していただければという思いで、この件につきましても要望しておきたいと思っております。

これで、私の一般質問を終わります。

○議長（永山芳宏君） ここで暫時休憩いたします。

午前11時01分 休憩

○議長（永山芳宏君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）  
7番。松岡隼人議員。

○7番（松岡隼人君）（登壇） 皆さんおはようございます。7番議員の松岡隼人です。

市長、同僚議員ともにおっしゃられておりますとおり、本市で痛ましい事件が発生し、最悪の結果になってしまいました。御家族の方にお悔やみを申し上げますとともに、荒川真侑子さんの御冥福をお祈りいたします。子供を守れなかった大人や社会、そして何より自分自身に悔しさと無力さを痛感したわけですが、これから先も守るべきものは子供であります。本市教育委員会におきましても、臨時校長会を即座に開かれ、そこで協議し、学校とPTA一緒になって初動を起こしておられます。今後、このようなことは絶対に起こしてはいけないと、議員といたしましても一保護者としても強く思ったと同時に、私自身も課題解決に向けてしっかりと取り組んでまいります。

それでは、通告に従いまして一般質問を行います。今回は、2点、障がい児通所支援について、そして移住促進政策について質問を行います。

平成25年度いっぱいまで、つまり本年の3月まで障がい児の通所に対して利用者が負担する利用費を本市は補助してまいりました。この本市の支援は12月の全員協議会で庁内事業仕分けの説明では、要改善となっております。それが、厚生委員会への説明もなく、全員協議会での説明もなく、平成26年から突然打ち切りとなっております。利用者から疑問と不安の声を私自身お聞きしていますし、私もこれまで発達障がい児支援に関して、この議場で議論を重ねており、その中で早期発見、早期療育の重要性や療育の機会拡充の必要性に関しましては、執行部と考えを同じくするものだと認識をしております。昨年の発達障がい者支援センターの設置に関しては、田中市長は熱い思いをもってぜひ人吉球磨地域に設置をとという行動を起こしておられ、大変頼もしく思った次第です。結果的には、人吉球磨には設置されませんでした。田中市長を筆頭に担当課や事業団、関係者各位の努力に対しまして敬意を表したいと思っております。

そのような中での突然の補助打ち切りですので、私の頭の中にははてなマークが飛び交っています。これから議論をしてまいりたいと思っておりますが、その前にまずこの制度について、中身の御説明をお願いします。

○健康福祉部長（松岡誠也君） それでは、お答えいたします。

障がい児通所支援事業につきましては、平成23年度までは障害者自立支援法に基づく事業でございましたが、法改正により、平成24年度からは18歳未満の障がい児支援強化のため、児童福祉法に基づく事業として実施しているところでございます。事業としましては、児童発達支援事業、放課後等デイサービス事業、保育所等訪問支援事業の3事業がございます。

まず、児童発達支援事業の内容としましては、小学校就学前の児童に対し、障害者手帳所



持の有無に関わらず、身体障がい、知的障がい及び精神障がいのある児童に対し、日常生活における基本的動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。次に、放課後等デイサービス事業は小学校から高等学校までの在学中の障がい児に対し、放課後や夏休み等の長期休暇中に生活能力向上の訓練を行うものでございます。また、保育所等訪問支援事業につきましては、保育所、幼稚園、小学校などに在籍する障がい児や、その施設のスタッフに対し、児童指導員などの専門的な指導経験者により、障がい児が集団生活に適応するための専門的な支援を行うものでございます。

以上、お答えします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 7番。松岡隼人議員。

○7番（松岡隼人君） 今、部長のほうからかなり広い範囲にわたって説明をいただきました。私はその3つの事業の中でも、放課後児童デイ、この件について、今回は質問をさせていただいております。この内容に関しまして、数年にわたり利用者は1割負担があったと思いますが、その1割の負担分を人吉市は補助をしてきております。これが数年にわたり補助がなされてきたと私自身思っておりますが、いつからこの補助というのは始まったのか、またその補助を始めた理由、そして補助を続けてきた理由、これがあるはずだと考えておりますので、まずそれについてお尋ねをいたします。

○健康福祉部長（松岡誠也君） お答えいたします。

障がい児通所支援事業のこれまでの経緯から御説明をいたします。

平成8年から熊本県の地域療育推進事業として障がい児に係る療育訓練が開始され、利用者負担は当時は無料で行ってまいりました。平成15年から障がい福祉制度はそれまでの措置制度から契約による支援費制度へと改正が行われ、利用者の定率負担と所得に応じた利用者負担上限月額が導入されました。その後、平成18年度の障害者自立支援法においても、支援費制度と同様に利用者負担上限額が設定されております。

利用者負担金の助成を実施してまいりました理由でございますが、平成15年度の支援費制度及び平成18年度の障害者自立支援法において、利用者負担上限月額が設定されたものの、市民税課税世帯のサービス利用に伴う負担額は高く、将来にわたって障がい者の地域生活を推進するために不可欠な障がい児の幼児期における早期発見と適切な早期療育を経済的な理由で療育の機会が失われないようにするというためのことで行ってまいりました。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 7番。松岡隼人議員。

○7番（松岡隼人君） 平成8年から始まったということですが、国・県そして法改正等々によって無料であったものが負担が出てきたり、所得税割に応じて上限額が決まり、その金額が変わったり、という変遷があるという説明だったと思います。そして、これまでやってきた理由というのが、負担額が高く、幼児期の利用を促すため、なるべく早い段階から子供た

ちに療育を受けてもらおう。そして、金銭的な負担をなるべくなくしていこうと、そういう考えでこれまで、この事業を進めてこられたと私自身今の部長の答弁で思ったわけですが、平成20年度から上限が4,600円と3万7,200円という形になっていると思います。

本市がつくっております「きらきら 支え合いプラン」こちらにも児童デイサービス無料提供と、しっかりと記されてあります。これは平成29年度までが計画期間となっていると思います。

また、先ほど申しましたように、12月の全員協議会で説明いただきました庁内事業仕分けでは要改善でした。それから、当初予算が上がってくるまでのかなり短い期間での急展開、そして打ち切りという流れになっております。先ほどの部長の答弁をお聞きしますと、なぜこの短い期間でそういう話になったのか、短い期間に、庁内でどのような議論が行われたのか、補助打ち切りまでの議論の内容と、突然この補助を打ち切られた理由をお尋ねいたします。

○健康福祉部長（松岡誠也君） お答えいたします。

障がい児通所支援事業につきましては、第5次の人吉市行政改革大綱に基づく庁内事業仕分けにより、総合評価で要改善となり、児童福祉法の基準に基づき自己負担制度を導入すべきとの進言がございました。県下14市の状況を見てみますと、平成26年の3月現在ですけれども、利用者負担金を助成しているのは、2市のみでございまして、人吉市が全額助成をしていたと。あと熊本市が半額助成ということでございました。

また、先ほど御答弁申し上げましたとおり、障害者自立支援法の改正により、平成19年度から利用者負担上限月額が見直され、低所得者への負担額軽減が図られております。具体的に申しますと、市民税非課税世帯の場合、利用者負担金は平成18年度までは月額が2万4,600円でしたが、平成19年度に月額3,750円、平成20年度に月額1,500円、平成22年度には負担金なしと軽減されてまいりました。

また、市民税課税世帯の市民税所得割が16万円未満の世帯においては、平成18年度までは月額が3万7,200円、平成19年度に月額が9,300円となり、平成20年度に市民税所得割が28万円未満の世帯で、月額4,600円となり、利用者負担金が大幅に軽減されてまいりました。

また、平成26年2月時点で見えますと、利用者の約4割が特別児童扶養手当や障害児福祉手当などの公的給付の対象者でございます。さらに平成26年4月から児童福祉法の改正により就学前の児童が複数おられる御家庭においては、児童発達支援や保育所等訪問支援のサービス利用に係る利用者負担額が、第2子は半額、第3子以降は無料となるような軽減制度が導入されております。

以上のことから、公的軽減措置等が年々充実してきている中、事業仕分けの結果を受けて市としての協議を行い、助成を廃止するという結論に達したところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 7番。松岡隼人議員。

○7番（松岡隼人君） 今、制度の変遷や公的な手当が厚くなったから、今回の補助を打ち切ったという説明だったと思いますが、市としてどういう方向性、どういう考えを持っていらっしゃるのかなというのが一つ頭に浮かんだのと、それを保護者や関係者にはどのような説明をどのようなタイミングで行われたのか。また、先ほどは県下14市の状況をおっしゃいましたが、人吉球磨全体としてこのような療育の支援等を行っておりますけれど、県域での状況はどうなっているのかについてお尋ねいたします。

○健康福祉部長（松岡誠也君） お答えいたします。

まず、保護者や関係者への説明についてです。

障がい児通所支援事業に係る利用者負担金助成を廃止するということに関しまして、その対象保護者や関係者への周知、説明につきましては、対象保護者66名と人吉市の障がい児通所支援事業利用者が通所している県内の障がい児通所支援事業所6事業所への利用者負担金助成の廃止を通知をいたしております。さらに、特に利用者の多い人吉球磨郡内の事業所には直接訪問し、利用者負担金助成廃止に関して、その理由や事務的手続きなどを含めて説明を行いました。福祉課の窓口におきましても、保護者に対し、サービス申請時にあわせてそれぞれ説明を行っております。それに対し、問い合わせ等につきましては、市内の障がい児通所支援事業所1カ所及び保護者の方から利用者負担金廃止について再検討の依頼がそれぞれ1件あっております。

それから、郡内です。郡の町村の状況ですけれども、最新の状況で、利用者の負担金分の助成をそれぞれの町村でしているというところが、3村、五木村、球磨村、山江村については、最初から利用が無料というやり方ですけれども、それと、上球磨の3町村、多良木、湯前、水上については、一たん御負担をいただいて、後日申請すれば、償還払いという形でお返しするというやり方ですけれども、それを含めて、合わせて6町村が負担を保護者の分はいただいているということ。それから、半額の助成をしているのが、錦町と相良村の2町村でございます。それから、助成はしていないというのが郡内ではあさぎり町でございます。そのほか、先ほど県内の各市については申し上げましたけれども、球磨郡、人吉市以外のほかの圏域では、一般的には助成はされていないという状況でございます。

以上、お答えします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 7番。松岡隼人議員。

○7番（松岡隼人君） まず、利用者に関しましては通知を行い、事業所に関しては直接訪問をしたとおっしゃいましたが、これはいつ頃なのかというのを1点お尋ねしたいと思います。

また、本圏域については、補助をされている自治体がほとんどだと思いますが、その当たりとの兼ね合いをお尋ねしたいと思います。

その2点、お尋ねいたします。

○健康福祉部長（松岡誠也君） お答えいたします。

事業所についての説明をしたのがいつ頃かということですが、今手元の資料では、はっきりした日付などは確認できませんけれども、時期的にこれまでいろんな議論をしてきた経過から言いますと、ことしの2月から3月ごろだと考えています。

それから、圏域の他町村との兼ね合いということですが、いろんな形で県内の14市での検討、それから郡内の町村と比較した検討ということもしたところですが、基本的に先ほど申し上げたように、これまでの保護者負担の経過を見てみますと、最初の頃よりは随分負担が軽くなったという前提で事業仕分けの結果を検討したときに、人吉市においても助成を廃止していいのではないかという結論に達したということですが、

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 7番。松岡隼人議員。

○7番（松岡隼人君） 私がいろいろお尋ねしたところ、利用者に対しては通知が3月ころに行っていると思います。事業所に関しましては、その通知が来た利用者からお聞きになり、その後市が説明に行かれていると私は、そのように感じております。以前、私就学前の子育て支援についても質問をさせていただきましたが、利用者、関係者に十分な説明がなく、また説明が遅く、打ち切りは急という傾向があると思います。この補助の打ち切り自体に関しましても、私はするべきではないと思っておりますが、このような施策の推進について、ちょっと私は冷たいんじゃないかなと、事務的といいますか、一番大事な人、利用者、関係者、支援していただける人の気持ちという部分が抜けているんじゃないかと、私はそのように感じております。地方自治法にも記してありますように、地方公共団体は住民の福祉の増進を図ることが基本です。特にやはり福祉政策、教育等は机上だけ、また数字だけ、事務的に進められることではないと思っております。そこにはやはり人がいるわけで、その人を見て政策を進めていただきたいと思っております。

今回の障がい児通所支援の打ち切りは私は、先ほども事業所や利用者からも要望があったと部長もおっしゃっていますように、子供たちの学ぶ機会を狭める可能性があると考えます。これまでどちらかといいますと、支援の拡充を本市は進めてきたと私自身認識しておりますが、今回の件は縮小といわざるを得ないのではないのでしょうか。子供のためを思って一生懸命取り組んでおられる利用者や関係者は、今回の対応でやる気が、テンションが下がられた方もおられると思います。私は頑張る方の気持ちをやはり一番大事にするべきだと思っておりますが、子供たちにとっても支える方にとっても、精神的ダメージを受けられたのではないのでしょうか。

私は人吉市と早期発見、早期療育という同じような方向性を向いていると認識をしておりましたが、果たしてどうなのか、現在不信感を抱いております。本市は発達障がい児の早期療育についてどのような考えをもって支援していかれるのか、これまでも議論を行ってまい

りましたが、ここで再確認をさせていただきたいと思います。

○健康福祉部長（松岡誠也君） お答えをさせていただきます。

早期療育についての考え方ということでございますが、本市の総合計画や障がい者計画の中でも、その重要性を位置づけをしております、発達障がい等の早期発見、早期療育を目指しており、適切な療育訓練を受けることで、将来にわたって障がい者の地域生活を推進するために不可欠であると考えているところでございます。

その取り組みといたしまして、児童福祉法に基づく障がい児通所支援事業はもとより、在宅障がい児の地域における生活を支援するため、身近な地域での療育指導、相談支援などが受けられる療育体制を支援する人吉球磨圏域地域療育センター事業とあわせて、今後も重層的な支援を実施してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 7番。松岡隼人議員。

○7番（松岡隼人君） これまで同様にしっかりと支援を行っていくという内容だったと感じます。ぜひそのように、本当に行動として表していただきたいと思いますと思っているところです。内容に関しましては納得できるものではありませんが、最後に市長にお尋ねをしていきたいと思います。

本市では、選択と集中ということで、政策を進められております。少ないお金をいかに使うかが首長の手腕だと思いますが、市長もさまざまな場所で教育は大事だと、子供たちのためにしっかりと支援していくと語っておられますし、私もいろんな場で市長のそういうお話しをお聞きし、全くそのとおりだと思っております。私は最も力を入れるべきことは教育、つまり人づくりだと思います。人がまちや国をつくります。教育こそが希望であり未来です。私は子供たちが学ぶ機会、体験する機会をふやすべきだと常々申し上げておりますし、本市におかれましても本年の夏から新たな事業として草木山川学校を実施されます。これは大変素晴らしいことでございますし、私もできることはぜひ協力をしていきたいと思っております。

そのような中での補助打ち切りという判断は、私は本当に苦しみます。他市や他町村のこともですが、本市の気持ち、心意気で、本市はこういうふうにやっていくんだという政策でいいのではないかと考えています。特に、発達障がい児の支援に関しましては、本市は他市よりもいろんな面において厚い支援を行ってきております。これはこれまでも申し上げてきたことでございますし、他市町村からしても「人吉市の支援はいいね」という声を利用者、事業者の方から私はお聞きをしております。

私、臨時議会で反対をさせていただきました（仮称）鉄道ミュージアム事業におきましては、どれだけの支出になるか明確な数字が示されませんでした。新規事業として進められる。一方で障がい児通所支援、昨年の平成25年度の予算は115万1,000円でした。これは

平成26年度の予算としては上がってまいりませんでした。補助を打ち切るということは、子供たちの学びの機会を狭めることにつながる可能性がある、私自身思っておりますし、そして新たな事業、借金をしていくということは子供たちへの負担につながると思います。私は教育や福祉という根本的なことを削ってまで、まだ幾らかかるか明確になっていないような新規事業に取り組んでいくということは、子供のためにはどうなのかと考えるところがあります。そのような意味で選択と集中が間違っているのではないかと考えますが、市長のお考えをお尋ねしたいと思います。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

議員おっしゃるとおりの教育理念は私も共通しているものであると思っておりますし、日ごろからそのようにも発言をしているところであります。

また、平成19年に就任させていただいて以来、障がいを持つお子さん方の文化祭、体育祭、すべて必ず出席をさせていただいて、そういう環境の中でもどのように支援をしていったらいいのかという一つの学びや、発想のチャンスともとらまえているところであります。よって、決してそこから目をそらしているということではございませんが、事業の選択と集中ということでございますが、当然のことながら市民の安心・安全を考え、防災行政無線の整備など、防災・減災対策や災害に強いまちづくりを行うため、長寿命化計画等に基づいて学校、道路、橋梁、市営住宅、公園等の改修事業に集中的に取り組んでまいりました。

さらに、来月7月1日よりゼロ歳児から中学3年生までのすべての子供たちにおいて子供医療費助成の拡充を図ってまいりますし、昨年よりは保育士の処遇改善の少子化対策事業、そして小学生の学力充実のためのパワーアップ教室や花まる教室事業などにも取り組んできたところでございます。

また、選択につきましては、成長戦略関連の事業に取り組んでおりますが、国の成長戦略の考え方は、他の地域にはない、この地域だけの特色、地域の独自性というものが問われるところでございまして、地域の独自性につながるような事業、例えばすべての子供たちに利用しやすい環境も整えた（仮称）鉄道ミュージアム建設事業や地域再生事業、G空間実証事業などを選択させていただいているところでございます。よって、厳しい財政状況の中、市の予算には限りがございますが、選択と集中を念頭に事業をしっかりと総合計画と照らし合わせ、（仮称）鉄道ミュージアム建設事業をはじめ事業の優先性、必要性、効果などの観点から、市として真に担うべき事業かどうかを判断し、財政規模に応じた予算編成を進め、できるだけ後世代に負担を残さないような予算編成に努めてまいりたいと考えているところでございます。

なお、福祉関連予算の見直しは、これまで受益者あるいは利用者負担を求めてこなかったものや、類似事業の統合といったことで実施したものでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 7番。松岡隼人議員。

○7番（松岡隼人君） 市長の今答弁からございましたように、本市の教育、子育てに関しては、本当に熱い思いを持って、厚い支援をしていただいていると感じておりますが、今の答弁でもですけど、そのような中で今回の補助打ち切り115万1,000円というのが、どうも私の中でしっかりこない部分があります。類似事業の統合とかという言葉もありましたが、私は現在、平成26年度の当初予算では計上されておりましたが、やはりこの事業、本当に支援が必要な方、支援のチャンスというのが、打ち切ることによって私は狭まると考えています。数はそんなにたくさんいらっしやらないかもしれませんが、やはり細かな支援、なるべく早い段階からの療育を受けれるような体制づくりとしては、私はこれはやはり必要な事業であると考えております。そのような考え方からもぜひ平成26年度当初予算には計上されておませんが、今後、例えば半額補助にしたりとか、また補助を戻す等のこの事業自身についての見直し、検討はされるつもりはないかというのを、最後にお尋ねいたします。

○市長（田中信孝君） 検討はさせていただきたいと思えます。しかし、先ほどから何度も申し上げますように、国の補助、そして市の補助、その類似事業の統合という観点を考えたところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 7番。松岡隼人議員。

○7番（松岡隼人君） 今、市長からも御答弁がありました。まだ始まって今4月からです。実際に利用される方は、それよりまたちょっと遅れた感じで利用されております。まだまだこれからどういう声が上がってくるかわかりませんが、現状で例えば極端に減っているとか、少々減っているという話は聞いておりますが、今後どうなるかというのは、もう少し見る必要があるのかなと思えますが、そういう状況を踏まえながら、県と市の補助間の類似性という話もありましたが、本市として早期療育をどういうふうに進めていくかというところが、私は最も大事なところであると思えますので、しっかりと現場を見ながら施策を進めていただきたいと要望いたしまして、この件に関しましては質問を終わります。

続きまして、移住促進政策について質問をさせていただきます。

本市の人口は平成26年4月末が3万4,563名、平成25年4月末が3万4,975名、平成24年4月末が3万5,278名です。皆さん御存じのとおり本市の人口は年々減少をしております。人口減少に関しましては、同僚議員がこれまで何度となく議場でも議論をされておりますが、私も本市の人口減少を食い止めたいと考えております。

先日、人吉球磨地域外にお住まいの方から人吉市周辺に移住したいとの相談を私が受けました。突然のことでびっくりしたわけですが、その方は私のブログをごらんになったということでした。私もぜひ人吉市にお越しいただきたいと思い、相談に乗らせていただきました。その中で、いろいろと見えてまいりましたので、今回は本市の移住促進についての取り組み

をお尋ねしますとともに、移住促進政策について御提案をさせていただきたいと思います。

まずは、他所から本市への移住の状況についてお尋ねいたします。

○総務部長（中村則明君） 皆さんこんにちは。お答えいたします。

平成25年度におきます相談件数と、実際にうちのほうで確認しております移住者の方の状況をお答えいたします。平成25年度におきまして移住に係る相談件数は、総務部自治振興課窓口への直接相談が6件、電話での相談が2件、昨年11月に東京で開催されました熊本県主催の移住相談会での相談件数が6件、合計14件の移住に関する相談があったところでございます。地域別の内訳は九州内が3件、関東10件、不明1件となっております。そのうち、家族での移住を検討されている方が3組、単身が11人、年代別で見ますと、20代、30代が7名、40代、50代が1名、60代以上が4名でございます。この中で、平成25年度における実際の移住者の方は、自治振興課で把握しておりますところでは、60代の単身者の方1名となっております。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 7番。松岡隼人議員。

○7番（松岡隼人君） さまざまな取り組みをされていて、60代の方が1名移住をされてきたということです。私が相談をお受けした方は、建物は古くても構わないので、土の庭といってもスペース、広場だと思いうんですけど、があり、近くに畑があるところがいいとおっしゃっていました。つまり農村です。一言で言うと農村を望んでおられ、そこで鶏を飼ったりヤギを飼ったりしながら、近くの畑でまずは自分の食べる分の野菜を自然栽培でつくりたいということでした。お仕事のほうは別に技術を持っていらっしゃって、そちらのほうでしっかりとやっておられます。

まさに人吉球磨の魅力はここにあるわけで、田舎に住みたいと思っている方は全国にいらっしゃると予測します。関東からの問い合わせが多かったという部長の答弁があったと思うんですが、やはりまさにそういうのが、その数字がそのようなことを示していると思っております。これまでは、どちらかというと田舎から都会へという人の流れでした。現在もその流れが主ですが、逆に都会から田舎への流れも見受けられます。人々の豊かさの基準や価値観も多種多様になってきており、田舎の魅力が見直されてきていると、私自身感じております。特に先ほどの相談件数見ますと、20代、30代の方からの相談が多かったと部長はおっしゃいますが、やはり私も知り合い、知人、友人等を介しましてそのような感覚を持っているところではあります。

田舎にないものが都会にあります、都会にないものが田舎にはあります。その魅力は自然だと私は思っています。また人吉市には空き家が増加傾向にありますし、耕作放棄地も増加しております。そのような行政や私たちは人と物と地域をつなぐことが大きな役割の一つではないかと思っておりますし、これらを組み合わせてホームページ等を使って日本中に、世界



中に情報を発信していくべきだと考えています。今、実家が農家でなくても農業をやりたいという若者が日本中にはちらほらと見られます。そのような方たちのためにも、空き家、土地、農機具、できれば技術の4点セットで移住促進を進めるとか、そういう方だけに限らず、たくさんの材料を集めて、それらを組み合わせ、移住希望者の要望に応えることができるようなマッチングと受入体制を整えて、かつこれまでも相談窓口はありましたが、さらに整備し、ホームページ等使って広く情報発信をしていくべきだと考えますが、いかがお考えでしょうか、お尋ねいたします。

○総務部長（中村則明君） お答えいたします。

本市では、移住希望者の方に対しまして、満足度の高い住みやすい環境を目指した子育て支援、教育環境の整備、雇用の創出をはじめとする地域の特性を生かした施策が重要であると考えております。また、議員が質問でおっしゃいましたように、都市部に住む方たちの田舎暮らしへのあこがれという生活志向をとらえ、その受け皿づくりを進めていくことは、本市にとって大きなメリットになるものと考えております。移住者の方が本市に住むことによって、人口の増加につながるばかりでなく、近年の人口減少に伴う議員の質問にもありましたように、空き家対策や遊休農地の活用といった諸問題の解決にもつながり、さらに引退層のUターン、Iターン、Jターンも視野に入れることで、その仕事で培ってこられた経験、知識やネットワークを生かした地域振興分野での活躍も期待されるものです。

このようなことから、本市では居住人口の増加、人口減少の歯止め、地域活性化の推進、少子化対策、空き家対策、遊休農地対策、都市部との交流推進、引退層の活用を目的とした定住促進事業、そのようなことを目的として定住促進事業をとらえているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 7番。松岡隼人議員。

○7番（松岡隼人君） 今、部長から御答弁いただきました。私も今ハードの話しかしておりませんが、もちろんソフト、子育て、福祉、そういうことも、本市に来ていただける大きな要因の一つになる、であると私自身もとらえております。特に、若い世代、若い子育て世代に、私はそういう傾向が見られるのではないかと考えております。その方たちがまずするというは、ネットで、それこそ情報を集められます。やはりそこにあがっている自治体からアプローチをされるわけで、今日本全国さまざまところがそういうPR、アピール、情報発信をされています。人吉にもたくさんの魅力があります。どこの地域にも負けるような要素はありません。ただ、いかにPRするか、人吉市の魅力を発信するかということが私は大事になってくるのではないかと思います。特に子育て世代は子供の教育、そして子育て支援、安心・安全、これがポイントになってくると思います。

そこで、本市にも来ていただけると助かりますし、逆に来ていただいた方も、心豊かに本

市で過ごしていただきたいと、そのように考えております。

それでは最後に、市長も人口減少についての話、年間平均400人ずつ人吉は人口が減っているんだよという話は、私もよくお聞きをしておりますが、減少を食い止めるためにも、そして本市で豊かに暮らしていただくためにも、移住促進政策をもっと充実させるべきだと考えますが、市長のお考えをお尋ねいたします。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。全く同感でございます。

もう一つ、移住促進のお話の前に、やはり今政府も成長戦略の中で取り組んでおられますけれども、どうしたら少子高齢社会の少子を抜本的に脱却できるか。この研究もしてまいらなきゃならんと思っております。御指摘のとおり、本市は豊かな水と緑の自然環境、歴史、近代的な観光資源、充実した医療環境、安心して子育てのできる環境など、魅力的な生活環境を有し、移住希望者の多様性に対し得る有利な条件を備えていると考えております。全く御指摘のとおりだろうと思えます。

移住施策を行うにあたっては、この本市の魅力を十分に生かした受け入れの方向性を明確に示し、単に転入者としてだけではなく、地域を支えていただける人材として、受け入れるという意識の醸成を地域住民一体となって図っていくことが、移住者の不安を軽減するだけでなく、地域コミュニティの一員として本市に根付いていただけるものと考えているところでございます。

くしくも私も4月、5月の2回にわたりまして宅建協会人吉支部の役員の皆様方と協議をさせていただいております。農業委員会も本年からだったと思えますけれども、農地に関しては1反からのいわゆる分筆ができるという施策もしていただいたところでございますし、より農家にアプローチしやすくなったのではなかろうかとも大いに歓迎をしているところでございますが、今後の取り組みといたしましては、行政以外の団体との共同による相談体制の充実、不動産業者等々連携した一般不動産物件の情報提供や空き家バンク制度の導入による住まい探しの支援。中には、定期借家権を都会と田舎、両方に設定していただいて、定期的な借家権という移住方法も考えているところでございます。

それからやはり、何といたしましても雇用が大切でございますので、ハローワーク等を活用した情報提供に加え、地元企業と連携した雇用の創造・紹介、地域の環境に関する情報発信の充実など、今後も関係各省と連携をより密にして定住・移住促進を図りたいと存じているところでございます。いよいよその連携のスタートを切ってまいるところでございます。どうぞ、御理解をいただきたいと思えます。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 7番。松岡隼人議員。

○7番（松岡隼人君） 市長から大変心強い御答弁をいただいたわけですが、私もやはり行政としてはつなぎ役、これが大事かなと思っております。いろいろなものはたくさんありますが、それをいかにつないでアピールするか、そのつなぎ役、調整役としての働きが大きなウエイ

トを占めるんじゃないかと思っております。私もできることは実際に自分もやってまいりたいと思います。

以上で、すべての質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（永山芳宏君） ここで暫時休憩いたします。

午後0時11分 休憩

---

午後1時20分 開議

○議長（永山芳宏君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

3番。村口隆議員。

○3番（村口 隆君）（登壇） こんにちは。3番議員、新・九州相良クラブの村口です。よろしく申し上げます。

6月1日に非常にうれしい知らせが入ってきました。皆さんも御承知のように多良木高校野球部がNHK旗で初優勝し、来月7日に開幕する夏の大会では、人吉球磨始まって以来の第1シードでスタートすることが決まりました。OBとしても、また元コーチとしても非常にうれしく、夏は快挙を期待したいと思っています。

また、私たち議員の今期の任期も早いもので残すところ1年を切りました。この3年間会派で多くの方と意見交換会を行い、さまざまな意見を伺い、特に今回5月の臨時議会後にはびっくりするほどの多くの電話や直接話しに来られたり、そしてフェイスブックを通じてたくさんメッセージをいただきました。3年間を振り返り、見ている人は見ているんだなと強く思った次第でございます。

私が議員に成り立ての頃、友人でもあり、尊敬する政治家の方から、議員はステーツマンでなければならないと。ステーツマンとは主張するという意味ですが、私は議場で主張することができなくなったときが自分の議員としての終わりのときだと思っています。きょうは特にそこを強く持ち質問に臨みたいと思います。

また、一般質問も今回を含めてあと4回です。今回は、主にこれまで私が取り上げてきたスポーツ関連、SNS関連を中心にこれまでを振り返りながら、そしてこれまでいただいた市民の皆様の声を交え、市長の政治姿勢についてお聞きしていきたいと思います。

それでは、通告に従いまして一般質問を始めます。項目は、1点、市長の政治姿勢についてのみです。

まず、スポーツ施設の現状と必要性の認識についてお伺いいたします。平成26年3月議会で市長は多目的運動公園に関しては結論は代替による整備、すなわち既存施設の整備に切り替えると答弁されています。また、第5次総合計画の事業概要の中にはっきりと屋外スポーツの拠点となる多目的運動広場の整備や老朽化が進むスポーツ施設の整備改良事業とも明記してあります。総合計画がつくられて2年が過ぎましたが、既存施設の整備改良については、

私はなかなか進んでないと思っているところであります。また、総合計画に明確にうたっていない新規事業を優先しているように私は感じておりますが、その点について市長の考えをお聞きします。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

まず、この総合計画でございますが、私の2期目のローカルマニフェストも背景に、平成24年4月に第5次総合計画として策定したものでございます。本市の進むべき将来像を定め、スポーツの進行をはじめあらゆる施策を掲げております。スポーツの振興は戦略2に大項目の一つとして位置づけており、スポーツ立国を目指したスポーツ基本法に定められており、世界共通の人類の文化であり、スポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、スポーツを支える活動に参画するなど、スポーツを通じて健康づくり、体力向上、地域コミュニティの維持、高齢者の生きがいづくりなど、幸福で豊かな生活を送る上では欠かせないものと認識をいたしているところでございます。

現在取り組んでおりますG空間やハラル事業についても、総合計画に課題として掲げている地域産業の再構築や社会資本の整備に対応するものであり、「稼ぐ・儲かる、経済都市ひとよし」を具現化するものと確信しております。そして、稼ぐ・儲かる経済都市ひとよしを目指すべくさまざまな方策、施策を取り入れていかなければ、地方は生き残れないところまで追い込まれております。春風マラソンやスポーツツーリズムのように、経済効果が期待できるものもございますが、スポーツ振興の原点は市民の皆さんの健康づくりと福祉向上であると認識しており、G空間やハラル事業など、これらの事業については、国の成長戦略に确实直結し、本市の経済浮揚をかけた事業であり、どちらが大切でどちらが大切でないということではなく、今すべきこと、今やらねばならないことを適宜選択し事業を進めているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 3番。村口隆議員。

○3番（村口 隆君） 第5次総合計画の策定の趣旨は、今申されたように、本市が将来にわたって生き残りをかけ計画的にまちづくりを進めるために策定するものであり、言わば人吉号という大きな船の今後の行き先や進み方を指し示す羅針盤となる総合計画とはっきり示してあります。先ほど市長が申された新規事業G空間、ハラル等、地域産業の再構築ということではありましたが、私はそれはちょっと違うと思うんです。新規事業は、総合計画の事務事業には記してないんです。新規事業が大事な事業ならば、そもそも最初から総合計画に入れ込めばよかったですだけの話じゃないのかなと思います。その時点で、立ち上げられた時点でなかった計画だから入っていないのではないのかなと思います。確かに言われるように大事な計画です。しかし、総合計画は議会の議決も得て施行されている重要な、優先順位が高い計画だと私は思います。

そういったことを考えれば、今市長が言われた新規事業、これも重要な施策だと思います。しかしながら、私は総合計画のほうをやはりしっかり、そしてそういう新規事業をされるのであればいいかと思いますが、やはりどうも、そういうことを言ってばかりおれば、何でもそこはこじつけられると思うとです。今から出てきた新規事業はすべて、これはこのために持ってきています、このために持ってきてますと、そうならば、結局最初に立ててあった総合計画が最終的にないがしろになるんじゃないかなという気もしております。

それでは、平成26年3月議会において、今後しっかりとした整備計画を立てると答弁されておりますが、整備計画の今後の見通しについて、いつごろ立てられるのかをお尋ねいたします。

○市長（田中信孝君） 企業誘致というのも大きな3本柱の一つでございまして、いわゆる御承知のとおり、雇用なくして今後の人吉市は御承知のとおり消滅可能性都市へ向かうばかりであります。じゃあどういふものがそれに合致するのかというのは、新規事業というのは何もこじつけてやっているわけではなくて、国の施策、そういうものに合致して、この地域の特色、それをしっかり見極めた中で進めてきているところでございます。施設の整備計画の前に、スポーツ振興推進という概念、基本的な理念というものをしっかりと定めることが、まず肝要ではなかろうかと考えているところでございます。

スポーツ基本法に先ほど触れましたが、この法律の第9条に基づき、国においては、平成23年3月にスポーツ基本計画が策定されておりました、同法第10条には地方自治体においても同様な計画を策定するよう努力規定が定められております。まず、このスポーツ推進基本計画を平成26年度内に策定いたしまして、施設の長寿命化計画、実施計画に進んでまいりたいと考えているところでございます。市民の皆さんがスポーツをする上で、スポーツができる環境の整備は欠かせないことであり、これはすべての公共施設に共通して言えることでございますが、関連施設を長く大切に使うという観点で、今の時代には大切なことではなかろうかと思っております。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 3番。村口隆議員。

○3番（村口 隆君） 私もちよっと繰り返しますが、新規事業が悪いと言っているんじゃないんです。総合計画がちゃんとあるでしょうという話なんです、私が言いたいのはですね。そこに向けて計画を立てていくということですので、そこがどんどん遅れていくんじゃないかなと。スポーツ施設に関してはかなりの年数、私は整備されてないと思います。特に、第一市民グラウンドに関してはです。そういったところなんですけれど、先ほども言いましたように、平成26年3月議会で市長が、既存施設の整備に切り替えると答弁されておりますが、実際、現在のスポーツ施設について、現状を市長はどういうふうに見ておられるのか。どうとらえられているのかをお尋ねいたします。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

現在のスポーツ施設についての現状は、ということですが、体育協会に指定管理をしております11施設について申し上げますと、例えば市民プールが昭和45年に建設されて一番古く、新しい弓道場でも7年が経過している状況でございます。当然年数が経ちますと、さまざまに施設の傷みが生じるほか、競技する上での安全性の確保などから、競技場の広さや設備、コートなどを競技ルールの変更とともに施設への高い基準が求められてきているものと認識をいたしております。スポーツパレスは平成8年に建設されて以来、第54回国民体育大会、全国高等学校総合体育大会をはじめ、バスケットボール、バレーボール、ハンドボール、剣道、相撲など、全国レベルの大会が開催されてまいりましたが、この体育館においても床面の老朽化が徐々に進行しておりまして、冷暖房機器のメンテナンスも必要となりつつあります。

このようなことから、競技団体の皆様には現在のスポーツ施設の状況に合わせて、大会を開催していただいているようございまして、平成23年度の市民プールのプールサイドの改修を終え、本年度は弓道場の安全フェンスの設置を計画しているところでございます。御承知のとおり、第一市民グラウンドの夜間照明施設等の改善、梢山サッカー場のグラウンド整備、市民プールのトイレの洋式化なども施設課題として御要望をいただいているところでございます。

今後は、スポーツ推進基本計画を策定し、さらには施設長寿命化計画を策定する中で、年次の計画を立てて整備を進めてまいりたいと存じます。地域の念願でもございます多目的運動広場でございますが、3月にお答えした状況と基本的には変わるものではございませんが、これもスポーツ推進基本計画の中で、既存スポーツ施設のあり方、改修等の方向性、多目的運動広場、あえて陸上競技場と言いますが、整備の方向性を見いだしていきたいと考えております。もちろん子供、高齢者を取り巻くスポーツ環境の整備、競技力の向上とアスリートの育成などスポーツ全般について、市としての方向性を整理してまいり所存でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 3番。村口隆議員。

○3番（村口 隆君） 計画を立てて整備を図っていかれるということで、その点非常にありがたいんですけど、この件について最後に質問しますが、屋外スポーツ施設で市民の利用度が一番高い第一市民グラウンドで、市長はナイターを利用されたことはございますか。

○市長（田中信孝君） 利用したことはございません。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 3番。村口隆議員。

○3番（村口 隆君） ありがとうございます。やはり、私は自分で行ってみらんとわからんと思うとです、この暗さは、ナイターの暗さがです。たまたま私やったでよかったですけど、先月練習していて、私のここに当たったんです。私やったんでよかったですと思っとつとですけど

ど、30メートルぐらい先から打った打球が、もう全く見えなかったんです、暗くて。気づいたときにはもうここに当たったんです。ここが腫れて、すぐマネージャーが氷を買いに言って冷やして、2、3日ちょっとおかしかったんですけど、例えば、人吉は第一市民グラウンドしかナイターがないものですから、子供と大人と一緒に練習することも、これは十分にあるとです。目線が低ければ低いほど暗いんです。当然ですよ、上から来ていますので。そしたら、私そのときに思ったのは、これは子供じゃなくてよかったなあと、これは一大事になっていたと思います。それは単なる見えなかっただけです。ですから、やはりそういう現場を見て、そしてどういう状況で今ナイターが行われているのか。私たちも、子供に関して言えば火、木ナイターを使ってやっております。その代わり今は日が長いのでナイターは使っていませんが、大体冬もナイターを使っております。今で言うならば、毎週水曜日、6時から9時半までナイター使っております。ぜひ1回来てください。1回打席に立ってもらえればわかると思います。どが暗さかというがです。そして、今朝9時ごろ、ちょうどここに来る前に、私は第一市民グラウンドに行ってきました。きのう雨が夜まで降っていたと思うんですけど、朝からもう晴れていたです。普通のグラウンドといたらいかんとですけど、大会が行われるようなグラウンドは、大体もう普通に乾いとるとです。もう使われるとです。きょう、私9時に行ったんですけど、まだ水が浮いているんです。そしてグラウンドの中に入りましたが、足がぬかるとです。これがもし土曜日、日曜日ならば、大会が入っているならば、その状態で多分大会をすと思います。そしたらどうなるかといえ、グラウンドは荒れます、当然。それを整備しろと言っても多分無理なんです。そうやって私はグラウンドはどんどんどんどん悪くなっていっていると思うんです。平成7年やったですか、7年か11年かちょっとど忘れしたんですけど、あそこの整備をされたと思うんですけど、その後は非常に水はけがよかったです。びっくりするぐらい水はけがよかったです。しかし、整備がなされとらんもんですから、結局そういうことなんです、長年経てばです。ですから、私は前からも訴えてますが、あそこはやっぱり、何か機械というか、車の後ろにつけてとか、錦でよくやられていますけど、やはりそういった整備をきっちり全面せんと、私は今度しても、また同じ10年、20年経てば同じ結果になるのではないかなと思っています。

やはり、本当、市長には申しわけなかつですけど、人吉のスポーツ関係者から言わせるならば、人吉はスポーツには全く理解がないというのが今合い言葉のようになっています。私の顔を見れば、スポーツは理解のなかもんねと、よく言われます。やはりこういった現状もありますので、私は本気で、今度の計画のときには考えてほしいと思います。

そして、先ほども言いましたようにお待ちしておりますので。ナイターされたことがないということでしたので、1回されてみれば、私が言っていることがよくわかられると思います。この件に関しては、これで質問を終わります。

それでは、次にフェイスブックについてお尋ねします。平成26年1月10日に市長のフェイ

スブックページと市長個人のアカウントが登録されております。私は3月に入ってからだったと思いますが、市民の方からメッセージが入っておりまして、「市長が始めとんなっですよ」と言うて、「ええっ」ということでちょっとびっくりしまして、「うわぁ、とうとう市長も始められたか」ということで、半ばうれしく、そのときは思いました。また、人吉球磨の首長さんでは、私が知る限りでは市長以外に多分2名しかされてないと思います。首長自らが情報発信するのは、私は早いにこしたことはないはずと思っておりまして、非常に良いことだと思いました。

フェイスブックのユーザーは全体的に今減少していると言われておりますが、熊本県においては、ユーザー数は平成24年5月発表で約4万7,000人、1年後の平成25年5月発表で、約11万人と、1年間で2倍以上に、熊本県に関してはふえております。人吉が、私が感じるのは人吉に関して言うならば、私たちより上の世代の方たちがふえているのではないかなと思っております。若い世代はどっちかというとなLINEのほうに行っているのじゃないかなと。私たちより上の世代の方がフェイスブックをされているのではないかなというのが、私の実感でございます。

ここで、紛らわしくなりますので、フェイスブックページとアカウントと2つありますが、それについて少し説明します。フェイスブックページとは、企業や団体などが交流のために作成する、言わば団体等がつくることがフェイスブックページです。アカウントとは個人でつくることです。個人で自分の言葉で自分の考えなどを書き込むのがアカウント。私たちもフェイスブックページは新・九州相良クラブでつくって、2人で共通の話題をそこで流しております。個人アカウントでは、これはおのおの自分の考えを普段の行動とか、公開しております。今人吉市議会でも結構ふえてきまして、一生懸命やられている議員さんもいらっしゃいます。前置きがちょっと長くなりましたが、ここで市長にお尋ねします。

市長がまずフェイスブックを始められたきっかけ、それと市長のフェイスブックページと個人アカウントについては、市長自らがされているのかをお尋ねいたします。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

市長としまして、これまで市民の皆様方の声をお聞きし、公平・公正・公明なる市民に開かれた市民のための市政運営に取り組んできたところでございますが、おかげをもちまして、議会並びに市民の皆様方の御理解と御協力により、マニフェストに掲げた施策も曲がりなりに進めることができ、現在市民みんなが健康で笑顔で暮らせるまちづくりに邁進しているところでございます。

この間、市長としまして、さまざまな事業を展開する中で、市民の皆様と一緒に考え、またその成果を喜び合う大切さを市民の皆様と共有できればと、市民の皆様への市政に対する意識が高まり、ひいては本市の活性化につながり素晴らしいまちづくりができるのではないかとこの思いに至り、私から情報発信を行うことを考えたところでございます。



フェイスブックページとアカウントの違いというのは、今お伺いして知ったところでございます。まずはともあれ、一遍流してみようかなという程度でございまして、ホームページも作成を知人にしていただきました。その後、写真等は市職員や他の人に撮っていただきながら、私がコメントを作成をし、流させていただいているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 3番。村口隆議員。

○3番（村口 隆君） 済みません、ちょっと今理解できんやっただけです。もう一回今のところお尋ねしますが、市長がコメントを書かれているとは今わかりました。コメントを書かれて、それを市長がパソコンとかで、自分で打って流されているのか。それとも、コメントは市長が例えば考えて紙に書いて、これでいってくれと言うて頼まれているのか、そこをもう一回お願いします。

○市長（田中信孝君） 私がワープロでパソコン上で作成をしまして、そして撮っていただいた写真とともに流しているわけでありまして。

お答えします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 3番。村口隆議員。

○3番（村口 隆君） 済みません、もう一回聞きます。ワープロで市長が文章をつくるのはわかりました。写真も職員さんとか、その他の方が撮ってくるのもわかりました。それを載せる作業です。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。フェイスブックに載せるのは知人に依頼してお願いしているところでございます。

以上、お答えします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 3番。村口隆議員。

○3番（村口 隆君） 済みません、私の言い方が悪かったか、ちょっと聞き直して済みません。市長が今言われたように、まずは一遍してみようかと。私はこれは非常に大事なことだと思います。みんな大体そこから入っとなんと思うんですけど。写真は職員さんか、もしくは別の方ですね。第三者がアップされているということでございますが、そこに関しては、私はフェイスブックというのは、結局自分の名前ですみますので、最終的に責任とるのは自分であれば、いろんなやり方がありますので、それは個人の考え方なので、それはそれで否定はしませんが、そこに関しては、最後に私が見解を述べさせていただきます。

それでは、まず第三者の方がされているということでございますが、市民の方からたくさん「いいね」や、見ましたよという「いいね」ですとかコメントは結構入っておんなつとです。それは確認されておるのでしょうか。そしてまた、フェイスブックを始めて約5カ月経たれますが、その中で、良かった点、悪かった点があればお聞かせください。

○市長（田中信孝君） 「いいね」といいますか、いろいろ顔写真付きやら、またさまざま

絵やら載せてきて、「見たよ」ということで、「いいね」というサインだろうと思いますけれども、それが載ってきているのは確認をいたしております。コメントもそれに付随して見るときもありますけれども、ほとんど見ていないというのが現状ではなかろうかと思っております。ホームページを開ける機会が2週間か3週間に一遍というぐらいの程度でございまして、その節には閲覧をするようにいたしております。

それから、始めて良かった点、悪かった点ということでございますけれども、いわゆる本来ならば、始めて5カ月も経つわけですから、かなり慣れてきて、さまざまな情報発信をしたり、また情報交換したりしているところだろうと思っておりますけれども、まだフェイスブック自体の扱い方に関しまして、全く知識がないということでございまして、いわゆるフェイスブックの利便性、良さというものを実感するまでには至っていないというのが現状でございます。

以上お答えします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 3番。村口隆議員。

○3番（村口 隆君） 市民の方の声を聞けば、これは本当、市長がしょんなはつとかなと、今はやりのゴーストライターとか、そやんとじゃなかつたかなとか、そういう話が出るとです、実際。きょうここで市長が文章をつくって、載せられるのは第三者ですけども、それがわかっただけでもいいのかなと思うんですけど。コメントは、私は見られたほうがいいのかと思っております。市長に返事までちょうだいということではないと思うんですけど、やっぱり市長に見てほしくて書かれている方ばかりだと思っております。大体実名ですので、大体嫌みなコメントとか、それはほとんどないと思うんです。どっちかという、頑張れみたいなコメントが多かと思うんですけど。そこは、忙しいということで、2週間でもばあっと見てもらえればと思います。

あと、市長のフェイスブックページとアカウントを見ていますと、非常に市での出来事や市長の仕事ぶりを公開されていて、見ているほうからすれば、市長の行動がわかりやすく、市の宣伝にもなり、私は逆に私たち議員が出すよりは効果があるとじゃなかつたかなと思っております。

ただ、平成26年2月25日の市長のフェイスブックページと個人アカウントに、この議場の写真が掲載されているんです。市長のフェイスブックページとアカウントに議場の写真を掲載すること、この件については、議長の許可は取ってあるのかをお尋ねいたします。

○市長（田中信孝君） 私の公務中の写真の撮影につきましては、総務課職員が行っているところございまして、議場での撮影につきましては、総務課職員が許可をいただき撮影をしていると聞いております。その写真の提供を受けまして、フェイスブックだけでなく、私のオフィシャルホームページなども使用させていただいているところでございます。

なお、撮影の許可は得ておりますが、その写真の使用者権については御相談申し上げてお

りません。そのことについて、今後必要となりましたら、適宜議会と相談させていただき対応してまいりたいと存じております。

以上でございます。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 3番。村口隆議員。

○3番（村口 隆君） さっき、ちょっと仕方もまだわからんということでしたので、そこは触れないんですけど、広報ひとよしと全く同じ写真やったと思うんですよね、載っていたのが。広報ひとよしは市のホームページにここで撮られたのを載せるのは、私はいっこうに構わないと思うとです。百歩譲って、市長のフェイスブックページ、よかかどやんかちょっとわからんとですけど、それは別として、個人のアカウントです、私はこれはやはり議長の許可が必要じゃないかなと思います。なぜかといいますと、これはあくまでも個人のアカウントは、政治活動なんです、政治家にとっては。ですから、これがもし、職員が撮った写真が、私たちが手に入ってオーケーなら、それは私たちが載せていいということになりますので、そうなれば、何でもオーケーと、この議場の写真とかもです。そうなれば、議場のルールも何もなくなるとじゃなかかなと、私はあれを見て思った次第でございます。実際、そう思われた方もいらっしゃるようです。議場にはやはり議場のルールがあります。広報ひとよしにも同じ写真が、先ほども言いましたように載っていましたので、例えば広報ひとよしをスキャンして、それを自分のフェイスブックページにリンクするとか、自分のアカウントにリンクする。これは全然問題ないと思うんです。ただ、そのまま同じのを持ってくるというのは、私はやはりどうなのかなと思っております。

また、写真についてですが、職員さんが撮っておられると。総務課の職員さんが撮っておられるということですが、先ほども言いましたが、フェイスブック、アカウントは私はこれは政治活動だと思いますので、政治活動に対して、職員さんを使うのは、私はあまりよろしくないのではないのかなと、そうも思います。市長が、あれはそこは関係ないよと言われるのなら、そのまま続けられてもいいのかなと思うんですけど、これはあくまでも個人の責任になりますので、私の見解としては、ちょっと用心された方がいいのかなという気はします。ただ、今回情報発信として市長が始められたということですので、私はこれは大いに評価したいと思っております。

しかし、せっかくなら市長のお友達でもあると思いますが、牧之原の西原市長や、あと、武雄市の樋渡市長、しょっちゅう投稿されております。そういう並みに自分の言葉で、自分の言葉で市長も投稿していただければ、まだまだ情報や行動が皆さんに知れ渡るのではないかなと、私は思います。はじめはやっぱり使い方はだれでもわからんとです。私もそうでした。もう2年ちょっとになりますが、最初は松岡議員に聞きながら、ああでもないこうでもないといってやっておりましたが、しかしそこで大体、そこで分かれるのが、それでわからずにやめる人と、もうそのままする人と、そこでやめずに続ける人、この二パターンに分か

れるようなんですけど。しかし、先ほど市長も言われましたが、使っていればもう自然と使いこなすと思います。実際、先ほども言いましたが、人吉で言いますと、年齢層の高い方が結構頻繁にされております。ぜひ第三者の人に限らず市長みずからされてみたらいかがかなと思っております。それがどんどん発信するのに一步でも近付くのではないかなと思っております。この件については、最後ですが、質問ではなくてです。

私も市長の個人アカウントに、松岡議員とともに、3月ぐらいに友達申請を出しております。しかしなかなか許可が下りないようでございます。私のほかにも友達申請を出している方は多分市民でたくさんいらっしゃるのではないかと推測しますが、ぜひきょうにでも確認していただき、無理にとは言いませんが、御承認いただければと思います。これで、フェイスブックについては質問を終わります。

次にマスコミの発言について、質問いたします。この件は、消防議会で一般質問とも私も考えたのですが、市民の方から反響が大きかったということもあり、そのときの新聞のマスコミの発言についてのみ、質問させていただきます。

3月19日付の人吉新聞で発言されている人吉下球磨消防組合での不祥事について、組合の体質自体が腐り果てているということにほかならないと発言をされていますが、その発言の真意についてお尋ねいたします。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

3月19日付人吉新聞で報道された人吉下球磨消防組合職員の不祥事に関する私の発言について、その真意とのことでございますが、まずもって、同組合議員であります村口議員も御存じのとおり、また後日報道もなされたとおり、この不祥事につきましては、同組合職員が市内の居酒屋などで大量に飲酒した後、酒気帯び運転し、その際に駐車場で停車中の一般市民の方のお車に衝突、その後、いわゆる当て逃げのまま自宅まで運転したという、極めて悪質な事案でございまして、当該職員は道路交通法違反酒気帯び運転の疑いで書類送検されております。また、当該職員は道路交通法違反に加えて、地方公務員法に抵触する非違行為があったとして、4月3日付で懲戒免職という最も重い処分となったものでございまして、懲戒免職は組合発足以来初めてのことでございました。

このように、地域住民の生命財産を守ることを本旨とする消防士が、一つ間違えば人命をも損なう重大な事故につながりかねない行為を引き起こし、地域住民の方々に多大な御心配と御迷惑をおかけしましたことにつきましては、同組合の管理者であります私といたしましては断腸の思いでございまして、ただただ住民の皆様方に深くおわびを申し上げる次第でございます。

また、人吉下球磨消防組合におきまして、今回の不祥事のみならず、ここ数年泥酔時でのトラブル、窃盗、免許証不携帯で救急車を運転するなど、若い職員の不祥事が相次いでおりまして、そのたびに管理者の立場において全職員に訓戒するとともに、再発防止策の実効に

ついても指示をしてきたところでございます。ようやく、昨年9月には第三者委員会が立ち上がり、コンプライアンスに関する規定も設けられ、4月からは職員教育なども予定されておる矢先の事件であり、そのことにつきましては、管理者である私のみならず、消防組合関係者一同、残念を通り越して暗たんたる思いになりましたことにつきましては、何卒御理解をいただきたいと存じます。

そのような状況の中で、3月19日付人吉新聞で報道された私の発言の真意についてでございますが、まさに報道された発言全文の内容のとおりがそのときの私の真意であります。この発言でも申しておりますとおり、これまでの不祥事のたびに全職員に嚴重注意を促してきたにもかかわらず、大事な節目の記念式典を延期せざるを得ないほどの重大な事案が起きてしまった。ということは、これが不祥事を引き起こした一部の職員だけの問題ではなく、人吉下球磨消防組合自身の組織体質に問題があるということ。ひいては、職員一人一人自分自身の問題であることに対して自覚がないということにほかならないということでございます。まさにどれだけ嚴重注意をし、対策を講じたとしても、いわゆる対岸の火事であったと。ぜひ他山の石としてほしかったと思います。

また、職員一人一人の問題への自覚がなければ、当然に問題の解決は、今後なされないのではないかと非常に不安も抱いているところでございます。そこであえて腐れ果てているという厳しい言葉を使わせていただきました。当事者である職員の中には当然憤慨された方もいらっしゃるかもしれませんが、職員一人一人が自分自身の課題として、強く問題に対する自覚を持っていただきたいと、今でも念願しているところでございます。自分は大丈夫から、一人称から君とともに周りの者と一緒にと、問題解決に取り組みたいという二人称、三人称にぜひ心を、意識を向けていただきたいと思っております。そして、組合管理者である私も含めまして、今後関係者が一丸となって原因を究明し、徹底した体質改善を行ってまいりたいと存じます。その一連からの発言であり、組合管理者としての私の真意でございます。

また、4月14日、18日の両日に分けて、私と45歳以下の職員百二、三十名だったと思いますが、今後の体質改善や意識改革などのさまざまな意見交換会を持ちましたが、その折にも居眠りをする職員もおおり、その居眠りしている職員を注意する周りの職員もおらず、この事件以後、このありさまではどのように改善改革の処方箋を書いていくのか、現在でも大きな脱力感を抱いているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 3番。村口隆議員。

○3番（村口 隆君） 市長のおっしゃるとおりとぼくは思うんです。私は今回職員に対して厳しく言うのは、トップの役割として至極当然だと思いますし、これは当たり前のことだと思います。ただ、ぼくがちょっと「うん」と思うのが、マスコミに向けての外向けの発言です。ですから内向き、例えばそういった会議とか朝礼とか、職員に向けての発言ならば、私

は大いにそういう厳しい言葉を投げかけてもいいと思うとですけど、これがマスコミを通しての外向きの発言となるならば、私はちょっとどうなのかなと思うとです。それはもちろんマスコミで新聞に載りました。ばあっと広がるです。そしたらやはり職員も言われると思うんです。そう言われるとは当然かもしれませんが、その中には一生懸命やっている職員もおるとです。ですから、私はこの件に関してはそこがちょっと疑問なんです。この件に関して、何で私が今回この一般質問で取り上げたかと言えば、市民の方が私にも言われてきました。

「まずは新聞報道で、まずは住民に対してトップとしての謝罪の言葉が先ではないか」と。また「自分がトップなのに、自分の組織に対してああいう腐った組織とか、そういう発言をマスコミに言うというのは、自分の統治能力がないのを表しているだけではないのか」と、そういう厳しい意見を言われた方も実際いらっしゃいます。実際は会見で謝罪はされているのかもしれませんが、それは新聞に載ってないだけかもしれませんが、政治家は結果がすべてですので、掲載されていなければ、もうそれまでだと思うんです。

また、4月5日付の地元新聞の社説にはこう書いてあります。もう読まれているかと思いますが、「数年来郡市民の信用をおとしめる人吉下球磨消防組合の不祥事、小紙には早く正確な報道をたたえる読者の声が届き、役目を果たせ安堵する反面、現場記者の心境は複雑だ。管理監督責任は別に、問題の対象はごく一部の職員、その他多数は日夜郡市民の安全確保にまじめに務めているからだ。問題が一連となる理由は、管理者の木を見て森を見ずとの認識こそ原因ではなかろうか。職員の問題行動に歯止めをかけ、住民の信用を回復するには、結局地道な活動以外ほかに道はないと思う。疑念より信念、非難より許容が先行する社会の実現には、やはりこの言葉が最適、私は君を信じている。」と、ちょっと最後の私は君を信じているにいくにはちょっと前文があるんですけど、そこは長くなりますので割愛しますが、そういった私もこの社説を見たときに、「ああ、なるほど」と思って、私も小さい組織ではありますが、ずっと野球というスポーツで組織をまとめてきております。やはりそういったことを考えても、いささかちょっと外向きの発言にしてはどうなのかなと思った次第です。この件に関しては、ちょっとまだ言いたいことがあるんですが、次の質問とちょっと関連しますので、最後にまとめて私の見解を述べさせていただきます。

次に、喫煙に関する考え方について、市長の考えをお尋ねします。全体的な質問に関しては、きのう村上議員が詳しく聞かれておりますので、きょうは少し重複するかもしれませんが、私なりの目線で質問をさせていただきます。

まず、昨今、喫煙者に対しては世の中は非常に厳しい時代になってきておりますが、喫煙に対する市長の考えをお尋ねいたします。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

御承知のとおり、私自身も言わずもがな愛煙家でございます。喫煙が健康被害をもたらすということは承知しておりますし、みずからの喫煙が周りの人々に受動喫煙という形で健康

被害を与えているのも事実でございますし、その被害者が第三者、家族にかかわらず、大いなる罪悪感を抱かざるを得ないわけでございます。ただ、喫煙がすべてにおいて悪い影響を与えているばかりではございません。例えば、村上議員のところでも御指摘がありましたけれども、市たばこ税という形で本市が3億円もの自主財源を確保するための原資にもなっておりますし、さらにはたばこ農家を支えることは言うまでもなく、結果農業所得の増につながり、最終的には市税の収入増につながっていくわけでございます。要は、喫煙による売上効果もあるわけでございます。それでも、健康被害をもたらすことのほうが医療費を高騰させる要因になっていることは紛れもない事実でございますので、昨今の傾向といたしましては、そういうとらえ方のほうが大きな課題であると認識しております。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 3番。村口隆議員。

○3番（村口 隆君） 私も否定しているのではなく、市長も言われたように、悪いことばかりじゃないということもわかります。人によっては、この精神を安定させるとか、ストレスを解消するとか、そういったこともあるのかなと思いますが、次に、これもきのうちょっと話に出ましたが、次に教育現場では、全面禁煙から分煙となりましたが、今の現状に対して、どう思われているかをお尋ねいたします。

○市長（田中信孝君） お答えします。

教育現場における喫煙につきましては、昨年6月の定例市議会におきまして、笹山議員の御質問にもお答えさせていただいております。昨年4月から実施の学校敷地内全面禁煙を決して否定するものではございません。要は、健康増進法25条の趣旨は、受動喫煙防止であり、そのための環境づくりを優先させて取り組みを行うということでございます。決して喫煙者を封じ込めるということではないということでございます。したがって分煙が基本となるわけございまして、国の省庁におきましても分煙のための環境づくりが進められているわけでございます。

同法の施行以来、本庁舎別館をはじめとする市の関連施設において、分煙体制を確立してきたことも、この法律の趣旨を重んじた結果ゆえの取り組みでございまして、禁煙者、喫煙者のいずれにも配慮をさせていただいたということでございます。教育委員会が目指している健康増進法に隠された狙い、喫煙を選択しないような環境づくり、児童生徒への喫煙防止教育の推進、教職員が喫煙する姿を見せないなどの義務的配慮には、私も十分承知、理解をしているところでございます。ただ、学校敷地内とはいえ、法律の趣旨を踏まえたやり方、敷地内禁煙、あるいは建物内禁煙、あるいは完全分煙、不完全分煙などがございしますが、教育委員会への検証のための追跡調査を指示したわけでございます。本年度、学校敷地内全面禁煙の見直しをさせていただきましたが、原則、昨年同様学校敷地内全面禁煙を踏襲しつつ、総合的な判断のもとに、2つの例外事項、教職員に限定し、喫煙を指定場所において許可と、

特定の学校行事に限定し、喫煙所を設置することを、許可を設けさせていただきました。

平成17年3月30日、名古屋地裁判決におきまして、喫煙は公共性や公益性のある行為とは言えず、1人の喫煙で多数が受動喫煙を受けないために、受動喫煙防止のための対策をとらなければならないと、まさしく分煙の根拠を裏付ける判決も出ております。我が国が法治国家である以上、やはり法を遵守した取り組みであるべきだと私自身思っております。

以上、お答えします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 3番。村口隆議員。

○3番（村口 隆君） 私も学童野球で市民グラウンドが取れないとか川上球場が取れないときは、小学校を利用させていただいております。もちろんコーチ、保護者の中に喫煙される方もいらっしゃいますが、やはり、私は喫煙しませんのでよくわからないのですが、やはりそこが私たちにとっても非常に一番ネックといたしますか。自分で携帯灰皿を持ってきておられる方は外に出て吸われるんですけど、やはりなかなかそういったところがきちっとまだまだ徹底してないのかなと自分でも感じているところでございます。

次に公共の場、学校とかじゃなく、公共の場での喫煙に対しての市長の考え、そして市長の行動、そして市長の配慮についてお尋ねいたします。

○市長（田中信孝君） お答えします。

公共の場での喫煙に対して私の考えは、先ほど申し上げましたとおりでございます。愛煙家の方、私を含めて吸わない方に悪影響を与えないような思いやりを持っていただきたいと存じますが、今回の教育委員会、学校現場での方針を踏まえて、私自身今後ルールとマナーを心に刻み、お手本となるよう自分を律していかなければならないと思っております。

以上、お答えします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 3番。村口隆議員。

○3番（村口 隆君） 今、行動をお聞きしましたが、もう少しちょっと詳しく聞きます。市長はこの庁舎ではどこで喫煙をされているのでしょうか。

○市長（田中信孝君） お答えします。

市長室の換気扇の下でございます。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 3番。村口隆議員。

○3番（村口 隆君） 市長室は喫煙可能な場所なのでしょうか。お尋ねします。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

平成19年当時、3階と1階で私も喫煙をいたしておりましたけれども、当時の総務部長から、市長が1階と3階で喫煙をするのはいかなものかということで、市長室の換気扇の下、そこで吸うように許可をいただいたところでございます。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 3番。村口隆議員。



○3番(村口 隆君) 総務部長の許可ということですが、そこはまた後で見解を述べます。

今まで、市長の喫煙に対しての行動や配慮について聞きました。最後に、先ほど私が質問したマスコミでの発信について、私はこれをまとめて見解を述べさせていただきます。

平成26年4月26日、人吉下球磨消防組合の退職者慰労会が市内のホテルで開催されました。私もそこに出席し、市長とは同じテーブルでした。すると市長は、堂々とそのテーブルで喫煙を始められました。消防職員の中にももちろん喫煙者はいましたが、職員は全員当然ながら会場外の喫煙所に行って吸われておりました。それはなぜか、公共の場の常識だからと私は思います。私はその日、次の予定が入っていたため、その場では飲酒をしておりませんでしたので、冷静にその光景を見ておりました。市長が1人会場で喫煙する姿を見て、明らかにげんな顔をされている職員さんもいらっしゃいました。私は飲んでいませんでしたので、市長に対して注意すべきだなと思って、注意しようかとも思ったんですが、市長がアルコールが入っておられるということと、お祝いの席ですので、どうかなと思いながら、私も注意せんやったのも悪かったですけど。ただその光景を見たときに、私はこれはだめやろうと正直思いました。あれだけマスコミに組合の体質自体が腐り果てていることにほかならないと、職員に対して厳しい言葉を発言しているのに、公共の場で堂々と喫煙をする姿に、自分はそれでいいんですかと、説得力ないですよと、私はそのとき正直にそう思いました。恐らくそこにいた消防署の職員も、そう感じていたのじゃないかと思います。あそこは、やはり私は無理してでも会場外で、喫煙所で吸うべきだったと思っております。

また、私はそのときに著名な野球選手が学童野球の指導者に対して今訴えられている言葉を思い出しました。これは市長に言っているんじゃないんです。これは思い出したということです。「自分に甘く、そして優しく、子供たちに厳しい指導者は要らないですよ。たばこを吸いながらミーティングをするのはやめてくださいよ。練習中にたばこすら我慢できない弱い人に何が指導できるんですか。自分に甘い人が子供たちに何を指導するんですか。不思議ですよ。子供たちを指導する前に、だれかに指導してもらってください」と、これは著名な野球選手ですけど、という言葉そのとき思い出しました。

決して、私は喫煙を否定しているのではありません。この野球選手の言葉も喫煙を否定しているものではないと思います。私はこの野球選手の言葉の裏には、トップに立つ者みずから襟を正さないとトップに立つ資格はありませんよと言われている言葉だと思います。市長室でも総務部長の許可を得て吸われているということですが、私はそういう姿勢こそが、消防職員にそういう姿勢が見えることこそが、さっき言われた居眠りとか不祥事がなくなる原因の一つだと、私は強く思います。これはあくまでも私の見解ですので、市長はどう思われるか、それこそ市長の政治姿勢だと私は思います。一般質問も、きょうを終え、任期まで残り3回となりました。最後まで是々非々を貫き、私の座右の銘でございます「義を見て

せざるは勇なきなり」で、最後まで貫きたいと思います。

そういった、今、私の市長に対する、消防署職員に対する私の見解を最後に言いましたが、それを聞かれて、市長の見解をお聞きします。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

確かに自分に甘い点は反省し、今後律していかなければいけないと思っておりますが、熊本市内のホテルでも、そして人吉市内の一部のホテルでも、主催者が会場内で喫煙を許可する場合は灰皿を持って、そこで喫煙をしていいという、そういうルールがございます。よって、同じ会場でも主催者が喫煙を禁じるというときは、当然部屋の外で私も吸わせていただいているところでございます。その点は誤解を解いておきたいと思っております。

いずれにしましても、おっしゃるとおり、市のトップとして、しっかりと自分を、御指摘のとおり律してまいりたいと思っております。御指摘ありがとうございました。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 3番。村口隆議員。

○3番（村口 隆君） 済みません、繰り返しになりますが、主催であろうが何であろうが、消防組合の職員はみんな外で吸いよるとです。明らかに、例えば消防組合の職員が、そこでみんなが主催者で吸っているのであるならば、私はそれでいいかと思っておりますが、またその前に、さっきも言いましたように、そういう発言がその前段にあると、そういったことを考えれば、私はその姿勢がだめでしょうということでございます。

これで、私の一般質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（永山芳宏君） ここで、暫時休憩いたします。

午後2時24分 休憩

午後2時38分 開議

○議長（永山芳宏君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

10番。川野精一議員。

○10番（川野精一君）（登壇） 皆さん、こんにちは。10番議員の川野精一でございます。今回の一般質問は成長戦略についての項目一項目通告させていただきました。

人吉ハラル促進区をコアとした地域産直・広域ネットワーク及びツーリズム構築事業についてでございます。ワールドカップの大会がもうまもなく日曜日に初戦をコートジボワールと日本が迎えるわけですけれども、2020年にはいよいよ東京オリンピックの開催が決定となり、日本はさらに国際化していくものと思っております。2020年にはイスラム教の方々の総人口が約20億になるという話もございまして、この成長戦略において、イスラム教徒の方々、ムスリムと申しますけど、ムスリムの方々の日本への来日というのもどんどんふえてくると思います。その中で、成長戦略において5月29日に認定を受けました地域活性化モデ

ルケースと、3月28日に安倍首相の認定を受けました地域再生計画、この当たりのことを、選定までの経緯と事業内容の説明について伺いたいと思います。

○総務部長（中村則明君） お答えします。経緯と事業内容の説明となりますので、少々お時間をいただくことになるかと存じますが、よろしく願いいたします。

今回の選定までの経緯でございますが、まず正式な候補名を地域活性化モデルケースと申しまして、国におきましても初めての試みと言われております。今回のモデルケース選定に際し、国の基本的な考え方ですが、成長戦略の改定に向け、これまでの施策の成果が実感できない地方に対して、新たな活力ある地域づくりのためのビジョンを提供し、その具体化を図ることにより、経済成長の成果を全国津々浦々まで行きわたらせることが目的でございます。具体的には、地方が直面しております地域産業の成長、雇用の維持創出という共通課題について、地方と政府が一体となった取り組みを推進することが必要であることから、地域産業を総合的に改革する取り組みを行うモデルケースを選定し、関係する省庁は関連する施策等を取りまとめて、分野横断的かつ省庁間の垣根を超えたプラットフォームという形を構成し、ワンストップで政策パッケージ化することで、最大限支援するものでございます。

また、産学金官が連携して先進的プロジェクトとして実現化を図ることで、最近の言葉で申します、いわゆる見える化するものでございます。類似のものとして、地域再生計画というものがございまして、こちらにつきましても、今回提案した内容とほぼ同じ内容で、すでに計画認定を受けております。相違点としましては、こちらのほうは、地域再生法という法律に基づいた計画の認定を受けるものでございまして、受けることにより、既存の支援制度を優先的に活用することができるものでございます。

一方で、地域活性化モデルケースにおきましては、成長戦略の改定に地方の声を反映させることを目的としておりまして、関連するさまざまな法律を横串で通し、さらに関係各省の課長級で構成される政策対応チームが実際に現地へ赴き、本市の場合には人吉市に来ていただきます。現地へ赴き、選定されたモデルケースの具現化に向けた実務にあたるという点で、より分野横断的に、かつ省庁間の垣根を超えたワンストップサービスの提供が実施されるという特徴がございます。また支援を後押しする実務体制としまして、必要に応じて、内閣総理大臣も出席のもと、モデル選定自治体の首長と、単なる財政支援に終わらない地域全体の社会、経済構造の変化につながる要望について、膝詰めで議論する場も予定されているようでございます。

選定までの経緯をより詳細に申し上げますと、ことし1月から成長戦略の改定に向けた地域活性化の推進について、内閣官房長官を議長とする関係閣僚会合が国において数回開催され、3月25日から7月21日にかけて、当該モデルケースの提案公募が始まったところでございます。その後、評価者となる地域活性化担当大臣と有識者による十数名からのワーキングチームを発足され、全国135件の応募の中から、一次審査となる書面審査が行われたところ

でございます。その結果、65件の提案が、二次審査となるヒアリングの対象として選定され、5月15日に内閣府におきまして、市長みずからがヒアリングの場で本取り組みのプレゼンテーションを行ったところでございます。

その後、三次評価となるワーキングチームによる選定推薦案が示され、5月29日に関係関係僚会合の場において、最終決定された33件のモデルケースのうちの一つとして選定の通知をいただいたところでございます。

次に事業内容の説明でございますが、主に熊本・宮崎・鹿児島県にまたがる南九州の広域ブロックにおいて、肥薩線といった歴史文化的価値、天然温泉といった豊富な自然環境観光資源、これに畜産牛に代表される南九州の豊かな農林水産物・食材等の地域資源を組み合わせたニューツーリズムを構築するものでございます。特に食品及び観光面におきまして、世界人口の4分の1を占める16億人が存在しているムスリム、イスラム教徒の方でございますが、ムスリムの中でも成長著しい東南アジア諸国を中心としたハラール市場を視野に入れ、国内在住ムスリム及び留学生等々のネットワークを活用し、さまざまな情報を収集することで、いかにしたら満足のいくおもてなしが提供できるかという考え方にに基づき、訪日旅行社及び国内居住者向けの持続可能なニューツーリズムをパッケージ化することで、九州統一のブランド化と広域ネットワーク化を確立するものでございます。

そして、食品加工基地となりますセントラルキッチンをはじめとするおもてなしの拠点化の形成を図るなど、まずはインバウンド、いわゆる観光客の誘致でございますが、インバウンド施策を促進するものでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 10番。川野精一議員。

○10番（川野精一君） 御説明ありがとうございました。全員協議会で資料をいただき、いろいろ御説明いただいた中でも、また詳しく説明をいただきまして、ありがとうございます。

その中で、いただいた資料とか、これまでにいろんなムスリムの勉強をさせていただきましたので、その中でいろいろと出てきた部分を、また御質問なりさせていただきたいと思っております。ただ、今回の選定を国によっていただきましたことは、人吉にとってはすごくいいことだと感じています。人吉だけじゃなく、今回の計画に入っています南3県、そしてもちろん球磨地域に関しても、これは素晴らしい吉報だと私は考えております。また、イスラムの文化を正しく理解することによって、そこに交流が発生して、それがまた、子供たちの教育にも生かされるようなことがあれば、これはまたその分野で新たな芽生えをもたらすと考えます。今回の認定は本当によかったと思うところでございます。

その中で、今回の認定に、今回の事業を推進するに当たり、挙げられる、想定される課題とか問題点とかにつきまして、質問したいと思います。

○総務部長（中村則明君） お答えいたします。

事業を推進するに当たり、課題、問題点といたしましては、まず観光地ビジネスの創出という観点から、最近ではマスコミ報道等におきましてもハラールという言葉も頻繁に耳にするようになり、施策の一つとして本格的に取り組む自治体や各種団体もふえてきているようにございます。本市におきましても、昨年、一昨年と国の補助金を活用し、ハラール市場の研究を他の地域に先がけて進めてきたことにより、先見性、優位性はあると考えております。しかし、このハラール市場をターゲットにしたビジネス創出拡大といった点におきましては、まだまだノウハウや知識が不足している現状にございまして、観光地域ブランドとして確立するための戦略戦術も未策定でございます。

また、本事業は熊本、宮崎、鹿児島、南九州3県にまたがる取り組みでありますため、本圏域にまたがる自治体や関係者による広域連携ネットワークの形成が不可欠と考えておりますが、完全なネットワークの形成までには至っていないのが現状でございます。今後、合同研究会やセミナー等の場を通して連携を図る必要があると考えております。さらに、最も大事な課題、問題点としましては、今回の提案はハラール市場を視野に入れた肉用牛畜産農家数が全国上位2位を占める鹿児島県及び宮崎県とともに、南九州の畜産と農林業の潜在力を生かした6次産業化の推進やブランド化を見据えた取り組みでございまして、牛を屠畜する際にイスラム法にのっとりました特殊な手法が必要となります。屠畜をする方は一般的にスローターと呼んでおりますが、現在その方々が日本国内において就労する際に期間的な就労規制を受けている現状にございまして、就労ビザの規制緩和等の制度的な課題があります。そのほかにも将来化粧品関連分野も視野に入れた場合の薬事法等の規制の問題など、さまざまな課題も想定されます。

今後、このように想定される課題や問題点をモデルケース選定団体が抱えている地方共通の課題として整理を行い、国に対して社会経済構造の変革や制度改正につながる要望となるよう調整を図ってまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 10番。川野精一議員。

○10番（川野精一君） さまざまな課題もあるようでして、それを一つずつクリアしていかなければいけないと思いますが、何よりも国の選定を受けたということが、その課題の克服をやりやすくするのではないかなと考えております。国の選定の中で、いろんな、先ほどのスローターさんのビザの問題とかございます。今ビジットジャパンという形でアジア圏から、全国からですけれども、お客様を呼ぶときのビザの免除等、そういったものもどんどん進んでいるところでございます。就労ビザをきちんと取れるような形も、また国に対して要望していく必要があると思いますし、南九州の畜産業界が今回の事業によって活性化するような、そういう期待も思っているところでございます。

次に、これからの展開につきまして、観光ツーリズム、イスラム文化をどのように市民の

皆さんも含めてですが、伝えていくか、その手法等について質問いたします。

○総務部長（中村則明君） お答えいたします。

事業推進に向けてのこれからの展開でございますが、最も大事な点は本市内をはじめ、南九州に位置する地域において、いかに一丸となって国内及び国外からの来訪者を受け入れるための体制を構築するかという点が鍵だと考えております。そのためにはそこに住んでいる住民のイスラム文化に対する理解が必要不可欠でありますし、イスラム圏からの観光客を受け入れるホテルや旅館業者、飲食業者、旅行業者の方々に対しても、受入体制に対する熟度というものが必要になってくると存じます。

そこで、観光及びツーリズムにつながる施策として、まずはハラール市場にも対応した文化や自然、それに食品等の本圏域に存在する地域資源を最大限活用したアウトドアニューツーリズムを一つのパッケージとした新商品開発を進め、同時に広域観光連携プロモーション活動を展開してまいりたいと考えております。

具体的には、先ほど議員も質問の中でおっしゃいました国の支援措置の一つであります訪日旅行促進事業、ビジットジャパン事業等を活用することで、主にイスラム圏に対して九州を訪れる外国人観光客を呼ぶための南九州一体となった広域連携による情報発信等のプロモーション活動の強化・拡大に努めてまいりたいと考えております。

また、受入体制の構築といった点におきましては、最近の新聞報道によりますと、熊本県内では、イスラム教徒旅行者向けに対応している施設はわずかに3施設であり、九州7県のうち2番目に少ない状況にあります。本市におきましても、すでに市内のホテル、旅館業者に対して受入体制に係るセミナーを実施した実績がございます。今後、東南アジアからの観光客はふえてくることが予想される中、イスラム教徒への理解促進とさらなる受入施設の掘り起こしが必要と考えております。

そのためにも、今年度以降におきまして調査研究の過程で構築された留学生の方とのネットワークを活用したモニターツアー等によるテストマーケティング等セミナーを引き続き開催する予定であります。このような地域の取り組み関係者との接点を確立することで、新たなハラールメニューの開発、ガイドラインの作成等の取り組みを加速させ、受入体制構築の向上を図ってまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 10番。川野精一議員。

○10番（川野精一君） はい、ありがとうございます。

受け入れに関して、熊本県内ではイスラム教徒旅行者向けに対応している施設はわずかに3施設ということでございます。確かにそうでございます。イスラムのお客様、いわゆるムスリムのお客様をお迎えするに当たり何が必要なんだろうと、最低限必要なものは何だろうと思ひまして、先日、それこそ役所の方に仲をとっていただきまして、熊本の黒髪にありま

す熊本イスラミックセンターのオムルザク・ミエルさんという方にお会いしてきました。この方は熊本大学の特任助教授でいらっしゃるしまして、日本語も流暢で、そのほかにムスリムの方があと4名様お見えになりまして、30分ほどでしたがいろいろお話を聞きました。その中で、まず食事をどうにかしてほしいと。日本には四季があって、料理も日本食というのはおおむねムスリムの方々に受け入れられる食事であると。ただ、やはり食べられないもの、ハラームのほうです。ハラールは食べられるほうでハラームは食べてはいけないほうの、ハラールをきちんと実践していただければ温泉に来ることも、要は皆さんと裸のつきあいはなかなかできないんですが、その方だけの家族風呂とかいう形があるならば、温泉も大好きだというお話でした。観光地としての魅力は十分に持っているので、まず食事をどうにかしてほしいという御意見がありました。

その食事の認可の方法ですけれども、皆さん御存じだと思います。ゼンカイミートさんがインドネシアの認可を受けていらっしゃいます。MUIという多分認可だったと思います。ほかにも、このハラール食品の認可をるところはたくさんありまして、これが法人だったり個人だったりたくさんあります。ただ、取ればよいという部分でもありませんし、一つはブランド化しているというところもございます。ただ、私たちが一番できやすいのは、熊本市にある熊本イスラミックセンターとムスリムフレンドリーという立場をつくるのが一番手取り早いんだと思います。ムスリムフレンドリーといいますのは、そのモスクの方々の、そこに住んでいるイスラムの方々のお墨付きをいただくことでございまして、いわゆるモスク・マシドというところでもございますけれども、ハラールの信頼に足ることが証明されることが必要でございます。まず、その辺からムスリムフレンドリー、それと私たちの交流を通じてのフレンドリー、本当の意味でのフレンドリー、これを構築していくことが一番最初のことなのかなと考えております。

続きまして、本事業について、これからの課題の点でございますけれども、経済面で企業誘致に関しまして、企業誘致の見込みについてお尋ねいたします。

○**経済部長（松田知良君）** 皆様こんにちは。これからの課題ということで、今、企業誘致についてでございますけれども、お答えいたします。

今回、本モデルケースが採択されたことに伴い、国においても経済成長戦略の一つといたしまして、各省庁横断的な予算措置、また優遇措置が展開されるものと、大きく期待しております。このことは、ハラール食品に関心を持つ企業の進出をはじめ、それらに付随する食品加工業や物流業の集積等を後押しするものと感じております。

つきましては、この採択を絶好の機会ととらえ、農業、畜産が盛んな南九州の交通拠点都市の強みを生かし、関係団体の協力を仰ぎながら、県が推進するフードバレー構想と連動し、食品関係製造業の企業誘致をより重点的に展開してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 10番。川野精一議員。

○10番（川野精一君） 国も横をこう取っ払って、省庁を取っ払ってやると言っているわけですので、人吉市も横を一緒になって、全庁一体で進めていただきたいと思いますし、これは本当念願でございます。中核企業用地、ここに企業が来てくれること。今までさまざまに一般質問等も出ましたし、スポーツ用地からまた工業用地への転用という形で審査・審議もされてまいりました。ここに企業が来て、そして就職などができて、子供をつくれる、そういう定住人口もふえていく、そういうことが人吉市を活性化させる何よりも一番のことだと思っていますので、ぜひとも、この企業誘致には成功していただきたい。また、それができる認定をいただいたということで、経済部長も声を大きくして言っているんじゃないんですか。はい。本当、私としてはもううれしいんです。今までの経緯を、まだ議員で7年ちょっとですけど、その中でやっぱりいろいろありました。その中で、あの用地が、あの用地に企業が来てくれること、それが念願でございます。以前、県南フードバレー構想の一般質問させていた中で、高校生がそこに勤めれるような、外に行かなくてもできるような、そういう施設ができると、本当に若い子たちも一生懸命勉強して未来に向かって頑張っていけるものだと思っています。どうぞこの点は、ぜひとも成功させていただきますように。そしてまた、観光の分野という形では、一緒になって頑張っていきたいと思っていますので、どうぞよろしく願いいたします。

続きまして、今後の財政的支援の見込みについてお尋ねいたします。国からの財政的支援はどのようなものが考えられるのか、質問いたします。

○総務部長（中村則明君） お答えいたします。

現時点では、税、財政上、金融上の具体的な支援メニューというものは明らかになっておりません。今後予定されております政策対応チームのヒアリングを経て浮かび上がった課題を解決するために、法律改正を含めた支援策が実現するものと考えております。

なお、今回のモデルケースのミッション、目的は地方の力で日本の元気を取り戻すことであり、そのビジョンとして成長戦略の成果を全国津々浦々まで届けることとでございます。その結果といたしまして、高齢化、人口減少の進む地域の実情を踏まえ、産業の担い手の育成及び確保、産業育成のための地域の資金の活用など、多面的な取り組みを推進することにより、地域で人・物・金を動かし、地域経済の好循環の実現と新規産業及び既存産業の雇用の創出維持が期待できると考えております。

したがいまして、議員質問の中でも熱く言われておりましたとおりに、全職員一丸となって、まずは課題の抽出と整理に取り組んでまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 10番。川野精一議員。

○10番（川野精一君） 現時点ではまだ具体的な支援メニューは出てないということですね。



ども、今後出てくると思います。出てこないとおかしいです。百何十件も申請があった中で、33件だけが残ったと。この残った中に、うれしいことに私たち市政クラブが研修をさせていただいたところがたくさんあります。こういった、ともに頑張っている自治体の中に、人吉市が入っているということ、これは本当うれしいです。恐らくは事務方の皆さん本当に苦労されて申請されたことだと思います。市長もプレゼンテーションで熱弁を振るわれたと伺っておりますし、そのお話もまた聞いてみたいなと思っています。本当にうれしいことだと思いますので、今後の支援策、十分に活用していただいて、ぜひとも実現をよろしくお願ひしたいと思います。

最後に、市長に思いを述べていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。この事業にかけます私の思いというものを述べさせていただきますと存じます。

まずは、本市の置かれております現状分析からお話ししますと、本市の人口は一貫して年間400人ずつ右肩下がり減少しており、現在は3万4,500人でございます。今般新聞報道で示された消滅可能性自治体の一つにも掲載されたところでありまして、このまま単純計算いたしますと、90年後には人吉の人口はゼロとなる計算でございます。また、若年層の雇用減少が生産年齢人口減少の大きな一因となっていることから、企業誘致や事業立ち上げによる持続可能な雇用の場の確保への取り組みが求められているところでございます。

平成19年に市長に就任させていただいて以来、関東から九州各地までを業種にこだわらず企業誘致に奔走してきたわけですが、結局、他の地域に青い鳥というものを発見することはできなかったということでございます。そこで、2年前に原点に立ち返り、本市と南九州3県の地域資源の特色に着目をし、それを活用した産業を展開していこうという思いに至った次第でございます。青い鳥というのは、実は自分の足下にあったというあの童話のとおりでございます。

そこで、今回の地方成長戦略モデルケースの全体構想をより具体的にお話しいたしますと、まず、なぜ人吉市を中心とした南九州3県にまたがるハラール促進事業かと申しますと、世界人口の4分の1を占め16億人と言われるイスラム圏の中でも、特に成長がめざましい東南アジア諸国を中心としたハラール市場というものに着目したわけですが、その理由としまして、本市を含め鹿児島、宮崎、熊本の3県は、全国の中でも最も生産性の高い畜産県であることが一つでございます。二つ目に、日本初のインドネシアのハラール認証を受けたゼンカイミート株式会社が隣接地域に存在していること。三つ目に、内閣府の地域再生計画の認定をすでに受けていること。これらの三つの要素がそろっていることが一番の理由でございます。

これらを柱としまして、南九州の畜産と農林業の潜在力に光をあてた6次産業化の推進や地域ブランド化といった取り組みを進める自信を深めたところでございます。

そこで、南九州3県の地域資源を生かした事業の具体的な構想でございますが、まず、一つ目の構想としまして、熊本、宮崎、鹿児島を縦貫する鉄道として、産業遺産を有する肥薩線には、工業デザイナーである水戸岡鋭治氏デザインの観光列車SL人吉や、いさぶろう・しんぺい号が走り、同じく田園シンフォニーを有するくま川鉄道や日本三急流を利用した球磨川下り、3県に点在する天然温泉といった豊富な自然環境資源、さらには九州では本市が唯一の活動ポイントであるラフティング、また宮崎、鹿児島両県にまたがる霧島連山のトレッキングなどのアウトドアを活用したニューツーリズムを構築するものでございます。

二つ目の構想としまして、本市は、食品や化粧品等において他の地域に先がけて、平成24年度から内閣府の補助金をいただき、東南アジアを中心とした成長が大いに期待できるハラル市場の調査研究を行うとともに、国内在住ムスリムや留学生の方々に、我々が持つ地域資源を提供させていただき、さらにそのネットワークを活用し、さまざまな情報を収集することで、いかにしたら満足のいくおもてなしが提供できるかというマーケットインの考え方に基づき事業展開をすでに図っております。このことは、先導性が高いものと考えております。

さらに強みといたしまして、地域資源を生かしたハラル促進区を実現するために、平成26年3月に内閣府の地域再生計画の認定を受けており、ハラル市場への広域連携プロモーション強化事業等に対して、国の支援措置を受けることも可能となったわけでございます。

以上の観点や地域資源を複合的に組み合わせ、九州沖縄地方産業競争力協議会において示唆されております産業戦略のうち、農林水産業、食品及び観光といった成長戦略に寄与するとともに、この二つの構想が他の地域への横軸的な展開が可能となるような先導的モデルケースとなり得ると考えたところでございます。

そこで、将来を踏まえた事業の展開でございますが、最初のステップとして、ハラルビーフ等の食品をはじめとしたハラルフードと、南九州の豊かな食資源、さらには肥薩線、ラフティング、トレッキング、サイクリングといった地域資源を最大限活用したアウトドアを組み合わせ、インバウンドに意識を向けたニューツーリズムの商品開発や南九州に位置する近隣自治体とスクラムを組むことで、市圏域を超えた広域観光連携プロモーションを推進することになり、地域産業の成長と新たな雇用の創出を図るものでございます。

次のステップとしまして、インバウンド対策として、イスラム圏の方々との信頼関係をベースに、ムスリムフレンドリーといったサービスを展開することによって、留学生等の国内在住ムスリムの方々に我々の地域資源のファンになっていただきたいと考えております。そのことにより顔の見えるネットワークをつくり上げ、九州の地域特性を生かしたニューツーリズムを確立し、受入体制を構築いたします。

2020年の東京オリンピック、パラリンピック大会に合わせて、訪日するムスリム向けに世界最高水準の和食による日本流のおもてなしを提供できる地域として、先陣を切ってまいり

たいと考えているところでございます。

ハード面においては、中核工業用地を活用した本市内に、熊本、宮崎、鹿児島 の 3 県にまたがる南九州の物流拠点となるハラール対応のセントラルキッチンの形成を考えているところでございます。このセントラルキッチンの形成によって生産された加工食品は、全国のホテル、飲食業へ提供が可能となり、さらに国内外へ向けてショーウインドウ効果を発揮することで、将来的には主に食品や化粧品の輸出を視野に入れたアウトバウンド戦略に弾みをつける計画でございます。

以上の取り組みを推進することで、農業の 1 次産業を 6 次産業に押し上げることができま  
すとともに、3 県にまたがる自然環境を活用したニューツーリズムの展開が、東京オリンピック開催等に伴う来訪者の東京など大都市への一極集中を緩和し、受入体制が確立された  
オール九州、さらにはオールジャパンでの観光立国の実現が期待できると考えております。

つまり、地方都市の受入体制が南九州でも可能なものとなり、より現実的に全国的な波及  
効果が期待できると考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、10 番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 10 番。川野精一議員。

○10 番（川野精一君） ありがとうございます。心強い表明をいただきました。

今日本で、このハラールの認証を取得した大手企業として、来るか来ないかは別ですけど、  
キューピーさん、味の素さん、ヤクルトさん、大塚製薬さん、熊本にはゼンカイミートさん  
だけ、このビッグネームの企業がこの中核工業地に来たら、本当にもうすごいことです。ぜ  
ひとも、セントラルキッチンも構想も含めてですが、企業誘致を成功して経済効果を上げて  
ほしいと思います。地域の経済の発展なくして定住人口の増は絶対見込めないと思います。  
働ける場所が絶対必要なんです。外から人を呼ぶ施設も必要です。私は鉄道ミュージアムへ  
の投資は間違っていないと思いますし、あれだけの国からの予算を引っ張ってくるというこ  
とは、なかなか難しいと思います。G 空間も含めて横軸の連携を図っていただいて、選択と集  
中、今何を選択し何を集中すべきか、まさしくこれだと考えております。

ちょっとまとまりがつかなかったんですけども、市長の意気込みもお伺いできました。  
ぜひとも実現に向けて、全体一丸となって頑張ってみましょう。

以上で、一般質問を終了します。

○議長（永山芳宏君） ここで暫時休憩いたします。

午後 3 時 20 分 休憩

午後 3 時 35 分 開議

○議長（永山芳宏君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、12 番」と呼ぶ者あり）  
12 番。西信八郎議員。

○12番（西信八郎君）（登壇） 皆様こんにちは。12番議員の西信八郎です。本日は傍聴席のほうに明日の人吉球磨を考える議員連盟の同僚議員が来ておりますので、いつも以上に緊張をしているところでございます。

6月4日の熊日紙面に嬉しい記事がありましたので御紹介をしたいと思います。JR九州は3日、昨年10月からことし3月に実施した熊本県の観光キャンペーン「どっちゃん行く？熊本」の人気投票の結果を発表しました。地域別では人吉が天草や阿蘇を抑えて最も支持を集めました。人気投票は県のPRキャラクターくまモンとJR阿蘇駅名誉駅長くろちゃんの対決方式で実施され、観光列車、温泉などのテーマでくまモンが熊本と人吉、くろちゃんが天草と阿蘇のお勧めを紹介し、ホームページで投票を募りました。期間中、延べ約18万8,000人が投票をし、人吉は観光列車「SL人吉」、食「ウナギ」、温泉「人吉温泉」、パワースポット「市房山の杉」の4テーマで1位、天草は体験列車「化石発掘体験」と、歴史「崎津天主堂」、阿蘇は自然「草千里」でトップだったということでございます。当キャンペーンは一昨年の九州北部豪雨災害からの復旧をアピールしようと、JR九州が県、県観光連盟と実施したものであるということでございました。

通告に従いまして、一般質問をします。内容はまず、1項目め、農業関係としまして、人・農地プランの課題について、経営所得安定対策について、新たな農業・農村対策について。2項目めに教育関係としまして、ほめる教育の推進について、自治体間の教育連携について。3項目めに財政関係としまして、税務共同化組織の設置についてであります。

では、農業政策について質問を進めてまいります。人・農地プランにつきましては、定期的に議会におきまして一般質問させていただいているところでございますが、前回質問しました平成25年9月議会の質問の折、挙げていただきました課題。一つ目に、農家の方々の人・農地プランへの認識の低さ、二つ目に、人・農地プランにおける農地に関わるプランの策定、三つ目に、地域の中心となる経営体の現在の経営規模と労働力確保との関係、四つ目に、人・農地プラン検討委員会の増員、この四つの項目を踏まえまして、その後進捗状況はどのようになったのでしょうか、お尋ねをします。

○経済部長（松田知良君） お答えいたします。

平成25年9月定例会市議会の人・農地プランの課題として、四つの課題について、その後の進捗状況はどの御質問でございますが、一つ目の課題といたしまして、農家の方々の人・農地プランへの理解度が低いということでございますが、農業委員会、農家振興組合、JA等と協力連携を行い、農家振興組合長協議会などの会議や研修、営農座談会、人・農地プランの話し合い等の場を活用いたしまして説明を行ってまいりました。また、パンフレット等も活用いたしまして、農家振興組合長を通しまして、全農家へ配布を行いました。

二つ目の課題でございますが、人・農地プランの農地につきましては、昨年9月に農地水田の意向調査を実施いたしました。その調査を踏まえまして、本年3月に、地域の中心とな

る経営体の農地とその意向調査で、高齢化による自作農の取りやめや農作業を全部委託したいと考えておられる方の農地を図面に色分けし、5地区、人吉、中原、西瀬、藍田、大畑におきまして話し合いを行ったところでございます。

三つ目の課題の、地域の中心となる経営体の現在の経営規模と労働力確保でございますが、平成25年度におきまして、二つの集落が中山間直接支払制度を活用して協定を結ばれたことから、集落営農組織への取り組みの機運が高まってきております。また、県の農地集積加速化事業の重点地区に指定されました中神町大柿地区におきましては、本年度に入りまして農地の所有者と利用者による利用調整を行う営農改善組合を設立され、生産組織である集落営農組織も設立されております。

四つ目の、人・農地プラン検討委員会の構成委員の増員でございますが、ただいま説明をさせていただきましたことを踏まえまして、検討事項がふえてまいりました。そこで、各地域の状況をさらに詳しく検討・審議していただき、人吉市の人・農地プランをよりよいものにするために、今回補正予算で委員の5名増員分の予算を計上させていただいております。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 12番。西信八郎議員。

○12番（西信八郎君） 一つ目の課題につきましては、人・農地プランの周知が図られ、徐々に理解が進んでいるということでございます。また、二つ目につきましては、農地に関わるプランを5地区、人吉、中原、西瀬、藍田、大畑で検討して進めているということでございます。3点目につきましては、集落営農組織の取り組みの機運が高まり、中神町大柿地区では農地の所有者と利用者による利用調整を行う営農改善組合と集落営農組合が組織されたということでございます。四つ目としまして、検討委員会の構成委員の増員につきましては、本議会に5名の増員分の予算が計上されているということでございました。取り組みにつきましては、徐々に進捗をしているというところであります。

次に、今後の人・農地プランにつきましてはどのように取り組んでいくのか、お尋ねをいたします。

○経済部長（松田知良君） お答えいたします。

今後、人・農地プランについてどのように取り組んでいくのかとの御質問でございますが、3月に行いました5地区の話し合いの中で、校区を3から5の推計ごとの農地の団地に分けて話し合いを行っていくこととなり、さらに各校区ごとに5名ほどの方々が話し合いの世話人になっていただきました。また、その団地に入り作をされておられる農家の方々も含めて話し合いを行っていくこととなり、農繁期を外した8月に話し合いを行う予定になっております。中にはすでに自発的に話し合いを行われた地域もあるようでございます。

市といたしましても、5年、10年先を見据えた人吉市の人・農地プランを作成していくに当たり、県、農業委員会、JAくま、農家振興組合長連絡協議会、認定農業者連絡協議会な

どの関係機関と地域の方々とも連携を深めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 12番。西信八郎議員。

○12番（西信八郎君） 人・農地プランの取り組みとしまして、校区を3から5の農地の団地ごとに分け、世話人を中心に関係機関と連携して進めていくということであります。しっかりとした取り組みで進めていただきたいと思いますところがございます。

次に、平成25年度経営所得安定対策の実績はどうであったでしょうか。また、平成26年度の契約状況について、お尋ねをいたします。

○経済部長（松田知良君） お答えいたします。

平成25年度経営所得安定対策の実績と平成26年度経営所得安定対策の申請状況はとの御質問でございますが、まず、米の交付金のほうですが、平成25年度は232名で、平成26年度におきまして194名の申請があっております。また、水田活用交付金のほうは、平成25年度は234名で、平成26年度におきまして213名の申請があっております。全体といたしましては、平成25年度は延べ287名、平成26年度におきまして、延べ249名の申請があっております。また、申請者が減った要因といたしましては、高齢化による自作農取りやめや規模縮小、または営農組織での取り組みによるものでございます。

次に、交付金でございますが、主な作物についてお答えさせていただきます。まず、米の交付金でございますが、平成25年度は主食用米へ2,920万円の交付がされ、平成26年度におきましては約1,390万円の交付金額となる見込みでございます。また、水田活用の交付金でございますが、平成25年度は麦が183万円、飼料作物が3,563万円、飼料用稲が7,395万円、飼料用米が492万円、野菜や永年生作物である産地資金が「511万円」でございまして、合計で1億3,281万円の交付がなされております。平成26年度におきまして、麦が約178万円、飼料作物が約3,698万円、飼料用稲が約8,100万円、飼料用米が約435万円、野菜や永年生作物である産地資金は約656万円となっております、合計で約1億3,871万円の交付見込みとなっております。

以上、お答えいたします。

訂正させていただきます。先ほどの説明で、水田活用交付金の部分の、平成25年度で、野菜や永年生作物である産地資金が「571万円」交付されておると言わなければならないところを、511万円と言ってしまいました。申しわけありません、訂正をお願いします。

○議長（永山芳宏君） ここで会議時間を延長いたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 12番。西信八郎議員。

○12番（西信八郎君） 申請が少し減ったということで、要因といたしまして高齢化による規模縮小や離農、営農組織でまとまった取り組みというものでございました。

次に、平成26年度より、国における新たな農業・農村政策として、農地中間管理機構の創

設、経営所得安定対策の見直し、水田フル活用と米政策の見直し、日本型直接支払制度の創設の四つの改革が提示してありますが、この内容について質問いたします。

○**経済部長（松田知良君）** お答えいたします。

平成26年度より国における新たな農業・農村の四つの改革とはどのようなものかとの御質問でございますが、国におきまして、農林水産業地域の活力創造プランが策定され、農業を足腰の強い産業としていくための政策と、農業・農村の有する多面的機能の維持発揮を図るための政策を車の両輪として推進し、関係者が一体となって課題解決に向けて取り組むこととされました。

改革の一つ目といたしまして、農地の有効利用の継続や農業経営の効率化を進める担い手への農地利用の集積、集約化を加速させるために、農地中間管理事業の制度化が行われ、各都道府県に農地中間管理機構が設置されました。

二つ目につきましては、従来の経営所得安定対策について、一律の支払など構造改革にそぐわない面があったため、平成26年度から米の直接支払交付金や米価変動補填交付金について、工程を明らかにした上で廃止することになりました。一方、畑作直接支払交付金や米・畑作の収入減少影響緩和対策については、一律の規模要件を外し、意欲ある農業者が参加できるようにすることとされました。

三つ目といたしましては、米の直接支払交付金を見直すことにより、主食用米偏重でなく、麦、大豆、飼料用米など需要のある作物の生産を振興し、みずからの経営判断で作物を選択することができるようにし、生産調整を含む米政策も行政による生産数量目標の配分に頼らず、需要に応じた主食用米生産が行われるよう、環境整備を進めることとされました。

四つ目といたしましては、農業・農村の持つ多面的機能の発揮に対しては、地域政策として、日本型直接支払を創設し、集落コミュニティの共同管理等により農地が農地として維持され、将来にわたって多面的機能が十分に発揮されることを確保するとともに、規模拡大に取り組む担い手の負担を軽減し、構造改革の後押しを行うこととされました。これらの改革を進めていくために、創意工夫に富んだ農業経営者が存分にチャレンジできる環境を整備するとともに、地域一帯となって農業・農村の多面的機能を維持発揮し、食糧自給率の向上と、食糧安全保障を確立し、強い農林水産業をつくり上げることとされ、平成26年度より新たな農業農村政策が始められました。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○**議長（永山芳宏君）** 12番。西信八郎議員。

○**12番（西信八郎君）** 答弁にありましたように、非常に大きな改革であると思いますし、農家におかれましてもこの改革に戸惑われる方も出てくると考えますが、市としましては、それぞれの改革にどのような取り組み、対応をされるのか、お尋ねをいたします。

○**経済部長（松田知良君）** お答えいたします。

今後、市としてはどのように取り組んでいくのかとの御質問でございます。お答えいたします。

まず、農地中間管理事業につきましては、担い手の農地集積や集約化がスムーズに進められるように、農地中間管理機構、農業公社です。農業委員会、JAと連携を図り、農家へ周知や情報収集もあわせて行ってまいりたいと考えております。

次に、経営所得安定対策の見直しにつきましては、平成30年産米から廃止される米の直接支払交付金、平成27年度産から法改正される畑作直接支払交付金や米・畑作の収入減少影響緩和対策の見直しの情報を、農業広報誌みのりやJA営農座談会資料などにおいて周知を図ってまいりたいと考えております。

さらに、米政策の見直しにつきましては、5年後、平成30年産をめどに、生産者、集荷業者等が中心となって、需要に応じた生産を行うこととなるため、生産者や集荷業者等と連携を図りながら進めてまいりたいと考えております。

最後に、日本型直接支払につきましては、平成27年4月1日から施行されます法律に基づきまして、国・県で開催されます説明会や研修会などに参加し情報収集を行い、生産者の方にはできるだけわかりやすく正確な情報提供を継続して行ってまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 12番。西信八郎議員。

○12番（西 信八郎君） 答弁にありました経営所得安定対策の見直しは、平成25年度交付金の実績から考察しましても、一部の方は所得増になるかもしれませんが、多くの農家におかれて大きな所得減になっていくと思います。現在総合計で、約1億3,000万円でございますが、幾ら落ち込むかということで、非常に心配をしているところでございます。

また、四つの改革の中で最も農家が不安に感じられることは、米政策の見直しであろうと考えます。現在、国が決めて市町村や農家に示している生産数量目標が5年後をめどになくなります。皆さん御存じのとおり、今は田んぼの面積を制限するいわゆる減反ではなく、米を作る量を規制する方式になっていて、これを守ることで生産調整が達成されます。守らない選択肢もありますが、その農家には国からの交付金などは下りません。選択制と言えますが、基本的には強制であります。今回の改革の方向によれば、農家は自主的に作付を考えてほしいということになります。地域の気象とか、どんな米が売れるのかといった予測もあります。この幾つかの条件を考えながら、自分で作付を決めることになります。農家がいろいろな判断をする材料は、国などが提供すると思います。おおむね5年後をめどに国指導の生産調整から自己判断での生産になって、売れない米をつくっても仕方ないから、個々の農家が真剣に考えれば、大過剰とか大不足は起こりません。問題は自己判断がどこまでできるかでしょう。40年間の減反政策は、農家の自由な想像力などをそぎ取ってしまったように思います。今後、改革が進むにつれ、市のしっかりとしたサポートが必要と考えますので、よろ



しくお願いしたいと思います。

これで、農業関係を終わります。

次に、教育関係としまして、ほめる教育の推進について質問をします。教育心理学には、ピグマリオン効果という言葉があるそうです。簡単に言えば、親や先生から期待される、ほめられる子供は自信がつき成績が伸びるという効果です。人間はだれしも期待されれば、ほめられればうれしい、自信がつきもっと頑張ろうと、より一層努力するようになります。お互いをほめ合うこと、いいところを見つけ合うことは、お互いに認め合い、大切にするというお互いの信頼関係を深めることであり、いじめを減少することにもつながると思います。

本来、自己が確立していない子供や若者は皆自分に自信がなく不安なのです。だからこそ、親や指導者から、「あなたには必ずいいところがあるよ。ここを伸ばせば必ずうまくいくよ」、こうした言葉をかけられ信じてもらうことで、自分の可能性を信じ、自分を伸ばしていくことができるのです。

事例を紹介します。ある実験で、成績の優秀な生徒たちを集めたクラスと成績の悪い生徒たちを集めたクラスをつくり、それぞれのクラスの担任に逆のことを言ってクラスを担当させます。つまり、成績のいい生徒のクラスの担任には成績の悪いクラスだと告げ、成績の悪い生徒のクラスの担任には成績のよい生徒のクラスだと告げて、それぞれのクラスを担当させるという実験です。その結果、もともと成績の良かった生徒たちのクラスの成績は下がり、もともと成績の悪かった生徒たちのクラスの成績は上がったといいます。このことから、期待と成果の相間関係として、人は期待されたとおりの成績を出す傾向があるという結論が導き出されたというものです。生徒たちは自分に向けられた期待を敏感に感じてやる気を出して勉強に励んだり、やる気を失っていたわけです。人間は言葉の裏にある意図をも敏感に察知するものです。

上記の実験では、生徒を見る先生の意識の中に、成績の良い・悪い生徒だという感覚が無意識にあったのでしょう。口で何と言おうと担任が自分のことをどう見ているのか、生徒は敏感に感じます。「君たちは成績が良くて素晴らしい生徒なんだ」と言って接してくれるのと、「君たちは成績が悪くだめな生徒なんだ」と思って接してこられるのとでは、モチベーションに大きな差があることは明らかです。やればできると心から信じてくれると、「そうかな」と思いながらも何だかできる気が出てくるものです。逆に「どうせお前はだめだ」と全く期待されなければ努力する気になれません。人間は環境の生き物だと言われますが、このことからそのことがよくわかります。

また、元横浜市立高校教諭で夜回り先生で知られる水谷先生は、全国各地の講演の際、参加した親に対し、「自分の子をほめる回数と叱った回数はどちらが多いのか」と質問し、ほとんどの親は叱ったほうが回数が多いと答えるそうです。そうした教員には、1日10回、母親には50回子供をほめてほしいと語っているそうです。しっかりほめること、しっかり怒る

ことは大事なことだと考えます。

教育長は、ほめる教育についてどのような見解をお持ちか、お尋ねをいたします。

○教育長（末次美代君） 御質問にお答えいたします。

熊本県におきましては、義務教育化取り組みの方向及び熊本の教職員像の中に、「認め、ほめ、励まし、伸ばす」という教育行動指標が大きく位置づけられ、教師一人一人が児童生徒一人一人を大切にする熊本型教育の確立を目指し、健全な心身の育成と学力の充実等に務めてきているところでございます。このことは、人吉市の教育においても同様、教師一人一人が教育実践を行う上で、教育の根底に流れるものとして大切にしている指標でもございます。

議員が言われるピグマリオン効果については、私も認識し、大切にしているところでございます。私自身中学校現場で校長として勤務をさせていただいている折に、発行しておりました学校だよりの中で、偶然にですが、ギリシャ伝説に出てくるキプロス島の王の名前、これがピグマリオンでございます。その話に触れて、各家庭においても子供たちに愛情を持ってほめること、信じる大切であると伝えていましたことを、現職を退いた今も覚えております。この子供たちをほめること、それから信じること等は、子供たちが教育という環境の中で、人格を形成していくとき、豊かな人間性に関わるとともに、命の大切さ、自分を大切にする心、周りの人を大切にする心など、豊かな人権感覚、人権意識を培っていくものと考えていくところでございます。

このことは、いじめ問題についても同様の効果を上げるものと考えます。

また、ほめる教育のみで子供たちの豊かな人格は形成されるものではないとも考えます。議員もおっしゃったとおり、やはりほめる、それからしかる、正す、こういうことが大切なことだと思います。信賞必罰という言葉がありますが、子供たちの教育にはこの信賞必罰という教育はとても重要であり大切であると考えます。良いところはタイムリーにほめすぎることなくきちんとほめる。いけないことは人格を否定するのではなく、その言動をしかり、さらに正す、これが教育には大切であると感じているところでございます。ことし2月の人吉市社会教育委員と人吉市PTA連絡協議会母親部会主催での家庭教育講演会においても、中九州短期大学幼児保育学科の永野典詞先生の「子供との関わり方～ほめる、叱る、やる気を引き出す3つの視点から～」という御講演をいただいたところでございます。その中で、ほめることの大切さといったものもお話をされ、特にほめ方で、結果や才能だけをほめるのではなく、努力することや頑張ったことを工夫してほめるということを力説されていたようでございます。翻って考えてみますと、ほめ方によっては子供の行動を支配することにもなり、注意が必要だということでございます。人間にはだれにも自尊感情というものがあり、育ちの段階で受け入れられた、認められるという承認の経験が重要な意味を持つとも言われておりまして、この自尊感情が高い人ほど出来事を肯定的にとらえるという傾向もあるよう

でございます。ほめるということも非常に重要だと、改めて認識をする一方、やはり、その原点である他人を認めるということが、人権問題の基本でもあり、私たち家庭、社会において最も尊ぶべきものの一つであると考えます。

家庭教育をはじめ、あらゆる場面で啓発をしていかなければならないと存じております。以上、ほめる教育について、学校教育、家庭教育の両面からお答えさせていただきました。

(「議長、12番」と呼ぶ者あり)

○議長(永山芳宏君) 12番。西信八郎議員。

○12番(西信八郎君) 去る5月21日に市民クラブにおきまして、鹿児島県志布志市に子ほめ条例、子供の子にほめる、「子ほめ条例」について研修をしてみました。内容について触れさせていただきますと、義務教育期間9年のうちにすべての子供を、ボランティア賞、親切賞、親孝行賞、友情賞、あいさつ賞、努力賞、創造賞、勤労賞、読書賞、学芸賞、スポーツ賞、特別賞のいずれかで必ず1回は表彰をするというものであります。目的として、志布志市の生徒の個性や能力を発見し、これを表彰することによって、心身ともに健全な児童生徒を地域ぐるみで育てていくというものでございます。

条例施行に伴う効果としまして、子供の良さを認めようという積極的な生徒指導の推進、自己有用感の高調、夢や希望につながり今一生懸命に生きようとする姿が見られ、地域・家庭・学校が一体となった教育の環境づくりが整備されたということであります。

平成25年度の勤労賞をもらった子供の感想文を紹介します。「私は勤労賞をいただいてとてもうれしく思いました。それと同時に、勤労について考えてみました。私は係の仕事や掃除、委員会活動で働くとき、どの仕事にも手を抜かないようにしています。そして、何をしないといけないかを考え、気づいたことにはすぐに取り組むようにしています。大変だけど、とてもやりがいを感じます。そして、それが人の役に立っているということを考えると、やってよかったという思いは、次はもっと頑張ろうという思いになります。私にとっての勤労とは、だれかのために働くことであると同時に、次に向けての一步でもあるのです。今回子ほめ条例で勤労賞に選ばれたことで、今までのことは無駄ではなかったんだなあと思いました。これからも、もっと働いてだれかの役に立ち、次の一步を踏み出すことで、自分を高められるように頑張ります。」ということです。この感想から、認められたことで、未来への希望を持ち、今をしっかりと生きようということが伝わってくると思います。

子ほめ条例は一事例でございますが、人吉市においてほめる教育の推進について、具体的な取り組みを考えられないでしょうか、お尋ねをいたします。

○教育長(末次美代君) お答えいたします。

人吉市の学校教育において、ほめる教育の実践として、条例を制定するという計画はございません。しかし、先ほども答弁の中で触れましたが、人吉市の教育においても教育行動指標として教職員一人一人が認め、ほめ、励まし、伸ばすという教育を実践しております。各

教職員、各学年、各学校が子供たちの発達段階、子供たちの実態、教育環境に応じて、それぞれ工夫をして子供たちを認める場面と評価、ほめる場面と評価、さらに励ます場面、それから伸ばすための工夫・実践などが具体的に各学校の日常教育活動の中で行われているところでございます。

また、今年度も人吉市教育委員会から教育委員さんをはじめ、約10名で各学校に出向いて指導を行う学校訪問を計画しておりますが、さらなる教育実践の場で、西議員の言われるほめる教育についても触れさせていただき、各教職員、各学年及び各学校の創意あるほめる教育への取り組みがさらに充実し、子供たちへの教育実践につながるよう伝えてまいりたいと考えます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 12番。西信八郎議員。

○12番（西信八郎君） 答弁の中に、教育長のほめる教育の推進について、大事に考えておられることを十分に感じたところです。今後とも、ほめる教育の推進をお願いをしたいと思います。

次に、自治体間の教育の連携について質問をいたします。平成19年度から実施されている全国的に子供たちの学力を把握する全国学力学習状況調査、いわゆる全国学力テストの結果を見ますと、全国的にかなりの得点差があり、高い地域は高く、低い地域はいつも低いということで、一度の調査であれば偶然ということもありますが、これは偶然ではなく、やはり教育環境に地域格差があるということだと思います。

このため、東京都の豊島区では、全国学力テストでトップクラスを占める秋田県能代市と教育連携協定の締結を行い、管理職を中心とした交流団を派遣し、小中学校の授業参観、教員相互の意見交換、秋田県学力向上フォーラムへの参加等が行われ、学力向上につながる教育施策を吸収できたのではないかと報告されています。

人吉市においても、この事例のようにはできなくても、行政職員交換等により、全国学力テストトップクラスの自治体の教育施策を研修する機会を設けることは必要であると考えますが、教育連携ということについて、市長のお考えをお尋ねいたします。

○市長（田中信孝君） 御質問にお答えいたします。

西議員が事例として挙げられました東京都豊島区と秋田県能代市との教育連携でございますが、これは全国学力学習状況調査、通称全国学力テストにおいて、全国トップの秋田県、その中でも上位の能代市と東京都豊島区が教育連携協定を締結し、情報を交換、交流、訪問等の活動を通じて、児童生徒の学力向上につなげていくための取り組みでございまして、全国初の教育をテーマにした自治体間連携であると聞いているところでございます。

この件に関する私の感想でございますが、私は日ごろから子供たちへの教育で一番大切なことは、豊かな人格、人間力、生きる力をいかに形成できるか、つまり子供たちに人間力を

いかにつけてあげられるかに尽きると思っておるところでございます。秋田県能代市と豊島区の教育連携、学力向上に向けての取り組みはとても大切なことであり、不可欠なことでありますが、そのベースとなるものは、言うまでもなく社会性を身につけること、その基本となる最も大切なことは、豊かな心の育成、健やかな体の育成であると確信をいたしております。つまり、学力、体力、人間力、この三つのバランス、これをどうとっていくのか。その中でも、学力、体力をつけながら、やはり魅力ある人間へとぜひ成長していただきたいと願っているところでございます。

本市では、今年度から小学生に遊びながら学力向上へ結びつける、草木山川学校、そして中学生には志を高くして夢を持ち、大きく羽ばたいてほしいという思いで、志の教育、つい先日一中でまず第1回目を、梶山先生に御講演いただいたところでございます。

また、高校生たちには青雲の志授業として、アメリカのサンノゼ等へ派遣し、大きな成果を得て帰国いたしましたことも御承知のことと存じます。今後も引き続き、夏休みパワーアップ教室、花まる教室とあわせ、これからも子供たちへ生きる力を育むための教育をしっかりと行ってまいりたいと存じております。

以前から申し上げておりますように、生きていく力、希望を育むのが教育であれば、生まれてきてよかったと思える社会をつくるのが行政の最大のテーマであると信じております。そのためにも、複雑さを増す社会の中で、子供たちの心をしっかりと見つめ、子供たちの夢やけなげな努力に光をあてていくような取り組みを行っていきたく存じております。

要は、学力向上を図りながら体力向上を図りながら、学力偏重に陥らないということが重要ではないかと、常に考えております。子供たちに、どういった人間になってもらいたいかという教育理念を持つこと。先ほどから総じて、人間力と表現しておりますが、それが教育の根本であると認識をしております。

よって、人間力を高めるためにどういった教育が必要なのか、我々大人に課せられた使命は何なのか、御提案を含めて、検証、研究をしてまいりたいと思っておるところでございます。各学校の先生方も、熊本県内または県外の交流もたくさん研究会、大会を通してお持ちであろうと思っておりますけれども、その学力において学ぶという観点からは、秋田県の訪問等々も一つの有効の手立てではなかろうかと思っておるところでございます。

先ほどから申し上げております人間力、学力、体力、三つの要素をあわせ持った人格形成に努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 12番。西信八郎議員。

○12番（西信八郎君） 答弁にありました学力、人間力、体力のバランスのとれた子供を育てるということで、市におきましても、草木山川学校、志の教育、サンノゼ視察、パワーアップ教室ですとか、いろいろ取り組んでいただいているところでございます。PTA関係者と

いたしましては、非常にありがたく思っているところでございます。こういう取り組みの中で、市長からお話がありましたように、自治体間の教育連携についても、いい相手が見つかったときには取り組んでいただきたいと思っているところでございます。

次に、税務関係としまして、税務共同化組織の設置について質問をします。昨今、各自治体において税金の滞納が問題となっております。人吉市におきましても、決算特別委員会の指摘事項で数回にわたり税金滞納に対する徴収に関して取り上げられています。ここで、質問をします。人吉市の平成23年度、24年度の市税、国民健康保険税の調定額、収入額、滞納額、徴収率についてお尋ねをいたします。

○市民部長（中村明公君） お答えいたします。

平成23年度、24年度、現年度の市税、国民健康保険税の決算状況でございますが、調定額、収入額、滞納額、収納率についてお答えさせていただきます。平成23年度の市民税の調定額が14億8,455万8,903円で、収入済額14億5,003万3,164円、繰越額3,453万7,004円、収納率97.67%でございます。固定資産税、調定額17億1,535万4,700円で、収入済額16億4,838万9,134円、繰越額6,634万6,062円、収納率96.10%でございます。軽自動車税、調定額8,431万5,400円で、収入済額8,106万4,100円、繰越額323万8,400円、収納率96.14%でございます。国民健康保険税、調定額9億3,523万8,100円、収入済額8億2,375万2,459円、繰越額1億1,148万5,641円、収納率が88.08%でございます。

次に、平成24年度でございますが、市民税、調定額15億4,252万1,464円、収入済額15億1,477万4,188円、繰越額2,759万5,182円、収納率が98.20%でございます。固定資産税、調定額15億8,186万7,200円、収入済額15億2,526万4,439円、繰越額5,660万2,761円、収納率が96.42%でございます。軽自動車税、調定額8,518万9,700円、収入済額8,216万1,300円、繰越額302万8,400円、収納率が96.45%でございます。国民健康保険税、調定額9億1,663万6,800円、収入済額8億341万9,957円、繰越額1億1,321万8,543円、収納率が87.65%でございます。

以上が、平成23年度、24年度の決算状況でございます。今後におきましても、市民の皆様に対して引き続き税負担の公平性を推進し、滞納者の納税意識の高揚を図り、納税の確保に努めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 12番。西信八郎議員。

○12番（西信八郎君） ただいま、平成23年度、24年度の決算額について御報告をいただきました。項目によっては改善された部分と、また悪化した部分とあるようでございます。ただ、金額については、相当な金額であります。ここで、徴収に向けての取り組みについての御提案をしたいと思っております。

これまで、各種の税の滞納整理のための一部事務組合や広域連携がつくられ、共同して税

の徴収に努められております。これは住民と生活の場を同じくする職員が差し押さえ等の措置をとることは抵抗が強く、広域で専門の職員が処理するほうが徴収の効果も良いのではないかと思います。しかし、滞納整理ということだけではなく、税務全般について共同処理したほうがより効果的であると考えます。

平成23年の地方自治法の改正においても、行政機関等を共同設置できることとする改正が行われております。もちろん、本市だけでできることではなく、共同してできる団体があるのでありますから、あすからと言うわけにはいきませんが、税務の共同化ということについて、行政機関との設置について、どのようにお考えでしょうか、お尋ねをいたします。

○市民部長（中村明公君） お答えいたします。

人吉球磨地域における広域的徴収機関につきましては、現在設置されていないところでございますが、税徴収連携策といたしまして、平成23年度から併任徴収を実施しているところでございます。併任徴収は、市町村間で税務職員に対し辞令交付を行い、他市町村の職員として税の徴収を行う取り組みでございまして、派遣職員の能力、徴収技術向上を促進し、市町村間の事務処理の効率化、合理化等を図ることを目的としております。各種研修のほか、訪問、催告や搜索、差し押さえ等の徴収活動を合同で実施し、滞納額の縮減に取り組んでいるところでございます。

本年度におきましても、人吉市、相良村、山江村、五木村、球磨村の1市4村での併任徴収を7月から行う予定でございまして、上中球磨地域の町村におかれましても併任徴収が行われております。また熊本県とも併任徴収を実施してきておりまして、住民税についての徴収引き継ぎをはじめとしたさまざまな御協力により滞納額の縮減に大きく寄与いただいているところでございます。現時点におきましては、この併任徴収を広域的徴収機関に変わるものとして、今後さらに積極的に推進してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 12番。西信八郎議員。

○12番（西信八郎君） 現在平成23年度から併任徴収を実施されているということでございます。税の滞納処理を含めた共同化組織につきましては、定住・自立圏構想の進展により、人吉球磨の一体感が進む中、広域行政組合等を利用した税務の共同化組織についても検討を続けていただきたいと要望をいたします。

また、千葉県船橋市において、市税の徴収と公債権の徴収一元化を図り、効果的、効率的な徴収を行うため、平成20年度に納税課内に債権回収班を設置し、さらに平成21年度からは債権回収対策室へと組織を強化されています。市民に対する公平・公正及び市の財源確保の観点から、本市におきましても庁舎内において、公金徴収においての一元化はできないのか、お尋ねをいたします。

○総務部長（中村則明君） お答えいたします。

公金徴収一元化に関しましては、本市におきましても機構改革の検討の中でこれまでも議論されてきた経緯がございます。しかし、税目と料目、料と申しますのは保育料とか住宅使用料の料でございますが、料目では基本的にその性質が異なることや、担当の調査権や滞納処分の権限が法的に限定的になっているものなどもあり、情報すべてを共有することができないなどの課題もあるようでございます。また、徴収できた納付額をどの税目、あるいは料目に充当するかなど、その実施にあたっては一定の基準も必要になってこようかと存じます。

一方で職員を削減している中で、新たな人員配置を行うには、関連する業務組織の再編成も必要となるかと考えておきまして、その取り組みにつきましても一定の整理が必要にならうかと存じます。徴収業務の一元化の意図するところは、収納率の向上や徴収業務の負担軽減、経費節減はもとより、各担当課あるいは担当者がそれぞれに納付者のところを個別に訪れることなく、納付者の方にとっても用件を一度に済ませることができるなどの利便性の向上等も考えられますことから、他の自治体の事例を参考にさせていただきながら、今後とも研究してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 12番。西信八郎議員。

○12番（西信八郎君） 税金の徴収に関しましては、コンビニ徴収をはじめ、いろいろな取り組みをさせていただいているところでございます。滞納整理につきましても、税務の共同化組織あるいは庁舎内の公金徴収一元化について、それぞれのメリット・デメリットがあると思っておりますので、その検証と費用対効果等を含めまして、検討をしていただきたいと思いますところでございます。

最後に、今回事件に巻き込まれまして亡くなられました荒川真侑子さんの御冥福を心からお祈り申し上げます。市P連関係者といたしましては、非常に心が痛むものでございます。今後、二度とこういう犠牲者を出さないように、しっかりとした取り組みをしなければいけないと、また心を決意新たにしたところでございます。

以上をもちまして、私の一般質問を終わります。

○議長（永山芳宏君） 以上で、本日の議事は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後4時37分 散会



# 平成26年6月第4回人吉市議会定例会会議録（第4号）

平成26年6月12日 木曜日

---

## 1. 議事日程第4号

平成26年6月12日 午前10時 開議

- 日程第1 議第57号 平成26年度人吉市一般会計補正予算（第2号）
- 日程第2 議第58号 平成26年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第3 議第59号 平成26年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第4 議第60号 平成26年度人吉市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第5 議第61号 平成26年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第6 議第62号 人吉市議会の議決に付すべき事件に関する条例の制定について
- 日程第7 議第63号 人吉市職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について
- 日程第8 議第64号 人吉市公民館条例及び人吉市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議第65号 損害の賠償について
- 日程第10 報第1号 平成25年度人吉市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第11 報第2号 平成25年度人吉市介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第12 報第3号 平成25年度人吉市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第13 報第4号 くま川下り株式会社の経営状況について（第52期決算報告書及び第53期事業計画書）
- 日程第14 一般質問
1. 笹山欣悟君
  2. 犬童利夫君
  3. 井上光浩君
  4. 森口勝之君
- 日程第15 議案の訂正について（議第41号ひとよしから、米を原料とする球磨焼酎の地域文化を紡ぎ広める条例の制定について）
- 日程第16 議第66号 平成26年度人吉市一般会計補正予算（第3号）
- 日程第17 議第67号 人吉市第三セクター経営基盤強化資金貸付条例の制定について
- 日程第18 委員会付託
- 
- 

## 2. 本日の会議に付した事件

---

---

3. 出席議員（18名）

1番	宮崎	保君
2番	高瀬	堅一君
3番	村口	隆君
4番	大塚	則男君
5番	平田	清吉君
6番	犬童	利夫君
7番	松岡	隼人君
8番	井上	光浩君
9番	豊永	貞夫君
10番	川野	精一君
11番	笹山	欣悟君
12番	西	信八郎君
13番	村上	恵一君
14番	田中	哲君
15番	仲村	勝治君
16番	三倉	美千子君
17番	森口	勝之君
18番	永山	芳宏君

欠席議員 なし

---

4. 説明のため出席した者の職氏名

市	長	田中	信孝	君
副市	長	坂崎	博憲	君
監査	委員	篠崎	國博	君
教育	長	末次	美代	君
総務	部長	中村	則明	君
市民	部長	中村	明公	君
健康福祉	部長	松岡	誠也	君
経済	部長	松田	知良	君
建設	部長	田中	幸輔	君
総務	部次長	迫田	浩二	君

市民部次長	加賀邦保君
健康福祉部次長	中川一水君
経済部次長	大渕修君
経済部次長	廣田五浩君
建設部次長	山田巧君
建設部次長	木村秀敏君
総務課長	溝口尚也君
企画財政課長	告吉眞二郎君
自治振興課長	小澤洋之君
会計管理者	椎葉幹夫君
水道局長	東俊宏君
水道局次長	愛甲泰士君
上水道課長	那須義徳君
教育部長	井上祐太君
教育部次長	今村修君
教育部次長	東和人君
農業委員会 事務局長	舟戸幸弘君

---

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局	長	赤池謙介君
次	長	山本繁美君
庶務係	長	椎葉千恵君
書	記	白坂禎敏君

---

午前10時 開会

○議長（永山芳宏君） おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。よって、これより会議を開きます。

議事に入ります。

本日は、昨日に引き続き質疑を含めた一般質問を行い、一般質問終了後、6月2日に提出されました議第41号ひとよしから、米を原料とする球磨焼酎の地域文化を紡ぎ広める条例の制定についての議案の訂正についての質疑及び承認に関する採決を行い、その後、10日に追加提案されました議第66号平成26年度人吉市一般会計補正予算（第3号）及び議第67号人吉市第三セクター経営基盤強化資金貸付条例の制定についての2件に対する質疑を行い、終了後に委員会付託をいたします。

議事日程は、お手元に配付してあるとおりでございます。

---

---

### 質疑を含めた一般質問

○議長（永山芳宏君） それでは、直ちに質疑を含めた一般質問を行います。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

11番。笹山欣悟議員。

○11番（笹山欣悟君）（登壇） おはようございます。11番議員の笹山でございます。本日最終日の一般質問であります。トップバッターを務めさせていただきたいと思っております。今まで一般質問を毎回行っておりますけれども、恐らく最終日に一般質問をするのは、今回が初めてじゃないかというふうに思っているところであります。執行部の明快な答弁をいただきまして、簡潔に終わっていきたく思いますので、よろしくお願い申し上げます。

一般質問に入ります前にありますが、今回発生しました荒川真侑子さんの事件に対しましては、私も子供育成、それから青少年育成に携わる一人として、沈痛な面持ちと強い憤りを感じずにはおられないところであります。市子連及び青少年市民育成会議におきましても、ネット社会におけるトラブル、そして危険性の回避等について、研修会等を毎年のように行いながら知識を深めてきたところであります。今回改めて多くの市民の方に、また一人でも多くの皆さん方にそういった研修に参加をしていただきながら、知識を深めていただきたいというふうに思ったところでもあります。荒川真侑子さんの御冥福を心からお祈り申し上げますとともに、二度とこのような事件が起こることのない安心・安全なまちづくりに取り組んでいかなければならないということを感じた次第でもあります。

今回通告しました一般質問は、人口減少社会への対応、鳥インフルエンザ発生に伴う検証と課題、そして学校林についての3項目であります。

初めに人口減少社会への対応についてであります。これにつきましては、5月9日付の新聞を見まして大変驚いたところでもあります。「2040年自治体5割若い女性半減 有識者会

議試算地域崩壊の危機指摘」という見出しであります。この新聞記事によりますと、地方から大都市への人口流出が現在のペースで続けば、30年間で20代から30代女性が半分以下に減る自治体は、896市区町村に上るとの試算を有識者らでつくる日本創成会議の分科会が発表したとの記事であります。過疎地を中心に全自治体の半数に当たり、自治体の運営が厳しくなる将来、消滅する可能性があるとして地域崩壊の危機を指摘しているところであります。県内を見ても五木村や山都町、小国町など26市町村で、20から39歳の若年女性人口が30年間で半数以下に減る消滅可能性都市というふう位置づけられておまして、人口1万人以上の市町においては、人吉市、水俣市、上天草市、天草市、長洲町、芦北町、あさぎり町。人口1万人以下では、美里町、南関町、和水町、小国町、高森町、南阿蘇村、甲佐町、山都町、氷川町、津奈木町、錦町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村、苓北町ということになります。社会保障やバスなどの生活交通の維持も困難となり、税収減で自治体は破綻しかねない、そういった現実を見ると大変大きな衝撃を受け、危機感を抱いたところでもあります。この発表を見ても、人吉球磨はすべての市町村が消滅可能性都市に含まれておるという状況でありまして、人吉球磨地域全体が消滅可能性都市ということに該当いたします。このような人口減少社会についてどのように考えておられるのか、まずお尋ねをしておきたいと思っております。

○総務部長（中村則明君） おはようございます。お答えいたします。

本市の人口も毎年3月末の住民基本台帳人口で比較しますと、昭和60年の4万2,447人から一貫して右肩下がりで減少しておりまして、平成26年3月末の人口は3万4,511人となっております。特に近年では、年間400人近いペースで人口減少が推移している状況でありまして、以前から人口減少問題に関しましては、少子高齢化問題とともに高い関心を持ち、政策、施策の形成の中でもベースになる部分として考えてまいったところがございます。今回、発表並びに報道がありました議員のほうからも御紹介がありました消滅可能性都市という表現につきましては、正直申し上げまして衝撃を感じたところがございます。しかし、悲観するばかりではないと思っております。今回の発表は、民間の有識者等で構成されます日本創成会議が行ったものでございまして、この内容は、政界や財界を初めとする各界や、国民に対する問題提起として警鐘を鳴らしているものともとらえられるものと考えております。現に日本創成会議人口減少問題検討分科会の報告書でもあります成長を続ける21世紀のために「ストップ少子化・地方元気戦略」の中でもその基本姿勢として、人口問題は、ややもすれば極端な楽観論と悲観論が横行しがちである。要は、眼前に迫っている不都合な真実とも言うべき事態を、国民が正確かつ冷静に認識することからすべては始まる。また、人口減少問題は、病気に例えれば慢性疾患のようなものである。早く取り組めば取り組むほど効果は上がるという指摘もなされているところがございます。今回の発表内容に対しましては、これに一喜一憂することなく、これを契機にこれまで以上に認識を新たにし、取り組みを強化

してまいらねばならないと感じたところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 11番。笹山欣悟議員。

○11番（笹山欣悟君） 確かに民間有識者で組織されている日本創成会議の発表でありますので、国民に対する問題提起という部分があるかもしれない。ただ、そうであってもきちっとしたそういった有識者で構成されている組織については、きちっとしたデータに基づいてこのような発表がなされていると思いますので、その辺はきちっととらえていく必要があるのかなというふうに思っているところであります。確かに、このような発表を受けて認識を新たにしながら取り組みを強化しなければいけない、これは本当にそういうことだと思います。そのような人口減少社会を考える中で、やはり私たちが考えなければいけないのは、今のこの人吉市、自治体組織、この運営をどのように行っていくのか、もしくは住民サービスを低下させることなく、どのように行っていくことが必要なのか、そういったことが一番重要になってくるんじゃないかなというふうに思っているところであります。そのような自治体組織の運営、もしくは住民サービスを低下させずに取り組む、この点についてはこの人口減少社会の中でどのように考えていくべきかということについて、お尋ねをしておきたいと思っております。

○総務部長（中村則明君） お答えいたします。

人口減少が地域社会に与える影響は、多方面にわたりはかり知れないものがあります。今や自治体経営の将来展望を考える上で、人口減少が与える影響を抜きにしては語れない時代になっていると言っても過言ではないと存じます。日本の人口は平成16年をピークに、平成17年から減少に転じておりますが、本市におきましては、先ほど答弁の中でも申し上げましたとおり、これより約20年ほど早い昭和の後半、末のほうから人口減少に転じている状況にあります。人口減少社会におきましては、人口の増加時代にありました社会と比較しても、その行政需要というものは大きくさま変わりをしているのが現状であります。

このような中であって、私ども行政がいかなる政策方針を持って行政需要の変化に臨むのか、またその戦略のあり方といったものが、これからの住民サービスを大きく左右するものだと思っております。そういう意味でも非常に総論的な表現になりますが、拡充すべき戦略と縮減すべき戦略を十分に見きわめた上で、事業の取捨選択をなす中で取り組んでいくべきだろうと考えているところでございます。

一方、住民サービスのあり方が行政組織の編成を行う上で重要な要素となることにかんがみますときに、人口減少社会において多様化する住民ニーズ、そして複雑化する社会課題等、これらの増大する業務に的確に対応できる自治体組織、自治体運営といった視点に着目していかなければならないわけでございます。しかしながら、人口減少による税収の低迷等を初め、自治体の財政が厳しくなる中で、定員適正化計画でも職員数は減少しているわけでござ

いまして、自治体組織の中においてもある意味人口減少、職員数の減少が進行している状況にあるのが現実でございます。また限られた財源、限られた人の中でこの人口減少社会を生き抜くためには、組織内連携はもとより官民連携、自治体間連携、人や地域、社会のネットワークの重要性が今後増してくるものだろうと感じております。

現在、取り組みを進めております定住自立圏構想もその一つであるわけございまして、人口減少社会における自治体組織、住民サービスといった今後の自治体経営に関しましては、あらゆる分野、方向性からの議論、検討の上になされていくべきものと認識しております。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 11番。笹山欣悟議員。

○11番（笹山欣悟君） 今回私もそれぞれの事業についてではなく、総体的な人口減少社会をどう考えるのかというところで質問しておりますので、そういった立場で答弁をいただいたものだと思っております。やっぱり先ほど部長答弁がありましたように、非常に厳しい中で限られた財源、また限られた人の中で、どういうふうに人口減少社会を生き抜くかというようなことを考えますと、本当に組織の連携とか官民連携とか、いろんな地域社会のネットワークを重要視していかなければならない、またそういった部分が非常に今から増してくる、確かにそういうふうに思っているところであります。今後の自治体経営に関しても、あらゆる分野とか方向性からの議論、もしくは検討をしながら取り組みをしていかなければならないというふうに思っておりますが、そこで、現在第5次総合計画進行中でありましてけれども、そういった現在策定してあります第5次総合計画の中において、その人口減少については、とらえられてないと思っておりますけれども、基本的には総合計画の中で、少しでも人口減少じゃなくて人口増加につながるような政策、施策を展開をされていると思っております。そういった部分については、どのような取り組みを想定してあるのか、そういった人口減少をとらえた中での総合計画の位置づけ、これについてお尋ねをしておきたいと思っております。

○総務部長（中村則明君） お答えいたします。

このまま本市の人口が減少し、少子高齢化が進みますと就労人口が減少してまいります。つまり稼ぐ世代が減少していくこととなるわけございまして、市の歳入の根幹をなす税収の減としてあらわれることとなってまいります。その結果として、必要な住民サービスができなくなり、他の自治体への人口流出が起これり、徐々に衰退していくことにもなりかねませんので、このような状況にならないためにも、何らかの取り組みが必要ではないかと考えているところでございます。

議員御指摘のとおり、第5次総合計画の中には人口減少社会に対応した人口増加に特化した具体的な取り組みは策定しておりませんが、関係ある取り組みを申し上げますと、総合計画の第2章、項目別施策の展開の中の戦略1「農業と観光で稼ぐ・儲かる経済都市ひとよし」の農業の振興、企業誘致の推進などの取り組みや、戦略4「笑顔があふれ、幸せいっぱい

い健康福祉都市ひとよし」の子育て支援の充実などの取り組みが該当するものと思われます。いずれにいたしましても、第5次総合計画の各取り組みの総合的推進が、人口減少社会に対応した人口増加に向けた取り組みにつながるのではないかと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 11番。笹山欣悟議員。

○11番（笹山欣悟君） そのような人口減少社会の中で対応していくためには、それぞれに総合計画の中では、それぞれの戦略の中で取り組みをされているようでありますけれども、一番考えなければいけないのは、まちづくりをどのように考えるのか、あるいは地域づくり、それから地域コミュニティ、これをどのように考えて取り組んでいくのかという視点も非常に大事な部分になってくるのかなというふうに思っているところなんです。ですので、現在のまちづくり、あるいは地域づくり、地域コミュニティ、これに対する取り組み、これについてどのようにお考えなのかお尋ねをしておきたいと思っております。

○総務部長（中村則明君） お答えいたします。

地域の自治活動を核とする町内会や子供の健全な育成等を目指す子ども会、または学校PTA、生きがいと健康づくりなどを目的とする老人クラブ、またはさまざまな社会貢献活動を行うNPO団体など、地域やまちづくりに欠かせない諸団体の現状を本市において詳細に把握しているものではございませんが、これらの団体において近年よくお聞きすることは、後継者や役員の担い手が不足している、会員が減るばかりでなかなか加入がない、会員数減少により収入が減少し、活動資金が不足するなどの声をよくお聞きするところでございます。また、老人クラブの数や会員数は年々減少しているとのことでもございます。本市におきましては、世帯数はほぼ横ばい状態で推移しているものの一人世帯の増加や核家族化が進み、少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少を強く感じているところでございます。第5次人吉市総合計画におきまして、「市民みんなが健康で笑顔で暮らせるまち」をまちづくりの理念とし、「自然と相良文化が輝く美しき千年都市ひとよし」を目指す将来都市像に掲げ、市民が住み続けたいと思える地域づくりを目指しているところでございます。本市におきましては、多様化する市民ニーズや地域の課題に対応するため、行政だけではなく市民、企業、団体等地域全体でのまちづくりが求められていると考えております。そのためには、地域の情報を共有し、それぞれが特性を生かしながら役割を果たすことによって、市民が主役のまちづくりを進めていくことが必要と考えております。また、地域のコミュニティ活動の充実を図り、市民の意見を市政に取り入れることによって、だれもがまちづくりに参加できる環境の整備が求められていると考えております。

このような状況を踏まえ、少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少が進む中、女性を初めとする多様な人材を活用する男女共同参画の視点に立ち、だれもが出番と居場所のある地域社会づくりを進め、地域力を高めることが喫緊の課題であると考えております。本市では“か



がやき”づくりトーク、市政懇談会等の市民参加を推進する事業や、積極的な市政情報の提供と市民ニーズの把握に努め、市民と行政との情報の共有化を図ることで、市民が参加しやすい環境を整備することによって、市民と行政との協働のまちづくりを進めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 11番。笹山欣悟議員。

○11番（笹山欣悟君） 確かに市民と行政との情報の共有を図ると、そうすることによって市民が参加しやすい環境を整備する、あるいは市民と行政との協働のまちづくりを進めていくと、そのような中でですね。それはまさにそのとおりで思っております。ただ、そういった取り組みをされながらも、現在の状況を見たときに、果たしてそれが本当にそういうふうによく進んでいるのかなと、整備されているのかなというふうなことを考えたときに、ちょっと私もどうかなと疑問があるところではあります。今の組織機構の中で、そのような運営がきちとなされているのかどうかというふうなところなんですね。政策がどこで練られて、まちづくりそういった部分をだれが行っているのか、その辺がよく理解できないところでもあります。

現在の例えば企画財政課、これを見てもみますと、私は一番やっぱり市の肝心かなめの企画課、企画政策の部分の企画課を解体をしながら現在の財政部門と統合していると、そういった状況がありますので、その状況を見たときに本当に政策論議がされながら事業運営が進んでいるのかどうかというところが若干気になっているところではあります。やはり十分な政策論議をして、そこにきちとした財政の裏づけを行って議論を行うことによって、それが市民のために、またまちづくりに転換してくるんじゃないかなと思っておりますが、それは本当に十分な政策論議がなされているのかなと見たときに、なかなか疑問に、気になるところなんですね。例えて言いますと、今成長戦略室において国の成長戦略をとらえながら対応しています地域再生計画、ハラルの事業であったり、準天頂衛生システムの取り組み、これにつきましては、今の成長戦略に対応して取り組みをしなければいけないということで、成長戦略室のほうで取り組んでおられますのでスピード感を持ってする、それは重要なことだと思っております。その分については評価はするところでもありますが、でも成長戦略室という中で事業が特化して進んでいるという部分については、企画政策の姿と言いますか、企画政策としてどういう状況にあるのかという部分が、ほかの部分なかなか見えてこないそういった状況に思えてならないところでもあります。企画政策の中で、基本政策の中で行っている今の成長戦略室の仕事、これは私は秘書課と言いますか、秘書課はありませんので、ただやっぱり市長の特命事項というふうな形で思いますので、秘書企画的な仕事の中で取り組む仕事じゃないかなというふうなふうに思っているところなんですね。これについては、企画政策をきちと立て直して、企画政策の中できちとした政策をどのように実行していくのか

と、そういった部分は再度改めて検討する必要があるんじゃないかなというふうにもちょっと思っているところでもあります。

また、まちづくりの視点を考えたときも、ずっと今までの組織機構の流れをちょっと考えてみますと、平成17年度の機構改革の中で、地域生活課というのが新設をされたと思っています。その中でまちづくりの係を新設をされて、取り組みがなされてきたと思っています。その後は地域生活課が解体をされておりますので、まちづくりについては協働推進係と、それから現在は自治振興課の自治支援係というような中でまちづくりを行っているというふうに思っております。協働推進係のときを見ても、市民応援団条例とかの条例の制定とかいう部分を含めながら、まちづくりとか地域づくりの中心を担ってきたんじゃないかなと思っておりますが、今の自治振興課の中で、市の自主的な取り組みと言いますか、まちづくり、地域づくりこの取り組みがどのように行われているのかという部分がなかなかよく見えてこない状況があるんじゃないかなというふうに思っているところでもあります。これは私の思いですので、そうでもないかもしれませんが、そういうふうにも感じているところでもあります。町の将来を総合的に考えて、それぞれの切り口を持ちながら市の総力を注ぐ、そういった体制、また体質が失われているんじゃないかなというふうにも思っているところでもあります。それぞれの原課においては関係団体とか市民との連携とか連動、それはそれなりにその課、課でいろんな取り組みをされながら行われている、また連携ができて、そういうふうには思っております。でもまちづくりとか地域づくりが停滞するということを考えますと、やはりその停滞することによって、地域全体の力とか町の元気がなくなっていくんじゃないかなというふうにも思っているところでもあります。最終的には本当にリーダーが育っているのかなという部分はありますけれども、やはり人がつくっていきますので、人、リーダーを育てていくことが重要になってくるんじゃないかなと思っております。それはやっぱり町においても市においても、また市民においても同じだと思いますけれども、そういったリーダーを育てることが非常に重要になってくるというふうに思っているところです。協働して汗をかくとか、地域活性化事業を行う、また官民の役割分担を担う、また子供たちに伝えることなどなど、まちづくりを担当するそれぞれの部署については、役割が本当に大きくつながっていくと思っておりますので、ぜひそのことを考えてみますと、そういったそれぞれの部署を担うリーダー、人材の育成を今後十分に検討していく必要があるんじゃないかなと思いますので、これについては私のそういった思い、また考えでありますので、ぜひそのところを真剣に検討していただければなというふうに思っているところでもあります。

人口減少対策について、あと1点お尋ねをしておきたいと思っておりますが、今のそういった人口減少対策を、危機感を持って取り組むということであれば、やはり全庁的に取り組む必要があるんじゃないかなというふうに考えているところでもあります。そういった人口

減少対策をすべてのそういった問題をテーマとして、例えばプロジェクトチームをつくりながらその中で総体的に取り組んでいく、そういったプロジェクトチームを設置して取り組んでいく、そういったお考えはないでしょうか。この点についてお尋ねをしておきたいと思います。

○総務部長（中村則明君） 議員の御指摘の組織に対する御意見というのはしっかり受けとめたいと思います。組織は柔軟であっていいと思いますので、また名称も含めていつでも市民の方に便利なもの、行政もまた動きやすい形というところで検討してまいりたいと思います。

御質問にお答えいたします。全国的に見ましても、既に人口減少対策をテーマとしてプロジェクトチームを設置したり、専門部署を設けたりなど取り組みに着手している自治体もあるようでございます。今後、このような他自治体の取り組みも注目しながら、その対応も検討していかなければならないと感じているところでございますが、庁舎内の組織につきましても拡大方向にあるわけではありませんので、現在の構成員の組織の中で、人口減少社会に対応すべき各種事務事業等に対応していかなければならないのが実状でございます。本市におきましては、各政策課題等を検討する中で、そのベースとして人口減少問題を抱合し対策を考えているところでございまして、現時点におきましては、人口減少問題に特化した専門チーム等の設置等につきましても、予定していないところでございます。しかしながら、定例的に会議を開いております部長会におきまして、この人口減少問題というのは、すべての部局にまたがる問題というのは再認識をしておりますので、まずは部長会をもって研究してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 11番。笹山欣悟議員。

○11番（笹山欣悟君） 本当に限られた人材の中で組織運営を行っておられると思っています。今の事務量を見たときに、職員の皆さん方大変な状況なのかなと思っています。恐らく十数年前からしますと、1人で担う事務量については、かなりふえてきているんじゃないかなと思っていますので、本当に大変な状況の中で仕事をされていると思っています。ただ、そのような中であっても、やはりきちんと取り組むべきは取り組んでいかなければならないと思っていますし、今ほかの自治体においては、そういった人口減少問題を真剣にとらえて人口増加の対策をどうすればいいのかというふうなプロジェクトチームをつくりながらもう検討を始めている、そういった自治体もあるようであります。それだけ危機感を持って取り組んでいる状況があるのかなと思っています。そういったところで、本当に気づいたときには手おくれになってしまうというような状況が出てくるんじゃないでしょうか。気がついたときには、もうどうしようもない状況に陥ってしまったら、手おくれになってしまうので、そこについては早め早めの取り組みが必要になってくると思っています。先ほどから話がありますように、それぞれの個々の政策において、それぞれ人口減少

を食いとめるような雇用の拡大であり、企業の誘致、それから定住自立圏構想の推進、また移住促進政策、また成長戦略の政策等々、あらゆる教育環境の充実とか福祉政策の充実とか、そういった部分を取り組まれておりますので、そういった部分を総体的に考えながら、そのような人口減少社会の中でどうすれば生き残っていけるのか、また人口増加に転ずるためにはどうすればいいのかと、そういったことを十分に検討していただきたいと思っておりますし、そのような政策を取り組んでいく中では、市長を初め執行部の皆さん方の力にかかっているんじゃないかなというふうに思っているところであります。先ほどから人材の育成というふうな話をしましたけれども、一人一人の職員の皆さんが政策能力を発揮して、その知を結集して取り組む、そういったことによってその効果が生まれてくるんじゃないかなというふうに思っております。ぜひそういったことを検討いただきながら、市長におかれてもぜひそういった一人一人の職員の能力が発揮できるような、またそのような人材育成を図っていただくような取り組みをお願いしたいと思っておりますし、そのような取り組みをされながら、今話になっています消滅可能性都市から脱却できるような自治体経営をお願いしたいというふうに思っておりますので、ぜひそういった取り組みをお願いしたいと思っております。以上で、この人口減少社会の対応については終わっておきたいと思っております。

次に、鳥インフルエンザ発生に伴う検証と課題についてであります。このことにつきましては、発生から終息に至るまでの一連の経過等につきましては、随時全員協議会において報告もされましたし、今議会の市長の施政方針においても、約1ページほどをさかれて詳細に報告をされたところであります。今回の事件を見ても、初動体制の早さとか殺処分等の処理、また拡散防止体制の取り組み等々非常に高い評価を聞くところであります。今回は市町村の職員の動員を初め、かなり多くの関連機関からの協力もあったようであります。携わられた関係者の皆様には、感謝と敬意を表しておきたいと思っております。

そこで、確認をしておきたいことは、5月8日に終息宣言が行われましたけれども、今回の発生しました一連の事件に関しての検証をどのようにされておられるのか、この点についてお尋ねをしておきたいと思っております。

**○経済部長（松田知良君）** 皆様、おはようございます。お答えいたします。

5月20日、人吉球磨管内市町村の主幹課長及び関係団体による家畜防疫に係る意見交換会が城南家畜保健衛生所において開かれ、このたび発生いたしました鳥インフルエンザの防疫活動に関する検証が行われました。この意見交換会で出された主な意見でございますが、発生現場、支援センター及び支援本部のいずれの場所においても、不明確な指揮命令系統、資材の不足、不十分な情報が挙げられております。また、これに先立ちまして農業振興課におきましても、殺処分及び消毒ポイントにおける業務の検証と今後の防疫対策の参考にすることを目的に、それぞれの業務に従事した市職員からの意見をまとめております。職員から集まった意見でございますが、家畜防疫に係る意見交換会と同様、不明確な指揮命令系統、資材

の不足、不十分な情報を問題として挙げる意見が数多く寄せられました。以上のことから、今回の鳥インフルエンザに対する防疫活動の検証結果として、1、指揮命令、2、資材管理、3、情報伝達の3点が今後の防疫対策において検討すべき課題になると考えます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 11番。笹山欣悟議員。

○11番（笹山欣悟君） 検証をされて課題として指揮命令、資材管理、情報伝達と、この3点が浮かび上がったということで答弁いただきました。確かにこの課題については、本当に重要なポイントが入っているんじゃないかなというふうに思っております。やはり指揮命令については、指揮命令が不明確で錯綜しておれば本当にどうやって動けばいいのか、動くにも動けない状況が出たんじゃないかなというふうに思っております。資材管理についても恐らく大量に動員をされた中で資材が不足してしまって、それについても不足して十分な資材が提供できないというふうなことで動くに動けない、どのようにすればいいのかわからない、そういった問題があったんじゃないかなというふうに思います。どれだけの量の資材を管理しておけばいいのか本当にわからない状況もあったんじゃないかなと思いますけれども、そのような課題が挙げたというのは、やっぱり一番特筆すべきじゃないかなと思っております。情報伝達についてもやはり指揮命令と同じような形の中で、課題があったんじゃないかなというふうに思います。ただ、そのような中で迅速な行動の中で対応ができたというふうなことで、その辺については評価をするところなんでしょうありますが、今検証の課題として3点取り上げられましたけれども、これについては、今後発生した場合にはどういうふうに今度対応していくのかという部分が非常に重要な部分になってくるんじゃないかなと思いますが、今後このような浮かび上がってきた課題については、どのように対策をとって取り組んでおくべきかということが重要だと思いますけれども、その点についてはどのようにお考えでしょうか。

○経済部長（松田知良君） お答えいたします。

5月8日に県庁にて開かれました第4回熊本県鳥インフルエンザ防疫対策本部会議におきまして、本部長の蒲島熊本県知事より今回の防疫対応を踏まえ、1、現場の指揮命令、2、防疫資材の管理、3、情報伝達手段の確保などの課題の洗い出しを行い、6月末をめどに熊本県防疫対策マニュアルの見直しを行うこととされました。人吉市といたしましては、この熊本県防疫対策マニュアルの見直しを受け、人吉市家畜伝染病防疫対策要項の見直し、そして家畜伝染病初動対策マニュアルの策定を行います。このたびの鳥インフルエンザ発生に係る防疫活動の検証結果を参考とし、県を初めとした関係機関や球磨郡並びに県境を越えて隣接する自治体と協力しながら、効果的な防疫対策を講じてまいりたいと考えます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 11番。笹山欣悟議員。

○11番（笹山欣悟君） 今回の発生を教訓として家畜伝染病防疫対策要項を見直すと、また新たに家畜伝染病初動対策マニュアルを策定されるということでもあります。ぜひ今後は部長答弁されましたように関係機関と連携を密にされながら、本当に効果的な防疫対策がとられますよう万全の体制で取り組んでいただきますようお願いをしておきたいと思っております。以上で、この項目については終わっておきたいと思っております。

最後に学校林についてであります。小学校のPTA活動等におきまして、私も役員としてかかわっていたことがあります。その当時、役員会等において学校林があるけど、最近は下草払いとか枝打ちなどを行っていないんだが、どうしたらいいのだろうかというような話が出て話題になった記憶があります。それ以前は、PTAとか地域の方たちでよく管理されていたというような話を聞いていたところでもあります。現在では学校林の話すら恐らく話題になることもなくて、学校林があること自体が保護者の方たちも恐らく知らないのではないかなというふうに思っているところでもあります。学校林につきましては、その当時はそれなりに経済的な活用とか、学校教育の中での教育活動というような中で活用されていたというふうに思っているところでもありますけれども、やはり時代の流れとともに、その形態がかわってきているというふうに思っているところでもあります。

そこで、まず今の学校林の現状はどうなっているのか、この点についてお尋ねをしておきたいと思っております。

○教育部長（井上祐太君） 議員の皆様、こんにちは。御質問にお答えいたします。

まず初めに、議員もおっしゃいましたように学校林の沿革について少し説明をさせていただきます。学校林は森林資源の培養、保全と児童・生徒の愛林思想涵養と学校への収益充當を目的として、明治時代に全国的に設置されまして、特に戦後は戦前、戦中の乱伐によって荒廃した山林に植林を進めることが急務とされた時代背景の中で、学校林活動が奨励されたところでございます。本市におきましても昭和30年に学校林条例が制定されまして、それと前後いたしまして、ほとんどの小中学校に学校林が設置をされました。昭和40年ごろまでは地域住民、保護者等の協力のもとに維持管理を行い、教育活動にも活用されておりましたが、高度経済成長を経て国民の価値観も変化し、学校教育課程も見直されるという経過の中で、昭和50年ごろには児童・生徒の活動に利用されることが少なくなったようでございます。加えて安い外国産材が大量に輸入されるようになりまして、木材価格が低迷したため、別の目的であった収益充當という面でも価値が下がりまして、その後手入れされることもなく放置されるようになったところでございます。昭和60年以降、平成に入りましてからも教育活動に利用されたという記録は残っておりません。

現在の学校林の現状でございますが、市内8校の小中学校に計12カ所、約19ヘクタールの学校林がございます。12カ所のうち市有地を借用している所が7カ所、これは約15ヘクタールでございます。それから国有地を借用している所が5カ所、これは4ヘクタールとなって

おりまして、このうち国有地の場合は、2カ所は分収林でございます。学校によっては、学校林が存在していることの認識さえないところもあるようでございます。そういうことから近年は、教育活動には活用されておらず、また継続的な維持管理も行われていない状況でございます。さらにはPTAの奉仕作業など保護者等を動員した学校林の維持管理も久しく行われていないため、地域住民の方々にも状況によって違いますけれども、学校林の存在に対する意識は、かなり薄いというふうに考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 11番。笹山欣悟議員。

○11番（笹山欣悟君） 現在、市内8校の小中学校で12カ所、約19ヘクタールの学校林があるということであります。ただ、学校林の存在すら認識がないと、また教育活動にも活用されていないと、また継続的な維持管理も行われていない状況、さらには地域住民の方にも存在に対する意識も薄まっているとそういった状況のようでございます。学校林としての活用、認識はもうほとんどされていない現状があるようでありますが、ただ、学校林条例がある以上は、今の現状の中ではどうにもできない状況じゃないかなというふうに思っております。そのような学校林の現状に対して、現在どのような課題があるのか、これについてはどのようにお考えでしょうか。

○教育部長（井上祐太君） 御質問にお答えします。

まず課題でございますけれども、位置的課題がございます。学校林は学校から遠く離れておりまして、交通事情が悪い場所が多く、これは例えばさっき言いました教育的なところで学んでいくためには、児童・生徒が移動しなければなりません。その移動、利活用が困難な状況にあるということでございます。

二つ目に時間的課題がございます。例えば学校の授業時間数、それから教育課程等に現在もうカリキュラムの中にこの教育を組み入れることができない、要するに学校林を活用する授業、さっき私は児童・生徒の愛林思想涵養教育と申し上げましたけれども、そういう時間の確保がとれない、そういうものが時間的課題となっているようでございます。

三つ目に管理的課題がございます。学校林は長く放置されておりましたので、現在は状況状況ですけれども、荒れ果てている所が多く、今後、教育委員会や学校による管理が困難であるということがその要因でございます。

四つ目に規模的課題がございます。要は経営規模が小さい、例えば単独で伐採、搬出をする場合は必要経費、そういうものに要する人件費とか素材生産のための委託とか、例えばそこに作業道をつくるとか、そういう経費などを考慮しますと費用対効果はあまりない、そういうことが予想される、そういうものも要因になっているわけでございます。

五つ目に経済的課題がございます。これは市場価格の低迷により、先ほども申し上げましたけれども、市場価格の低迷により伐採、搬出しても要するに収益が上がる見込みがない、

管理に要する十分な予算を市のほうも済みません、十分な予算を得られない、そういうものが要因となっているようでございます。結果、考えられるのは十分な手入れができない、すなわち素材として価値が低くなると、そういうことにつながっていくわけでございます。

以上が課題というものでございます。お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 11番。笹山欣悟議員。

○11番（笹山欣悟君） 5点の課題挙げられました。位置的課題、また時間的課題、管理的課題、それから規模的な課題、そして経済的課題であります。確かに今答弁を聞いておりますと、本当にどれも困難な課題ばかりなのかなというふうに感じるころであります。そのような状況の中で、県内の学校林の管理状況はどうなっているのでしょうか。14市の状況、もしくは球磨管内の状況についてお願いできればと思います。県内のそういった管理状況について、お尋ねをしておきたいと思います。

○教育部長（井上祐太君） お答えいたします。

県内14市のうち、学校林を有しているのは、現在熊本市、八代市、荒尾市、水俣市、山鹿市、宇土市、阿蘇市に人吉市を加えた8市でございます。きのうちちょっと調べてみたんですけど、天草市がどうも今年の3月、学校林の設置条例を廃止したというような記事を見つけ、これは学校の統廃合が、合併に際しまして大きな問題となっていた関係で、そういうふうなことになったということの記事を見つけたような状況でございます。その8市のうち、状況を調べてみましたところ、荒尾市、それから山鹿市では、現在特別な活用や管理もしていないというようなお話を伺っております。人吉球磨管内では、相良村、五木村、球磨村に人吉市を加えた四つの市と村が学校林を有しているようでございまして、球磨村以外は活用、管理をやっていないというような状況でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 11番。笹山欣悟議員。

○11番（笹山欣悟君） 県内の状況もしくは球磨管内の状況を見ても、ほとんどがやっぱり活用、管理が行われていない状況が浮かび上がったんじゃないかなというふうに思っております。そのような状況の中で、先ほど挙げられた課題等を検討してみましても、大変厳しい状況が今後考えられるのかなと思っております。学校林が活用、管理がなされないままで、このままにしておいていいのかなというふうに思っております。やはり何らかの手を打つ必要があるのかなと思いますが、今後、教育委員会としてこの学校林については、どのような方針を考えていらっしゃるのか、この点についてお尋ねをしておきたいと思います。

○教育部長（井上祐太君） お答えいたします。

まず森林の効用、そういう教育的な問題からちょっとお話をさせていただきますけれども、



近年、地球的規模での環境破壊、それから温暖化が問題となり、それが異常気象等にも影響を与えていると言われておりまして、その対策として森林の効用が、少し相反するんですけどクローズアップされまして、環境学習の場としても森林が再び注目を集めているのは事実でございます。これはどちらかというと都心部を中心にですね。そのような流れを推進していくことは当然でございます。もちろん森林があわせ持つ教育的効果にも教育委員会異論はございませんけれども、本市はこの環境的には国有林であり、市有林であり、財産区有林であり、周囲に豊富な森林資源を持っておりまして、要は学校林がなくなってもそれらを活用することにより、環境教育を維持し続けることは、私は十分可能であるというふうに考えております。

教育委員会では、これまでに将来の学校林のあり方について、さまざまに検討、検証を重ねてまいりました。そういう状況の中で、これは数年前に、ちょっと記録を見たところ平成20年ごろですけれども、将来に向けて学校林を整理、縮小することを検討するという一定の方向性を出しましてからも、この6年間緩やかにではございますが、関係機関との協議を進めてきたところでございます。関係機関は当然国、それから市の、具体的には経済部あたりとの協議も入るわけでございます。その後、ことしの2月25日に開催されました平成25年度第10回行政経営会議におきまして、学校林の今後について、要するに整理計画についてということで、これまでの教育委員会のまとめ、それから将来のあり方の報告を行ったところでございます。

議員からの御質問の今後の方針ということでございますけれども、これ2月の行政経営会議において了承されましたそのまとめの要旨にもあり、先ほど私が申し上げました学校林を整理、縮小するそういう基本的な考え方に従いまして、恐らく今後は、以下の項目について具体的に進めていく、進んでいくであろうというふうに考えております。まず、学校林は近年、教育活動に全く利用されておらず、今後利活用される見込みもなく、設置目的である愛林思想の涵養は現在機能していないことから、学校林ごとの整理が完了した後、人吉市学校林条例を廃止し、学校林経営を終了することを最終的な方針としております。具体的には学校林現場の現状、状況、それから林業市場の状況等を総合的に勘案すれば、現時点での伐出するのは効率的ではないと思われまますので、これは市有地である学校林は、今後市有林として経済部へ所管がえし、管理をお願いすることで現在協議を進めているところでございます。また、国有地のうち部分林、分収林でございますけれども、これは分収契約が平成29年度までとなっておりますので、先ほど私が言いました市有地にある学校林と同じく、経済部へ所管がえし、市有林として管理をこれもお願いすることで、現在協議を進めているところでございます。また、国有地のうち借地契約の学校林は、これは借地契約期間が平成27年3月31日まで、来年ですよね、となっておりますので、これ現況のまま返還するか、国のほうに返すか、それとも公売にかけるのか、それは立木調査を行わないと、その辺費用対効果の面も

ありますので、そういうことを森林管理所と十分協議しながら、処分を決定したいというふうに考えているところでございます。さらに、学校林を廃止した後、森林効用に関係する環境教育に必要な場合は、先ほど冒頭申し上げましたように、市内に介在する国有林、県有林、市有林、財産区有林を幅広く利活用させていただきたいと考えているところでございます。また、さらに学校林は、これは地域住民の方に長年にわたり見守り、育てられてきたというそういう事実もあります。当然矢岳とか田野とか日添とかですね、桑木津留とか、そういう所はそういう状況が既にそういう行動をやった方が今残っていらっしやいます。廃校の問題になりますけれども、そのときにもそういう話題が出ました。今後伐出により、例えばその借地分でも分収林でも、伐出により収益分を可能な限り、例えば学校整備とか地域振興、そういうものに充当できるような仕組みを検討していこうではないかというような指示が市長のほうからもあっておりますので、そういうことも今後協議、検討をしていかなければならないというふうに考えております。

戦後、校舎建てかえの貴重な資材として期待され、近年は自然を学ぶ場としても使われてきた学校林でございますが、諸般の事情により学校林による管理は難しくなったということで、学校林経営に終止符を打たなければならないことは、現状ではまことに残念なことではございますけれども、ぜひ議員の皆様方にも御了承、御了解いただきますようこの議場で重ねてお願い申し上げたいと思います。また、これまで私が申し上げてきましたことにつきましては、学校、それから保護者、それから地域住民の方にも十分な説明を今後していきたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 11番。笹山欣悟議員。

○11番（笹山欣悟君） 今後の方針として学校林の整理計画というようなことで検討をされて、今詳しく報告がありました。学校林を整理、縮小するというふうな基本的な考え方に立って進められるようであります。最終的には学校林経営に終止符を打つというようなことであります。やはり一番気になりますのは、森林を活用した環境教育がどのようになされるのかということは、若干気になっているところであります。また、先ほど部長答弁ありましたように、地域住民の方たちが長年にわたって愛着を持って見守ってこられたと、こういった部分をどのように解決をしていくのか、これがやっぱり一番重要になってくるのかなというふうに思います。私たちの年代以上の年配の方たちについては、そういった草払いとか間伐とか、いろんな形で学校林に携わってこられたと思いますので、本当にいろんな愛着、思いがあるんじゃないかなと思っております。そういった部分をどのようにきちっとした理解を深めて、理解をさせていくのかということが一番今後重要になるんじゃないかなと思っております。早急的な対応というのを避けて、十分な地域の方たちの理解をとりながら、これは地道に進めていただきたいなというふうに思っているところであります。また、先ほど部長からもあ

りましたように、そうやって長年地域の方たちが見守り、育ててこられた部分については、そういった部分に対する恩恵じゃありませんけれども、そういったことも十分に考慮する必要も本当にあるんじゃないかなと思っています。学校、保護者、また地域住民の方に本当に十分な説明をされながら、きちっとした理解を得て取り組んでいかなければならないと思いますので、ぜひそういったことを踏まえて、今後そういった取り組みをされるようお願いを申し上げて、この学校林についての質問を終わりたいと思います。

以上で、一般質問を終わります。

○議長（永山芳宏君） ここで暫時休憩いたします。

午前11時07分 休憩

---

午前11時21分 開議

○議長（永山芳宏君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

6番。犬童利夫議員。

○6番（犬童利夫君）（登壇） 皆さん、こんにちは。6番議員の犬童利夫でございます。ことしも農家にとりましては忙しい季節を迎え、6月2日に人吉球磨地方も梅雨入りしたとのことでございます。ことしの特徴としまして、梅雨の期間が長く、梅雨明けがずれ込む予報とのことございました。本格的な大雨の季節を前にして、災害がない実りの多い秋が来ることを願っているところでございます。梅雨入り前の5月31日は、人吉市や甲佐町の気温が34度に達するなど、各地で真夏日の暑さとなり、この暑さで全国で多くの方が熱中症と見られる症状で病院へ搬送され、人吉球磨でも3人の方が病院へ搬送されたことが報道されておりました。小さな子供や特に年齢を重ねた人、高齢者の方などでございますけれども、体の予備力が少しずつ低下していくそうでございます。私自身、早め早めのそしてこまめな水分補給をするなど、熱中症対策に十分気をつけなければならないと思ったところでございます。皆様方もどうぞ注意していただきたいと思います。

それでは、通告に従いまして質問をしまいたいと思います。今回は2項目通告しております。1項目めは人吉市の防災についてでございます。2項目めは市民の声から、墓地についてでございます。

まず、1項目めでございますが、国及び熊本県の防災計画の見直しなどを踏まえ、人吉市地域防災計画の見直しがなされ、その見直しについて全員協議会で概要の説明があったところでございます。その計画の見直しとなった改正点についてお尋ねいたします。このことにつきましても、一昨日、田中議員も一般質問されております。その中で理解したところは重複しないように質問をしまいたいと思っております。

まず、避難所につきましても、災害の種類ごとに安全が確保できる施設に見直されたこととありました。その経緯や避難場所として新たに追加された施設、あるいは除外された施

設とその理由についてお尋ねいたします。また、これまでの災害時要援護者から避難行動要支援者の名称変更について、高齢者や障がい者、そして乳幼児などについて配慮が必要な方を要配慮者と呼ぶことになったとのことで、一昨日の答弁の中で説明がありました。この要配慮者のうち、災害時にみずから避難することが困難で支援が必要な方を避難行動要支援者と呼ぶことに変更されたとのことでありましたが、その名簿の作成について、関係機関及び防災活動に従事される方々に提供されるとのことでありましたが、避難行動要支援者について具体的な配慮や対応があるのかお尋ねいたします。

○総務部長（中村則明君） お答えいたします。

指定避難所につきましては、昨年6月に改正されました災害対策基本法において示されました基準に基づき、洪水、土砂災害、地震、大規模火災、火山現象の5種類の災害ごとに見直しを行ったところでございます。これまでの指定避難所のうち、旧田野小学校と旧矢岳小学校につきましては、廃校により削除いたしております。また、大塚コミュニティセンターにつきましては、土砂災害の危険性が非常に高い区域にある施設でございますので、今回削除いたしております。削除しました旧田野小学校のかわりとして、新たに田野活性化センターを指定しております。また、自主避難所につきましても災害ごとの安全性の見直しを行ってございまして、洪水による浸水の危険がある区域や土砂災害の危険区域にある公民館などにつきましては、最寄りの小学校などを大雨の際に使用していただくかわりの避難所として示しているところでございます。

次に、避難行動要支援者の方々に対しましては、これまでと同様、早い段階からの避難の呼びかけを行ってまいります。災害対策支部におきましては、地域の皆様の協力を得ながら避難の指示を行い、早めに避難所へ移動していただくこととしております。また、体調を崩されたり、一般の避難所では支障が生じる場合には、速やかに福祉避難所へ移っていただけるよう体制を整備しているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 6番。犬童利夫議員。

○6番（犬童利夫君） 災害の発生のおそれがある場合、何よりもその地域、現場近くにおられる住民の皆様の協力なくしては避難誘導がおくれてしまうことは言うまでもありません。災害対策支部と情報を共有しながら、連絡を密にしていかなければならないと思っているところでもございます。

そこで、既存の災害時要援護者対策計画の見直しをされるとのことであります。災害時要援護者対策計画に基づく向こう三軒両隣の支え合いマップづくりは継続されるのか、また、これまでの実績やこれからの取り組みと、避難行動要支援者の関連性についてお尋ねいたします。

○健康福祉部長（松岡誠也君） 皆さん、こんにちは。それでは、お答えいたします。

まず今お話にありました支え合いマップと、それから向こう三軒両隣支え合いマップという二つの名称がございますが、いずれも災害時要援護者支え合いマップとして災害等の緊急時に、自力で避難することが困難な要援護者の避難支援体制を整備するために町内ごとに作成をお願いしているマップのことでございます。

次に、マップの作成の実施状況でございますが、身近な地域において日常的に見守りが必要な要援護者の情報を事前に把握して、災害時に共助の取り組みを発揮していただくことを目的として、平成20年度から21年度にかけて市内の六つの校区にモデル地域を設定し、13町内で作成をしていただきました。さらに平成23年度からは、要援護者の福祉情報をもとに個別の避難支援計画の作成をあわせてお願いしておりますが、平成23年度に1町内、24年度に1町内、25年度に4町内で作成されております。したがって、マップの作成済の町内は合計19町内というふうになっております。なお、平成25年6月に公布されました災害対策基本法の一部改正に伴い、これまでの災害時要援護者名簿ですけれども、これにつきましては、今年度から避難行動要支援者名簿ということで整備をしまっていることになっております。いずれにいたしましても、まだまだ未作成の町内が多い状況でございますので、市といたしましては、マップの作成を支援する出前講座を計画的に実施いたしまして、全町内でマップが整備されるように働きかけてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 6番。犬童利夫議員。

○6番（犬童利夫君） マップづくりが現在まで19町内で行われているということで、ちょっと少ないということを感じたところでございます。先ほども申し上げましたが、災害が発生した場合や発生のおそれがあるときなど、その地域の方々や現場に居合わせた方々の協力なくしては初動の避難誘導もできないと思います。ぜひ今後も、機会あるごとに説明会などを行っていただき、普及していただきたいと思っております。そして地域の方々が、日ごろの会話の中でも災害時の対応などについて、その環を広げていただくなりより一層の協力支援体制ができ、住民の皆様の意識の向上と何よりも地域の防災力のアップにつながると思うところでございます。よろしくお願いたします。

次に、特別警報についてでございます。気象業務法の一部改正に伴い平成25年8月30日から運用を開始されたところであります。昨年9月の定例会で、特別警報発令時の対応や市民の皆様への周知方法など質問させていただいたところです。平成26年度の地域防災計画書に記載されるとのことでありますが、昨年10月16日の台風26号により、伊豆大島の局地豪雨に対応できなかったため、発表のあり方を検証し運用の見直しなどについて報道がありました。その運用の見直しがあったのかお尋ねいたします。

○総務部長（中村則明君） お答えいたします。

特別警報の発表基準の見直しにつきましては、気象庁に確認しましたところ、伊豆大島の

ような局地的な災害でも警戒を呼びかけやすくするために、発表の方法について見直しを進めているという段階とのことをごさいます。現在のところ、導入当初から発表の基準の変更は行われていないそうごさいます。人吉市地域防災計画書につきましては、そのときに入手可能な最新の情報で見直しを行っておりますので、現在のところ特別警報につきましては、その導入時点での内容のものになっております。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 6番。犬童利夫議員。

○6番（犬童利夫君） 今答弁の中で警報発令をしやすいように、いろいろ検証しているということごさいました。今後も特別警報発令時の市民の皆様の対応など、機会あるごとの説明や日ごろから広報を徹底して周知していただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

次に、防災行政無線についてお尋ねします。平成25年度に進められていた移動系無線の整備が完了し、同報系の無線とともに情報システムの構築がなされたところごさいます。災害時など初期の情報の伝達、収集手段として、その運用を心強く思っているところでもあります。その最終の設備ごとの内訳についてお尋ねします。また、病院や福祉施設などの半固定型無線機の設備につきましては、半固定型送受信装置ということで、移動しても送受信できると思いますが、その整備後の通信テストやその他の追加整備された機器の通信テストの実施状況についてお尋ねいたします。

○総務部長（中村則明君） お答えいたします。

防災行政無線の整備につきましては、平成24年度から整備工事に着手し、昨年度の第2期整備工事の完了をもって整備を完了としたところごさいます。整備の内訳についてですが、まず、同報系は親局1カ所、中継局1カ所、この親局、中継局につきましては移動系の設備も含んでおります。続いて、再送信子局3カ所、屋外拡声子局87カ所となり、屋外の放送設備につきましては、親局、再送信子局、屋外拡声子局を合わせた91カ所となります。また、個別受信機につきましては、現在のところ246台となります。

次に、移動系ですが半固定局を25カ所、車載型無線機を28台、携帯型無線機を90台配備しております。通信テストについてですが、現在は総合防災訓練において通信訓練を実施することとしておきまして、昨年度は一部の医療機関と通信訓練を実施しております。訓練未参加の機関につきましては、点検作業とあわせて通信テストを行っております。また、車載型やハンディー型の移動系無線の配備も完了し、今後は定期的に通信テストを実施していかなければならないと考えておりますので、現在スケジュール等について検討を行っているところごさいます。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 6番。犬童利夫議員。

○6番（犬童利夫君） 同報系や移動系の無線の整備も完了し、定期的な通信テストを実施されるということでございます。また、このテストなどにつきましては、現在も行われております日ごろの業務にも大いに活用していただきたいと思うところでございます。

続きまして、行政無線の追加整備後の放送について、場所によっては聞き取りにくいとかあるいは聞こえないとかの意見などはなかったのか。また、6月5日のJ-A L E R Tの訓練放送の状況についてお尋ねいたします。

○総務部長（中村則明君） お答えいたします。

第2期整備完了後におきましては、6月5日の緊急地震速報の訓練放送が一番最近の放送となります。放送後に電話にて問い合わせや御意見をいただきましたものが4件ございました。交通量が多い農免道路では、車の音にかき消されて放送の内容がわからなかったという報告や、屋内で放送内容が聞き取れないといった御意見をいただいております。御意見をいただいた場合には、放送を聞かれた場所を教えてくださいまして、一つ一つ改善に努めてまいりたいと存じます。なお、6月5日の訓練につきましては、学校に設置してありますJ-A L E R T機器を含みますすべての情報機器が正常に作動し、情報伝達を確認できたところでございますので、あわせて御報告いたします。

以上、お答えします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 6番。犬童利夫議員。

○6番（犬童利夫君） 今4件の意見があったということで、交通量の多いところや屋内で放送内容が聞き取れないなどの意見があったとのこととございました。その改善について努めるということでございました。またJ-A L E R Tにつきましては、全部有効に伝達できたということで、安心したところでもございます。

次に、個別受信機の設置場所については、公共施設や放送が聞こえにくい地域など、設置すべき所を絞り込み配備計画をされたと思いますが、実際の整備数と設置を希望されなかった理由などについて、把握されておられましたらお願いします。また、実際の整備後に機器の余剰があるのであれば、不感地帯など優先的に整備され、ほかの聞こえづらい地域や防災関係機関などに設置できないかお尋ねいたします。

○総務部長（中村則明君） お答えいたします。

個別受信機の配備計画につきましては、放送が聞こえづらい地区を初め、学校や公共施設、医療機関といった人が多く集まる建物、防災関係者など災害時に活動していただく方のお宅など328台の設置を計画しておりました。整備を進めていく過程において、個人宅への設置ということもありまして、御家庭の御都合などから設置を辞退されるケースもございまして、最終的に設置した台数は246台となっております。個別受信機の余剰分につきましては、整備計画を見直しまして、土砂災害警戒区域に所在し、放送が聞こえづらいお宅などへ設置してまいりたいと考えているところでございます。また、先ほども聞き取りづらい、聞こえづ

らいというところのお話をさせていただきましたが、そういった放送が聞こえない地域につきましても、個別受信機もしくは屋外拡声子局整備の検討を行いまして、改善に努めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 6番。犬童利夫議員。

○6番（犬童利夫君） 放送の聞き取りづらい地域など、整備計画を見直して実施されるということでございますので、どうぞよろしく願いしておきます。また、今回新たに屋外拡声子局が設置された町内など、その取り扱いの説明などにつきましても計画的に実施していただきますように、よろしくお願ひしたいと思います。これで防災に関する質問は終わります。

次に、墓地についてでございます。昨年10月、人生に花まるをつけませんかということで、平成25年度ひとよし花まる学園大学受講生に応募しました。講座は健康と福祉がテーマでありました。これまでの人生で花まるなどもらったことがありませんでしたので、応募した次第でございます。私たちが安心して老後を過ごし、生き生きとした地域社会を築くためには、何が必要かという内容の講義がありました。その講義の中で、福祉と介護のまちづくりをテーマに熊本学園大学社会福祉学部の和田要教授の講義がありました。その中で、揺りかごから墓場までということの話され、今見落とされているもので、お墓の問題があるということでもございました。お墓を守るということから考えれば、ひとり暮らしの高齢者や生涯未婚の方の増加など家族形態の変化もあり、さらに、ふるさとを離れるとお墓が放棄される状態が現実であるということでもございました。墓の実態として防災、防犯の面もありますが、お墓はその人が生きてきたあかしであり、世代をつなぐモニュメントであり、教育の場であるという考え方が必要であるということをお話されました。また、地域で支えざるを得ない現状があるということでもございました。このようなことで、墓についていろいろ考えさせられたところでもあります。

この墓地のことにつきましては、一昨年、田中哲議員が一般質問されております。重複するところもあると思いますが、市民の方から墓地をいろいろ探している、市有墓地に墓を建てたいなど、市民の方の声がありましたので質問させていただきます。平成24年度から25年度にかけて、墓地及び周辺環境の安全確保、環境保全及び適切な管理につなげることを目的に調査を実施されていますが、その調査結果についてお尋ねします。また、質問の要旨の中で、平成19年度の墓地調査につきましてもその調査結果を踏まえた継続調査ということでもございましたので、同じ質問の内容でありますのであわせてお尋ねいたします。

○市民部長（中村明公君） それでは、お答えいたします。

墓地環境安全確認調査は、墓地内の安全確認及び危険箇所を調査し、墓地の現況調査や管理者及び使用者の把握などを行うことによりまして、墓地及び周辺環境の安全確保、環境保全及び適切な管理につなげることを目的としております。平成25年1月から12月までの間、



委託により市内の民有墓地、これは委託の段階でございますが、約700カ所、市有墓地14カ所の調査を実施いたしました。調査内容と結果でございますけれども、「市有墓地」につきましては、各町内会長、周辺住民からの聞き取り、現地調査及び地目や地権者等の確認等により、墓地の場所や使用状況等の把握を行いました。その結果、市内に民有墓地が981カ所あり、総数にいたしまして1万2,342基の墳墓が認められました。危険箇所は2カ所との報告を受け、それぞれの現地確認をいたしましたが、大きな支障はございませんでした。市有墓地につきましては、14カ所それぞれの墳墓数、そのうちお参りの形跡がないなど無縁墳墓と思われる墳墓数、使用されていると思われる墳墓数等を調査し、見取図を作成いたしました。使用されていると思われる墳墓については、墓石に張らせていただきましたお手紙により、使用届を提出していただくようお願いいたしました。市有墓地につきましては、総数にして2,781基の墳墓があり、そのうち無縁墳墓と思われる墳墓数が1,909基、使用されていると思われる墳墓数が872基でございます。使用届につきましては、平成26年3月31日現在で371通の御提出をいただき、提出率が42.5%となっております。現在、使用者の台帳の整備を進めているところでございます。まだ、お手紙が張られたままの墳墓も見受けられますことから、遠隔地等でまだお参りされていない使用者の方などから、今後も少しずつ使用届の提出があると考えております。それから、今回の調査でございますけれども、民有墓地、それから市有墓地、すべての悉皆調査を行ったわけでございまして、前回19年度の調査と比べますと、今回の調査により人吉市内のすべての墓の実態が、より明確になったというようなことでとらえております。

以上でございます。

済みません、ちょっと訂正がございます。調査内容と結果でございますがの次に、「民有墓地につきましては」と言うところを、私は「市有墓地」と言ったそうでございますので、訂正させていただきます。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 6番。犬童利夫議員。

○6番（犬童利夫君） 今調査結果について答弁いただきましたけれども、民有墓地が981カ所で1万2,342基の墳墓が認められ、市有墓地につきましては、14カ所で2,781基の墳墓が認められたということでございました。市有墓地で無縁墳墓と思われる墳墓数が1,909基が認められ、使用されている墳墓が872基認められたとのことでございます。使用届につきましては、平成26年3月31日現在で371通提出いただいたとのことであります。提出率は42.5%ということでございましたが、私もこの使用届出を行い、平成26年3月20日付で市有墓地継続利用届の受理について通知があったところでございます。

次に、昨年度熊本県におきまして、安心して老後を過ごし生き生きとした地域社会を築くため、墓地行政のあり方等を考える研究会が設置され、会議が開催されたとのことでありますが、その研究会の開催回数とその結果及び今後の開催が予定されているのかお尋ねいたし

ます。

○市民部長（中村明公君） お答えいたします。

熊本県におきましては、蒲島知事が2期目のマニフェストに、公的な新たな形の霊園のあり方を掲げたことに沿い、これまでの公衆衛生中心の政策から、県民の生涯を通じた安心を実現する政策への新たな展開のため研究を進めています。これからの墓地行政のあり方等を考える研究会は、その研究の一環であり、市町村、地域福祉の関係者等からの意見や助言を聴取することを目的といたしまして、平成25年7月に設置されたものでございます。構成委員は、墓地の研究者である大学の教授、地域福祉関係の大学教授、社会福祉協議会の実務担当者、市の墓地担当職員8名で、本市職員も研究会に参加し、墓地調査の事例、途中経過等を発表したところでございます。研究会は7月と10月の2回開催され、課題整理、今後の具体的な施策の展開が協議されました。県では、この結果を報告書にまとめ、今年27日には熊本市におきまして、研究報告会が開催される予定でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 6番。犬童利夫議員。

○6番（犬童利夫君） 研究会は25年7月と10月に2回開催されたとのことでありました。また、本市も研究会に参加され、墓地調査の経過等を発表されたということでもございました。今後は熊本県で研究会の結果をまとめられて、今年27日に研究報告会が開催されるとのことでありました。これから何らかの方針や方向性が見えてくるのではなかろうかと思っております。

次に、市有墓地に関する規制について、市有墓地の使用変更、使用廃止の手続はどのようなものか、また使用廃止の件数はどのくらいあるのかお尋ねいたします。

○市民部長（中村明公君） お答えいたします。

市有墓地を新たに使用する場合は、墓地使用許可申請書を御提出いただき、市長は管理上必要な条件をつけて許可を行います。また、現在使用されている区画において施設物を設置、改造する場合には、墓地内変更申請書を御提出いただき、市長が管理上必要な条件をつけて許可を行います。市有墓地の使用が不要になった場合は、使用者は速やかに当該使用墓地を原状に復して返還しなければならないとされております。使用者から提出された墓地使用廃止届及び現地確認により、環境課において現状復帰を確認しております。市有墓地における使用廃止の件数でございますが、平成25年度では願成寺墓地で4件、瓦屋墓地で2件の合計6件の使用廃止の届け出がございました。平成26年5月末現在では、願成寺墓地で3件、瓦屋墓地で1件、合計4件の使用廃止の届け出が出ております。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 6番。犬童利夫議員。

○6番（犬童利夫君） 市有墓地における使用廃止の件数につきましては、平成25年度が6件、

平成26年5月末日で4件の使用廃止の届け出があつているとのことでございました。また、墓地使用が不要になった場合は、使用墓地を現状復帰して返還しなければならないとのことでございます。これから先、いろいろな問題としまして、現在の核家族化など、また家族構造の変化としまして少子化、高齢化で後継ぎがない、墓を守る人がいないなどいろいろあるかと思ひます。また、なかなか入り込めない、そしていろいろの難しいことも多くあることは存じ上げているところでございますが、現在、放置されて荒廃している墓を無縁墳墓と確定するための手順はどのようなものかお尋ねいたします。

○市民部長（中村明公君） お答えいたします。

無縁墓は、墓地埋葬等に関する法律施行規則第3条において、死亡者の縁故者がない墳墓、または納骨堂を無縁墳墓等と定義してあります。墓地埋葬等に関する法律では、埋葬した死体や収蔵した焼骨を他の墳墓または納骨堂に移すことを改葬といい、市町村長の改葬許可を得なければならないとされております。死亡者の縁故者がない無縁墳墓等を改葬するには、通常の改葬許可申請に先立ち、当該墓地の縁故者や権利を有する者に対し、1年以内に申し出るべき旨を官報に記載し、立て札を1年間掲示して公告することが必要であります。公告期間内に墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に権利を有する者から申し出がなかったときには、無縁墳墓等の改葬の許可の要件を満たすことになり、改葬許可書の交付を受けて共同墓所等に改葬を行うことができます。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 6番。犬童利夫議員。

○6番（犬童利夫君） 先ほどの答弁で、無縁墳墓と思われる墳墓が非常に多く、またこれからもふえてくるのではなかろうかと思つたところでもございます。長い年月とともに歴史も感じているところでございます。そして、いろいろの問題もあろうと思つたところでもあります。そのような中、市民の方から、高齢者の方でありましたが、何とかしてお墓を守らなければならない、そして子孫が受け継げるようにしたいなどお話を聞いたところでございます。これから先、自分はどうなるのだろうかなど不安もあるようでございますが、一生懸命にお墓を守られているのも事実でございます。また、自分たちが元気なうちにお墓をつくりたい、そして子供たちに形として残したいと思われている方もおられました。市有墓地における使用廃止の届け出も年間に数件あつているようでございます。そういう使用廃止のお墓や空きスペースを整地し、利用できる土地を確保するなどして、人吉市有墓地の使用に係る公募について、近いうちに公募される考えはないかお尋ねいたします。

○市民部長（中村明公君） お答えいたします。

平成24年9月議会におきまして、市長が市民の皆様方に市有墓地に対する御要望があると十分認識しており、平成24年度から25年度に調査を実施した結果、具体的にどういふ対応ができるか検討させていただきますと答弁いたしております。今回の調査結果を踏まえ、市有

墓地の使用者の公募について、どういう対応ができるか現在庁内協議を重ねておきまして、政策審議会や行政経営会議においても鋭意検討していくことといたしております。あわせて、人吉市における墓地行政のあり方の基本方針についても検討してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 6番。犬童利夫議員。

○6番（犬童利夫君） 市有墓地の使用の公募について、庁内会議を重ねながら政策審議会や行政経営会議においても鋭意検討するというところでございました。また、基本方針も検討しているというところでございました。一例ではありますが、ある家庭で、子供もそれぞれに親元を離れて家を建てて家庭を築いている、寂しさとこれからの老後のことに心配があり、ふるさとに帰りたい気持ちもあるが、ふるさとに帰っても墓がないのでUターンするのもちゅうちょしているとのことでございました。結果的には、実家の墓に入るといふか使用することで解決することができましたので、その方も決心して持ち家を売却してUターンして人吉市に定住されるようになりました。都会からUターンして故郷で暮らしたいとか、帰りたいとか、そういう人もおられるのではなかろうかと思っております。また、墓のことなども考えられるのではなかろうかと思ったところでもございます。市有墓地の使用者の公募を実施していただくことで、市民のニーズの指標にもなるのではなかろうかと思っております。ぜひ市有墓地の使用者の公募を実施していただきますよう要望したいと思います。

終わりにになりましたが、今回の事件はまだまだ信じられないところでございます。犠牲になられました荒川真侑子さんの御冥福を心からお祈り申し上げます。これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（永山芳宏君） ここで暫時休憩いたします。

午後0時06分 休憩

午後1時30分 開議

○議長（永山芳宏君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

8番。井上光浩議員。

○8番（井上光浩君）（登壇） 皆さん、こんにちは。8番議員の井上光浩でございます。通告に従いまして、一般質問を行います。今回14人の方が通告をされ私が13番目、この後に森口副議長が控えていらっしゃるんですが、私なりに簡潔に質問を進めてまいりますので、明快な答弁のほうをよろしくお願い申し上げます。

先日、報道番組を見ておりましたら、大変興味深い情報が流れておりました。それは財務省が発表しました国際収支、これは速報でございますけれども、本年4月、外国人旅行者が

日本で使ったお金から日本人旅行者が海外で使ったお金を差し引いた旅行収支というのがございますけれども、これが44年ぶり黒字になり、経常黒字は1,874億円に上がっております。旅行収支が黒字になるのは、大阪万博が開かれた1970年7月以来であるとの報道がございました。要因としましては、同僚議員からの質問の中にもございましたけれども、答弁の中にもございましたが、近年は中国、東南アジアからの旅行者へのビザ発給要件の緩和、また円安傾向も追い風となり、昨年を訪日外国人数は、初めて1,000万人を突破しております。本市においても国の選定を受け、ハラル食品などに対する取り組みも進めていく中で、絶好の機会が到来していると感じております。この機会を逃してはならないということで、川野議員の昨日の質問であったと思います。川野議員の質問の中でもございましたけれども、人吉市を将来支えてくれる若者が、この取り組みにより雇用創出、また低迷を続ける人吉経済にとって経済振興になることを願う一人であります。担当される職員の皆さん、また他の部署の皆さん方も、大いにこれに向けて頑張ってくださいと思います。この場を借りてエールを贈ります。

それでは質問に入ります。大きな要旨としまして、現在、市民みんなが健康で笑顔で暮らせるまちをまちづくりの理念として施策を進められていますが、その状況の中で3点ほどお尋ねをいたします。1点目は、消費生活相談業務の充実策について。2点目、廃校舎の再利用について。3点目、交通体系構築へ向けた協議についてであります。

まず1点目、消費生活相談業務の充実策についてであります。人吉市消費者センターは、平成21年8月に開設をされ、また本年2月28日の全員協議会において、消費者行政において人吉球磨への広域連携についての説明を受けました。その中に目指す姿として、人吉球磨地域の全住民が、安心して消費生活相談ができる体制を整備し、相談員不在の8町村の住民だけではなく人吉市民、多良木町民のうち、地元役場には相談しにくいと考える住民についても、安心して相談できる体制を構築すると説明がっております。人吉球磨10市町村との消費生活相談業務に関する協定締結後、相談員不在の8町村からの相談件数、また相談割合の現状はどうなっているのかお尋ねをいたします。

○市民部長（中村明公君） お答えいたします。

ことしの4月から各町村と相談業務協定を結び、相談業務を受けているところでございますが、4月は相談総件数80件のうち、町村からの相談が12件の15%、5月は相談総件数58件のうち、町村からの相談が12件の20.6%でございます。なお、「町村の相談業務を人吉市消費者生活センターでお受けします」のお知らせのチラシを準備し、4月下旬から5月上旬にかけて、球磨郡の町村に全戸配布して広報、周知を行ったところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 8番。井上光浩議員。

○8番（井上光浩君） 今、数字をいただきました。球磨郡の町村の全戸に配布をしたという

こととございます。大変御苦勞であったと思います。この相談件数につきましては、まだ氷山の一角であると思います。いただいた資料の中には、平成20年度相談件数が667件、町村が114件、平成25年度が742件、町村からは116件ということでございます。これが果たして多いのか少ないのかというのはわかりませんが、相談がないということではないなど改めて思うところがございます。

そのような中で先般、報道等をよく見ておられますと、消費者被害に巻き込まれる、また巻き込まれるおそれのある相談というのはどういった状況になっておりますでしょうか。報道では、大変多種多様になって巧妙化しているというふうに思いますが、その点を実例のようなものがありましたらお尋ねをしておきたいと思っております。

○市民部長（中村明公君） お答えいたします。

高齢者の方が一番ねられやすいようございまして、平成25年度において60歳以上の相談者の割合は、全体の61.9%を占めております。一般的に高齢者の方は相談する人が少なく、また消費者トラブルに巻き込まれたとわかって、だまされた自分が悪い、恥ずかしい、子供から怒られるなどの心情から相談をすること自体をちゅうちょしたり、トラブルに巻き込まれていることに気がつかないなどの判断能力の低下なども問題視されているところがございます。なお、最近の特筆する相談事案といたしましては、テレビの情報番組やニュースでも取り上げられております劇場型投資詐欺が挙げられます。これは人吉市の事案でございますけれども、相談者にいきなり電話で、「許可なく勝手にあなたの名義で社債を1,000万円分買った、解約は本人しかできないので指示に従ってほしい」と連絡があり、次に、「解約ができたので1,000万円を口座に振り込む、あなたの名義で買っているのであなたの口座番号が必要だ、教えてほしい」と連絡をしてきて、その次には、「口座が凍結されているようだ、凍結解除をする場合は、返金される額の一、二割程度の金額を指定する口座に入金するとよい」と連絡、「お金は持っていない」と答えると、「犯罪者としてテレビに出ることになったり、年金が停止になったりして大変なことになる、警察や消費生活センターに相談には行かないように」と脅されたとのことでした。このような話を1時間程度の間複数人から何回も連絡があり、相談者を混乱させ犯罪に巻き込もうとする事案でございました。しかし今回の相談者は、勇気を持って消費生活センターに御相談においでいただきましたので、問題のある劇場型投資詐欺であることを説明し、事なきを得たところでございました。

以上、お答えいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 8番。井上光浩議員。

○8番（井上光浩君） やはりこの人吉球磨でもそういうことがあるわけですね。今は本当にどういった犯罪に巻き込まれてしまうのか大変不安でなりませんけれども、私の母親にも一度電話がかかってきたこともありました。それも娘の名前を出してあったそうですけれども、強く私の母親でございますのでお断りをしたというような事例もございました。

そこで、ネット犯罪、また振り込め詐欺、オレオレ詐欺と言っておられましたけれども、通例でありますけれども、こういった犯罪への対応も含まれてくるのではないかなと相談ごとについては、ふえてまいるのではないかなと私は思っておりますが、例えば熊本県警との、人吉署ございますけれども、連携はどのようにとられているのかをお尋ねしたいと思います。

○市民部長（中村明公君） お答えいたします。

警察との連携はどうなっているかとのことでございますが、熊本県においては、県消費生活課長、警察本部生活環境課長、市町村消費者行政主幹課長による連携により、複雑、多様化する消費者被害の解決と悪質商法に関する情報提供等、消費者被害防止の対策推進を図るため、熊本県消費者被害防止連絡協議会を設置して対応しております。また、地域振興局——こちらは球磨地域振興局でございますが——におきましては、消費者被害防止地域連絡会というものを設置いたしまして、管内警察署生活安全課とも連携を行っております。なお、消費生活センターに相談があった場合は、直ちに内容等を確認の上、再発防止、注意喚起のために管内の町村の消費生活相談窓口や県消費生活センターに情報提供を行うとともに、犯罪性が高いと思われるものにつきましては、警察へも情報提供を行い、情報の共有を図っているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 8番。井上光浩議員。

○8番（井上光浩君） 連携をとられておるようでございますけれども、なかなか高齢者の方も含めて相談をされる方、だまされたほうが悪いんだ、こらえておこうというところもあるかもしれませんけれども、協定を結ばれて、多良木町におかれましては消費生活相談窓口ございますけれども、ほかの8町村には相談員さんがいらっしゃいませんので、人吉市消費者センターの役割というのは非常に重くなってくるのではないかなと思います。これもまた広域につながっていくと思いますので、プライバシー等々の守秘義務等々ありますけれども、そういったことには注意をされて、未然に防いでいただきたいなど思っているところでございますが、そういった点で、私市庁舎建設特別委員会のほうに席を置いておりますけれども、その際に今回アンケートをとられておりますね。先日いただきました。その中にやはりなかなか新庁舎建設に対して手厳しい意見もございまして、全部読みましたけれども、その中にやはり相談がしにくい、少しプライバシーの問題もあるのではないかなというような意見もございました。こういう回答があったことは、もちろん部長も御存じだと思いますけれども、今後、センターとしてどのように取り組んでいかれるのか、また今まで取り組んでこられたのか、その点をお尋ねしておきます。

○市民部長（中村明公君） それでは、お答えいたします。

消費生活センターへの相談内容は、多重債務問題や離婚問題、相続問題等多方面にわたっております。平成22年度に現在地に移転しておりますが、当時井上議員から、相談者は市役

所本庁舎は人の出入りも多く、人目も気になる所、相談しやすい環境とプライバシーの配慮が必要ではとの御助言もございましたので、さまざまな検討を行い、本庁舎とは別棟で、庁舎からは入口が見えづらい旧厚生室を改良しまして、消費生活センターを設置したところでございます。相談室はパーテーションで仕切って、3ブース設置しております。また、相談者が少しでもリラックスできるようBGMを流しておりますが、このことは相談内容が他に聞こえにくくするような効果もあり、落ち着いたある相談会場の雰囲気づくりに努めております。今後もプライバシー保護に配慮し、地域の皆様が安心して、何でも相談できる体制づくりを進めてまいりたいと存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 8番。井上光浩議員。

○8番（井上光浩君） 以前は1階の守衛室の前にございましたね。非常に狭いなと思いますし、なかなか相談される方も市民の方も難しいのではないかなと感じておりましたけれども、対応していただきましたことは、私ももちろん同僚議員の皆さん御存じだと思います。ただ、先ほど申し上げましたけれども、今の相談件数というのは氷山の一角ではないかなと思います。なぜならば、テレビのCM等々でも非常に弁護士事務所の相談会等々のCMが流れております。ああいったことが流れるということは、やはりそういった問題、多重債務の問題も含めてでしょうけれども、問題をたくさん抱えていらっしゃる方が多いのではないかなと、私だけではないと思います、皆さん方感じておられると思いますが、そこで、相談をされた方、被害に遭われたというのは語弊があるかと思いますが、そういった皆さんの対応を全庁挙げて行うべきではないかなと私は思っております。そこで、今後の進め方を部長に聞いて、この質問を終わりたいと思っております。

○市民部長（中村明公君） お答えいたします。

相談者が相談する部署がわからない場合とか、逆に相談者が消費者トラブルに巻き込まれたとはっきりわかる場合に、消費生活センターにて相談をお受けいたしております。特に相談先が不明の場合は、相談内容を検討、整理し、福祉課や高齢者支援課など関係各課につなぎ、問題解決のお手伝いをしているところでございます。また、市民と直接対応する高齢者支援課、福祉課、保健センター、納税課、保険年金課、建設部管理課市営住宅係、水道局などから、トラブルに巻き込まれている市民がおられた場合、連絡をとりながら問題解決のお手伝いをしております。さきに起きました市職員を名乗る詐欺等の事件は、水道局、保険年金課、高齢者支援課から連絡があり、すぐにグループウェアを活用し、全職員での情報共有、消費生活センターだより、広報ひとよしを活用しての市民への注意喚起、また管内町村への通知などで被害が拡大しないように連携を図っているところでございます。また、緊急性があり、広報などが間に合わない場合は、地元新聞社との連携により注意喚起も行っているところでございます。さらに、相談内容によっては、専門的立場からの助言が必要な場合もご



ございますので、弁護士等の他の関係機関につなぎ、庁舎内の連携にとどまらず地域ネットワークを活用し、市民の皆様の安心・安全の確保に向け取り組んでいるところでございます。そして、地域のネットワークでは、町内会長、民生委員・児童委員、シルバーヘルパーの皆様方から御協力をいただき、被害を最小限にとどめるよう取り組んでいるところでございます。最近の消費者トラブル、生活相談から考えますと、庁内連携、地域連携、広域連携をしすぎることはなく、さらなる連携の充実強化を図っていく必要があると考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 8番。井上光浩議員。

○8番（井上光浩君） さらなる広域連携、そして全庁の横とのつながりということをさらに強化していただいて、未然に防げれば、やはり市民の皆様方、笑顔が出るのではないかなど私は思っております。そういったことにつきましては、大変中心になっていく係といえますか、部署になるわけですので、担当課の方、御苦労はあると思いますが、さらなる精進を重ねていただきたいと思うことで、この質問につきましては終わらせていただきます。

次に、廃校舎の再利用でございますけれども、私もその廃校ということに話を持っていく矢岳小学校の懇談会に、協議会、会議ですけれども出席をさせていただきました。同僚議員でございます西信八郎議員、高瀬堅一議員も同席をされておりましたし、この議場におられる方も何人かお見えでございました。その際に、矢岳小学校について触れておきますけれども、出席をされた皆さん方のお顔を拝見したとき、大変複雑な思いをいたしました。さまざまな思い、そして願いといったものが感じ取れたところでございます。やはり長年そこにお住みの方でございますし、高齢化率の非常に高い方々の出席でございましたので、手厳しい言葉が出るのではないかなど予想をしながら出席をしたところでございましたけど、最終的には認めていただいた、解体についても了承していただいたという状況を見ておりました。ただ、了承を得た会議の際に、さまざまな要望が出されました。今6月でございますので、新年度になってその要望に対して、執行部としましてはどのような対応、また処理を進めて来られたのか、矢岳小学校についてまずお尋ねをしておきます。

○教育部長（井上祐太君） お答えいたします。

矢岳小学校につきましては、議員が申されましたように、ことしの1月20日、岳寿館におきまして廃校についての協議をしていただくということで、臨時の役員会を開催していただき、そのときには本年3月末日をもって廃校することにつきまして、地元の皆様の御承認をいただいたところでございます。この臨時役員会には本市からは坂崎副市長、それから教育委員会からは末次教育長、そして議会からは今おっしゃっていただきました西信八郎議員、それから井上光浩議員、高瀬堅一議員にも御同席をいただいたところでございます。その中で、矢岳町内の皆様との意見交換の時間をとりまして、いろいろと御要望等をお聞きしたと

ころでございます。大きく三つに分かれますけれども、主なものとしたしましては、道路の整備に関する事、それから岳寿館の敷地整地に関する事、それから雨季時期における矢岳小学校からの道路への溢水に関する事など、地元住民の皆様の要望が出されたところでございます。そのときに市のほうから出て行きました坂崎副市長からは、できるものはしっかりやらせていただくと、そういうふうにお答えさせていただいております。

議員御質問のその後の対応、処理状況ということでございますけれども、まず2月19日に地元の町内会長さん、それから町内の方、それから井上議員と高瀬議員、それから執行部からは建設部、教育部が参加いたしまして、臨時の役員会において出されました要望箇所の現地調査を一緒に行っております。そのときにいろいろ結論が、これから述べさせていただくわけですが、道路、それから岳寿館と他の部署に係る分もありますけれども、まとめて私のほうで御答弁をさせていただきたいと思っております。

道路につきましては、曲線部で見通しが悪く大型貨物等が大きくはみ出して通行する危険箇所や、山側からの排水不良により道路に雨水があふれる箇所、また土砂が道路に流れ込む箇所などがございました。建設部のほうからは、要望箇所の道路改修等も見えていただきまして、これは予算の範囲内で計画的にできるものからやっていきますというようなことを、その後でございましたけれども、そういうことをお話いただいたところでございます。

それから、岳寿館につきましては、現在実質的な矢岳地区の公民館的役割を担っております、また自主避難所や選挙の投票所としても利用されるなど、地域住民にとってこれは本当にかげがえのない大事な施設となっております。よって、矢岳小学校が廃校となった今、その役割は今後さらにますます大きくなるというふうに考えております。岳寿館の敷地整地につきましては、排水不良のため敷地内に雨水が流れ込んでおりまして、その局部的には敷地周囲を25センチほどのU字溝が一部敷設をされておりますけれども、土砂が流れ込み、それがあまり機能していない状況でございます。2月の調査でございましたけれども、そのときは敷地一帯が湿気のある状態で、例えばそこでグラウンドゴルフなんかをやろうとしても、とてもそれは使用できるような状況ではなかったと私たちは見ているところでございます。今後、岳寿館の敷地整地につきましては、関係する部署と連携しながら、早期改修ができないか、その旨協議してまいりたいと思っております。

それから三つ目、矢岳小学校からの排水が農地や道路に流入する事案がございますが、実はこれは前々から御要望があつておりまして、昨年、事態解消を目指すべく排水路整備の設計委託を行ったところでございます。これは昨年の予算をいただいてやったところでございます。今後はなるべく早く排水路本体の整備に着手できますように、これも関係各課と協議を進めてまいりたいというふうに考えております。

矢岳小学校の廃校により、地域の皆様大変御心配をおかけしておりますこと、これはまた本当に甚だ遺憾と思っております。今後は地域の皆様が心穏やかに過ごしていただけます

ようきめ細やかな地域振興策を計画的に推進していきたいと考えておりますので、関係者の皆様には御協力のほどよろしくお願ひしたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 8番。井上光浩議員。

○8番（井上光浩君） 今答弁いただきました。9カ所ほど、9項目ですかね、9点ほど挙がったと私も記憶しておりましたが、それに対して対応できている部分と今後対応していこうという部分というような答弁であったと思いますけれども、もともと要望箇所等につきましても、非常に思い入れがある方が多ございましたので、ある面それが明確になってよかったんじゃないかなと私も思っております。ただ、私は経済建設委員会に席を置いておりますので、そのことについて道路の拡幅、改修等々については、予算面で手当があったときに精査をすればよいと思っておりますので、それはそちらのほうで建設部長なり、経済部長なりお聞きをしたいと思っておりますのでございます。ただ、ほかにつきましても総務部、そして教育部とあるわけですので、そういったところについては先ほど心穏やかにと言っておりました。本当に高齢者の方が多ございますので、そういったことを推進していくという部長の答弁でありましたので、そこはまた先ほど申し上げましたけど、横のつながりで対応方をお願いしたいと思っております。

それでは次に、同じように廃校を了承されました田野小学校の利活用について二、三お聞きをしておきたいと思ひます。田野小学校、今回廃校に同意をいただきましたけれども、少し矢岳小学校とは状況が違ひまして、非常に住民の方の意気込みがあるというふうにお聞きしておりました。再生に向けてと再利用に向けてというところでございますけれども、その後、全協においても説明をいただきましたが、その中に幅広い対応をしていくというふうには説明がっております。その幅広いという対応については、やはり住民の皆さん方の意見も必要ではないかなと私は思っておりますし、またあそこには郷土史家の著名な先生もお住みでございますので、そういったことについて地元町民の皆様方、校区民の方との協議はなされたのかお尋ねをいたします。

○教育長（末次美代君） 皆様、こんにちは。御質問にお答えいたします。

先月5月30日でございます、廃校後初めて地元町内会長の皆様と教育委員会との懇談会を開催いたしております。田野地区は、だれもが認めるすばらしい立地条件を兼ね備えており、高原特有の気候の恩恵を受けまして、例えば春は野焼きがあり、わらびなどの山菜採りができますし、夏は避暑地となることからキャンプ、秋は紅葉狩りやテニス、冬は平地に比べ積雪も多いことから、そりなどの雪遊びや雪景色など、南九州としては非常に幅広い内容、メニューを持って、1年中を通して楽しむことができる条件が整っております。そのような好条件を生かしていきたいという地元の皆様の熱意を、私たちもお話を聞くたびに強く感じているところでございます。つくる・もうかる、学び・体験する、遊び・交流する、汗を流

し・リフレッシュする、地域が元気になるなど、今後基本理念となるものをしっかりと決め、方向性を出していくための有効活用計画を策定していきたいと考えております。

昨年からの廃校協議の際に、私がたびたび申し上げておりますことは、地元の皆様が中心となって熱意を持って取り組んでいただきたい、行政はしっかりと支援していきたい、以上の2点でございます。このことは地元の方にも十分御理解いただいておりますし、市と地元がイメージしている利活用の方向性は同じでございますので、今後も定期的に懇談の場を設け、有効活用計画の策定を最終形として、しっかりと協議を重ねてまいりたいと思っております。

以上、お答えいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 8番。井上光浩議員。

○8番（井上光浩君） 今後、整備も考えていらっしゃるようでございます。教育長におかれましても球磨村立の中学校にもお勤めだったということだと思いますが、あちらのほうも再利用されている事例もございます。そういったことも勘案していただければなと思っております。ところでございますが、文部科学省においても廃校施設の実態及び有効活用、利用状況を調査しているところであると思っておりますが、その後、施設を機能整備する中で、財源の確保等々も出てくると思っております。そういった点の財源確保ということで、さまざまに検討はされていると思っておりますが、どのようにその後、機能整備に向けて進められる、先ほど言われたさまざまな整備もあると思っておりますが、財源確保はどのように進めていかれるのかお尋ねいたします。

○教育部長（井上祐太君） お答えいたします。

御質問の田野小学校の有効利用を進める上で、財源確保ということでございますけれども、これは国におきましては、議員も申されましたようにさまざまな廃校活用に利用可能な補助制度はございます。ただ、それは今からいろいろ議論していかないと、協議していったものをつくっていかないと、それにどういうものが付随するのか、その辺まだよく私たちが今勉強しているところでございます。そういったものを利用できればというふうに考えているところでございます。教育長、先ほど申し上げましたように、有効活用計画の策定を今両者で一緒に知恵を出しながらつくっていくと、できるだけ早いうちにつくりあげるということで、その中で明確な方向性を示していく必要があると存じます。当然、教育委員会はそういうことのノウハウはあまりございませんので、その補助金制度に関しましては、当然そういうことのノウハウを持ちあわせる関係各課とも連携を図りながら、これはもう当然有利な補助金制度に乗れるよう計画と一緒にあわせて検討を進めていきたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 8番。井上光浩議員。

○8番（井上光浩君） 検討という言葉が出ましたけれども、できますれば思い切って進めて

いただきたいと思っ

そこで、学校林についてこの後お聞きしようと思っ

そこで、市長の見解もお聞きしておきたいと思

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

田野小学校跡の利用につきましては、住民の皆様はもとより、出身者の方々にとってもふるさとそのものでありまして、また、地域の心のよりどころでもあり、地区の皆様大切に利用してもらいたいと考えております。教育委員会によりますと、田野の皆様との話し合いの中で、地場産物を通して稼ぎたいというお話も出たようございまして、皆さんの積極的な姿勢を歓迎いたしたいと考えております。この場でも何度も御紹介しました上勝町の葉っぱビジネスの事例が証明しているように、収入を得ることが若い方から高齢者まで、そしてコミュニティの元気にとって非常に大きな意味を持つと考えております。田野小学校の具体の利活用ということでございますが、個人的な見解ということで御理解をいただきたいと思っ

子会に利用してもらえらるようなおしゃれな施設に仕立てることが肝要ではないかと想像しているところがございます。そして、イノシシ肉は別といたしましても、今後、本市が取り組んでまいりますハラルへの取り組みも視野に入れたところで展開していただければと考えているところがございます。

以上、お答えいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 8番。井上光浩議員。

○8番（井上光浩君） そういうふうに住民の方の声も田中市長のほうには届いているようでございます。お祭りに行きますと、どのお祭りでも、梅まつりもございませし、人吉の市内の祭りというか大きな祭り、さまざまありますけれども、田野町内は婦人部の皆さん方必ず出店されて、御自分でつくられたやつを販売をされております。大変好評であるというふうにお聞きしておりますけれども、そういったことがまた新たに広まって、そして生きがいになる町になっていただきたいと思っております。大変いい所でございますので、私も以前はしょっちゅうお邪魔をしておりましたので、非常に思い入れがございまして、今後もそういったことに対しては対応方をまたよろしく願いしたいと思ひませし、強く要望をしておきたいと思ひませし。

それでは、3点目に移らせていただきます。交通体系構築に向けた協議についてということで、今回通告をいたしました、これにつきましては交通空白地帯や公共交通につきましては、宮崎議員も質問をされました。その答弁の中では実績、また経済的に削減された部分ということで総務部長のほうからお答えがございました。しかし、これは私も大変興味深い要旨でございますので質問をさせていただきたいと思ひませし。

実は会派におきまして、京丹後市へ行政視察に行つてまいりました。京丹後市といひませしと皆さん方、どのあたりかなと思われの方もいらつしゃると思ひませしが、京都府舞鶴港、国際港ありますけれども、あれのちよつと上というふうな表現になりますけれども、天橋立が近くにあり、そしてジオパークにあつて、そして伊根町というのは船がそのまま海から自宅の中に入つていけるというような舟屋群というのがございませし。また与謝野町といひませしのはちりめん街道ということで、そういった地区でございませしけれども、ここの路線バス、何と全線200円ということでされて、そしてその後大変な効果を生んでおられます。補助金の削減にもつなりましたし、それから、その横には北近畿タンゴ鉄道といひませし第三セクターの鉄道も通つておひませし、大変私どもの交通体系と似ている部分が多ございませし。その列車は水戸岡鋭治先生の監修でございませし。大変、ああよく似た所だなどいひませしというふうな思つたところでありませしけれども、そういった中で、二、三点改良したところがございませし、それが導入されて、バス停を137カ所から178カ所にふやしたり、200円バス、考え方としては700円の2人でなくて、200円だから7人乗せればいひませしというような逆転の発想で始められた場所でございませし。大変いい勉強させていただいたなどいひませしと思ひませし。取り組みの背景と

しましては、空気しか運んでないバス交通、そして利用者減、利用性低下、さらなる利用者減の悪循環であったと、そして雪だるま式にふえる多額の財政支援額と、そして乗って守ろう的な利用促進策は効果が見られないと、こういったことが現状の取り組みの背景にあったそうでございます。そういったところを研修をさせていただきましたので、こういうことを生かしながら、ちょっとお尋ねをしておきたいと思いますが、昨年9月も今後どうするんだということで質問をさせていただきました。そこで、その後現在までどういったような協議を庁舎内でやられているのか、どういったような動きがあるのかお尋ねをしておきます。

○総務部長（中村則明君） お答えいたします。

昨年9月定例会市議会の一般質問におきまして、井上議員からバス路線の見直しを含めた交通体系の見直しにつきまして御質問をいただきました。その後の経過、協議の内容でございますが、交通空白地帯の解消及び市長のマニフェストでございますドア・トゥー・ドアの実現につきましては、現行の法律で許される範囲で、いかに経費を少なく抑えて、利用者にとりまして利便性の高い、使い勝手のよい交通ネットワークシステムを構築できるか、先進事例の研究や関係機関との協議を行っているところでございます。

具体的には、昨年12月4日に九州運輸局熊本支局におきまして、NPO法人を活用した公共交通政策や乗り合いタクシー、また先進事例等につきまして首席運輸企画専門官と協議、相談を行っております。このときには、現状の法体系のもとでドア・トゥー・ドアを実施したい場合は、乗り合いタクシーを区域運送、いわゆるフルデマンド方式にする必要があり、その場合は運行時間を定める、またはある程度の乗車箇所を定める、また路線バスと競合する地域は、降車場所が制限されるなどの制約が生じるとともに、相当の費用がかかるので予算面での検討が必要になるとの回答を得たところでございます。

また、本年2月には、水俣市のコミュニティバス、みなくるバスの視察研修を行っております。これは、市内完結型路線につきまして産交バス株式会社様から市が運行するコミュニティバスに段階的に移行したものでございます。

さらに5月14日には、熊本運輸支局が行った個別相談会が熊本市で開催されましたので、本市も参加いたしております。この相談会におきましては、主に現在人吉球磨10市町村で策定しております人吉球磨地域公共交通総合連携計画の見直しにつきまして、連携計画の変更の際の事業の進め方、国の助成制度の有無、スケジュール等につきまして相談を行ったところでございます。

モータリゼーションの進展により、地域公共交通体系の位置づけが総体的に低下し、輸送人員の減少に歯どめがかからず、交通事業者の不採算路線からの撤退による地域公共交通ネットワークの減少や、運行回数などのサービス水準の大幅な低下が進行するとともに、今後の急激な人口減少のもとで地域公共交通をめぐる環境が、ますます厳しいものになることが想定されるため、地域公共交通の役割は一層増大するとともに、拠点と居住エリアを結ぶ地

域公共交通ネットワークを再構築することが重要であると国も認識をしております。

したがって、これから公共交通に関する国の施策も見直され、公共交通を取り巻く環境も目まぐるしく変化している状況でございます。本市といたしましても、この変化を注目するとともに、この変化に乗りおくれることなく、また国の助成を得られるチャンスを逃すことなく取り組んでまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 8番。井上光浩議員。

○8番（井上光浩君） 国の助成あたりも逃さないように進めていきたいということでございます。この丹後半島のことでございますけれども、いただきました資料の中に公共交通王国、丹後半島の実例、キーワードは丹後は一つということでございます。このことの広域的な取り組みでございますけれども、この後、私の後に森口副議長が、いよいよ実現するか「人吉・球磨はひとつ」という合言葉で控えていらっしゃるようですので、このことについてはお聞きをいたしませんけれども。

次に、その助成を逃さないようにしていきたいということでもございましたけれども、1月28日の朝刊、熊日新聞に、路線バス再編、国が支援ということで記事が掲載されておりました。これ少し紹介いたしますと、国の支援策は、民主党政権時代の事業仕分けなどで大幅に縮小されたことから、改正法の趣旨に基づいて新たなメニューをつくるということでもございました。具体的には、赤字路線の維持を条件に採算性の高い路線を運行する業者に対して一本化し、路線を再編する。コミュニティバスは民間と競合しない路線に特化し、各交通機関の役割分担を整理などの内容が想定されるということでもございました。こういった国の支援策についての情報等々も入っているのではないかと思いますけれども、こういったことについてどのように考えていらっしゃるのか、今後この法案等々が通っておればどのように取り組まれているのか、さまざまに、しかし国も二転三転しておりますので、大変難しいと思っておりますけれども、その支援策、これについて具体的に市の考えはどうなっているのでしょうか、お尋ねいたします。

○総務部長（中村則明君） お答えいたします。

議員御指摘の地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部改正でございますが、第186回国会におきまして可決、成立しております、5月21日に公布されております。この法律の概要を簡単に申し上げますと、昨年末成立しました交通政策基本法の基本理念にのっとり、持続可能な地域公共交通網の形成に資するよう地域公共交通の活性化及び再生のための取り組みを推進することを目的といたしまして、市町村が持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生を図るための地域公共交通網形成計画を作成し、地方公共団体は、公共交通事業者等の同意を得て、当該地域公共交通再編事業を実施するための地域公共交通再編実施計画を作成し、国土交通大臣の認定を申請することができることと



れておりまして、認定を受けますと、地域公共交通再編実施計画に定められた地域公共交通再編事業について、道路運送法等の法律上の特例が設けられるというものでございます。また、地域公共交通網形成計画の策定に当たりましては、国からの助成も受けられるとされております。

市といたしましては、平成22年3月に人吉球磨10市町村におきまして、人吉球磨地域公共交通総合連携計画を策定しておりまして、この地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく地域公共交通網形成計画へ改正するべく、関係町村との協議を開始したところでございます。国の助成を受けながら来年度からこの計画策定に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 8番。井上光浩議員。

○8番（井上光浩君） 今後考えているということでございます。国の支援が重要になってくるのは間違いないわけですが、さまざまな間になってくる法律、また助成制度等々の確立を願うものでございますけれども、福祉協議会の総会、老人会の総会、また町内の総会に行きますと、必ずこの路線バスの話が出ます。私も努力が足りませんのでということで申し上げておりますけれども、やはりこういったことについては、どうしても住民の方納得いかれてませんですね、どうしても。そのあたりをくみ取っていただきたいなと思っております。もちろん今全くないわけではありません。乗り合いタクシーも導入されておりますし、経費削減も進んでいるようです。しかしながら、どうしても昔ながらの路線バスというようなお考えがあるようでございますけれども、それを丸々復活するという事は難しいことがあると、私もその点は申し上げておりますが、さまざまに施策を進めていただきたいと思っております。その点を市長のお考えをお聞きしたいと思っておりますので、ここで今総務部長からお答えいただきましたけれども、そのことも含めながら、交通体系の構築に向けてお考えをお聞きしておきたいと思っております。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

高齢者の皆様方からさまざまにお叱りも受けているところでございます。どんどんバスがなくなっていく、買い物にも行けない、乗り合いタクシーをお願いするけれども、ちょっとおくれただけで運転手に怒られる、本当にどう交通体系を再編したらいいのか非常に苦慮をいたしております。

地方における公共交通は、地域の関係者が総力を挙げて取り組むべき喫緊の課題でありまして、市民のための交通手段の確保として、自宅から目的地まで送迎するいわゆるドア・トゥー・ドア、この実現は、市民みんなが笑顔で健康で暮らせるまちづくりの私のローカルマニフェストの一つでもございます。今後、人口減少や高齢化がさらに進展する中、地域社会の活力を維持向上させるために、地域住民の通院、通学、買い物などの日常生活上不可欠な

移動の確保はもとより、人吉球磨地域の各拠点間を結ぶ公共交通や国内外の観光客を含む地域外からの来訪者との交流の活発化等、地域公共交通が果たす役割は、一層大きくなるものと思っております。

よって、これらの要請に応えるためには、これまでの民間事業者の事業運営に任せっきりであった従来の枠組みから脱却し、地域の総合行政を担う市町村、または県が先頭に立って、公共交通の事業者、国等の交通政策に関する許認可権者、地域住民など関係者が合意する中で、まちづくり等の地域戦略と一体となって、持続可能な地域公共交通ネットワークサービスを再構築していくことが重要であると考えております。

しかし、現行の公共交通に関する法体系の中で、非常に頭が痛いわけですが、ドア・トゥー・ドアを実現するためには、法律上の制約があまりにも多く、また費用も相当見込まれるため、現在は困難な状況でございます。しかし再三再四、この道路運送法に関しましても改正をと、地元国会議員を初めさまざまな先生方にもお願いをしているところでございますが、国におきましても、昨年制定された交通政策基本法において、公共交通ネットワークを実現するため、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく枠組みの見直しが必要とされておまして、それに伴う交通関係諸法の改正も、これから一層進むものと期待をしているところでございます。

先ほど部長答弁でありましたように、新たな法制度に基づく地域公共交通網形成計画の策定に着手することにつきまして、関係町村と協議を始めたところでございまして、現在策定を進めております定住自立圏構想におきましても、地域公共交通の再構築は圏域自治体と連携する項目の一つとして位置づけをしております。いずれにしましても、地方公共団体を中心とした地域公共交通網の再構築を国が支援する環境が整いつつありますので、これらの制度を最大限活用しながら、市を中心とした、市で取り組む面的な交通公共ネットワークの再構築を進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 8番。井上光浩議員。

○8番（井上光浩君） 答弁いただきましたけれども、本当に国のほうの法整備、さまざまにあるということは存じ上げておりましたけれども、ただ国においてもやっぱり地方の状況をもう少しわかっていただきたいなと思っている一人であります。なかなか地方自治体の財力でカバーしていくということは、京丹後市でもそう言われました。約300億円ぐらいが一般会計だと思いますけれども、これが地方交付金が恐らく150億円ぐらいあるけれども、これが90億円ぐらいに落ちていくだろうというような予想もされておりました。そういったことも研修を受けて、成功している所でもやっぱりそういうふうな不安があられるということでございましたので、人吉市としましても、やはり市長も言われたとおり、同じように市長も私どもと同じように苦情といいますか、そういう不具合のことについては意見があつてると

思います。今後そういったことについても鋭意受けて、精力的に検討をしていただければなと要望するところがございます。ただ暗い話ばかりではなくて、くま川鉄道におかれましては、田園シンフォニーを導入されて、今回こういうふうに雑誌でも取り上げられております。こういうふうですね。またそういったこともいい追い風はあるんですけれども、なかなか難しいところがあるということは理解しながら、この質問をさせていただきました。どうか交通体系、高齢化が進んでいる本市でありますけれども、明るいニュースがたくさん出るような市になってほしいなと思います。

第5次総合計画を開いてみますと、ここに10年後のことで作文が載っておりますね。10年後の人吉ということで改めて読みますと、12歳の方のようですけれども、その方の目でこの作文が書かれておりますけれども、これを改めて読み直しましたら、やはり悲しい出来事もありましたので、こういったすばらしい10年後の人吉市になってくれればなと思っております。そのためには執行部の皆さん方のお力も、そして議員一丸となって立ち向かっていかなければならないと思っております。少し感情的になりましたけれども、今回悲しい出来事で亡くなられた方の御冥福を心より心よりお祈り申し上げ、私の一般質問を終わります。お疲れさまでございました。

○議長（永山芳宏君） ここで暫時休憩いたします。

午後2時37分 休憩

---

午後2時52分 開議

○議長（永山芳宏君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

17番。森口勝之議員。

○17番（森口勝之君）（登壇） 森口でございます。よろしく申し上げます。私の後上程されている案件がございますので、なるべく簡単に進ませていただきたいと思います。目標を3時半に設定をさせていただきたいと、終わるかな。今回通告いたしましたのは、定住自立圏構想、その中で2点ほどでございます。1点目が広域的な緊急災害対策、2点目が広域的な文化財活用策についてでございます。

それでは、早速質問に入ります。3月議会におきまして田中市長はこの本会議場で人吉球磨定住自立圏の中心市宣言をされました。それ前後するように、全協等々でこの自立圏につきましても、資料をいただきながら趣旨、内容等々説明いただきましたので、スケジュールも含めて大体理解できているつもりでございます。よって、その詳細についてはもう特段お尋ねはいたしません。問題は、この構想が実効性のあるものとして機能していくか、あるいは絵にかいたもちに終わってしまうのか、つまり以前からある人吉球磨は一つ、あるいは球磨人吉は一つ、この合い言葉どおり、この圏域が一体となって充実、発展していけるかどうかというところだと私は思います。期待すると同時に不安もあるわけでございますが、何は

ともあれ、このまずは推進協議会の委員の方々、1市4町5村の首長さんたちでございますが、この方々の意識、意思の統一が重要ではないのかなと思っております。

そこで、お尋ねをいたします。これはなかなか答えづらいかもしれませんが、現時点での首長さんたちの考え方について、温度差といいますか、そういうのがあるのかどうか、率直なところをお尋ねしたいと思います。以上です。

○総務部長（中村則明君） お答えいたします。

人吉球磨定住自立圏推進協議会につきましては、去る平成26年5月13日の人吉球磨広域行政組合定例理事会終了後、10市町村長に対しまして協議会規約等の御説明をし、当日協議会の設立を承認いただいたところでございます。

まず、この推進協議会につきましては、若干御説明させていただきます。文字どおり定住自立圏構想を推進するための協議会でございます。人吉球磨の10市町村長を委員とし構成する最終的な意思決定機関でございます。会長に田中市長、副会長に松本多良木町長を選出し、事務局を本市が担当することになっております。また、調査、検討等の実務を担当する下部組織といたしまして、10市町村の総務企画担当課長による幹事会と連携が想定される14の取り組みごとに関連する担当課の職員で構成する部会を設置しております。

議員お尋ねの首長様方の考えや温度差でございますが、推進協議会そのものの設立には御賛同いただきましたが、一部の町村長様からは、推進体制や連携が想定される取り組み項目につきまして、事務局のさらなる役割の強化や、各取り組み項目別に連携の是非などの御意見をいただいているところでございます。このことは、現在のところ人吉球磨の10市町村の首長の考えが同じとは言い難い状況にあると感じているところでございます。しかしながら、本市といたしましては、中心市としての重要な役割を担っており、人吉球磨の船頭役としてこの圏域を取りまとめていかなければならないという使命がございますので、今後も根気強く球磨郡の町村と協議を重ねまして、協定の締結に向けて努力してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 17番。森口勝之議員。

○17番（森口勝之君） 今後の緊密な連携につきましては、田中市長、それから多良木の松本町長、副会長の手腕に期待をしたいと思っております。その方策の一つとして取り組み内容、後ほどちょっと申し上げますけれども、いろいろ挙げてございますが、比較的首長さんたちが同調しやすいようなそういう取り組みを取り込んでいくというのも一つの方策なのかなと私は思っております。

そこで、現在予定されている取り組み内容を見ますと14項目あります。休日・夜間等における救急医療体制の整備、健診体制の連携強化等、乳幼児発達相談体制の充実、障がい者・障がい児の総合支援の推進、文化財の保護及び活用、農業振興、観光振興、企業誘致・雇用創出、鳥獣害対策、消費生活相談業務の充実、環境保全、鉄道・路線バスの利用促進、

人吉球磨スマートインターチェンジの整備、圏域における人材の育成及び活用と14項目でございます。この包括的には財務省の言うところのいわゆる地域住民の生命と暮らしを守る取り組みを支援するため、その取り組みに対して財政支援をするよという包括的には今の取り組み入っているかもしれませんが、私は直接的に、その直接的な案件として災害対策ですね、これは防災は皆さん自治体一生懸命していただいています。逆に広域的な緊急時、緊急的な災害対策に対する連携、そういうものの協議、取り組みというのも重要ではないかなと思っております。そういうことについては、比較的皆さん意思、意見が一致できていくんじゃないかなと思っております。と言いますのは、6月3日にこの治水・防災特別委員会、この議会特別委員会ありました。その中で地震の調査研究に対する説明を受けましたですね、県の防災課から。そのときに人吉盆地南縁断層、これにつきましては今後30年間で発生する可能性は1%未満と、これは内陸型で、万年単位の話ですからちょっとピンと来ない部分がありますが、特に南海トラフ、これはもう本当に驚くような数値を説明いただきました。東海地震が88%の確率で、それから東南海が70%、それから大分までつながっている南海、これがマグニチュード8.4程度が60%程度が予想されるということで、異常にこれは高い確率だと思います。しかもこの南海地震が発生すると、この人吉盆地南縁断層も影響を受ける可能性もあるというお話でございました。しかも南縁断層が誘発されなくても震度6程度の地震がこの人吉球磨を襲うであろうというそういう御説明聞いて、いやこれは驚いたなと思ったところでございます。我々は今後、定住自立圏を構築していくわけでございますけれども、定住していくためにはやっぱり地域の安全・安心、これはもう大事であるということは言うまでもありません。それから、なおかつ、いざというときに緊急時にこの地域として、地勢学的にも特殊な地域でございます。盆地、山に囲まれて、そういうときにそういうまとまって何か緊急時に対応していくと、そういう対応策が準備されていなければならないだろうと、私は思っております。

そこで、今後、こういう定住自立圏推進協議会、あるいは構想の中でも広域的な緊急災害対策を議論していくのも必要ではないかと思っておりますが、いかがでございますでしょうか。

○総務部長（中村則明君） お答えいたします。

災害時における自治体間の連携につきましては、熊本県内の市町村は、熊本県市町村災害時相互応援協定を締結いたしております。この協定により食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供、被災者の救援、救助、医療、防疫、施設の応急復旧等の活動に必要な資機材及び物資の提供、職員の派遣、救援、救護活動等の応急復旧等に必要な車両等の提供等について、県内のすべての市町村がお互いに応援活動を実施するという協定は既に結んでいるところでございます。そういうこともありまして、中心市宣言書におきましては、災害対応を連携できる取り組みとしては想定しておりませんでした。が、複雑化、多

様化、高度化するあるいは議員の御質問でありましたように、人吉球磨の地勢上の特徴等を考えますと、人吉球磨が一体となって災害に強い地域づくりのために連携することは非常に重要なことですので、定住自立圏構想の枠組みの中でも今後議論をしていきたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 17番。森口勝之議員。

○17番（森口勝之君） 取り組んでまいりたいということですが、大災害が突然発生したとき、大抵突然発生するんですけれども、何が大事かという、私は行政側としてはもうとにかくいち早い情報伝達ですよ、これはもう皆さんそうだと思います。と同時に、1分1秒でも早く緊急災害対策本部を立ち上げるというのはこれは非常に大事だと思います。とにかく1分でも1秒でも早く踏み出す、それができなかった、やらなかったために大変なことが起きてしまったという顕著な例が、もう御存じのとおり平成7年の阪神・淡路大震災ですね、あれは約6,500名の犠牲者の方出ました。4万4,000人程度の負傷者が出ました。あのときのことは、我々はぜひとも教訓にしていかなければいけないと思っています。と言いますのは、あのときの国、あるいは兵庫県の対応は極めてお粗末だったんですね。そのときの総理大臣は、自・社政権の村山さんという方なんですが、自衛隊の発動要請が正式に出されたのは発生から4時間後、しかも村山総理は、そのときの在日米軍が空母インディペンデンスを拠点として、救援をやりましょうと言ったのに拒否したんですね。毛布を3,500枚もらっただけと。それから、兵庫県知事に至っては、それまで中部方面総監とか伊丹の師団長の表敬訪問をずっと拒否してきたんですね。嫌いだったんでしょう恐らく。そういうこともあって、とにかく自衛隊に災害派遣要請したのは、担当課長補佐が発生から4時間後ですね。正式に兵庫県知事が発動要請したのは10時間後なんですよ、さらにおくれて。何ということかと信じられませんけれども、しかもそれまで港に自衛隊の艦船、神戸港に入ったことありませんから、入れてもらえなかったから、海からの救助ができない、無線も飛ばないということで、本当に惨たんたるありさまだったというのが伝えられております。その結果、救助が間に合わなくて、本当に多くの方が助かる命を亡くしてしまったと。国会でもこれは本当に問題になりましたけれども、そういう状況でございました。これ我々は教訓としなければいけません。この人吉球磨圏内でそういうことがあっては絶対いけないと、ですから首長さんたちの行動力とか考え方とか、それで災害緊急時の対応がバラバラだったらどうしようもありませんよね、この一つの地域でですね。だからそういうことはあってはならないというようなことで、そういうのも含んでいただきながら、今後ぜひとも取り組んでいきたいとこのように思っております。1点目につきましては以上です。

次に、広域的な文化財活用策についてでございます。これにつきましては、昨年6月議会で提案をさせていただきました。その前にも提案したこともありましたが、熊本県立美

術館における相良三十三観音展の開催についてということのを再々提案をさせていただきたいと思ひます。と言ひますのは、この定住自立圏構想の中に、はつきり文化財の保護及び活用という取り組み事項が入っておりましたので、これを見てこれはもうこれしかないなど、まさにこれでしょうというような感じで、この中でぜひとも取り組んでいただひきたいということで、今回提案をさせていただひくわけでござひますけれども、また最近、素敵な相良三十三観音の本が出版されまして、人吉市内だけの観音さんなんですけど、あれを見させていただひますと文化庁のお墨つきもついておひますが、本当に歴史的な価値、伝統的な価値、文化的な価値、それに加えて、やっぱり美術的な価値もあるよねというのが感じ取られる素敵な写真集だと思ひます。ぜひとも皆さん見ていただひきたいと思ひますが、あの美術、博物、文化のメッカでござひますこの県立美術館、ここにおける相良三十三観音展のその意義につきましては、もう昨年6月言っておひますので、議事録にも載っておひますから見ていただひければいいわけでござひますが、我々そうやって提案して、言ひつ放しじゃいけませんので、私なりに少し動かしていただひいた部分もあります。そんな大それたことできるわけないだろうという冷たい視線もござひました。直接言っておひいた方もあります、ちょっと無理じゃないのということのをです。昨年6月提案させていただひきましたあその後で、いろいろ展覧会ござひましたので私行かせていただひきまして、御意見箱にもちろん実名で訴えさせていただひきました。その後本当に偶然でござひましたけれども、ある方との接触ができて美術館長ですね、横田館長とちょっと大丈夫かなというつながる部分がありましたので、直接電話させていただひいて、電話会談でしたけれども、うまくお話をさせていただひくことができました。そのとき、なかなか立派な方で、受け答えも本当に御丁寧にしていただひきまして、事務局レベルでもという話がちょろっと出ましたので、すぐ井上部長に連絡しまして、相良三十三観音の冊子類と文書もつくっていただひきまして送っていただひきました。そういう動いてるそういう中で、この定住自立圏構想のこの項目が出てきたということで、これはもう絶好の機会が訪れたと、こういうのは個人でやってもとてもできるものじゃありませんし、また改めて実行委員会みたいなのをつくってというの、これは大変なエネルギーが要りますのでそれもできない。じゃあもうこれでやっておひいただひくしかないということで、今こうやってお話をさせていただひいておひますけれども、昨年6月提案させていただひきましたときに、田中市長は、私からも蒲島知事に直接訴えるという御答弁をいただひきました。そこで、その後の経過について何かござひましたらば、井上部長にお尋ねしたいと思ひます。

○教育部長（井上祐太君） お答えてよろしいでしょうか。

広域的な文化財活用、今森口議員からの御質問は、定住自立圏構想を織り交ぜてお話されておひますので、その辺を少し踏まえながら、じゃあこの圏域でその文化財の広域連携、どうということに今取り組んでおひるのか、そういうところを少しかいつまんでお話をさせていただひきたいと思ひます。

まず、平成24年度に球磨地域文化財広域連携協議会なるものを設置しまして、今から2年前ですね。この協議会は県が音頭をとってやられたわけでございますけれども、これには本市を含みます10の管内の自治体の文化、それから企画、それから観光の所管課、それと人吉球磨広域行政組合で構成をされております。何をしたかという、やはり相良700年の歴史がはぐくんだ文化財、それから歴史・文化遺産を、これこそ広域連携ですよ、人吉球磨地域一体となって保存と活用を図ることで、この地域の文化財を後世に継承し、それから地域資源を生かした魅力ある地域づくり、もう観光の分野ですね、そういうものに資したいと、そういうことでこの協議会は立ち上げられたわけでございます。この協議会におきまして、考えたところは三つです。文化財等を「護る」、二つ目が「育む」、三つ目が「魅せる」という三つの視点に基づいて、人吉球磨が一体となった文化財広域連携のための最終的なマスタープランを策定いたしました。その内容ですけれども、最初私が申し上げた文化財等を「護る」、これは県内の8割の文化財、この人吉球磨圏域に集中しております。古社寺の建造物を要するに将来に残していく、そのための方策、これは調査であり指定であり修理であり、それから環境整備についてまとめてあります。それから、二つ目の文化財を「育む」、これは歴史的文化遺産の価値を高めていくための方策でございます。例えば気運の醸成とか人材育成、そういうものについてまとめてあります。そして最後に、三つ目の文化財を「魅せる」、これは誇るべき文化財等を地域素材として磨き上げるための方策、例えばガイド本の作成とかモデルツアー企画、そういうものについて述べてあるところでございます。

ここから本題なんですけど、昨年6月定例会市議会におきまして、森口議員が御提案されました県立美術館での相良三十三観音展は、この中の広域文化財イベントの企画展の開催として、もう既に先ほど私が挙げました文化財等を「護る」、「育む」、「魅せる」の三つのカテゴリーのうちの三つ目の文化財を「魅せる」ということで、中期計画の中に位置づけられているところでございます。いずれにしても、人吉球磨地域に点在する歴史遺産を活用した官民一体となった取り組み、これは既に人吉球磨広域行政組合では、第3次人吉球磨ふるさと市町村計画の中に、もう結びつきやネットワークの強化、相良700年の歴史・文化と広域観光の推進ということで、既に位置づけてあります。そして具体的には、相良歴史回廊の推進を軸に、そしてそれを統一感のある観光資源につなげていこうということで、そういうことを目標に定住自立圏とは別に既に走り始めていると、そういうことをこの場でお話しておきたいと思っております。そういう県立美術館での相良三十三観音展、これが実現できるならば、それはすばらしいことだと私自身も思っております。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 17番。森口勝之議員。

○17番（森口勝之君） この用紙の意味がちょっとわからないんですけど、続けていいの。

○議長（永山芳宏君） ディスプレイがちょっと不調で、一応こっちの事務局のほうで残り時



間をカウントしておりますので、どうぞ続けてください。

○17番（森口勝之君） きわめて価値があるというようなお話もしていただきました。とにかく私が言うまでもないんですけども、私はこの人吉球磨内のお宝群というのは、本当に宝の持ち腐れ状態じゃないかなと思っております。きのう市長青い鳥とおっしゃいましたけれども、いっぱい青い鳥は飛んでるんじゃないかと私は思うんです。例えば相良三十三観音とはちょっと外れますけど、山江村の高寺院のあの毘沙門天立像ですね、あれ平安時代にできたんですけど、あそこに行って見させていただくと、どういうわけか私は平泉でしたか、あそこを思い出しますよ。何でしたっけ平泉の、金色堂。何となく思い出します。というのは、あそこのお堂の前を通り過ぎて行きますと、奥が広まってましてそこに建物が建ってるんですよ。わかりやすく言いますと、ちょっと納骨堂みたいな建物ですね、御存じだと思いますけれども、こう回って見ると高寺院という看板があって、御住職に頼むとあの頑丈な観音扉開けていただけます。ばあっと開けて引き戸をばあっと開けられますと、思わずオーマイゴッドという感じの本当にすばらしいと思います。アクリルみたいなので嚴重にしてありますけど、中に入って見させていただきますので、そういうのもあれば国の重要文化財ですよ。そういうのとか、例えば多良木町の青蓮寺の阿弥陀如来像ですか、本当にすばらしいお宝がいっぱいありますね。これは私は、まだまだ全然生かし切ってないと私は思っております。私は相良三十三観音さん観音さんと言ってますけど、比較的移動可能だなというようなことで言っておりますけれども、そういうのも含めたお宝展みたいなのができたらこれはもう最高だなと思っているところでございます。

特に、去年もお話しましたけれども、県立美術館の企画力、これすばらしいですからね。それから広報力、これもすばらしいです。大抵の場合が、主催が美術館、RKKさんと熊日さんも大抵の場合主催入っていただきます。そこに地元の有力企業が後援に入ったり、例えばJR九州さんなんか入っていただくと最高だと思うんですけども、とか航空会社とかですね、ばあっと入ると。これはもうそれだけでもすごいことだと思います。それが成功ということになれば、1回こっきりで終わるようなもんじゃなくて、私は何年後かにはまたできるだろうと。それが成功すると、今度は九州国立博物館ですね、これをねらっていくと。こういうこと言うと、またそんなでかいことをという声があるんですけども、実は青蓮寺の阿弥陀如来さんは展示されたことがありますからね、六、七年前に。そのときに初めて調査でわかったんですよ、阿弥陀如来さんのつめが純銀製であるというのが、初めてわかってそれもまた非常に珍しいというので、しかもそのときはど真ん中に展示してあったそうです。熊本県からたった2体だけ行ったんですけども、非常に評判が良かったという。ですから九州国立博物館で成功すると、今度は上野の東京国立博物館、それが成功するともうあとはフランスのルーブル美術館ぐらいしかない、もうそこまで行くと世界遺産ですね。そういうふうに夢は広がるわけでございます。

そこで、教育長にお伺いします。県立美術館さんとの接触というか、交渉というか何かそういうのございますでしょうか。よろしくお願ひします。

○教育長（末次美代君） 御質問にお答えいたします。

今議員がおっしゃったように、熊本県立美術館は絵画に関する展示のほかに、その企画力によってさまざまな展覧会を開催されております。仏教美術関係では、平成24年1月から3月に開催された永青文庫所蔵品である6世紀から9世紀の中国の石仏20点あまりを展示した中国の美術——石仏の美——といったものや、平成25年7月から9月に開催された義尹と大智、肥後の禅宗では、中世熊本の歴史と文化に大きな足跡を残した2人の禅僧ゆかりの美術品と資料が一同に紹介されています。また、本年7月からは藤崎八幡宮の歴史と名宝として、中世以来の美術工芸品や貴重な古文書が展示される予定でございます。また、広報面においても展覧会が開催される際には、必ずラジオやテレビによる広告はもちろんのこと、ガイドブックや無料広報誌への掲載など、日常的に多くの県民が目に見えているところでございます。

昨年度、文化庁の補助事業であります文化遺産を活かした地域活性化事業によりまして、人吉市無形文化遺産活用実行委員会が、人吉市内にある観音様をテーマとした冊子を作成されました。「おかげさま相良三十三観音」というタイトルでございますが、前半部分が観音様のお顔をアップした写真になっておりますが、つつい手を合わせてしまうような慈悲深いお顔でございます。また、後半部分は観音様をお参りされる方の接待をなさっている方々の対談が、その様子や接待される料理と一緒に掲載されておまして、結びの一文が「後世にこの観音様をずっとずっと守りついでいってほしい」となっております。

このように、人吉球磨地域の宝である相良三十三観音を、その企画力、さらに広報力において絶大である熊本県立美術館において、多くの皆様にごらんいただくということは非常に意義深いものでございます。現在のところ、議員の質問に率直にお答えする部分のところは欠けるかもしれませんが、その開催実現に向けて、県立美術館と協議をさせていただいているところでございまして、今後、実現に向けて鋭意努力してまいり所存でございます。夢が夢でなくなるように努力をしてまいりたいと思います。具体的な交渉状況につきましては、進展が見られたときに改めて御説明させていただきたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 17番。森口勝之議員。

○17番（森口勝之君） 私はめったに執行部の御答弁に対してありがとうございますとは言わないんですけど、今教育長の最後の部分の表情を見て、ありがとうございますと思わず言いたくなったところがございます。これが実現しますと、いろんなことが私は考えられると思います。この辺から先は、経済部も大いに出張っていただかなきゃいけません。人口減が問題になっておりますけれども、やっぱりその対策の一つとして、交流人口の拡大というの

もよく言われています。これはもう観光客の皆さんどんどん来ていただくことなんですけれども、私素人なんですけれども、考えただけで旅行商品、それを契機として旅行商品なんかいくらでも拡大、拡充できると思います。それを商品として旅行会社に売り込んでいくと、そうしなくても旅行会社のほうから来てセッティングしてくれるかもしれませんけれども、例えばSLで来たお客様を人吉を拠点にして、人吉を含む上・下球磨のお宝めぐり御利益コースの設定とか、シンフォニーで行って湯前を拠点に上・中球磨のお宝めぐり御利益コースとか、あるいは必ずどちらかに船下りを入れ込んでコースをセッティングするとか、いろんなことが私は考えられると思います。そのルート設定だけじゃなくてですね。それくらい私はこの人吉球磨にとって、画期的なことじゃないかなと思っている事業だと思います。SL、シンフォニー、船下り、それから国宝、観音様、その他のさっき言ったお宝、それから重要文化財、神社、仏閣、青い鳥だらけでございますよ。これを生かさないと私は思っております。そういうことでどんどんどんどん盛り上がってくれば、歴史的な物語性もまた生まれてまいりますので、これは肥薩線の世界遺産登録に向けての一つのバックアップの材料にもなっていくのではないかと考えているところでございます。人吉球磨定住自立圏内のお宝を自信を持って内外に強く発信していくべきであると思っております。

最後に、市長の見解をお伺いしたいと思います。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

思わず教育長のお顔が観音様に見えられたのではなかろうかなと思ったところでございます。肥薩線に限らず、世界遺産認定は息の長いストーリーを経て実現をするものとお伝えをしておりますが、その一つの要因に、そこに住む住民のすべてが我が遺産として誇りを持ち、そして精通をしているぐらいの住民の意識の高まりがないと、なかなか世界遺産というのはやはり難しい面があると言われております。先ほどからお話をしております球磨地域文化財広域連携事業においても、「育む」という事業の中で、文化財の保存、利活用、資源化については、地域の気運の醸成というものを重要項目として挙げさせていただいております。地域の歴史や有形、無形の文化、文化財に対して、地域住民がその価値や精神性をひとしく理解し、外へ向かっては広く、内へ向かっては深く発信することが非常に大切ではなかろうかと存じております。

人吉球磨は、中世から近世まで、蓮華王院領、または鎌倉武士の系譜を引く相良家の統治と独自文化、そして近代は肥薩線の産業遺産群と、先人から伝わる文化財の宝庫といった地域でございます。御承知のとおり熊本県のすべての文化財の8割は、この人吉球磨地方でございますし、熊本県の神社、仏閣の88%は、このやはり人吉球磨地方にあるわけでありまして。しかもそれが、すべてその中世文化に彩られているということでございます。我々は相良家を筆頭に、その先人たちに心から感謝をし、そして我々の責任として、未来へ対してしっかりと継承をしていくということが大きな義務としてあるのではなかろうかと考えております。

地域が一体となって、みずからの歴史や文化を見つめ続けていくこと、磨き上げることの向こうに、初めて肥薩線の世界遺産化や湯前の城泉寺の国宝指定という夢、つまり東の城泉寺、西の青井さんと二つの国宝がこの地域の端と端に存在することができたならば、もう自然に人々はこの人吉球磨地方を回遊し、INGツーリズムや独特の食や焼酎を求めて楽しむなど、国の33のモデルケースにも選定いただきましたので、おっしゃるとおりこの中世文化、近代遺産、こういうものもしっかりと焦点を当てて、青い鳥にしていまなければならないというふうに思っているところでございます。そういう中で、相良三十三観音にも今日まで光を当てながら進んでまいりましたが、御指摘のような、もし県立美術館でこの相良三十三観音展が開催されるとなりますと、大きなはずみになると私自身も確信をしているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 17番。森口勝之議員。

○17番（森口勝之君） 人吉球磨は一つの象徴的な一大イベントとして、県立美術館「様」と今つけます。県立美術館様と協議を重ね、大成功に導いていただきたいと思っております。

これで、一般質問を終わります。

○議長（永山芳宏君） ここで暫時休憩いたします。

午後3時36分 休憩

午後3時48分 開議

○議長（永山芳宏君） 休憩前に引き続き再開いたします。ここで会議時間を延長いたします。

以上で一般質問は全部終了いたしました。

---

---

#### 日程第15 議案の訂正について（議第41号ひとよしから、米を原料とする球磨焼酎の地域文化を紡ぎ広める条例の制定について）

○議長（永山芳宏君） 次に、日程第15議案の訂正についてを議題といたします。

本件については、議第41号ひとよしから、米を原料とする球磨焼酎の地域文化を紡ぎ広める条例の制定についてに関する訂正であります。本件について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案の訂正について、採決をいたします。

お諮りいたします。議第41号に関する議案の訂正については、これを承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永山芳宏君） 御異議なしと認めます。

よって、議第41号に関する議案の訂正については、これを承認することに決しました。

---

---

**日程第16 議第66号平成26年度人吉市一般会計補正予算（第3号）**

○議長（永山芳宏君） 次に、日程第16、議第66号平成26年度人吉市一般会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。本件について質疑はありませんか。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

14番。田中哲議員。

○14番（田中 哲君） 議第66号平成26年度人吉市一般会計補正予算（第3号）の歳出7款、商工費関係で、第三セクターくま川下り株式会社経営基盤強化資金貸付金3,500万円についてでございますが、私の10日の一般質問で、まだ関係機関、国土交通省、球磨川漁協との協議が終了していないということでした。私は、協議がやっぱり終了してからの提案が本来のやり方と思っているわけでございます。なぜこういう提案になったのか、それとその提案の仕方についての考え方についてお尋ねいたします。

○経済部長（松田知良君） お答えいたします。

くま川下り事業再生計画につきましては、会社存続の危機的状況の中5本の柱を掲げられてきて、現在の事業の抜本的改革によります一日も早い経営改善につながる設備投資を計画されているところでございます。今シーズンにつきましては、すぐに経営改善が見込まれます人吉発船場の改修やカフェの営業、貸しボートやラフティングボート等の購入といった事業も五つの柱に含まれております。

議員御指摘のありました新たな川下りコースにつきましては、確かに正式には関係各機関との事前協議はなされておきませんが、温泉町等の新たな発着船場の有効活用を図るため、現地調査を実施する中で、最善の策として具体的な対策を計画されていると伺っております。

また、くま川下り株式会社といたしましては、設備資金の確保、裏づけが協議に際しまして前提と考えられている状況では、資金調達が可能となった時点で関係機関との協議につきましては、御助言をいただきながら早急に取り組んでいくとの説明を受けております。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 14番。田中哲議員。

○14番（田中 哲君） これから協議されるということでございます。一番心配なのは固有名詞を言うのはちょっと心苦しいわけでございますが、球磨川漁協との協議でございます。今までのいろいろな球磨川漁協との協議事例を見てきますと、必ず補償問題が絡んでいるようでございますが、そういう補償問題が出てくる可能性はないのか。もし、球磨川漁協との協議の中で補償問題が出てきた場合、どのように対処されるのかということをお尋ねいたします。

○経済部長（松田知良君） お答えいたします。

新たな発着船場となる温泉町右岸側が対象となるものと思われませんが、くま川下り株式会社におかれましては、漁協との協議につきましては、誠意を持って御説明し御理解をいただいた上で、現在の漁場に影響のない運航経路と時間設定を行っていく予定としておりまして、補償等につきましては、発生しないよう鋭意努力していくと伺っております。

以上、お答えいたします。

○14番（田中 哲君） 質疑終了します。

○議長（永山芳宏君） ほかに質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑もないようですので、本件についての質疑は終了いたします。

---

#### 日程第17 議第67号人吉市第三セクター経営基盤強化資金貸付条例の制定について

○議長（永山芳宏君） 次に、日程第17、議第67号人吉市第三セクター経営基盤強化資金貸付条例の制定についてを議題といたします。本件について質疑はありませんか。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） 今回、人吉市第三セクター経営基盤強化資金貸付条例についてですが、私は3月議会においてくま川下りはなくしてならないと、何とか存続していくべきだというふうに述べています。今回提案されています人吉市第三セクター経営基盤強化資金貸付条例の中で、くま川下りは株式会社なんですけど、株主といいますか役員さんといいますか、その責務、役割がこの条例の中に明記されていないんですが、これは明記する必要がないのか、まず1点お尋ねします。

また、2点目ですね、くま川下りは人吉の温泉旅館組合さんとこれまで一体となってこられたと思います。今回、このような経緯になったことが温泉組合さんとの話とか、コミュニケーション、連携というのがどうであったのか二つ目としてお尋ねしたいと思います。

3点目ですけど、実は借り入れになる前なんですけど、通常民間では株式とか今現在は個人以外は代表、会社ですね、会社が借りるということになりませんが、保証は取締役ということになってまいります。しかし、経営内容といいますか、あるいはその額によっては連帯保証人というのにも必要になってくるのが民間のやり方なんですけど、今回の場合、そういった方法はとられないのか、債務保証はどこに持っていかれるのか、その3点をお尋ねしたいと思います。私にちょっと知識がないものですから、ぜひこの3点教えていただきたいと思っております。以上です。

○経済部長（松田知良君） お答えいたします。

1点目の株主の責務、役員の責務についてでございますが、株主につきましては、会社への出資者でありまして責任を問われるものではございませんが、経営陣の役員につきましては、債務保証等の責任が発生するものと存じております。なお、今回の自治体のこの貸付条

例につきましては、地方自治法及び地方自治法施行令におきまして、貸付金の予算制度並びに債務保証等に関します規定がございますので、条例では規定していないところでございます。

2点目の温泉旅館組合と3点目の連帯保証人につきまして、ちょっと関連がありますのであわせて説明させていただきます。まず、2点目の温泉組合の関係で、これまでの経過といたしましてくま川下り株式会社におかれましては、赤字決算を出した3年前から温泉旅館組合を含みます役員で、さまざまな再建策を検討されております。2年前には旅館組合のメンバーを含む全株主に増資を求め、またアンケートをとられたと伺っております。その結果、大株主を初め、旅館組合を含むどの株主も増資に応じられないとの回答でございました。旅館組合代表の3人の役員と市長を含むすべての役員の方は、既に1億円の負債の連帯保証人となっておられます。増資にも応じられず、既にこのような連帯保証を求められている以上、これ以上のほかの保証は難しい状況でございます。役員会では、市への融資を求めることは、定時株主総会以前に決定されていたとのことでございますが、株主総会では3,500万円の元資はどうするかとの御質問があり、議会への提案前でもありましたことから、融資元につきましては明確に出さない、言明しないところで説明がなされたと伺っております。そのようなことで温泉組合の主立ったメンバーには協議をされております。

それから、3点目の連帯保証人とする連名ということなんですけれども、一応民間の金融機関の貸し付け、融資と地方公共団体の貸し付けにつきまして、若干説明させていただきます。銀行等の金融機関においては、従来からその重要業務の一つである融資、貸し付けは公共性の原則、利害関係に立脚した情実融資の禁止など、それから安全性の原則、回収が確実な融資の実行、収益性の原則、銀行にとって収益のある融資の実行、流動性の原則、時効の特性、経済情勢に応じた融資の実行等のもとに行われるべきであるとされております。地方公共団体の融資は、利潤の追求を目的とする民間金融機関による場合と異なり、一定の公益目的、政策を実現するために行われるものであるから、この金融機関の原則がそのまま適用されるわけではありません。しかしながら、地方自治法240条第2項は、「普通地方公共団体の長は、債権について、政令の定めるところにより、その督促、強制執行その他その保全及び取立てに関し必要な措置をとらなければならない。」と定め、同法施行令171条の4第2項は、「普通地方公共団体の長は、債権を保全するため必要があると認めるときは、債務者に対し、担保の提供（保証人の保証を含む。）を求め、又は仮差押さえ若しくは仮処分の手続をとる等必要な措置をとらなければならない。」と規定しており、これらの規定に照らしますと、通常公益性、政策的目的が伴う地方公共団体の貸し付けであっても、安全性の原則を無視することはできないということになります。そういうことであるならば、今回のくま川下りへの貸し付けにつきましても、担保をとり、安全性の確保をすべきでございますが、会社の資力等を調査しましたところ、固定資産、財産等抵当権が設定されておまして、ま

た先ほど申しましたように連帯保証の同意もとれる状況にはございません。そういうことで担保になるものがございません。公共団体の行う貸し付けは、一定の公共目的、政策を実現するために行われるものであり、金融機関の融資を受けられない者を支援するためになされる必要もあることから、融資の安全性を厳格に要求することが相当でない場合もあることは否定できません。したがって、安全性に問題があったとしても、その公益性が高い場合には、地方公共団体による融資はやむを得ない場合もあり得ると考えられます。そのようなことで、今回くま川下り株式会社に貸し付けを行うものでございます。

以上、お答えいたします。（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） これで終わります。

○議長（永山芳宏君） ほかに質疑はありませんか。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

5番。平田清吉議員。

○5番（平田清吉君） 別表（第2条関係）で、貸し付けの条件ということで、償還期間が20年以内ということで記載してありますけれども、これはあくまでも3,500万円についてのみの償還期間でしょうか。今まで1億何千万か負債が出ていると思うんですけれども、その償還というのは該当しないのでしょうか。

○経済部長（松田知良君） お答えいたします。

この別表で書いてありますとおり、この条例上、貸付金額の上限を3,500万円といたしております。今回予算で3,500万円を上程させていただいております。この貸付条件の中で、この3,500万円に対する償還期間が20年以内でございます。先ほどの約1億円と言いましたのは、市からの貸し付けじゃなくて、金融機関からの融資を受けられております。そういう中で抵当権とかを設定されておるということでございまして、そちらのほうはいろいろな借入れがなされておりますので、ちょっと今のところ私の手持ちの資料ではございません。

以上です。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 5番。平田清吉議員。

○5番（平田清吉君） 以上で終わります。

○議長（永山芳宏君） ほかに質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑もないようですので、本件についての質疑は終了いたします。

---

## 日程第18 委員会付託

○議長（永山芳宏君） 次に、日程第18、委員会付託を行います。

お諮りいたします。議第57号から議第67号までを一括して各委員会に付託することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]



○議長（永山芳宏君） 御異議なしと認めます。

よって、各議案を局長より付託いたします。

○議会事務局長（赤池謙介君） それでは、委員会付託事項を申し上げます。

付託事項は、お手元に配付しております平成26年第4回人吉市議会定例会各委員会付託事項表のとおりでございます。

なお、議第57号平成26年度人吉市一般会計補正予算（第2号）につきましては、2ページの〔別記1〕に記載のとおり、議第66号平成26年度人吉市一般会計補正予算（第3号）につきましては、3ページの〔別記2〕に記載のとおり、それぞれ各委員会付託でございます。

以上でございます。

---

## 各委員会付託事項表

議第57号	平成26年度人吉市一般会計補正予算（第2号）	各委 [別記1]
議第58号	平成26年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	厚生
議第59号	平成26年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第1号）	厚生
議第60号	平成26年度人吉市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）	厚生
議第61号	平成26年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）	厚生
議第62号	人吉市議会の議決に付すべき事件に関する条例の制定について	総文
議第63号	人吉市職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について	総文
議第64号	人吉市公民館条例及び人吉市コミュニティセンター条例の一部を 改正する条例の制定について	総文
議第65号	損害の賠償について	厚生
議第66号	平成26年度人吉市一般会計補正予算（第3号）	各委 [別記2]
議第67号	人吉市第三セクター経営基盤強化資金貸付条例の制定について	経建

[別記1]

議第57号 平成26年度人吉市一般会計補正予算（第2号）	
○予算委員会	<p>第1条 歳入予算の補正（全款）</p> <p>第3条 地方債の補正</p>
○総務文教委員会	<p>第1条 歳出予算の補正</p> <p>2款 総務費（2項 徴税费及び3項 戸籍住民基本台帳費を除く）</p> <p>9款 消防費</p> <p>10款 教育費</p> <p>14款 予備費</p>
○厚生委員会	<p>第1条 歳出予算の補正</p> <p>2款 総務費（2項 徴税费及び3項 戸籍住民基本台帳費）</p> <p>3款 民生費</p> <p>4款 衛生費</p> <p>第2条 債務負担行為の補正（2款 総務費（3項 戸籍住民基本台帳費））</p>
○経済建設委員会	<p>第1条 歳出予算の補正</p> <p>6款 農林水産業費</p> <p>7款 商工費</p> <p>8款 土木費</p>

[別記2]

議第66号 平成26年度人吉市一般会計補正予算（第3号）	
○総務文教委員会	第1条 歳出予算の補正 14款 予備費
○経済建設委員会	第1条 歳出予算の補正 7款 商工費

---

---

○議長（永山芳宏君） 以上で本日の議事は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後 4 時08分 散会

# 平成26年6月第4回人吉市議会定例会会議録（第5号）

平成26年6月23日 月曜日

## 1. 議事日程第5号

平成26年6月23日 午前10時 開議

日程第1	議第62号	人吉市議会の議決に付すべき事件に関する条例の制定について	}	総文
日程第2	議第63号	人吉市職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について		
日程第3	議第64号	人吉市公民館条例及び人吉市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定について		
日程第4	議第65号	損害の賠償について	—	厚生
日程第5	議第41号	ひとよしから、米を原料とする球磨焼酎の地域文化を紡ぎ広める条例の制定について（継続）	}	経建
日程第6	議第67号	人吉市第三セクター経営基盤強化資金貸付条例の制定について		
日程第7	議第57号	平成26年度人吉市一般会計補正予算（第2号）	—	各委
日程第8	議第66号	平成26年度人吉市一般会計補正予算（第3号）	—	各委
日程第9	議第58号	平成26年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	}	厚生
日程第10	議第59号	平成26年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第1号）		
日程第11	議第60号	平成26年度人吉市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）		
日程第12	議第61号	平成26年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）	—	
日程第13	農業委員会委員の推薦について			
日程第14	市庁舎建設に関する特別委員会委員長の報告			
日程第15	治水・防災に関する特別委員会委員長の報告			
日程第16	人吉球磨広域行政組合議会の報告			
日程第17	人吉下球磨消防組合議会の報告			
日程第18	委員会の閉会中の継続審査及び調査について			

## 2. 本日の会議に付した事件

- ・ 日程第1から日程第18まで議事日程のとおり

・追加日程

意見第6号 ホテル・旅館等建築物の耐震化の促進に関する意見書

---

---

3. 出席議員（18名）

1番	宮崎	保君
2番	高瀬	堅一君
3番	村口	隆君
4番	大塚	則男君
5番	平田	清吉君
6番	犬童	利夫君
7番	松岡	隼人君
8番	井上	光浩君
9番	豊永	貞夫君
10番	川野	精一君
11番	笹山	欣悟君
12番	西	信八郎君
13番	村上	恵一君
14番	田中	哲君
15番	仲村	勝治君
16番	三倉	美千子君
17番	森口	勝之君
18番	永山	芳宏君

欠席議員 なし

---

4. 説明のため出席した者の職氏名

市	長	田中	信孝	君				
副	市	長	坂崎	博憲	君			
監	査	委	員	篠崎	國博	君		
教	育	長	末次	美代	君			
総	務	部	長	中村	則明	君		
市	民	部	長	中村	明公	君		
健	康	福	祉	部	長	松岡	誠也	君
経	済	部	長	松田	知良	君		
建	設	部	長	田中	幸輔	君		

総務部次長	迫田浩二君
市民部次長	加賀邦保君
健康福祉部次長	中川一水君
経済部次長	大渕修君
経済部次長	廣田五浩君
建設部次長	山田巧君
建設部次長	木村秀敏君
総務課長	溝口尚也君
企画財政課長	告吉眞二郎君
自治振興課長	小澤洋之君
会計管理者	椎葉幹夫君
水道局長	東俊宏君
水道局次長	愛甲泰士君
上水道課長	那須義徳君
教育部長	井上祐太君
教育部次長	今村修君
教育部次長	東和人君
農業委員会 農事務局長	舟戸幸弘君

---

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局	長	赤池謙介君
次	長	山本繁美君
庶務係	長	椎葉千恵君
書	記	白坂禎敏君

---



---



○議長（永山芳宏君） おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。よって、これより会議を開きます。

議事に入ります。

議事日程は、お手元に配付してあるとおりでございます。

それでは、早速議事日程に従い、各委員長の報告を求め、順次採決いたします。

---

---

### 日程第1 議第62号から日程第3 議第64号まで

○議長（永山芳宏君） まず日程第1、議第62号から日程第3、議第64号までの3件を議題とし、総務文教委員長の報告を求めます。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君）（登壇） 皆さん、おはようございます。それでは、総務文教委員会に付託されました日程第1、議第62号から日程第3、議第64号までの3件について、審査の結果の主なものを報告いたします。

まず、議第62号人吉市議会の議決に付すべき事件に関する条例の制定については、今後予定されている定住自立圏形成協定に当たって国が定めた定住自立圏構想推進要綱に、地方自治法第96条第2項に基づく議会の議決に付すべき規定があるため、新たに条例を制定するものです。

現在、本市において議会の議決に関する条例は、人吉市総合計画基本構想がありますが、今回その条例を廃止し、定住自立圏形成協定締結の議会の議決に関する条文を含めた条例とするものです。人吉市総合計画基本構想と定住自立圏形成協定に係る条文を一緒としたのは、今後このような議会の議決を要する案件が出てきた場合、この条例に追加整理できるようにするためであります。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

次に、日程第2、議第63号人吉市職員の配偶者同行休業に関する条例の制定については、地方公務員法の改正により、公務において活躍することが期待される有為な地方公務員の継続的な勤務を促進するため、職員が外国で勤務等をする配偶者と生活をともにすることを可能とする休業制度（配偶者同行休業制度）を創設するもので、これまで職員の配偶者が外国で勤務、事業の経営、大学等での就学に同行する場合、退職して同行するしか方法がなかったため、期間を限って同行することを認める制度であります。

執行部から資料をもとに説明を受け、委員からの休業期間についての質疑に、条例で定める期間は3年を超えない範囲。期間中、職は有するが職務に従事しないため給与は支給しない。また、滞在は6カ月以上継続することが見込まれる者に限る。3年を超えない範囲内において、1回に限り延長の申請ができるとの説明。また、期間中に同行休業をしている職員

が、産前休暇または産後休暇等を取得する場合は、配偶者同行休業は取り消しになるなど説明を受けました。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

次に、日程第3、議第64号人吉市公民館条例及び人吉市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定については、人吉市西瀬公民館鹿目分館及び人吉市西瀬コミュニティセンター鹿目分館の使用料を定めるため、条例の一部を改正するものです。

会議室1は1階部分、会議室2は2階部分での使用料金で、他の公民館、コミセン会議室などと同等の使用料を設定させていただいたとの説明を受けております。

委員から使用料減額について質疑があり、公民館条例施行規則で免除規定を設定しており、校区公民館での成人講座、子供講座、自主講座などの公民館活動については、料金は免除することになっているとの答弁があつております。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（永山芳宏君） ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、質疑を終了いたします。

採決いたします。議第62号から議第64号までの3件につきまして、総務文教委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永山芳宏君） 御異議なしと認めます。

よって、議第62号、議第63号、議第64号は、原案可決確定いたしました。

---

---

#### 日程第4 議第65号

○議長（永山芳宏君） 次に、日程第4、議第65号を議題とし、厚生委員長の報告を求めます。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

11番。笹山欣悟議員。

○11番（笹山欣悟君）（登壇） おはようございます。厚生委員会に付託されました日程第4、議第65号につきまして、審査の結果を報告いたします。

日程第4、議第65号損害の賠償についてであります。本件は、平成26年5月1日午前8時35分ごろ、市公用車が市道井ノ口地内第5号線を走行中、民家敷地内から出てきた相手方車両と接触し、双方の車両が損傷した事故に関し、相手方と人吉市の間で損害賠償の額を決定し、和解するものであります。市の損害額は18万6,570円、相手方は8万9,650円、市の自己責任割合は20%、相手方は80%で、市の賠償額は1万7,930円であります。

審査の過程で委員からの質疑に、2割の算定基準は当てたほうが8割、当てられたほうが

2割が基本である。判定についてはパターン化してあり、今回の事故については、過去の判例等も加え修正要素はなかったので2割となったとの答弁がっております。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（永山芳宏君） ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、質疑を終了いたします。

採決いたします。議第65号につきまして、厚生委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永山芳宏君） 御異議なしと認めます。

よって、議第65号は、原案可決確定いたしました。

---

---

#### 日程第5 議第41号及び日程第6 議第67号

○議長（永山芳宏君） 次に、日程第5、議第41号及び日程第6、議第67号の2件を議題とし、経済建設委員長の報告を求めます。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

8番。井上光浩議員。

○8番（井上光浩君）（登壇） 皆さん、おはようございます。少々長くなるかもしれませんが、どうぞお許しいただきたいと思っております。経済建設委員会に付託されました、日程第5、議第41号、日程第6、議第67号の2件につきまして審査の結果を報告いたします。

議第41号は、ひとよしから、米を原料とする球磨焼酎の地域文化を紡ぎ広める条例の制定については、3月定例会において継続審査としました案件であります。本定例会において執行部から議案訂正の申し出があり、承認されたものであります。

3月定例会における審査の過程において執行部から、本条例は全国の他の自治体の乾杯条例や普及促進条例と同様に理念条例であり、本市の伝統産業である球磨焼酎の歴史、地域文化へのかかわりについて理解を深めていただき、私たちの誇りとして未来に伝えていくことで球磨焼酎の普及促進、さらに地域経済の活性化につなげましょうといった趣旨の意思を表明するものであると説明がありました。特に、本則の前に置かれている前文については、球磨焼酎がつけられる環境や風俗といった特色ある地域文化を広く発信するため、本則のみでは十分に伝えることができない条例の由来などを記述し、決意表明の場にもふさわしいことから、前文形式で表現することにしたとの説明がっております。

委員からは、前文の中に球磨焼酎に関する歴史や時代背景を盛り込んだほうがよいのではないか。もう少し簡素化できないか。球磨弁を使うことは適当なのか。第3条の基本理念は第1条の目的と重複しているのでは不要ではないか。強制力はないということだが、本人の嗜

好も考え、条文の表現をもっと工夫すべきではないか。球磨焼酎酒造組合とは十分な協議がなされたのか。乾杯はもう少し前面に出したほうがよいのではないかなどさまざまな質疑、意見が出されました。委員からはほかに、本条例案は酒造組合にも説明されており、理念条例であるとの理解もできた。今後、酒造組合としっかりと協議の上、8月8日の球磨焼酎の日に向けてイベント等の予算化も検討し、普及促進に取り組んで欲しいとの賛成意見もありましたが、もう少し時間をかけて審査をしたいという意見が多数を占め、3月定例会では継続審査といたしました。

その後、本定例会において執行部から訂正案が提出されましたが、訂正の内容としましては、まず前文の中に「戦国時代に、大陸から人吉へと伝わった焼酎とその製法。以来500年、最も古い由緒と伝統を誇り、その味と香りは杜氏たちの焼酎造りに懸ける情熱によって、今も磨かれ続けている。」という歴史や時代背景についての文章が新たに追加されております。

次に、本則第3条の基本理念につきましては、従前の条文では「推進することを基本としなければならない」とあり、一般質問や委員会から、市民を拘束するものではないか、命令調ではないかとの意見があったため、今回、「推進するよう努めるものとする」と訂正がっております。

次に、第6条にて規定しております市民の役割であります。断酒会の方々や体質等により飲酒できない方々に配慮すべく、文中に「また、個人の意思を尊重し、節度ある飲酒を心掛けながら」という文言が新たに追加されております。

以上、3点の訂正を加えた本案件につきまして、慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

次に、議第67号人吉市第三セクター経営基盤強化資金貸付条例の制定については、第三セクターに対し資金を貸し付けることにより、経営基盤の強化を図ることを目的とし制定するものであります。

本案件は、第2条別表においてくま川下り株式会社に対し、経営基盤強化資金として3,500万円を上限として貸し付け、貸し付けの条件として利率は無利子、償還期間は据置期間を含む20年以内、据置期間は5年以内とするものであります。

くま川下り株式会社は危機的な経営状況を乗り切るため、今般くま川下り事業再生計画を策定され、平成26年6月から平成31年2月までの5年を第1期再生計画期間とされております。再生計画では、事業再生への五つの柱として、1、超高齢化社会への対応、2、川下りコース・区間の見直し、3、人吉発船場の立地、ロケーションの最大限活用、4、拠点の一本化（渡営業所の廃止）、5、その他の事業（ラフティング事業）の拡大が掲げられており、その設備投資費用として店舗改装、カフェ、厨房機材の購入、浮き栈橋の設置、貸ボートやラフティングボートの購入など、合計3,540万9,755円が計上されております。本案件の貸し付けは、この設備投資費用に対し、経営基盤強化の資金として貸し付けるものでありま

す。

審査の過程において執行部から、人吉市行財政経営検討委員会から6月9日に提出されましたくま川下り事業再生計画に関する提言について説明があり、提言の内容として、船頭の乗船手当以外の経費縮減、カフェの運営、川下りのコース変更、ラフティングボートの購入などについて6項目の提言があり、最後にまとめとして、人吉球磨観光のシンボリックな存在である球磨川下り存続には、この事業再生計画の達成が不可欠と考えられ、経営基盤強化のための資金調達は必須であり、増資や民間からの資金借入れが厳しい状況の中、筆頭株主としての市の役割は大変大きいものがあると思われるので、事業再生計画にある市からの資金貸し付けは妥当であると結ばれております。執行部はこの提言を受け、本案件を追加提案したとの説明がありました。

委員からは、貸し付けを行わなければ、くま川下り株式会社は存続できないのか。3月定例会でくまがわ荘の指定管理者を審査する際は、再生計画や貸し付けの話は全くなかった、このような提案の仕方は納得できない。市に貸し付けを求める前に、資本金の増資を行うべきではないか。貸し付けの条件として、本来なら担保や保証人をつけるべき。再生計画を妥当と思われるのであれば、役員は保証人になられるのではないか。もし、返済ができなかった場合はどうなるのか、市民の理解が得られないのではないか。再生計画にあるカフェやラフティングなどの売り上げ額の根拠は。浮き桟橋は球磨川が増水した場合が心配だ。計画内容をもっと精査するべきではないかなど、さまざまな観点から質疑が出され、貸し付けの安全性を懸念する意見が相次いだことから、委員会としましては、担保及び連帯保証人を条件として入れることはできないか執行部に検討を求めました。

執行部からは、役員は民間金融機関の融資において、個人で連帯保証人になっている状況なので、これ以上の連帯保証は無理と判断した。資本金についても2年前のアンケートの結果で増資はできないとのことだった。しかし、担保については当初会社の財産は既に金融機関の抵当に入っているため担保は取れないと判断していたが、抵当権を設定できるので規則で担保について規定することとした。再生計画が計画どおり進めば、金融機関の返済が進み、市が設定した抵当権も将来生きてくると判断した。くま川下り株式会社にとって、貸し付けが受けられるか受けられないかで大きく運命が変わると考える。企業のイメージをかえることが再生につながると考えるので、条例案を認めていただきたいとの答弁がありました。

委員会としましては、完全な安全性が示されない中、さらに質疑が相次いだことから、くま川下り株式会社代表取締役社長 井上幸生氏に参考人として出席を求め、現在の経営状況、今後の経営方針などについて意見を聞き、井上社長からは、人件費を削減したあとは経営改善がみられるが、今までの借金があるのもうしばらく時間がかかる。ラフティング利用の修学旅行生もふえており、再生に向けて一步一步進めているとの回答がありました。さらに、同会社の筆頭株主であります田中人吉市長に委員会に出席を求め、市長からは、市の大きな

看板の一つである球磨川下りを何とか再生しなければならないという決意のもと、人件費の改革を行った。試行錯誤してきた中で、市に借入金の条例を提案することになった。全員が一丸となって再建に当たり、球磨川下りという大看板を維持していきたいとの意見表明がありました。委員会としましては、さらに臨時取締役会の開催を求め、役員全員に再生計画と今回の貸付条例について、共通認識を持っていただくよう要望しました。本委員会の要望を受け、6月20日、緊急取締役会を開催し、その中で再生計画の概要説明を行ったこと、市から貸付金をお願いしていること、市に対する担保としては、4番目の抵当権設定をお願いし、連帯保証人にはなり得ないことなどの確認を行ったと報告を受けております。

委員からは、融資の必要性は感じるが、保証の安全性が確保されておらず、貸し付けを行うのはまだ先でよいと考えるので、現時点では反対との意見もありましたが、採決の結果、賛成多数で原案のとおり認めることに決しました。

ここで、経済建設委員会委員長として申し添えます。人吉市は50%の筆頭株主として、存亡の危機にある本市の観光の屋台骨を守ってきたくま川下り株式会社について貸し付けを認めましたが、経営陣に対しては旧態依然の体質ではなく、3,500万円の血税を流入することに対して重く受けとめ、また執行部は指導等を行うように強く要望をいたします。

以上、報告を終わります。

○議長（永山芳宏君） ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

7番。松岡隼人議員。

○7番（松岡隼人君） 1点質問させていただきたいと思います。

3,500万円を貸し付けるということですが、この条例が可決をされたならば3,500万円の貸し付けをされるわけですが、その貸し付けの方法、具体的に言いますと3,500万円をそのままお渡しになるのか、それとも経営基盤強化ですので、その事業ごとに対して貸し付けを行っていかれるのかお尋ねをいたします。私の考えといたしましては、損失補償じゃなくて経営基盤の強化ですので、それぞれの事業ごとに、極端な話をすれば領収書と交換ぐらいの感じで、しっかりと市が監視しながら貸し付けを行うべきだというふうに考えております。委員会でどのような議論が行われたのか、また委員長の見解を求めます。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 8番。井上光浩議員。

○8番（井上光浩君） まず、見解につきましてですが、今の委員長報告をもって私の見解と受けとっていただきたいと思いますが、貸し付けの方法ということでございますけど、方法については、さまざまに今から検討をされていくと思います。ただし、提言を受けました事業再生計画、それにのっかって進めていくという答弁はいただいております。なお、条例を見ていただきますとわかりますとおり、目的外の使用はできないとうたわれておりますので、

その点については、人吉市も役員の中に監査役として入っておりますので、そういったことについては今後重く受けとめられて、経営基盤に対するチェックとして進めていかれるのではないかと私はそう思っております。

以上です。

○議長（永山芳宏君） よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）ほかにありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、質疑を終了いたします。

採決いたします。採決は分割して行い、議第67号については起立採決といたします。

まず、議第41号についてお諮りいたします。議第41号について経済建設委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永山芳宏君） 御異議なしと認めます。

よって、議第41号は、原案可決確定いたしました。

次に、議第67号についてお諮りいたします。議第67号について、原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者 起立]

○議長（永山芳宏君） 起立多数。

よって、議第67号は、原案可決確定いたしました。

---

---

## 日程第7 議第57号

○議長（永山芳宏君） 次に、日程第7、議第57号を議題とし、各委員長の報告を求めます。

まず、予算委員長の報告を求めます。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

16番。三倉美千子議員。

○16番（三倉美千子君）（登壇） 皆様、おはようございます。予算委員会に付託されました日程第7、議第57号平成26年度人吉市一般会計補正予算（第2号）のうち、第1条歳入予算の補正、第3条地方債の補正について報告いたします。

今回の歳入予算の補正は、4億126万4,000円を追加し、歳入予算の総額を153億3,333万2,000円とするものです。今回の補正につきましては、主に国・県の補助事業の内示などによる補正でございます。

主なものとしまして、総務部関係は、19款繰越金、前年度繰越金1億円の増額、21款市債、道路橋梁債2,780万円の増額、これは人吉球磨スマートインターチェンジ整備事業に対する起債でございます。

健康福祉部関係の主なものは、15款県支出金、児童福祉費補助金1億209万9,000円の増額で、熊本県安心こども基金特別対策事業として取り組まれる保育園の改築事業に対するもの

です。

経済部関係の主なものは、15款県支出金、農業費補助金、農業参入企業支援事業費補助金547万2,000円の増額で、企業が農業事業に参入する場合の営農に必要な経費、ビニールハウスの増設に対するものです。

建設部関係の主なものは、14款国庫支出金、道路橋梁費補助金、社会資本整備総合交付金4,335万円の増額で、人吉球磨スマートインターチェンジ整備事業に対するものです。

教育部関係の主なものは、14款国庫支出金、小学校費補助金、学校施設環境改善交付金2,619万2,000円の増額で、小学校2校の給水設備に対するものです。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

以上で、報告を終わります。

○議長（永山芳宏君） 次に、総務文教委員長の報告を求めます。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君）（登壇） 日程第7、議第57号平成26年度人吉市一般会計補正予算（第2号）のうち、総務文教委員会に付託されました歳出予算につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

2款総務費、1項総務管理費は909万円を増額しております。6目財産管理費の増額は、市役所別館建物耐震診断委託料と市役所別館地一帯予備地質調査委託料、また老朽化した本庁舎1階の空調設備2基分の改修工事費であります。

委員からの質疑に対し、市役所別館の予備地質調査は、今回4カ所の調査を予定している。別館敷地は新庁舎建設予定地の中に川が流れており、川を挟んで地番が分かっている。地質調査をすることで、どちら側が防災拠点としての適地かを判断するための予備調査であるとの答弁がありました。また、別館建物耐震診断については、耐震調査結果により耐震補強して今後も活用するのか、解体撤去するかの判断をするための調査であるとの説明を受けました。

9款消防費、1項消防費は100万3,000円を増額しております。8月31日に行われる防災実働訓練に係る経費で、東間校区、市役所別館で実施するものであります。

10款教育費、1項教育総務費は124万7,000円を増額しております。2目事務局費の増額は、子ども・子育て相談員報酬において、勤務条件の変更によるものです。

委員からの質疑に対し、勤務条件の変更は相談員は1名であるが、当初週3日だったのを週4日にしてもらった。相談件数も年度初めから延べ17件あっている。随時、学校にも出向いて子供たちの様子を見て回っている状況ということであります。

2項小学校費は7,903万5,000円を増額しております。3目学校建設費の増額は、国の学校施設環境改善交付金事業で、人吉東小学校、中原小学校の給水設備改修工事費であります。



5項社会教育費は683万8,000円を増額しております。1目社会教育総務費の増額は、人吉市人権教育推進連絡協議会補助金、人吉市青少年育成市民会議補助金などであります。

委員からの質疑に対し、人権教育推進連絡協議会は、10月18、19日に第43回熊本県人権教育研究大会人吉球磨大会が予定されている。メイン会場は人吉市スポーツパレスで、次の日は人吉球磨内で18会場に分かれて分科会が行われる。人吉市では3回目の大会で、全体で3,000人規模の開催。人吉球磨で2,000名、人吉市で500名ほどの参加を予定しているとの答弁がありました。また、駐車場に関しては、分散しての駐車になり、バスでの送迎を予定している。球磨村の総合運動公園も相談していきたいとの説明を受けました。

5目文化財保護費の増額は、村山観音堂防災事業補助金などであります。

委員からの質疑に対し、昨年5月に人吉市指定の文化財として建造物を4件指定している。消防法施行令に自動火災報知設備に関する基準、文化財関係建造物に対する自動火災報知設備の設置に関する消防法令の運用基準に、市指定から2年以内に自動火災報知設備を設置するようになっているため、今回村山観音堂へ設置になった。補助率は4分の3であるとの答弁がっております。

6目カルチャーパレス費の増額は、9月20日に開催されます箏奏者、人間国宝、六代山勢松韻さんの人吉公演開催に係る経費であります。

委員から、今回2回目の公演に当たって、市民からの要望があったのかなどの質疑がっております。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（永山芳宏君） 次に、厚生委員長の報告を求めます。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

11番。笹山欣悟議員。

○11番（笹山欣悟君）（登壇） 日程第7、議第57号平成26年度人吉市一般会計補正予算（第2号）のうち、厚生委員会に付託されました予算につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

3款民生費は1億5,845万2,000円を増額し、補正後の額を62億3,009万円といたしております。1項社会福祉費は253万7,000円の増で、非常勤職員の通勤手当相当分の旅費、創立50周年記念式典開催のための人吉市老人クラブ連合会への補助金、老人福祉センターのアスベスト分析調査委託料、冷却塔改修工事の増などが主なものであります。2項児童福祉費は1億5,453万2,000円の増で、保育所等緊急整備事業補助金の中原保育園園舎改築工事補助金1億5,314万9,000円が主なものであります。

4款衛生費は、非常勤職員の通勤手当相当分の旅費であります。

審査の過程で委員からの質疑に、老人福祉センターの温泉の温度調節をするため、クーリ

ングタワーを平成24年3月につけたが、クーリングタワー内はレジオネラ菌が繁殖しやすいので、薬液を注入して繁殖しないような装置をつける工事と、クーリングタワーから出ている飛沫を直接吸入しないようにダクトをつける工事の2点の工事を行う。ボイラー煙突を撤去する際にアスベストが含まれていることがわかり、それについては封じ込めの工事を行ったが、それにつながるボイラー室について慎重を期して調査を行うものである。老人クラブ連合会の記念式典については、8月30日カルチャーパレス大ホールで開催される。功労者表彰、アトラクション、老連だより記念号の発行等を予定されており、会場使用料相当分を補助するもので、総予算は87万円を予定されている。中原保育園の改築工事についての補助金の流れについては、名称は以前から緊急整備事業であり、1年ほど前から改修の話を知っている。26年度の補助金をもらうためには、25年度の9月ごろの県からの調査において申請の可能性があると返事をした市町村に対して、11月から12月ごろにかけて翌年度の補助金について県と調整を始め、26年度の補助要綱については、今年度6月に正式文書が来て現在申請書を提出するための準備を進めているところ。あくまでも25年度内の県、保育園、市の協議においては、25年度の補助要綱に基づいての協議をしていくということで、正式には26年度になってから補助要綱は固まることになる。平成26年3月31日時点での熊本県こども安心基金残高は、11億9,007万7,960円であるといった答弁がっております。

次に、第2条債務負担行為の補正であります。第3次戸籍電算システム機器使用料は、平成22年度から稼働しております第2次戸籍電算システムサポート期間が平成27年度で終了することに伴い、新しい戸籍電算システムへの更新に向けて、機器使用料の債務負担行為を行うもので、期間を平成26年度から平成32年度まで、限度額を7,509万6,000円と設定するものであります。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（永山芳宏君） 次に、経済建設委員長の報告を求めます。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

8番。井上光浩議員。

○8番（井上光浩君）（登壇） 日程第7、議第57号平成26年度人吉市一般会計補正予算（第2号）のうち、経済建設委員会に付託されました歳出予算につきまして、審査の結果を報告いたします。

6款農林水産業費につきましては、1,030万1,000円を増額するもので、主なものは人・農地プラン検討委員会の委員を5名増員し、10名にするための委員報酬及び農地中間管理事業推進員報酬の195万5,000円、梢原農産合同会社のベビーリーフ栽培のためのビニールハウス増棟に伴う農業参入企業支援補助金547万2,000円であります。なお、ビニールハウス増棟予定地（鬼木町）において現地視察を行っております。

委員からの質疑に対し、人・農地プラン検討委員の増員については、地域の代表は必要ということから、各校区の振興組合から入っていただくことを検討している。また、農地中間管理事業推進員については、農地の貸し借りをを行う熊本県農業公社と連携、協力を推進するため、市の農地や農家のことを熟知されている方を雇用したいとの答弁がっております。

7款商工費につきましては、175万4,000円を増額するもので、主なものは球磨焼酎振興のためのポスター作成の印刷製本費20万円、じゅぐりっと博覧会実行委員会補助金150万円であります。

委員からの質疑に対し、じゅぐりっと博覧会は、観光客を呼び込むことを目的に、昨年同様9月から11月までを予定しているとの説明があり、委員からは、地域住民で行っている催しものもあるので、市民には丁寧な説明を行って欲しいとの要望がっております。

8款土木費につきましては、9,039万7,000円を増額するもので、主なものは、まず人吉・球磨スマートIC測量設計等委託料及び交通量推計見直し委託料7,885万2,000円であります。なお、インターチェンジ設置箇所において現地視察を行っております。ほかに、来年度改修が予定されている市営住宅米山団地の浄化槽改修工事等に伴う設計業務委託料及び「前田団地」4号棟、5号棟、6号棟、7号棟の外壁改修工事に伴う調査設計委託料965万4,000円、国土交通省から受託している球磨川の草刈り等の河川管理委託料189万1,000円となっております。

慎重審査の結果、全員異議なく原案どおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（永山芳宏君） ただいまの各委員長報告に対し、質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、質疑を終了いたします。

採決いたします。議第57号について、各委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永山芳宏君） 御異議なしと認めます。

よって、議第57号は、原案可決確定いたしました。

---

## 日程第8 議第66号

○議長（永山芳宏君） 次に、日程第8、議第66号を議題とし、各委員長の報告を求めます。

まず、総務文教委員長の報告を求めます。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君）（登壇） 日程第8、議第66号平成26年度人吉市一般会計補正予算（第3号）のうち、総務文教委員会に付託されました歳出予算につきまして、審査の結果を報告いたします。

14款予備費を3,500万円減額しております。今回の補正は、人吉市第三セクター経営基盤強化資金貸付金に係るもので、貸付金と同額を減額しております。

委員から、ぜひこの予備費3,500万円は、球磨川下り再生に資するように会社のほうにも伝えていただきたいとの意見があっております。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（永山芳宏君） 次に、経済建設委員長の報告を求めます。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

8番。井上光浩議員。

○8番（井上光浩君）（登壇） 日程第8、議第66号平成26年度人吉市一般会計補正予算（第3号）のうち、経済建設委員会に付託されました歳出予算につきまして、審査の結果を報告いたします。

7款商工費について3,500万円を増額するもので、内容は、議第67号人吉市第三セクター経営基盤強化資金貸付条例に伴う貸付金として、くま川下り株式会社へ貸し付けるものでございます。

委員から、20年間できちんと償還できるよう執行部においては精査していただきたい。条例には目的外の用途には使用してはならないとなっているので、十分なチェックを行い、委員会に対して報告を行うことなど意見、要望が出されております。

採決の結果、賛成多数で原案どおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（永山芳宏君） ただいまの各委員長報告に対し、質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、質疑を終了いたします。

採決いたします。採決は起立採決といたします。議第66号について、原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者 起立]

○議長（永山芳宏君） 起立多数。

よって、議第66号は、原案可決確定いたしました。

---

## 日程第9 議第58号から日程第12 議第61号

○議長（永山芳宏君） 次に、日程第9、議第58号から日程12、議第61号までの4件を議題とし、厚生委員長の報告を求めます。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

11番。笹山欣悟議員。

○11番（笹山欣悟君）（登壇） 厚生委員会に付託されました日程第9、議第58号から日程第

12、議第61号までの4件につきまして、審査の結果を報告いたします。

まず日程第9、議第58号平成26年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、5名の非常勤職員に対する通勤手当相当分の支給開始に伴う補正で、補正額を予備費で調整するものであります。

次に、日程第10、議第59号平成26年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第1号）は、18名の非常勤職員に対する通勤手当相当分の支給開始に伴う補正が主なもので、補正額を予備費で調整するものであります。

次に、日程第11、議第60号平成26年度人吉市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ11万7,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,925万4,000円とするものであります。歳入は一般会計繰入金を11万7,000円増額し、歳出は5名の非常勤職員に対する通勤手当相当分の支給開始に伴う旅費であります。

次に、日程第12、議第61号平成26年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出にそれぞれ1,520万円追加し、歳入歳出予算の総額を10億7,239万9,000円とするものであります。今回の補正は、国庫補助金の増額と中青井地区污水枝線築造工事に伴う補正であります。第2条地方債の補正は限度額の変更を行うもので、公共下水道債を720万円増額し、5,370万円とするものであります。

審査の過程で委員からの質疑に、中青井地区污水枝線築造工事後に、近隣にある消防詰所が下水道につながるときの費用は民有地なので詰所側で負担してもらう。工事後直ちにつながりたい所は（仮称）鉄道ミュージアムが確定しており、民有地については把握していない。つなぐ場合の費用の基準は、指定工事店が行うが、今はメーター当たり幾らと見るのではなく、発注者と業者の契約になるといった答弁がっております。

以上4件について慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（永山芳宏君） ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、質疑を終了いたします。

採決いたします。議第58号から議第61号までの4件について、厚生委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永山芳宏君） 御異議なしと認めます。

よって、議第58号、議第59号、議第60号、議第61号は、原案可決確定いたしました。

---

---

## 日程第13 農業委員会委員の推薦について

○議長（永山芳宏君） 次に、日程第13、農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。

本件は、農業委員会委員の任期満了に伴い、農業委員会等に関する法律第12条第2号の規定により、学識経験を有する者4人以内を推薦するものでありますが、今回3人を推薦することとし、推薦の方法は議長において指名することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永山芳宏君） 御異議なしと認めます。

よって、議長より指名いたします。

農業委員会委員に、人吉市上原田町字牛塚695番地 迫田幸乃さん、人吉市中林町1707番地1 堤千鶴子さん、人吉市西間上町1683番地 福屋智香子さんを指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました3人を農業委員会委員に推薦することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永山芳宏君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました3人の方を農業委員会委員として推薦することに決定いたしました。

---

#### 日程第14 市庁舎建設に関する特別委員会委員長の報告

○議長（永山芳宏君） 次に、日程第14、市庁舎建設に関する特別委員会委員長の報告を求めます。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

13番。村上恵一議員。

○13番（村上恵一君）（登壇） 日程第14、市庁舎建設に関する特別委員会委員長の報告を行います。

本定例会前の5月8日に、本委員会委員8名と執行部より総務部長、総務部次長、企画政策係長及び議会事務局より2名の計13人で上天草市の視察を行いました。視察目的は、地域産材木材利用を図られた新松島庁舎建設の建設地選定と建設計画などについてでございます。

上天草市は、平成16年3月31日に天草地域4町の合併により誕生し、新松島庁舎の建設事業は、旧4町の合併協定項目の一つに位置づけられていました。旧庁舎は、鉄筋コンクリートづくりの3階建ての建築物で40年以上が経過し、設備の劣化や破損等が著しく、市民に対する行政サービスの提供に支障を来しており、加えて耐震性が不十分であったようです。新庁舎の特徴として、2棟の屋根に湾曲の連続性を持たせ、あたかも一体建設物であるかのように見せる工夫がしてあります。建物の総床面積は3,400.79平米、構造は1時間準耐火構造の木造建築物で、総事業費12億400万円の内訳は、林業・木材産業振興施設等整備事業交付金として、約3億4,400万円、合併特例債が4億1,100万円、庁舎建設基金が1億円、一般財源が3億4,900万円となっております。建設地選定としましては、上天草市自体が複数の島

で形成されているため、大矢野庁舎と松島庁舎の2庁舎方式を選択することを建設検討委員会の答申により現在地に決定したとの説明を受けました。

委員からは、それぞれ2庁舎の組織機能や地元の木材協会からの木材供給について、また交通体系のことなど多方面からの質問が行われました。その後、6月に入り協議会を開催し、今回の視察に関してのとりまとめを行いました。主な意見としましては、すぐそばが海であり、防災拠点としては疑問を感じた。木材のぬくもりがよく、地場産業の活性化にもなる。また、一番多かったのは、交付金を活用してイニシャルコストを抑えた反面、数年に一度のメンテナンスなど、ランニングコストが必要以上にかかってしまうので慎重に考えるべきとの意見でした。

次に、今回第12回となる特別委員会を去る6月3日に開催いたしました。実質的には11回目の審議になりますが、審議事項は、新庁舎建設に係る市民アンケートの集計分析結果についてでございます。先に執行部より市民アンケートの集計分析結果について説明がありました。その内容ですが、3月に移転建設候補地が決定したことを受けて、今後、基本構想並びに基本計画の基礎資料とするために行ったものであり、市内在住の18歳以上の方3,000人を住民基本台帳から無作為抽出し、調査期間は4月8日から4月30日までの3週間、有効回収数は1,148票、有効回収率は38.4%であったとのことです。

質問項目としましては、回答者の属性に関して、性別、年齢、校区単位の居住区などの基本質問。現在の市庁舎に関する質問として、市役所へはどのような要件で訪れるのか、その際の交通手段は、現在の市役所の問題点の3問。新市庁舎に関する質問として、新市庁舎に何を求めるのか、新市庁舎に加えたい機能、新市庁舎への御意見や要望の3問であります。市役所を訪れる要件では、全体の85%が戸籍、住民票、印鑑証明で、次に税金、国民健康保険、国民年金、介護保険、高齢者福祉など市民生活関連が大部分でした。訪れる際の交通手段では、約80%が自家用車で、次に自転車、徒歩の順であったとのことです。現在の問題点については、約58%が庁舎や施設が分散していてわかりにくい。次に35%が駐車場が使いづらい、または足りないとの回答。新しい市庁舎のあり方、コンセプトについては、防災拠点が46%、ワンストップサービスが約41%、駐車場、駐輪場の充実が約38%で、年齢層が上がるにつれて防災拠点と答えた人が多く、若い世代はユニバーサルデザイン、中間年代層は建設費・維持費抑制、環境に配慮と回答した割合が多いとの結果でした。また、新庁舎に加えたい機能については、郵便局、銀行が74%で最も多く、市民の多様な活動に対応できる空間が41.5%、売店、食堂が40.2%、談話・相談室が30.8%という要望が多く、また新市庁舎への御意見や要望では、東校区で89件、西校区で64件、東間校区で同じく64件、西瀬校区で46件、中原校区で62件が寄せられております。

説明の後委員から、今後のスケジュールでどのように生かしていくのかとの質問に、今年度は今回の市民アンケートをもとに、求められる機能、あるいはコンセプトを踏まえて、基

本構想を策定し、次年度以降では基本設計、実施設計という形になるとの答えでした。また、住民基本台帳から無作為抽出ということだが、校區別とか男女別とか年代別とかは分けられたのかの質問に対して、まず男女別に分けて、その後実際の世代別ごとの人口割合に応じて抽出間隔を設定しており、校區別の抽出にも対応した条件となっているとの答えでした。

以上、市庁舎建設に関する特別委員会委員長の報告を終わります。

○議長（永山芳宏君） ただいまの報告に対し、質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、質疑を終了いたします。

以上で、市庁舎建設に関する特別委員会委員長の報告は終了いたしました。

---

---

### 日程第15 治水・防災に関する特別委員会委員長の報告

○議長（永山芳宏君） 次に、日程第15、治水・防災に関する特別委員会委員長の報告を求めます。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

14番。田中 哲議員。

○14番（田中 哲君）（登壇） 皆さん、おはようございます。日程第15、治水・防災に関する特別委員会委員長の報告をいたします。

第10回本特別委員会を平成26年6月3日火曜日、午後1時半より開催し、審議事項1、人吉盆地南縁断層等について、2、ダムによらない治水を検討する場についてということで審議いたしております。

審議事項1、人吉盆地南縁断層等については、熊本県知事公室危機管理防災課から担当職員を招聘し、熊本県地震・津波被害想定調査結果の概要についてをもとに、1、調査目的・内容について、2、調査対象地震、3、調査結果（地震動解析）、4、被害想定結果についての説明を受けました。

説明では、まず従来の県地域防災計画の被害想定は、平成7年に発生しました阪神淡路大震災のデータをもとに地震被害の推計を実施したものであったが、東日本大震災を受け、近年の新しい科学的知見等を用い、県内で起こり得る最大クラスの地震及び津波の規模を推計したとのございました。人吉市に被害を及ぼすおそれのある人吉盆地南縁断層については、想定地震規模がマグニチュード7.1、発生確率を30年以内とした場合が1%以下、最大想定震度が7と想定されるということで、人吉球磨地域の建物の被害想定結果は、液状化、揺れ、急傾斜地崩壊、地震火災により全壊家屋が4,736棟、半壊家屋が1万315棟、人的被害の想定結果は、揺れ、急傾斜地崩壊、地震火災により死者が297人、重負傷者が3,606人と想定されるとの説明でありました。また、布田川・日奈久断層帯、出水断層帯、南海トラフが引き起こす地震によっても、少なからず建物被害、人的被害が発生するとの説明でありました。



なお、委員からは、南海トラフ地震による人吉盆地南縁断層及び市房ダムへの影響はあるのか。また断層のずれとメカニズムについて。断層の調査について。また地震が引き起こす深層崩壊についての可能性と振動センサーの設置場所について。過去の日向灘地震やえびの地震のメカニズムについてなど活発な質疑がありました。

次に、審議事項2についてでございますが、ダムによらない治水を検討する場については、4月24日に熊本県庁で2年7カ月ぶりに行われました第10回会合の報告を、国土交通省の「これまでの経緯、積み上げてきた治水対策案及びそれによって得られる治水安全度」、「昭和40年7月降雨及び昭和57年7月降雨による氾濫シミュレーション」、「追加遊水地等の提案に対する検討結果」、それに熊本県の「球磨川水系における防災・減災ソフト対策に対する県の財政支援」をもとに報告をいただきました。

その中で、新たに人吉市と相良村より追加提案がなされた遊水地の候補地に対する国土交通省の検討内容の結果が報告されております。報告によりますと、人吉市の追加提案の万江川地区遊水地での渡地区水位低減効果、それに相良村追加提案の川辺川地区遊水地での人吉市九日町水位低減効果は、ほとんどゼロであるとの説明がありました。

なお、次回開催につきましては、国と県より市町村と協議して決めるとの発言があったとの報告に委員からは、安全度の低さへの懸念と、できるところから対策を急ぐよう要望する意見がありました。

以上、報告を終わります。

○議長（永山芳宏君） ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、質疑を終了いたします。

以上で、治水・防災に関する特別委員会委員長の報告は終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

午前11時06分 休憩

午前11時28分 開議

○議長（永山芳宏君） 休憩前に引き続き再開いたします。

---

### 発言の申し出

○議長（永山芳宏君） ここで発言の申し出がっておりますので、これを許可します。

（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

8番。井上光浩議員。

○8番（井上光浩君）（登壇） 大変申しわけありません。日程第7、議第57号平成26年度人吉市一般会計補正予算（第2号）のうち、8款土木費につきまして、私委員長報告を行いま

したけれども、その中で前田団地4号、5号、6号、7号棟の外壁改修工事に伴う調査設計委託料965万4,000円と皆さん方に説明をいたしましたし、報告をいたしました。実際は「前田団地」ではなく「鶴田団地」でございます。また、委託料につきましては変更はございません。この「前田団地」を「鶴田団地」というふうに訂正方をお願いしたいと思います。

---

---

## 日程第16 人吉球磨広域行政組合議会の報告

○議長（永山芳宏君） 次に、日程第16、人吉球磨広域行政組合議会の報告を求めます。

（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

11番。笹山欣悟議員。

○11番（笹山欣悟君）（登壇） 日程第16、人吉球磨広域行政組合議会の報告を行います。

平成26年第1回人吉球磨広域行政組合議会定例会2日目が、平成26年3月28日午前10時から人吉球磨クリーンプラザ大会議室において開会されました。

まず、日程第1、議案第12号から日程第3、議案第14号までの条例の一部改正の議案第12号人吉球磨広域行政組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第13号人吉球磨広域行政組合職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第14号人吉球磨広域行政組合負担金条例の一部を改正する条例の制定についての3議案について、議案ごとに質疑、採決の結果、いずれも原案のとおり可決決定しました。続いて日程第4、議案第5号から日程第7、議案第8号までの平成26年度当初予算関連の議案第5号平成26年度人吉球磨広域行政組合一般会計予算、議案第6号平成26年度人吉球磨広域行政組合人吉球磨ふるさと市町村圏特別会計予算、議案第7号平成26年度人吉球磨広域行政組合特別養護老人ホーム特別会計予算、議案第8号平成26年度人吉球磨広域行政組合一般会計経費の負担金の総額の4議案について、一括して執行部の補足説明を受け、議案ごとに質疑、採決の結果、いずれも原案のとおり可決決定しました。最後に、日程第8、委員会の閉会中の継続調査について議会運営委員会委員長の申し出のとおり決定がなされ、閉会しました。

次に、平成26年第2回人吉球磨広域行政組合議会臨時会が、平成26年5月29日午前10時から人吉球磨クリーンプラザ大会議室において開会されました。

まず、日程第1、議席の指定では、球磨村議会議員の任期満了に伴う改選により、球磨村議会より新たに組合議員として選出された嶽本孝司議員の議席を24番、多武義治議員の議席を25番に指定、あわせて欠員が生じていた組合の共同処理する事務に関する調査特別委員会委員に両議員ともに指名され、両名のあいさつがありました。次に、日程第2、会議録署名議員の指名では、相良村選出の19番小善満子議員と山江村選出の21番中竹耕一郎議員が指名されました。次の日程第3、会期の決定では、5月29日の1日限りとすることに決定しました。次に、日程第4では、議会運営委員会委員の選任が行われ、球磨村議会議員の改選によ

り欠員となっていた下球磨地区の委員の補充について、下球磨地区の議員の協議にて19番小善満子議員（相良村選出）が選任され、議長より指名されました。次に、日程第5、議案第15号平成26年度人吉球磨広域行政組合人吉球磨ふるさと市町村圏特別会計補正予算（第1号）について提案があり、原案のとおり決定しました。最後に日程第6、議員の派遣については、平成26年度の議員の派遣について、配付された資料のとおり実施することに決定がなされ閉会しました。

以上、人吉球磨広域行政組合議会の報告を終わります。

---

---

## 日程第17 人吉下球磨消防組合議会の報告

○議長（永山芳宏君） 次に、日程第17、人吉下球磨消防組合議会の報告を求めます。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

15番。仲村勝治議員。

○15番（仲村勝治君）（登壇） 日程第17、人吉下球磨消防組合議会の報告をいたします。

平成26年5月19日月曜日午前10時より人吉下球磨消防組合消防本部会議場において、平成26年5月第2回人吉下球磨消防組合議会臨時会が開催されました。会期は1日でございます。

議長の選挙について。球磨村議会の任期満了に伴い、構成市町村議会議員で構成する消防組合議会において、議長が空席であったため選挙が必要になったものであります。指名推選により、議長に山江村議会選出の田原龍太郎氏が選出されました。なお、新たに球磨村議会より高澤康成議員が選出されています。

専第1号専決処分の承認を求めることについて。住居手当の支給要件は、居住するための住宅を借り受け、月額1万2,000円を超える家賃を支払っている職員に支給するようになっており、現に住居手当を支給されている職員が単身で赴任した場合、赴任先で住居手当の支給を受けるだけになり、その家族が居住する借家に対しては、住居手当の支給要件としていなかった。住居手当の支給要件として条例の一部を改正し、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分としたものでございます。原案を確定しております。

報告第1号平成25年度人吉下球磨消防組合一般会計繰越明許費繰越計算書について。平成25年度緊急防災減災事業の消防救急デジタル無線本体工事に係る経費について、ことし2月の議会定例会に提案し、繰越明許費として平成26年度へ繰り越した経費でございます。

議案第1号人吉下球磨消防組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定について。今回の一部改正は、昨年8月に京都府福知山市で発生した花火大会における爆発火災を踏まえ、祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者が集合する催しに際して、火を使用する器具等を使用する場合に当たっては、消火器を準備した上で使用することとしたこと、また、そのような催しに露店等を開設する場合は、消防機関に届け出をしなければならないとしたこと、以上の2点が主な改正の概要であります。なお、大規模な祭礼、縁日、花火大会、展

示会その他の多数の者が集合する屋外催し、指定催しの指定についての条例改正は、検察庁と協議が必要があり、政令指定都市消防本部等の動向を見た上で条例改正を検討していく予定でございます。これは原案可決しております。

追加議事として、議案第2号人吉消防組合監査委員の選任につき同意を求めることについて。議会選出監査委員であった山江村議会選出、田原龍太郎議員が議長に当選されたことに伴い、現在、議員選出の監査委員が不在となり、地方自治法第196条第1項及び人吉下球磨消防組規約第11条第2項の規定により、議会の同意が必要となったものでございます。新監査委員に五木村議会選出の中村俊也議員が選任同意されました。

以上でございます。

---

---

#### 日程第18 委員会の閉会中の継続審査及び調査について

○議長（永山芳宏君） 次に、日程第18、委員会の閉会中の継続審査及び調査についてを議題といたします。

予算委員会、総務文教委員会、厚生委員会、経済建設委員会の各常任委員長及び議会運営委員会委員長からそれぞれお手元に配付してありますように、各委員会の所管事項について閉会中の継続審査及び調査の申し出があっております。各委員長の申し出に対し、質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、質疑を終了いたします。

採決いたします。各委員長の申し出のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永山芳宏君） 御異議なしと認めます。

よって、申し出のとおり決定いたします。

---

---

## 閉会中の継続審査・調査の申し出があった事件

### ○予算委員会

(平成26年6月第4回定例会)

事件の番号	件 名	理 由
	一般会計予算の歳入に関する事	実情を調査する必要があるため
	その他、所管事項に関する事	実情を調査する必要があるため

### ○総務文教委員会

事件の番号	件 名	理 由
	市政の企画に関する事	実情を調査する必要があるため
	行財政に関する事	実情を調査する必要があるため
	防災及び消防に関する事	実情を調査する必要があるため
	学校教育及び社会教育に関する事	実情を調査する必要があるため
	文化及びスポーツの振興に関する事	実情を調査する必要があるため
	その他、所管事項に関する事	実情を調査する必要があるため

### ○厚生委員会

事件の番号	件 名	理 由
	戸籍、住民基本台帳その他市民の記録管理に関する事	実情を調査する必要があるため
	環境保全、衛生及び公害に関する事	実情を調査する必要があるため
	市民の健康及び福祉に関する事	実情を調査する必要があるため
	上・下水道に関する事	実情を調査する必要があるため
	その他、所管事項に関する事	実情を調査する必要があるため

○経済建設委員会

事件の番号	件名	理由
	農林水産業の振興に関すること	実情を調査する必要があるため
	商工観光業の振興及び労働行政に関すること	実情を調査する必要があるため
	企業誘致に関すること	実情を調査する必要があるため
	道路、河川の管理・整備に関すること	実情を調査する必要があるため
	都市計画及び都市開発に関すること	実情を調査する必要があるため
	その他、所管事項に関すること	実情を調査する必要があるため

○議会運営委員会

事件の番号	件名	理由
	議会運営に関すること	実情を調査する必要があるため
	会議規則、委員会条例に関すること	実情を調査する必要があるため
	会期日程に関すること	実情を調査する必要があるため
	議長の諮問に関すること	実情を調査する必要があるため

## 日程の追加について

○議長（永山芳宏君）　ここで、日程の追加についてお諮りいたします。

意見第6号ホテル・旅館等建築物の耐震化の促進に関する意見書（案）を日程に追加することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永山芳宏君）　御異議なしと認めます。

よって、本件を日程に追加いたします。

---

## 追加日程 意見第6号

○議長（永山芳宏君）　意見第6号を議題とし、提出者の説明を求めます。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

8番。井上光浩議員。

○8番（井上光浩君）（登壇）　提案理由の説明は、意見書（案）の朗読によってかえさせていただきます。

（意見書案 朗読）

---

## 意見第6号

ホテル・旅館等建築物の耐震化の促進に関する意見書（案）

南海トラフの巨大地震や首都直下型地震の被害想定においては、死傷者や建物被害がこれまでの想定や東日本大震災を大きく上回る非常に厳しいものとなっています。一方、住民の避難意識啓発や建物の耐震性の強化等の防災対策による被害軽減も推計されており、地方自治体は、可能な限り被害を最小限に抑止する、防災・減災対策を早急に進めていく必要があります。

そのような中、大規模な地震の発生に備えて、建築物の地震に対する安全性の向上を一層促進するため、平成25年5月の国会において、「建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、不特定多数の者が利用するホテル・旅館等の建築物で、床面積5千平方メートル以上の大規模なもの及び地方公共団体が指定する緊急輸送道路等の避難路沿道建築物などについては、建築物の耐震診断の実施及びその結果を平成27年末までに所管行政庁に報告することが義務づけられました。

我が国の経済は緩やかに持ち直しつつありますが、温泉地の観光産業、特にその中核を担っているホテル・旅館等の経営環境は、なお厳しい状況が続いており、診断結果による建築物の耐震化には多額の費用を要するため、重点的な支援が必要です。

地方自治体においても、地震による建築物の倒壊等被害から住民等の生命、身体、財産を守るため、耐震診断等に対する財政支援を行っているところですが、耐震化の一層の向上を

図るためには、その財源確保が不可欠です。

また、これらの耐震化を円滑に推進するに当たっては、当該建築物の所有者はもとより、広く国民に対して当改正法の内容の周知と理解の促進を図ることが重要です。

よって、国は、温泉所在都市に対するホテル・旅館等の建築物の耐震化を迅速かつ円滑に推進するため、必要な財政支援措置の充実を図るとともに、当該法の施行に当たっては、地方公共団体や当該建築物の所有者の実情等を十分踏まえ、必要な財政支援措置が確立されるまでは施行期限を延長すること及び耐震診断結果の公表を猶予するなど、特段の配慮がなされるよう要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年6月23日

熊本県人吉市議会

意見書提出先

内閣総理大臣 安倍晋三様  
国土交通大臣 太田昭宏様  
衆議院議長 伊吹文明様  
参議院議長 山崎正昭様  
観光庁長官 久保成人様

意見第6号

ホテル・旅館等建築物の耐震化の促進に関する意見書（案）の提出について  
地方自治法第99条の規定による意見書を会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成26年6月23日

人吉市議会議長 永山芳宏様

提出者 人吉市議会議員

松岡隼人 豊永貞夫  
村口隆 川野精一  
笹山欣悟 高瀬堅一  
森口勝之 宮崎保  
三倉美千子 田中哲  
大塚則男 西信八郎  
平田清吉 仲村勝治  
村上恵一 井上光浩  
犬童利夫



以上でございます。

○議長（永山芳宏君） ただいまの説明に対し質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。意見第6号については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永山芳宏君） 御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略し、直ちに採決いたします。

意見第6号について、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永山芳宏君） 御異議なしと認めます。

よって、意見第6号は原案のとおり可決いたしました。

---

---

○議長（永山芳宏君） 以上で、本日の議事は全部終了いたしました。

これをもちまして、平成26年第4回人吉市議会定例会を閉会いたします。

午前11時46分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

人吉市議会議長 永 山 芳 宏

人吉市議会議員 松 岡 隼 人

人吉市議会議員 井 上 光 浩